特別展記念シンポジウム

「新羅郡の時代を探る」

シンポジウム　資料集

と　き　平成３０年１１月２４日（土)、１１月２５日（日）
10：00～16：30

ところ　和光市民文化センター　小ホール

主　催　和光市教育委員会

共　催　朝霞市教育委員会・志木市教育委員会・新座市教育委員会・(公財）和光市文化振興公社

Ⅰ部　　基調講演

「武蔵国新羅郡誕生の歴史的背景について」

講師：　宮　瀧　　交　二

(大東文化大学文学部教授)

武蔵国新羅郡誕生の歴史的背景について

大東文化大学 文学部 歴史文化学科 教授 宮 瀧 交 二

はじめに

高句麗・新羅はともに古代朝鮮半島に存在した大国でしたが、2016年は、『続日本紀』霊亀2（716）年5月辛卯条に、

> 駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野の七国の高麗人千七百九十九人を以て、武蔵国に遷して始めて高麗郡を置く。

と記されているように、この当時、日本の東国各地に移り住んでいた高句麗からの渡来人が集まって、武蔵国に高句麗の国名を冠する高麗郡（郡名は2文字が原則のため、高句麗を高麗と表記したと推測されます）を建郡してから、ちょうど1300年目にあたりました。日高市をはじめとする地元の自治体や、ゆかりの高麗神社等で、様々な記念行事等が催されたことは、記憶に新しいところです。

また、同じく『続日本紀』天平寶字2（758）年8月癸亥条には、

> 帰化の新羅僧卅二人・尼二人・男十九人・女廿一人を武蔵国の閑地に移す。是に於て、始めて新羅郡を置く。

とあり、高麗郡に約40年遅れて、やはり武蔵国に、今度は新羅の国名を冠する新羅郡も建郡されました。今年は、新羅郡が建郡されてから、1260年目にあたります。

ところで、このような事態は、現在で言えば、埼玉県内に外国の国名を冠した市町村を設置したに等しいもので、当時にあっても、極めて異例のことであったと思われます。ここでは、この武蔵国を舞台とした高麗郡と新羅郡の建郡の背景を、当時の東アジア史の中で考えてみたいと思います。

Ⅰ 7世紀の朝鮮半島情勢と渡来人

まず、7世紀の朝鮮半島情勢を再確認しておきたいと思います。高句麗、新羅、百済の鼎立が

続いていた朝鮮半島でしたが、660年、唐・新羅の連合軍が百済を滅ぼしました。倭は復興を図ろうとしていた旧百済軍を支援するために出兵しましたが、663年、百済・倭の連合軍は錦江の河口付近（白村江）で唐・新羅の連合軍と戦い、大敗を喫しました。この時、百済の王族・官人の中には倭国に政治的亡命を図った者があり、この他にも数多くの百済の人々が難民となって、動乱を避けて倭に移住したとみられています。勢いづいた新羅は、668年、再び唐の力を借りて今度は高句麗を滅亡させました。こうした朝鮮半島の相次ぐ動乱により、数多くの百済・高句麗の人々、そして、勝者であった新羅からも祖国を離れる決意をした人々が、数多く倭に移住したとみられています。

ところで、かつては、こうして倭に移り住んだ人々は「帰化人」と総称されていました。しかしながら、彼らの総てが自らの意志で倭に「帰化」することを望んでいたとは言えず、その中には、一時的な避難と考えていた者や、倭によって移住を余儀なくさせられた技術者などもいたとみられます。このことから、今日では、「帰化」を求めた人々も含め、海を越えて倭に渡って来た人々という意味で、「渡来人」と総称することが一般的となっています。

Ⅱ　文献史料にみる古代東国の渡来人

以上のような契機から、倭にやって来た渡来人たちは、九州や近畿地方をはじめとする西日本各地のみならず、既に7世紀代には、関東地方にも移り住んでいたことが、史料（文献史料）からも明らかです。今回のテーマとなる武蔵国に関わるものとしては、『日本書紀』の7世紀後半にあたるところに、集中して、以下のような百済・新羅からの渡来人に関する記述を見出すことが出来ます。

①天武天皇13（684）年5月甲子条

化来る百済の僧尼及び俗、男女併せて二十三人、皆武蔵国に安置む。

②持統天皇元（687）年4月癸卯条

筑紫大宰、投化ける新羅の僧尼及び百姓の男女二十二人を献（たてまつ）る。武蔵国に居らしむ。田賦（たま）ひ稟（かて）受（たま）ひて、生業を安からしむ。

③持統天皇4(690)年2月壬申条

化帰ける新羅の韓奈末許満等十二人を以て、武蔵国に居らしむ。

まず、①②ですが、後述のように「僧尼」の存在が注目されます。また②では、「田」と「稟」の語があるように、新羅からの渡来人を武蔵国に住まわせるに際して、土地と食糧を与えて優遇していたことが注目されます。また、③からは、「韓奈末許満」という人名がうかがわれ、興味深いところです。

Ⅲ 考古資料にみる東国の渡来人

また、武蔵国における渡来人の足跡は、考古資料からもうかがうことが出来ます。特に広く知られているのが、埼玉県行田市の酒巻14号墳(6世紀末)からの出土遺物で、これらは、古代朝鮮半島の色彩が強いことで広く知られています(行田市郷土博物館『海をわたってきた文化 朝鮮半島から武蔵へ』1991年)。同古墳からは、他に例を見ない高句麗の古墳(北朝鮮・舞踊塚[4世紀後半]ほか)の壁画に見られるのと同じ筒袖の衣装を着た人物の埴輪や、同じく高句麗の古墳(北朝鮮・双楹塚[5世紀]ほか)の壁画に見られる、鞍に旗竿を装着した重装騎兵が用いる重装の馬を表現した埴輪が出土しており(いずれも国の重要文化財に指定されています)、酒巻14号古墳の被葬者と渡来人との間には、密接な関係が想定されています。

Ⅳ 摂津国百済郡の建郡

さて、古代武蔵国における高麗郡と新羅郡の建郡を考えようとする際に看過出来ないのが、摂津国百済郡の存在です。前掲のように、660年に滅亡した百済でしたが、『日本書紀』天智天皇3(664)年3月条には、

百済王善光王等を以て、難波に居らしむ。

とあり、倭は亡命してきた百済王族・貴族層を難波に配置しています。これが、大宝元(701)年の大宝令施行時には、摂津国百済郡の建郡となって具現化していくのですが、滅亡した百済の国名を冠した百済郡が、天皇の居所である宮を包摂する「五畿」の一つである摂津国に置かれたこ

とは重要です。これは、倭が旧同盟国であった百済を滅亡後も重視していたことの象徴であり、荒井秀規氏の言を借りれば、「ヤマト王権内に百済王権を創出」（荒井秀規「渡来人（帰化人）の東国移配と高麗郡・新羅郡」『（専修大学）古代東ユーラシア研究センター年報』1、2015年）したとみてよいでしょう。

Ⅴ　建郡は誰の意志で行われるのか

それでは、なぜ前掲のように、高句麗の国名を冠する高麗郡や、新羅の国名を冠する新羅郡が、この武蔵国に建郡されたのでしょうか。この点については、これまでに、①高句麗からの渡来人を隔離する必要が生じたため、また逆に、②渡来人を優遇し日本人と融和させるため、③渡来人が有する農業・土木技術等を重視し北武蔵地域の開発を促進するため、そして、④渡来人の郡を設けることにより北武蔵地域の国家支配を強化するため、等の諸説が提出されてきました。しかしながら、いずれの説も論拠が脆弱で、未だ決着をみていないというのが実情です。

そこで私は、そもそも建郡は誰の意志で行われるのかという点に、先ず注目しました。建郡に関しては、養老律令の中の公式令が、太政官が天皇の裁決を仰ぐ場合に用いる公文書の様式として、論奏式、奏事式、便奏式の三種を定めている中で、公式令論奏式条に「廃置国郡」（国や郡の設置や撤廃）の規定があります。早川庄八氏によれば、「論奏」は、太政官が独自に発議した案件を天皇に奏上して裁可を仰ぐ案件であって（早川庄八「太政官処分について」『日本古代の社会と経済　上巻』吉川弘文館、1976年）、諸司官人から太政官に上申された案件を太政官が審議し更に天皇に奏上して裁可を仰ぐ「奏事」や、日常的な政務について太政官の審議を省いて少納言が天皇に奏上して裁可を仰ぐ「便奏」とは異なるものです。つまり、「廃置国郡」（国や郡の設置や撤廃）は、まさに国家の大事を時の政策集団である太政官が協議し発議する「論奏」の中に位置付けられていたのです。つまり、高麗郡や新羅郡の建郡は、地元の武蔵国等から太政官に上申された案件（地域からの要請された案件）ではなく、太政官が国策として独自に発議・協議する案件だったのです。

Ⅵ　武蔵国高麗郡建郡の歴史的背景

そこで浮上してくるのが、当該期の東アジア世界における国際関係の中での検討、換言するならば、日本の外交政策の中での検討です。既に多くの研究者が指摘しているように、日本の古代国家は、東アジア世界における唐に次ぐ地位を確保するために、唐に学んだ「日本型 中華思想」を構想・実践していました。新羅は「蕃国」（野蛮国）であり、また、未だ律令制度が及んでいなかった東北地方、南九州の人々は、それぞれ「蝦夷」、「隼人」という「夷狄（いてき）」に位置付けられていました。おそらく、この当時の東アジア世界にあって、唐に次ぐNO．2の地位を得るために、日本は、この「日本型中華思想」に立ち、朝鮮半島の今は無き百済・高句麗に加えて新羅という三国を支配し従えているという権力構造を演出する必要があったのではないでしょうか。そのためには、旧同盟国であった百済については、天皇の庇護の下で「五畿」の一つである摂津国に百

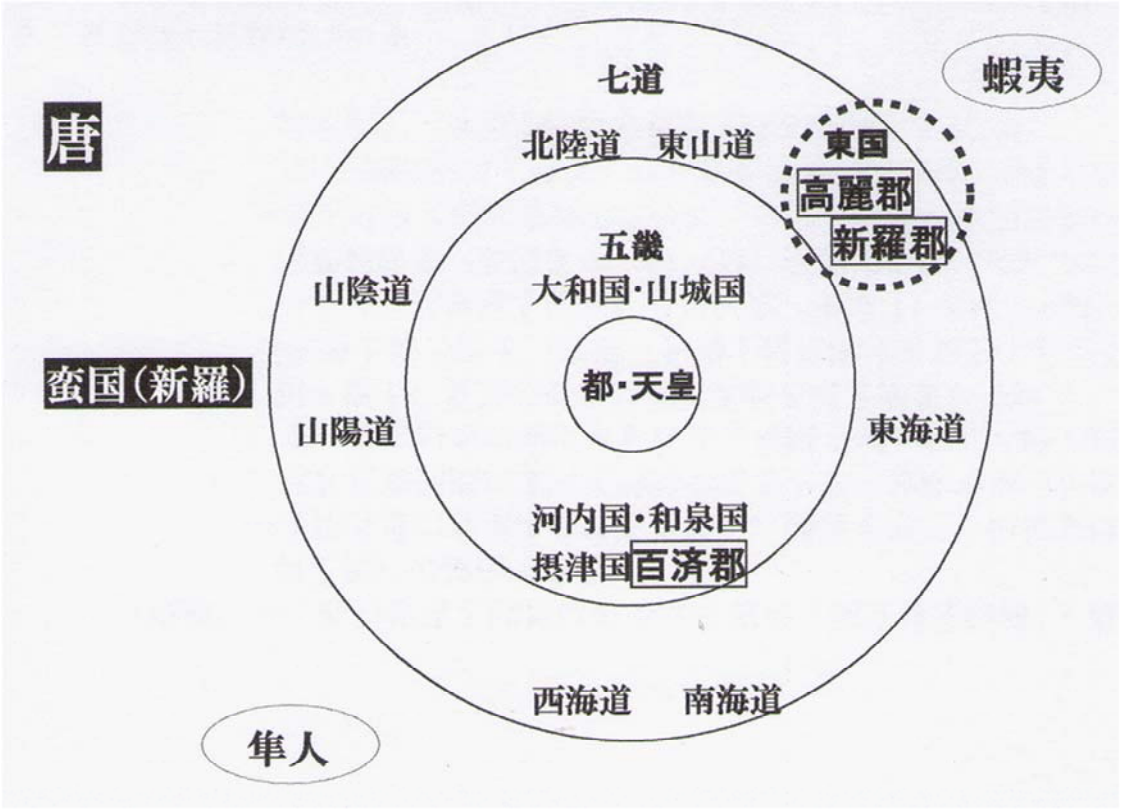

日本型中華思想の模式図

済郡を設置したのですが、同じように、高句麗および「蕃国」である新羅を「五畿」に置いてしまうと、両国を優遇している構図になってしまいます。そこで、この両国の民は本来ならば日本国内に居住出来る立場にはないのですが、天皇の徳をもって、かろうじて「蝦夷」という「夷狄」の世界に隣接する東国（坂東諸国）という「日本の辺境の地」に服属・居住させているという構図を作る必要があったのではないでしょうか。この時、高麗郡のみならず新羅郡も同時に建郡することもあり得ましたが、日本国内に新羅郡を置くことは、より一層、国際的緊張関係を高める可能性があると判断され、その建郡は先送りされたものと思われます。

以上のような理由で、高麗郡は東国という辺境の地に建郡されなければならなかったのですが、それでは何故、東国諸国の中で、この武蔵国に建郡されたのでしょうか。『続日本紀』延暦8（789）年10月乙酉条が載せる高麗朝臣福信［和銅元（708）年～延暦8（789）年］の薨伝には、

> 其の祖の福徳は唐将・李勣が平壌城を抜くに属して、国家に来帰して、武蔵に居す、福信は即ち福徳の孫なり

とあり、その祖父の福徳は、高句麗の滅亡に先立つ天智天皇5（666）年頃に日本に帰化して武蔵国入間評（大化5［649］年頃、従来の国造の支配領域は「評」とされた）に移り住んでいたことがうかがわれます。この天智天皇5年には、大宝3（703）年に王姓を賜る高麗王若光も来日しており、彼らがたまたま居住した武蔵国入間郡が建郡候補地となり、入間郡が分割されて高麗郡が建郡されたのではないでしょうか。埼玉県日高市に、高麗郡建郡以来の歴史を伝える高麗神社が存在していることは、皆様も御存知のとおりです。

Ⅶ　武蔵国新羅郡建郡の歴史的背景

このように考えれば、天平寶字2（758）年の新羅郡の建郡も、ここでは詳しく述べる余裕はありませんが、天平寶字4（760）年に遣唐副使・大伴古麻呂が唐・長安の蓬莱宮・含元殿における朝賀の儀で、新羅と上席を争う（『続日本紀』）など、まさしく戦争前夜とも言うまでに緊張していた日本と新羅の外交関係を、その背景に見出すことが可能です。新羅郡の建郡も、高麗郡建郡の際と同じく、藤原仲麻呂政権下の政策として、唐に向けた「日本型中華思想」の誇示を目的としたも

のであったとみておくことが、妥当ではないでしょうか。武蔵国新羅郡の建郡は、古代東国の「地方史」ではなく、優れて日本古代の東アジア外交史上の問題であったということに他なりません。

Ⅷ 新羅琴の名人・沙良真熊

ところで、この新羅郡には、沙良真熊という新羅琴の名人がいたという記録があります。『文徳実録』嘉祥3(850)年 11 月己卯条には、

従四位下治部大輔卒す、(中略)、能く和琴を弾き、仍って大歌所別当為て、
常に節会に供奉す、新羅人沙良真熊、善く新羅琴を弾く、書主相随って伝習し、遂に秘道を得る、(後略)

とあり、興世朝臣書主という宮中の大歌所にいた和琴の名人が、新羅人沙良真熊から新羅琴を教わったと記されています。また、『文徳実録』天安2(858)年5月乙亥条にも、

是日宮内卿高枝王薨す、(中略)、高枝沙門空海之書迹を学び、沙良真熊の琴調を習う、未だ其の一道を得ずして、遂に身終わるに至る、時に五十七、(後略)

とあり、この沙良真熊は、書の空海と並び称される琴(新羅琴)の名人であったことがわかります。沙良真熊については、この2つの史料に遡ること70余年前の、『続日本紀』宝亀11(780)年5月甲戌条に

武蔵国新羅郡人沙羅真熊等二人に広岡造の姓を賜う

とも記されていて、武蔵国新羅郡に居住していたことがうかがわれます。ここで真熊が「広岡」の姓を賜っていることは重要です。すなわち、平安時代・承平年間(931～938)に成立した百科辞書である『和名類聚抄』が載せる武蔵国豊島郡の郷名の中に「広岡郷」がありますので、おそらく沙羅真熊等は、新羅郡が建郡されるまでは武蔵国豊島郡広岡郷に居住していて、天平寶字2(758)年にその一帯が豊島郡から分割されて新たに新羅郡となったので、この時、懐かしい豊島郡広岡郷の地名を姓にしたいと願い出たと考えられます。武蔵国高麗郡が入間郡を分割して誕生したように、武蔵国新羅郡は豊島郡を分割して誕生したことが、この記事からうかがえます。

一方で新たな疑問も生じます。もし仮に、天平寶字2(758)年に沙羅真熊が武蔵国新羅郡に居住

していたとすれば、その22年後のこの宝亀11（780）年の時点で、既にかなりの年齢に達していたと考えられます。仮に新羅郡建郡時に20歳だとしても40歳過ぎでしょうか。そして、先に掲げた興世朝臣書主と高枝王が亡くなったのが、それぞれ嘉祥3（850）年と天安2（858）年ですので、2人が沙羅真熊に新羅琴を習ったのが果たして生前の何時のことであるかは判然としないものの、高枝王の誕生が802年頃と推定されますので、高枝王が10歳から沙羅真熊に新羅琴を習ったとしても、その時、沙羅真熊は、70余歳になります。今後は、沙羅真熊が新羅郡建郡後に誕生した人物であった可能性、また、興世朝臣書主と高枝王が新羅琴を教わった沙羅真熊は、初代・沙羅真熊から一子相伝で「秘道」を継承していた2代目・沙羅真熊であった可能性等を検討していく必要があります。

Ⅸ　和光市新倉牛房（王）山の「新羅王居跡」伝説

さて、今回のシンポジウムは和光市で開催されていますが、和光市には大変興味深い伝説が遺されています。江戸幕府の命を承けて文政11（1828）年に成立した地誌である『新編武蔵風土記稿』巻之百三十三・新座郡之五に収められている上新倉村の項にある、次のような記述です。

> 古蹟　新羅王居跡　牛房山の上にわづかの平地あり、昔し新羅の王子京より下向の頃、こゝに居住せしと云、【和名鈔】に載する当郡の郷名志木と云へるは、此辺のことにて志楽木の中略なるべしと、此村にすめる好事の者いへり、当村に山田・上原・大熊など氏とせる農民あり、是は旧き家なるよし、彼等が祖先は京都より新羅王に従ひ来りしなりと云伝ふ、されば此山の名も元此王子居跡より起りたる事なれば、御房山などとかくべきを、いつの頃よりか牛房の字にかへしならんと、是も村老の説なり、（後略）

残念ながら、これまでに実施された牛房（王）山の発掘調査では、こうした伝説を裏付けるような古代の遺構・遺物は発見されていません。しかしながら、民俗学者・柳田国男が、

> 伝説の昔話と同じでない要点としては、第一にそれが我々のいう言語芸術でなく、実質の記憶であったことを挙げなければならぬようである（柳田国男『口承文芸史考』中央公論社、1947年）

と述べているように、具体的な年月日、場所、人名等が不明な「昔話」からの歴史研究は困難である一方で、具体的な年月日、場所、人名を伝える「伝説」は、必ずその中に歴史的事実（史実）を伝えていると思われ、歴史研究の対象となり得るものです。今後は、従来、歴史学の分野からは等閑視されてきた、この和光市新倉牛房（王）山の「新羅王居跡」伝説を、今一度丹念に検討し、その伝説の中から歴史的事実（史実）を抽出する作業にも力を注いでいくことが重要だと考えます。

まとめにかえて

最後になりますが、古代新羅郡研究の意義を考えてみたいと思います。『続日本紀』天平寶字2（758）年の新羅郡の建郡記事はもとより、前掲の百済・新羅からの渡来人に関する『日本書紀』の記事の①②からも明らかなように、渡来人の中に僧尼が多数存在していたことは見逃せません。「同じ仏教徒である」という信頼感こそ、この当時、急速に仏教が浸透していた日本の地域社会に、彼ら渡来人が円滑に融合していった理由の一つではないかと思われます（鈴木靖民國學院大学名誉教授の御教示による）。同じアジアにあって、長い交流の歴史を持つ中国や北朝鮮、韓国の人々に対するバッシングやヘイトスピーチが現象する昨今ですが、かつて朝鮮半島諸国から来た渡来人を、地域社会の中にしっかりと受容していった先人の度量を、私たちも学ぶ必要があるように思います。古代史研究は、単なる「浪漫」の追求ではありません。古代の人々の足跡を解明することから、今を生きる私たちが学ぶことも多いのではないでしょうか。

今回のシンポジウムを基点として、また、新たな古代新羅郡の研究が始まります。今後とも、和光・朝霞・志木・新座市の4市が共同して、この地域の古代史像が解明されていくことを祈念して、まとめにかえさせていただきます。

Ⅲ部　　基調報告　新羅郡域の遺跡

「朝霞市の遺跡」

講師：　照　林　　敏　郎

（朝霞市教育委員会）

朝霞市

１．朝霞市の地形と遺跡

朝霞市は、洪積台地（武蔵野台地）と沖積低地（荒川低地）の境に市域を有し、北側を志木市、南側を和光市、西側を新座市と接する位置に所在する。

朝霞市の地形は、市の北東部を北から南へ流れる荒川と北西から南東に向かって流れる新河岸川によって形成された荒川低地と武蔵野台地末端部に大きく分けられる。また、市のほぼ中心部を南西から北東方向に流れ、東へ向きを変え新河岸川に流れ込む黒目川によって台地部分は概ね東西に二分され、和光市との境にも南西から北東方向へ流れ新河岸川へと至る越戸川が位置する。そして、各河川に沿って小河川が形成した開析谷が樹枝状に入り組んだ形で複雑な地形を呈している。

多くの遺跡は、湧水が得やすい各河川沿いや開析谷沿いの台地上や黒目川や越 戸川沿いの一部に形成されている河岸段丘上に位置しており、約３万年前の旧石器時代から近世にわたる 69遺跡が現在把握されている。

２．朝霞市の奈良・平安時代遺跡

奈良時代前の状況　奈良時代について述べる前に前時代である古墳時代 の朝霞市の状況について簡単に触れてみたいと思う。

朝霞市内の古墳時代において特筆すべき点は、黒目川が荒川低地に流れ込む部分の右岸に位置する根岸古墳群と左岸に位置する内間木古墳群の存在があげられる。根岸古墳群は４世紀～６世紀の古墳の存在が確認されており、内間木古墳群は６世紀～７世紀（　最近の調査で５世紀代の可能性がある古墳跡も確認されている。)の古墳の存在が 確認されている。また、各古墳群を形成した集落も各々の地域に存在する。 現段階では周辺地域で古墳群は確認されていないことから、古墳時代においては中心的な役割を担った地域であったと考えられる。

そして、奈良時代の直前にあたる７世紀代の古墳及び集落の状況は以下のとおりである。

古墳は、黒目川左岸の内間木古墳群において、７世紀中頃の二重周濠を有する方墳である八塚古墳（現八塚遺跡。朝霞市遺跡分布図遺跡番号 10、以下番号のみ記す。）の存在が確認されており、７世紀代の可能性がある埴輪を有しない円墳の跡も確認されている。また、和光市との境に近い根岸台３丁目地区に位置する根岸通第三遺跡(58)の谷に面した南斜面に、午房地山横穴墓群と呼ばれる７世紀代と考えられている横穴墓がかつて存在していた。

集落は、内間木古墳群が位置する黒目川左岸に７世紀前半の中道・中道下遺跡（14)、７世紀中頃～後半の大瀬戸遺跡（３)、７世紀後半のハケタ・中通遺跡（11）に集落が形成されている状況が見られる。

現段階での７世紀代の状況をまとめてみると、古墳及び集落共に存在する 黒目川左岸地域が朝霞市内における当該期の中心的地域であったことが推定される。また、午房地山横穴墓群を造った人々の集落が未確認なため、今後の調査によって７世紀代の様相に変化が見られる可能性があり、後代の奈良時代の様相を考えていくうえでも重要な要素と成り得ると思われる。

朝霞の奈良時代の様相　現在､朝霞市内で奈良時代の遺構が検出されているのは５遺跡で、黒目川左岸に中道・中道下遺跡（14)、西久保・宮山遺跡（15)、南割・西久保遺跡（18)、泉水山・富士谷遺跡（20）の４遺跡、右岸に向山遺跡（47）の１遺跡になる。遺跡の分布状況を見ると黒目川左岸に遺跡が多く見られるが、各調査地点で 検出される遺構の数は多くなく現段階では住居跡等が密集した集落の様相は見られない。

中道・中道下遺跡において奈良時代の遺構が検出されている地域は南西側で、隣接する西久保・宮山遺跡では北東部で検出されていることから、県道和光志木線を挟んで対峙するこの地域が奈良時代の集落跡と想定される。両遺跡からは住居跡、中道・中道下遺跡からは掘立柱建物跡も検出されている。

南割・西久保遺跡は、ＪＲ武蔵野線北朝霞駅・東武東上線朝霞台駅の南側に位置し、朝霞市内で最初に奈良時代の住居跡が検出された遺跡である。現段階では、住居跡１軒のみの検出であるが､「長」と思われる文字が墨書された須恵器坏形土器と土師器坏形土器 各１点が出土している。

さらに上流域に位置する泉水山・富士谷遺跡では３地点から各１軒の住居跡が検出されているのみであるが、各地点の配置を見ると黒目川方向から西へ入り込む谷（現在 、本田技術研究所のテストコースが位置する。）を囲むように住居跡が配置されることが想定される。

現在、黒目川右岸側で唯一奈良時代の遺構が検出されている向山遺跡では、竈内より盤状坏が出土した住居跡が１軒検出されているが、縄文時代から平安時代までの住居跡が６００軒以上検出されている同遺跡で奈良時代の住居跡が１軒のみとは 考え難いので、調査内容の再検証が必要と思われる。

以上のように、朝霞市内の奈良時代の遺構の検出例は極めて限定的であることから 、現段階で当時の様相を想定するには資料が少ない状況であるが、集落として考えた場合、中道・中道下遺跡と西久保・宮山遺跡に亘る集落と南割・西久保遺跡、泉水山・富士谷遺跡、向山遺跡において営まれた集落の４集落は少なくとも存在していたと言えよう。

朝霞の平安時代の様相　現在、朝霞市内では 20遺跡で平安時代（８世紀末～10世紀）の遺構が確認されている。

黒目川左岸側の台地上及び段丘上には、大山第一遺跡（１)、大瀬戸遺跡（３)、人部・峡遺跡（13)、中道・中道下遺跡（14)、西久保・宮山遺跡（15)、北割・西原遺跡（17)、南割・西久保遺跡（18)、泉水山・富士谷遺跡（20）の８遺跡が位置している。大山第一遺跡と大瀬戸遺跡については新河岸川を臨む台地上に立地し、他の遺跡については黒目川を臨む台地・段丘上に立地している。

また、黒目川右岸側の台地上及び段丘上には､黒目川を臨む北浦第四遺跡（37)、行人塚・金子塚下遺跡（43)、諏訪原・中道遺跡（44)、中道・岡台遺跡（45)、新河岸川を臨む向山遺跡（47)、宮台・宮原遺跡（54)、宮台遺跡（55)、河川を臨む崖線からやや奥まった範囲に位置する榎戸・諏訪原遺跡（49)、宮原・塚越遺跡（53)、馬堀遺跡（63）と遺構が確認されている位置が先の３遺跡と同様の様相を呈する向原・中笹原遺跡（64)、唯一越戸川を臨む台地

上に立地する稲荷山・郷戸遺跡（ 60 ）の12 遺跡が位置する。

平安時代の遺構･遺物が検出している 20遺跡の多くは人々が生活を営んでいた一般的な集落と考えられる。各遺跡を集落として認識するにあたっても考える方向によっていろいろな面が見られることから、集落を中心に考えていきたい。

全ての遺跡で複数の住居跡が検出されているわけではないので、一部の遺跡では集落の展開ついて不明な部分がある。しかしながら、調査結果を隣接する遺跡やより広い範囲で概観してみると、基本的には各河川に面した台地上・段丘上で集落 は営まれていると考えられるが、黒目川右岸側の台地上では、各河川の方向から入り込んだ谷の奥部に面した集落や崖線から離れた位置に展開する集落を想定することができる。各河川に面した集落や谷に面した集落はある程度の範囲に複数の住居跡が確認される傾向にあるが、一部の河川から離れた範囲に展開する集落は個々の住居跡が離れる傾向があり広範囲に住居が散在している状況が見られる。諏訪原・中道遺跡は崖線に近い位置に展開するが、隣接する榎戸・諏訪原遺跡と共に東武東上線を挟んで接する範囲において先述の傾向が見られ 、９世紀中頃以降、特に９世紀後半から 10世紀前半にかけて集落が営まれていたと考えられる。

次に、検出された遺構・遺物から見ていくと、一般的な集落とは異なった様相が認められる集落がいくつか存在する。

宮原・塚越遺跡においては、第１地点で朝霞市内では唯一となる四面廂掘立柱建物 跡が住居跡と共に検出され、緑釉陶器蓋形土器や灰釉陶器皿形土器が出土している。四面廂掘立柱建物跡と出土している遺物等から集落内に建てられた仏堂が想定されている。また、同地点近接地（宮台・宮原遺跡の隣接部分も含め）の発掘調査でも数軒の住居跡が検出され、試掘調査でも掘立柱建物跡の柱穴と思われる規則的に配置された遺構も確認されている。以上のことから、宮原・塚越遺跡を中心とする集落は、集落内に仏堂を有する宗教（仏教）色の強い集落ではないかと考えられる。

また、宮原・塚越遺跡と同様に、集落内に仏堂を有する宗教（仏教）色の強い集落と考えられる遺跡としては、向山遺跡があげられる。多くの住居跡と掘立柱建物跡が検出され、掘立柱建物跡の一部には規則的な配置を見ることができ、特徴的な遺物としては緑釉陶器、灰釉陶器、円面硯、須恵器壺形土器（壺Ｇ）、石製丸鞆等の遺物も出土している。さらに、朝霞市内で初めて確認された９世紀中頃の墓坑の存在があげられる。墓坑は、長辺約 2.8ｍ、短辺約 1.9ｍ、深さ約 2.2ｍの竪穴を掘削し、短辺側の壁面に幅約 1.4ｍ、高さ約 0.8ｍ、奥行き約 2.3ｍの遺体を安置するための横穴を掘削した形で、長軸断面の形状が Ｌ字状を呈している。横穴の入口には板による閉塞施設の存在が、釘の打たれた板片の出土と板を嵌めた痕跡から想定され、熟年の成人男子と思われる骨と完形の須恵器坏形土器５点（内４点に現段階では判別不明の同様の墨書あり）、一部に木質の鞘が残る刀子が内部より出土している。底面に木炭が敷かれとても丁寧に埋葬されていた印象がある。

その他に、特徴的な遺物を出土した遺跡として馬堀遺跡をあげることができる。検出された遺構は、住居跡・掘立柱建物跡（廂付もあり）・溝跡が検出されているが、各遺構の配置は密というよりは散在傾向にある。遺物は、須恵器・土師器・灰釉陶器等の土器、鉄製品（刀子・鏃・紡錘車等）等の他、銅製の丸鞆・巡方、皇朝十二銭の「隆平永寶」〔発行年：延暦15（796）年〕が出土している。朝霞市内で初めて出土した皇朝十二銭と腰帯につける銅製の飾り金具である丸鞆・巡方といった一般的な集落での出土例は少ないと思われる遺物が確認されており注目される。

上記の遺跡については、集落として一般的な集落とは異なった様相を見せる遺跡について述べたが、遺構の検出状況から集落とは違った様相が見られる 遺跡として、稲荷山・郷戸遺跡をあげることができる。稲荷山・郷戸遺跡は、 武蔵野台地末端部の東に荒川・越戸川を臨む小支谷に囲まれた範囲に立地する。現在までに 11地点の調査が行われ、５地点で平安時代の遺構が検出されている。第１地点では掘立柱建物４棟・溝跡１条、 第３地点では住居跡１軒、第５・６地点では掘立柱建物１棟、第 10地点では掘立柱建物跡４棟・溝跡１条、第 11地点では溝跡１条が検出されている。今回取り上げるのは、遺跡の中央から西端の範囲で調査された、第１・５・６・10･11地点で、東端の第３地点については除外する。

第１地点の調査結果を検討したところ、部分的に調査された第１号溝と各掘立柱建物の柱筋が、ほぼ平行もしくは直交していることから各遺構が意図的に配置されているのではないかということと、第１・２号掘立柱建物が桁行４間、梁間２間という市内で検出例が無かった規模であること等から役所等の公的な機関の跡ではないかと推定していた。

そして、平成 29年度に第１地点の北側隣接地を第 10地点として発掘調査する機会を得た結果、第１地点第１号溝跡と一連と考えられる溝跡（第１号溝、ほぼ南北方向に掘削）と第１地点第１・２号掘立柱建物跡と同規模で同様の柱の配置を見る第４号掘立柱建物跡、建物の桁行が溝跡と平行し桁行４間、梁間２間と推定される第２号掘立柱建物跡、桁行２間、梁間２間の長方形で長軸を溝跡と平行に配置する第５号掘立柱建物跡、第 4 号掘立柱建物跡の建て替えと考えられる第３号掘立柱建物跡（桁行３間、梁間２間に変更のうえ各柱穴の規模も縮小され若干軸線の違いが見られる。）が検出され、役所等の公的な機関の跡ではないかという推定を補完するかたちとなった。

さらに、同じく平成 29年度の第１・10地点から東へ約 180ｍの地点で第 11地点として発掘調査が行われた。検出された住居跡は全て古墳時代前期で平安時代の住居跡は確認されなかったが、北西から南東方向へ掘削される第１号溝跡が確認され、断面形状や確認面での規模等ほぼ第 10地点第１号溝跡と同様であった。なお、第１号溝跡の南東側延長線上の住宅地の試掘調査において一連と思われる溝跡を確認している。平安時代の掘立柱建物跡につ いては、当地点の調査範囲内では確認できなかった。

また、第 11地点から南側約 80ｍの地点で発掘調査が行われた第５・６地点において検出された第１号掘立柱建物跡は、第１・10地点と同様に桁行４間、梁間２間の掘立柱建物でほぼ同規模を有している。建物の軸線方向については、第１・10地点の掘立柱建物跡、第１・11地点の溝跡とも異なった状況を示している。

今回紹介した２条の溝跡については､地形から考えるとそれぞれが周囲に位置する谷の間を結んでいるのではないかと推定される。第１・10地点の溝跡は、南側は越戸川方向から北西に深く入り込む谷の方向に伸び、北側は荒川方向から西に向かって入り込み南側に折れて伸びる深い谷の最深部方向に 向かっている。第 11地点の溝跡は、北西・南東方向共に荒川方向から浅く入り込む谷の最深部同士を結んでいるように見受けられる。現段階で２条の溝の北

側が東西方向に伸びる溝によって結ばれているかは不明であるが、溝跡が区画溝として機能していたと推定した場合、可能性はあるのではないかと考える。

上記の５地点の調査結果から、現段階で考えられる当該施設の範囲だが、東限は第 11地点検出の溝跡、西限は第１・10地点検出の溝跡、北限は各溝跡の北側に位置する谷の最深部を結んだ線、南限は南側谷の崖線に囲まれた範囲が妥当なのではないかと思われる。

建物については、東と西の端において調査が進んでいることから、西側と東側の一部で検出されている状況である。間の空間は現状ほとんど開発されておらず畑地であることから、掘削等により大きく破壊されていない可能性が高いと考えられ、西側の建物群の東側にも同様の状況で遺存している可能性が高いと思われる。

以上、稲荷山・郷戸遺跡の役所等の公的な機関の跡と考えられる範囲について概観したが、調査範囲が限定的ということもあるが、同範囲内では現在のところ平安時代の住居跡については１軒も検出されていな状況もあることも付け加えておきたい。また、検出された遺構の所産時期であるが、掘立柱建物については、一部の柱穴より平安時代の土器と思われる小片が若干出土する程度であることから明確な時期は不明である。溝跡については、第 10地点第１号溝跡中層からの馬歯の出土が注目されるが、平安時代の須恵器・土師器と思われる破片の出土が見られるものの小片が多く、第 11地点第１号溝跡上層から出土した９世紀後半と思われる須恵器坏形土器が現状では唯一の資料と思われる。最新の調査については未整理であることから今後作業の進捗状況により新たな資料が得られることを期待したい。

最後に、朝霞市の奈良・平安時代の遺跡について、最新の調査結果にも触れながら概観してきたが、今回改めて見てみると今まで朝霞市内で行われた発掘調査の約１／４の地点で奈良・平安時代の遺構が検出されていることが分かった。これを多いと見るか少ないと見るかは分からないが、未整理の調査も含まれることから地道に作業を進め、新羅郡の時代を含めた朝霞の奈良・平安時代の様子をより明らかにしていきたいと思う。

参考文献

・野澤　均『平沢・原畑遺跡第２地点　向原・中笹原遺跡第１地点　榎戸・諏訪原遺跡第１地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第２集　朝霞市教育委員会　平成５年３月 31日
・野澤　均『宮台・宮原遺跡第２地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第４集　朝霞市教育委員会　平成６年３月 31日
・野澤　均『原畑・越戸遺跡第３地点　ハケタ・中通遺跡第２地点　北浦第三遺跡第２地点　西久保・宮山遺跡第５地点　向山遺跡第２地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第６集　朝霞市教育委員会　平成７年３月 31日
・照林敏郎『諏訪原・中道遺跡第１地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第８集　朝霞市教育委員会　平成８年３月 29日
・渡辺邦仁　照林敏郎　江原　順『中道・中道下遺跡第２地点　弁財上・弁財谷遺跡第２地点　宮原・塚越遺跡第２地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第９集　朝霞市教育委員会　平成９年３月 31日
・照林敏郎『向山遺跡第３・４・５・６地点発掘調査報告書　第一分冊　序編』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第 14集　朝霞市教育委員会　平成 12年３月 31日
・齋藤欣延『中道・中道下遺跡第３地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第 17集　朝霞市教育委員会　平成 13年３月 30日
・齋藤欣延『中道・岡台遺跡第５地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第 21集　朝霞市教育委員会　平成 14年３月 29日
・野澤　均　佐々木藤雄　今井千恵　大橋　生　小久顕治『泉水山・富士谷遺跡第 79地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第 23集　朝霞市教育委員会　平成 18年４月 18日
・野澤　均　照林敏郎　佐々木藤雄　小野麻人『泉水山・富士谷遺跡第 81地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第 28集　朝霞市教育委員会　平成 18年４月 18日
・野澤　均　照林敏郎　林　邦雄　今井千恵『人部・峡遺跡第４地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第 29集　朝霞市教育委員会　平成 21年３月 31日
・野澤　均　斉藤　純『宮台・宮原遺跡第６・９・10地点発掘調査報告書　－旧高橋家住宅保存修理工事に伴う埋蔵文化財調査－』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第 31集　朝霞市教育委員会　平成 21年３月 31日
・斉藤　純　照林敏郎『朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告集報１　宮台遺跡第９・10地点　宮台・宮原遺跡第５・８地点　大瀬戸遺跡第 12・13地点　稲荷山・郷戸第９地点　西久保・宮山遺跡第 14地点』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第 33集　朝霞市教育委員会　平成 22年３月 26日
・照林敏郎　林　邦雄　小野麻人『馬堀遺跡第 23・24地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第 36集　朝霞市教育委員会　平成 21年３月 31日
・斉藤　純　野澤　均　照林敏郎『大山第一遺跡第１地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第 37集　朝霞市教育委員会　平成 24年３月 31日
・照林敏郎　林　邦雄『朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告集報４　古屋敷遺跡第１地点　行人塚・金子塚下遺跡第２・３地点』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第 40集　朝霞市教育委員会　平成 26年３月 28日
・照林敏郎　斉藤　純『西久保・宮山遺跡第７・８地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第 43集　朝霞市教育委員会　平成 27年３月 27日
・安田脩一『朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告集報７　人部・峡遺跡第９地点　宮台・宮原遺跡第 13地点　新屋敷遺跡第９地点』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書 45集　朝霞市教育委員会　平成 28年３月 29日
・照林敏郎　斉藤　純『北割・西原遺跡第 10・11地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第 46集　朝霞市教育委員会　平成 29年３月 30日
・広島六郎太『朝霞の文化財　－第二西久保遺跡発掘報告－』第四集　朝霞市教育委員会　昭和 48年３月１日
・石原敬司　肥沼正和『向山遺跡　稲荷山遺跡　塚越遺跡　－奈良・平安時代の朝霞Ⅰ－』朝霞市文化財調査報告書第 18集　朝霞市教育委員会・朝霞市遺跡調査会　平成８年３月 25日
・朝霞市泉水山・下ノ原遺跡調査団『埼玉県朝霞市泉水山・下ノ原遺跡Ⅱ　－1981年度発掘調査報告書－第二分冊』朝霞市泉水山・下ノ原遺跡調査会　平成 15年３月 31日
・西井幸雄　瀧瀬芳之『宮台・宮原遺跡　県営住宅朝霞根岸台団地建設地内埋蔵文化財発掘調査報告』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第 318集　埼玉県・財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団　平成 18年３月 10日
・西井幸雄　渡辺清志『中道・中道下遺跡　都市計画道路岡通線（朝霞市浜崎地内）埋蔵文化財発掘調査報告』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第 371集　埼玉県・財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団　平成 22年８月 31日

朝霞市遺跡分布図

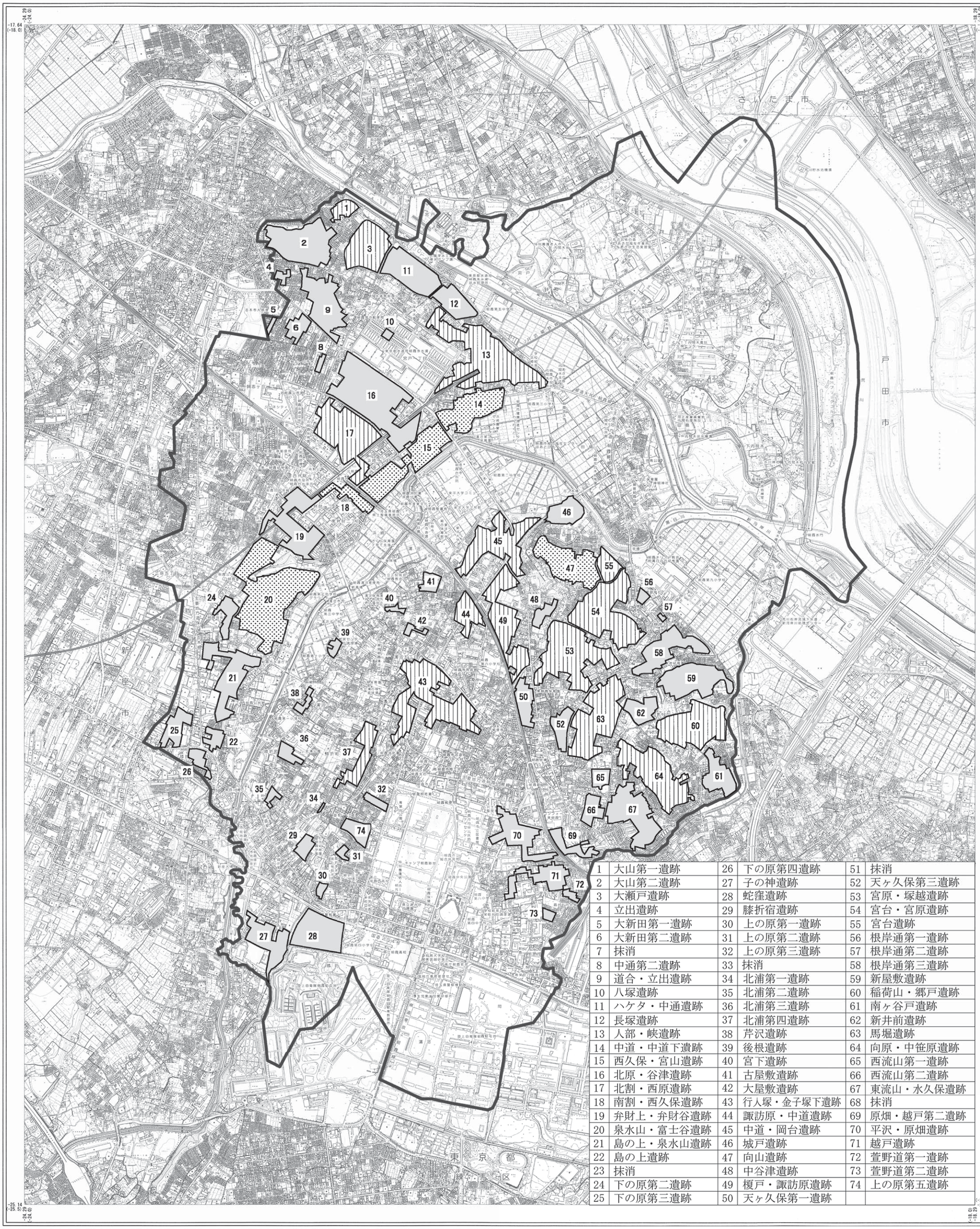

1	大山第一遺跡	26	下の原第四遺跡	51	抹消
2	大山第二遺跡	27	子の神遺跡	52	天ヶ久保第三遺跡
3	大瀬戸遺跡	28	蛇窪遺跡	53	宮原・塚越遺跡
4	立出遺跡	29	膝折宿遺跡	54	宮台・宮原遺跡
5	大新田第一遺跡	30	上の原第一遺跡	55	宮台遺跡
6	大新田第二遺跡	31	上の原第二遺跡	56	根岸通第一遺跡
7	抹消	32	上の原第三遺跡	57	根岸通第二遺跡
8	中通第二遺跡	33	抹消	58	根岸通第三遺跡
9	道合・立出遺跡	34	北浦第一遺跡	59	新屋敷遺跡
10	八塚遺跡	35	北浦第二遺跡	60	稲荷山・郷戸遺跡
11	ハケタ・中通遺跡	36	北浦第三遺跡	61	南ヶ谷戸遺跡
12	長塚遺跡	37	北浦第四遺跡	62	新井前遺跡
13	人部・峡遺跡	38	芹沢遺跡	63	馬堀遺跡
14	中道・中道下遺跡	39	後根遺跡	64	向原・中笹原遺跡
15	西久保・宮山遺跡	40	宮下遺跡	65	西流山第一遺跡
16	北原・谷津遺跡	41	古屋敷遺跡	66	西流山第二遺跡
17	北割・西原遺跡	42	大屋敷遺跡	67	東流山・水久保遺跡
18	南割・西久保遺跡	43	行人塚・金子塚下遺跡	68	抹消
19	弁財上・弁財谷遺跡	44	諏訪原・中道遺跡	69	原畑・越戸第二遺跡
20	泉水山・富士谷遺跡	45	中道・岡台遺跡	70	平沢・原畑遺跡
21	島の上・泉水山遺跡	46	城戸遺跡	71	越戸遺跡
22	島の上遺跡	47	向山遺跡	72	萱野道第一遺跡
23	抹消	48	中谷津遺跡	73	萱野道第二遺跡
24	下の原第二遺跡	49	榎戸・諏訪原遺跡	74	上の原第五遺跡
25	下の原第三遺跡	50	天ヶ久保第一遺跡		

… 奈良・平安

… 平安

朝霞市奈良・平安時代遺跡一覧表

番号	遺跡名	所在地	検出遺構	出土遺物	参考文献	備考
1	大山第一遺跡第1地点	宮戸三丁目	住居跡2（平安）	須恵器坏・土師器坏・土師器甕	『大山第一遺跡第1地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第37集	旧薬師堂山遺跡
2	大山第一遺跡第2地点	宮戸三丁目	住居跡1（平安）		『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成14年度』	
3	大瀬戸遺跡第17地点	宮戸三丁目	住居跡1（平安）	須恵器・土師器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成26・27年度』	
4	人部・峡遺跡第4地点	浜崎四丁目	住居跡1（9世紀後半）	須恵器坏・須恵器甕・土師器甕・土製支脚・台石・不明鉄製品	『人部・峡遺跡第4地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第29集	
5	中道・中道下遺跡第1地点	浜崎四丁目	住居跡1（平安）・掘立柱建物跡1（平安）		『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成5年度』	
6	中道・中道下遺跡第2地点	浜崎四丁目	住居跡1（10世紀前葉）	須恵器坏・須恵器碗・土師器甕・刀子	『中道・中道下遺跡第2地点　弁財上・弁財谷遺跡第2地点　宮原・塚越遺跡第2地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第9集	
7	中道・中道下遺跡第3地点	浜崎四丁目	住居跡1（9世紀後半）・溝1（10～14世紀前半）・階段状遺構（10～14世紀前半）	須恵器坏・須恵器高台坏・須恵器長頸瓶・灰釉陶器高台付碗・砥石・椀形滓・有穴球状石製品（中世の可能性有り）	『中道・中道下遺跡第3地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第17集	
8	中道・中道下遺跡第5地点	浜崎四丁目	溝1（10～14世紀前半）		『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成14年度』	
9	中道・中道下遺跡第7地点	浜崎四丁目	住居跡5（8世紀末～9世紀前半）	須恵器坏・須恵器蓋・須恵器高台付壺・土師器坏・土師器甕・鉄鏃・刃物	『朝霞市　中道・中道下遺跡　都市計画道路岡通線（朝霞市浜崎地内）埋蔵文化財発掘調査報告』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第371集	
10	中道・中道下遺跡第10地点	浜崎四丁目	住居跡1（平安）・掘立柱建物跡2～3（奈良～平安）	須恵器・土師器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成25年度』	
11	中道・中道下遺跡第11地点	浜崎四丁目	住居跡1（平安）・溝1（10～14世紀前半）	須恵器坏・須恵器蓋・須恵器高台付坏・土師器甕		
12	西久保・宮山遺跡第6地点	浜崎三丁目	住居跡（平安）	須恵器坏・土師器甕	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成8年度』	
13	西久保・宮山遺跡第7地点	浜崎三丁目	住居跡2（平安）	須恵器坏・須恵器蓋・須恵器長頸壺・土師器甕・刀子	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成9年度』	
14	西久保・宮山遺跡第13地点	浜崎三丁目	住居跡5（平安）	須恵器・土師器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成15年度』	
15	西久保・宮山遺跡第18地点	浜崎三丁目	住居跡2（平安）	須恵器・土師器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成25年度』	
16	西久保・宮山遺跡第19地点	浜崎三丁目	住居跡2（平安）	須恵器・土師器		
17	西久保・宮山遺跡第21地点	浜崎三丁目	住居跡2（平安）	須恵器・土師器・鉄製品		
18	北割・西原遺跡第10地点	浜崎一丁目	住居跡2（9世紀前半）	須恵器坏・土師器甕・刀子・鉄滓・土錘	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成9年度』『北割・西原遺跡第10・11地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第46集	
19	北割・西原遺跡第11地点	浜崎一丁目	住居跡1（9世紀）	土師器甕	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成12年度』『北割・西原遺跡第10・11地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第46集	
20	南割・西久保遺跡第1地点	東弁財一・二丁目	住居跡1（8世紀第3四半期）	須恵器坏（「長」の墨書1点）・須恵器碗・土師器坏（「長」の墨書1点）・土師器甕・土師器台付甕	『朝霞の文化財第四集　－第二西久保遺跡発掘報告－』 田代雄介「朝霞市南割・西久保遺跡出土の土師器坏型土器について」『あらかわ』第5号	旧第二西久保遺跡
21	南割・西久保遺跡第3地点	東弁財二丁目	住居跡4（平安）	須恵器・土師器・土錘	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　昭和63年度』	旧西久保遺跡第7地点
22	南割・西久保遺跡第4地点	東弁財二丁目	掘立柱建物跡1（平安）		『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成2年度』	旧西久保遺跡第8地点
23	泉水山・富士谷遺跡第4地点	泉水三丁目	住居跡2（平安）	須恵器・土師器	『埼玉県埋蔵文化財発掘調査要覧Ⅴ（昭和52年度～53年度）』	旧泉水山遺跡第4地点
24	泉水山・富士谷遺跡第16地点	泉水三丁目	住居跡1（奈良）	須恵器坏・須恵器長頸壺・須恵器甕・土師器甕・土製支脚・種子（桃）	『埼玉県朝霞市　泉水山・下ノ原遺跡Ⅱ　－1981年度発掘調査報告－　第二分冊』	旧下の原遺跡第5地点
25	泉水山・富士谷遺跡第53地点	泉水三丁目	住居跡4（平安）	須恵器・土師器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成2年度』	旧泉水山遺跡第44地点
26	泉水山・富士谷遺跡第79地点	泉水三丁目	住居跡1（8世紀後半）	須恵器坏・土師器坏	『泉水山・富士谷遺跡第79地点発掘調査報告書』 朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第23集	
27	泉水山・富士谷遺跡第81地点	泉水三丁目	住居跡1（8世紀中葉～後葉）	須恵器坏・須恵器甕・土師器甕	『泉水山・富士谷遺跡第81地点発掘調査報告書』 朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第28集	
28	北浦第四遺跡	溝沼一丁目	住居跡1（平安）	須恵器坏・土師器甕		
29	行人塚・金子塚下遺跡第2地点	溝沼五丁目	住居跡1（9世紀後半）	須恵器・土師器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成2年度』『朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告集報』 朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第40集	旧No.94遺跡第2地点
30	行人塚・金子塚下遺跡第5地点	本町一丁目	住居跡6（9～10世紀）	須恵器坏・須恵器平瓶・須恵器長頸壺・須恵器甕・須恵器坏底部転用紡錘車・土師器甕・土製支脚・刀子・鎌・火打鎌・鉄製紡錘車	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成24年度』	
31	諏訪原・中道遺跡第1地点	本町一丁目	住居跡3（9世紀中頃）	須恵器坏・須恵器碗・須恵器蓋・須恵器甕・土師器甕・刀子・石製紡錘車	『諏訪原・中道遺跡第1地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第8集	
32	中道・岡台遺跡第2地点	岡三丁目	住居跡2（平安）	須恵器坏・土師器甕	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成4年度』	旧No.16遺跡第2地点
33	中道・岡台遺跡第4地点	岡三丁目	掘立柱建物跡（平安）		『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成8年度』	掘立柱建物跡を奈良・平安時代としたのは筆者の所見である。
34	中道・岡台遺跡第5地点	岡三丁目	住居跡1（9世紀中頃）	須恵器坏・土師器甕・瓦塔（近世の土坑に流れ込み）	『中道・岡台遺跡第5地点発掘調査報告書』 朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第21集 照林敏郎「朝霞市中道・岡台遺跡第5地点出土の瓦当について」『あらかわ』第6号	
35	向山遺跡第2地点	岡三丁目	住居跡1（10世紀）	須恵器坏・須恵器長頸壺・須恵器甕	『原畑・越戸第二遺跡第3地点　ハケタ・中通遺跡第2地点　北浦第三遺跡第2地点　西久保・宮山遺跡第5地点　向山遺跡第2点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第6集	
36	向山遺跡第3地点	岡三丁目	住居跡（9～10世紀）・掘立柱建物跡（9～10世紀）・墓坑1（9世紀中頃）	須恵器・土師器・灰釉陶器・平瓦・鉄製品・人骨等	『向山遺跡第3・4・5・6地点発掘調査報告書　第1分冊《序編》』 朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第14集 『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成6年度』 『埋文さいたま』第23号	詳細は整理中のため不明
37	向山遺跡第4地点	岡三丁目	住居跡（8～10世紀）・掘立柱建物跡（9～10世紀）	須恵器・土師器・灰釉陶器・緑釉陶器・平瓦・鉄製品等	『向山遺跡第3・4・5・6地点発掘調査報告書　第1分冊《序編》』 朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第14集 『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成7年度』	詳細は整理中のため不明 8世紀代の住居跡1軒検出（盤状坏出土）、他にも存在する可能性有
38	向山遺跡第6地点	岡三丁目	住居跡（平安）	須恵器・土師器・鉄製品	『向山遺跡第3・4・5・6地点発掘調査報告書　第1分冊《序編》』 朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第14集 『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成10年度』	
39	向山遺跡第7地点	岡三丁目	住居跡6（平安）	須恵器・土師器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成20年度』	
40	榎戸・諏訪原遺跡第1地点	岡一丁目	住居跡1（9世紀中頃）	須恵器坏・土師器甕	『平沢・原畑遺跡第2地点　向原・中笹原遺跡第1地点　榎戸・諏訪原遺跡第1地点発掘調査報告書』 朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第2集	旧No.16遺跡
41	榎戸・諏訪原遺跡第2地点	岡一丁目	住居跡1（9世紀）	須恵器坏・須恵器高台付坏・須恵器甕・須恵器底部転用紡錘車・土師器甕・刀子・鉄鎌・土製支脚		
42	榎戸・諏訪原遺跡第3地点	岡一丁目	住居跡1（平安）	須恵器・土師器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成24年度』	
43	榎戸・諏訪原遺跡第4地点	岡一丁目	住居跡1（10世紀）	須恵器坏・土師器甕・鉄製品	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成26・27年度』	
44	榎戸・諏訪原遺跡第5地点	岡一丁目	住居跡2（平安）	須恵器坏・土師器甕・刀子・鉄鏃・鉄製紡錘車		

番号	遺跡名	所在地	検出遺構	出土遺物	参考文献	備考
45	榎戸・諏訪原遺跡第6地点	岡一丁目	住居跡2（平安）・掘立柱建物跡1（平安）	須恵器坏・土師器甕・鉄製品		
46	宮原・塚越遺跡第１地点	根岸台一丁目	住居跡2(平安)・掘立柱建物跡2（1号掘立柱建物跡10世紀前半）	須恵器坏（掘立柱建物跡より「加」の墨書2点）・土師器甕・灰釉陶器皿・緑釉陶器蓋・炭化米	『向山遺跡　稲荷山遺跡　塚越遺跡　－奈良・平安時代の朝霞Ⅰ－』 朝霞市文化財調査報告第18集 照林敏郎「埼玉県朝霞市宮原・塚越遺跡第1地点検出の掘立柱建物跡について」『あらかわ』第2号	旧塚越遺跡 掘立柱建物跡より「加」墨書出土 四面廂掘立柱建物跡
47	宮原・塚越遺跡第３地点	根岸台二丁目	住居跡3（9～10世紀）	須恵器坏・須恵器甕・土師器・緑釉陶器・土製品・金属製品	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成24年度』	
48	宮原・塚越遺跡第４地点	根岸台二丁目	住居跡1（9～10世紀）	須恵器坏・須恵器甕・土師器・緑釉陶器・鉄製品	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成24年度』	
49	宮原・塚越遺跡第５地点	根岸台二丁目	住居跡2（平安）	須恵器坏・土師器甕・鉄製品・石製紡錘車	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成26・27年度』	
50	宮台・宮原遺跡第１地点	根岸台二丁目	住居跡3（平安）	須恵器坏（3号住居跡墨書1点）・須恵器碗・須恵器長頸壺・須恵器甕・土師器甕・土師器台付甕・須恵器坏底部転用紡錘車	『向山遺跡　稲荷山遺跡　塚越遺跡　－奈良・平安時代の朝霞Ⅰ－』 朝霞市文化財調査報告第18集	旧向山遺跡
51	宮台・宮原遺跡第２地点	根岸台二丁目	住居跡5（9世紀後半～末）	須恵器坏・須恵器碗・須恵器皿・須恵器蓋・土師器甕・土師器台付甕・土錘・砥石	『宮台・宮原遺跡第2地点発掘調査報告書』 朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第4集	旧No.17・23遺跡
52	宮台・宮原遺跡第３地点	根岸台二丁目	住居跡2（平安）	須恵器・土師器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成7年度』	
53	宮台・宮原遺跡第５地点	根岸台二丁目	住居跡1（10世紀）	須恵器・土師器	『朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告集報1』 朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第33集	
54	宮台・宮原遺跡第７地点	根岸台二丁目	住居跡7（平安）	須恵器坏・須恵器高台付坏・須恵器埦・須恵器高台付埦・須恵器皿・須恵器高台付皿・須恵器甕・須恵器長頸瓶・須恵器壺・土師器甕・土師器台付甕・灰釉陶器長頸壺・灰釉陶器高付皿・刀子・鉄鏃・板状品・延板状品・棒状品・椀形滓・砥石・台石・磨石・土錘	『朝霞市　宮台・宮原遺跡　県営住宅朝霞根岸台団地建設地内埋蔵文化財発掘調査報告書』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第318集	
55	宮台・宮原遺跡第８地点	根岸台二丁目	住居跡1（9世紀中頃）	須恵器坏・土師器甕	『朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告集報1』 朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第33集	
56	宮台・宮原遺跡第１１地点	根岸台二丁目	住居跡1（平安）	須恵器・土師器		
57	宮台・宮原遺跡第１３地点	根岸台二丁目	住居跡1（9世紀初頭～前半）	須恵器坏・須恵器高台付坏・土師器甕	『朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告集報7』 朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第45集	
58	宮台・宮原遺跡第１４地点	根岸台二丁目	住居跡1（平安）	須恵器・土師器		
59	宮台遺跡第１地点	岡三丁目	住居跡1（平安）	鎌・刀子	『宮台遺跡第5・6地点発掘調査報告書　－柊塚古墳確認調査報告書－』 朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第18集	旧宮台遺跡
60	稲荷山・郷戸遺跡第１地点	根岸台八丁目	掘立柱建物跡4（平安）・溝状遺構1（9世紀）・ピット4（平安）	須恵器坏・須恵器高台付坏	『向山遺跡　稲荷山遺跡　塚越遺跡　－奈良・平安時代の朝霞Ⅰ－』 朝霞市文化財調査報告第18集	旧稲荷山遺跡
61	稲荷山・郷戸遺跡第３地点	根岸台八丁目	住居跡1（平安）	須恵器坏・土師器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成5年度』	
62	稲荷山・郷戸遺跡第５地点	根岸台八丁目	掘立柱建物1（平安）		『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成9年度』	掘立柱建物跡を奈良・平安時代としたのは筆者の所見である。 調査地点は別になっているが同一の調査
63	稲荷山・郷戸遺跡第６地点					
64	稲荷山・郷戸遺跡第１０地点	根岸台八丁目	掘立柱建物跡4（平安）・溝跡1（平安）	須恵器坏・土師器甕		
65	稲荷山・郷戸遺跡第１１地点	根岸台八丁目	溝1（平安）	須恵器坏・須恵器甕・土師器甕		
66	馬堀遺跡第２地点	根岸台二丁目	住居跡7（平安）・溝状遺構3（平安）・粘土採掘坑2（平安）・土坑（平安）・ピット（平安）	須恵器坏・須恵器碗・須恵器長頸壺・土師器甕・土師器台付甕・鉄鏃・鉄製紡錘車・刀子	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成9年度』	
67	馬堀遺跡第３地点	根岸台五丁目	住居跡5（平安）	須恵器・土師器・鉄製品	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成10年度』	
68	馬堀遺跡第４地点	根岸台五丁目	住居跡14（平安）・掘立柱建物4（平安）・溝1（平安～中世）	須恵器坏・須恵器碗・須恵器蓋・須恵器皿・須恵器長頸壺・須恵器甕・土師器坏・土師器甕・灰釉陶器・男瓦・銅製丸鞆・銅製巡方・銭貨（隆平永寶）・鉄族・刀子・鉄製紡錘車	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成11年度』	
69	馬堀遺跡第６地点	根岸台五丁目	溝1（平安～中世）	須恵器・土師器甕	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成11年度』	
70	馬堀遺跡第７地点	根岸台五丁目	住居跡1（平安）・溝2（平安）	須恵器・須恵器蓋（溝より「土」の墨書1点）土師器・鉄製品・土錘	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成11年度』	
71	馬堀遺跡第８地点	根岸台五丁目	住居跡2（平安）・溝状遺構2（平安・平安時代から中世）	須恵器坏・須恵器碗・須恵器蓋・須恵器皿・須恵器長頸壺・須恵器甕・土師器甕・土師器台付甕・灰釉陶器・平瓦・鉄族・刀子・鉄製紡錘車・鉄滓・砥石	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成12年度』	
72	馬堀遺跡第９地点	根岸台五丁目	住居跡1（平安）・掘立柱建物跡1（平安）	須恵器坏・須恵器碗・須恵器蓋・須恵器甕・土師器甕	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成12年度』	
73	馬堀遺跡第１０地点	根岸台五丁目	住居跡1（平安）	須恵器坏・須恵器碗・須恵器蓋・須恵器皿・須恵器甕・土師器甕	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成12年度』	
74	馬堀遺跡第１１地点	根岸台五丁目	住居跡1（平安）	須恵器・土師器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成12年度』	
75	馬堀遺跡第１３地点	根岸台五丁目	住居跡1（平安）	須恵器・土師器・灰釉陶器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成13年度』	
76	馬堀遺跡第１４地点	根岸台五丁目	溝状遺構1（平安）	須恵器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成13年度』	
77	馬堀遺跡第１５地点	根岸台五丁目	住居跡2（平安）	須恵器・土師器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成15年度』	
78	馬堀遺跡第１６地点	根岸台五丁目	住居跡3（平安）	須恵器坏・須恵器碗・須恵器高台付碗・須恵器蓋・須恵器壺・須恵器甕・土師器甕・土師器台付甕・緑釉陶器皿・灰釉陶器壺・丸瓦・刀子・釘・椀形滓	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成18年度』	
79	馬堀遺跡第１７地点	根岸台五丁目	溝状遺構2（平安）	須恵器坏・須恵器甕・須恵器高台付甕	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成18年度』	
80	馬堀遺跡第１８地点	根岸台四丁目	住居跡1（平安）・溝状遺構2	須恵器坏・須恵器碗・須恵器甕・土師器甕・土師器台付甕	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成18年度』	
81	馬堀遺跡第１９地点	根岸台五丁目	溝状遺構・土坑・ピット（平安以降）	須恵器坏・須恵器高台付壺・須恵器甕・土師器甕	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成19年度』	
82	馬堀遺跡第２０地点	根岸台五丁目	住居跡2・ピット（平安）	須恵器坏・須恵器蓋・須恵器壺・土師器甕・土師器台付甕・鉄製紡錘車	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成19年度』	
83	馬堀遺跡第２２地点	根岸台五丁目	ピット（平安以降）	須恵器坏・須恵器蓋・須恵器甕	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成19年度』	
84	馬堀遺跡第２３地点	根岸台五丁目	住居跡1（9世紀中葉）	須恵器坏・須恵器甕・土師器甕・土師器台付甕・刀子・土錘	『馬堀遺跡第23・24地点発掘調査報告書』朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第36集	
85	馬堀遺跡第２５地点	根岸台四丁目	住居跡2（平安）	須恵器坏・須恵器小型長頸壺・須恵器甕・土師器甕・灰釉陶器皿・鉄製品		
86	馬堀遺跡第２９地点	根岸台五丁目	住居跡1（平安）	須恵器・土師器	『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成26・27年度』	
87	向原・中笹原遺跡第１地点	根岸台7丁目	住居跡1（9世紀中頃）	須恵器坏・土師器甕	『平沢・原畑遺跡第2地点　向原・中笹原遺跡第1地点　榎戸・諏訪原遺跡第1地点発掘調査報告書』 朝霞市埋蔵文化財発掘調査報告書第2集	旧No.124遺跡

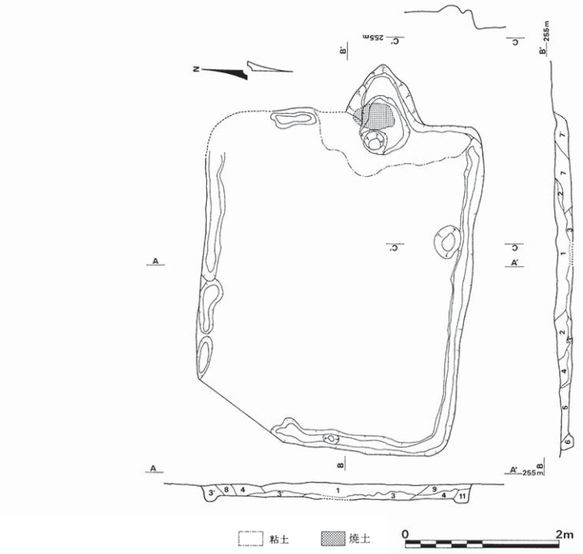

奈良時代の住居跡（泉水山・富士谷遺跡第 16 地点第 1 号住居跡　1/80）

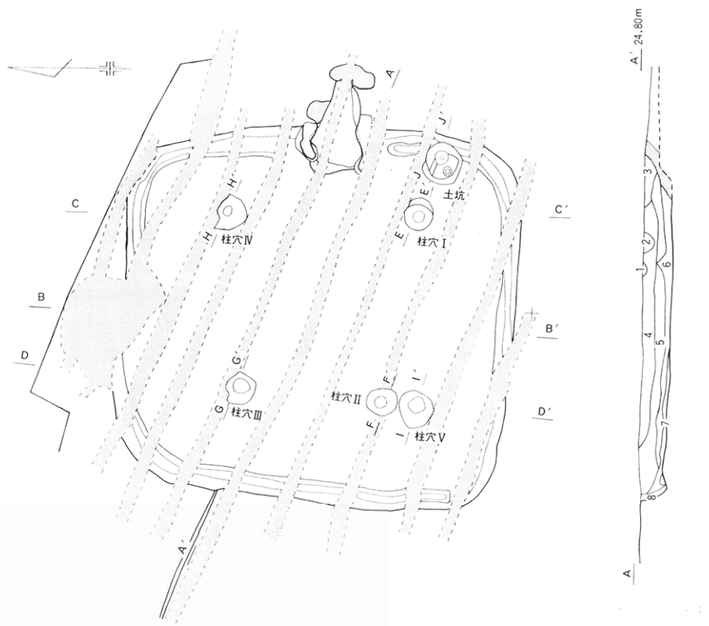

平安時代の住居跡（諏訪原・中道遺跡第 1 地点第 1 号住居跡　1/80）

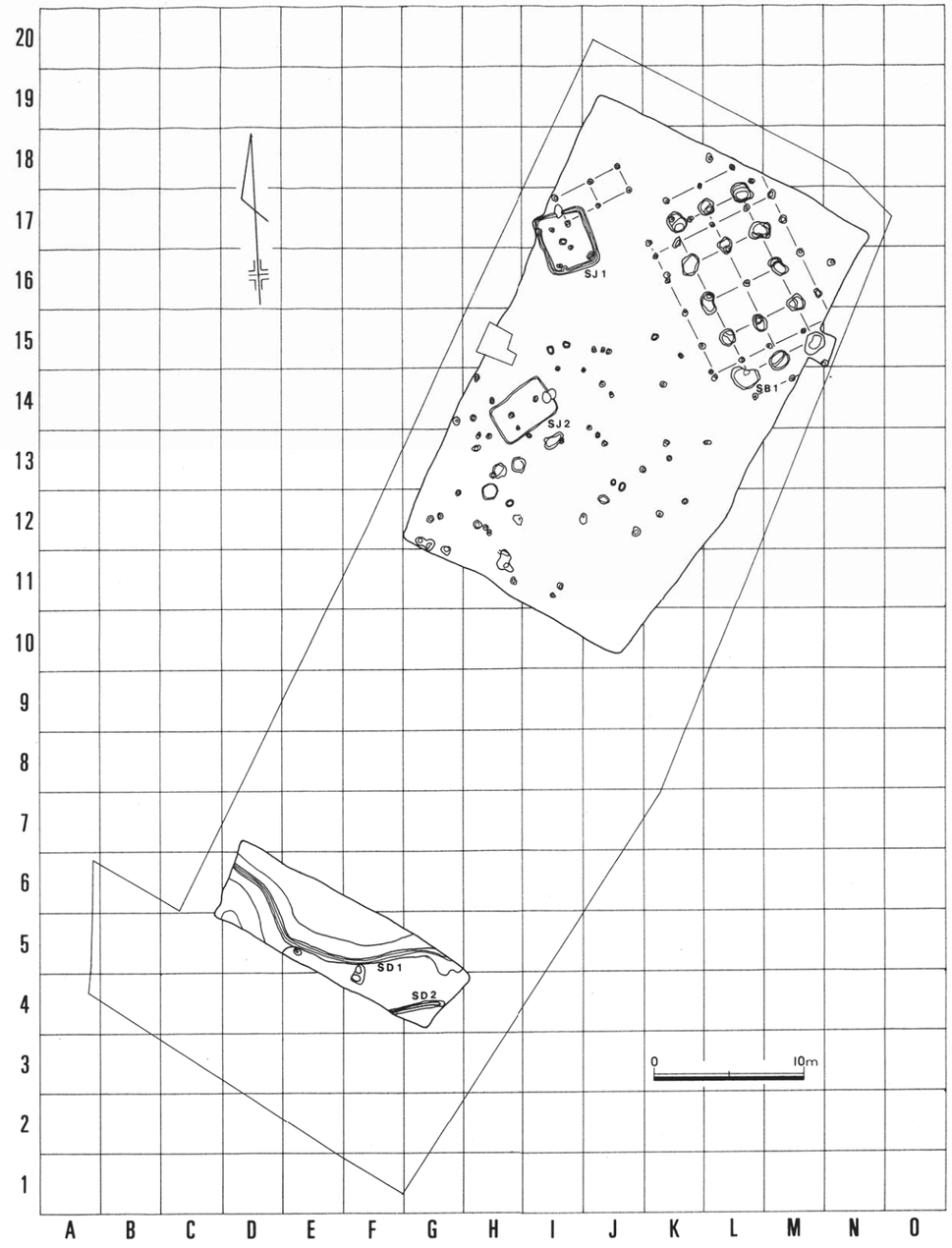

宮原・塚越遺跡第 1 地点全体図（1/400）

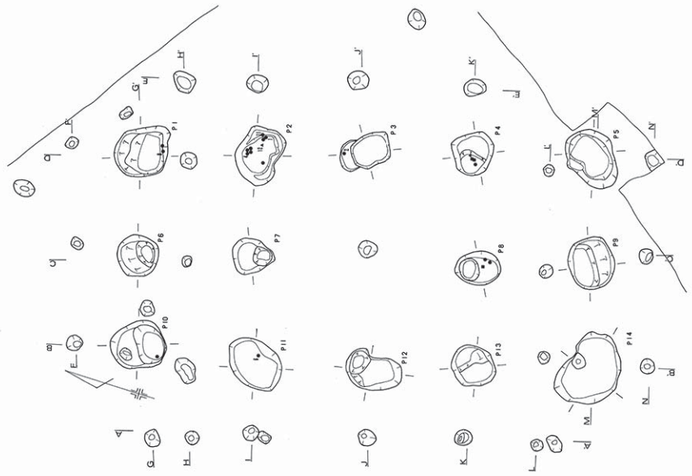

宮原・塚越遺跡第 1 地点第 1 号掘立柱建物跡（1/150）

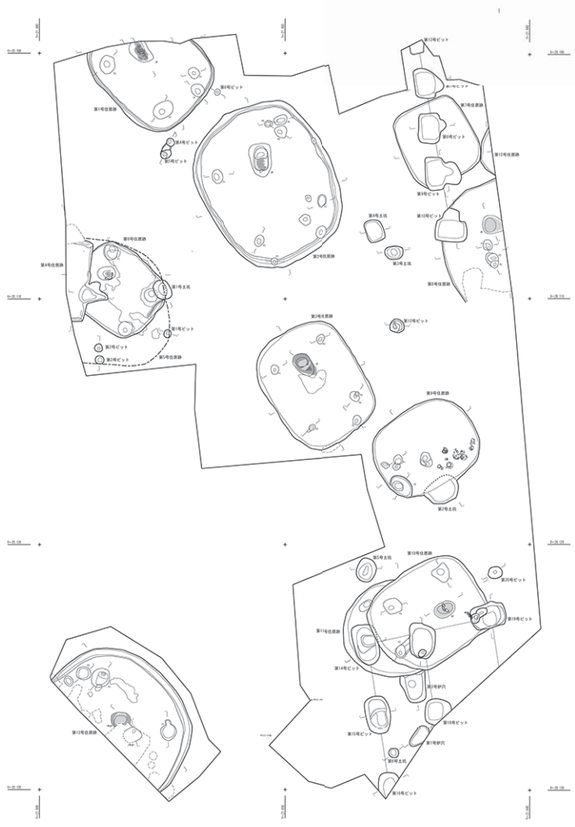

中道・中道下遺跡第 10 地点全体図（1/250）

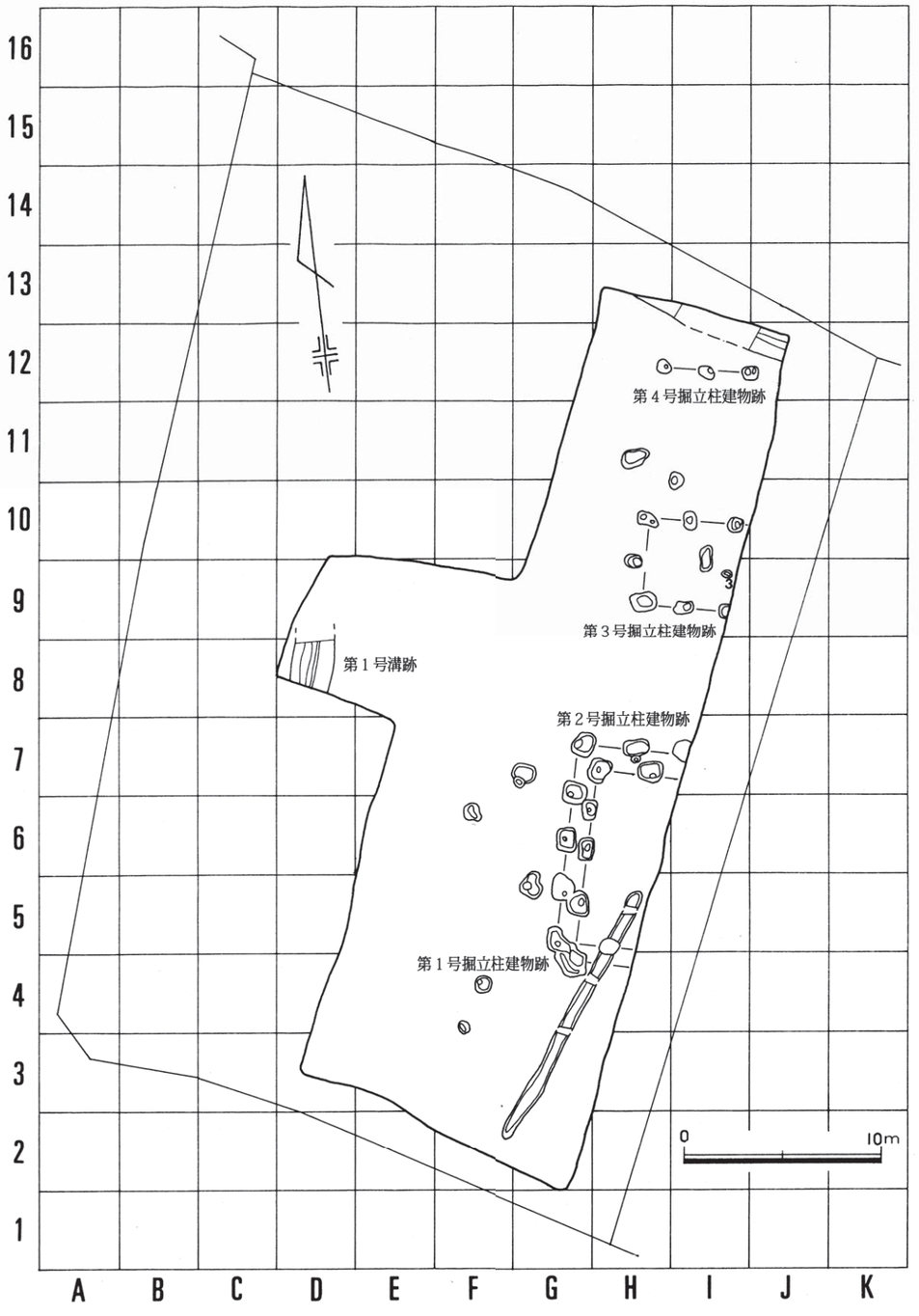

稲荷山・郷戸遺跡第 1 地点全体図（1/300）

稲荷山・郷戸遺跡第 5・6 地点全体図（1/300）

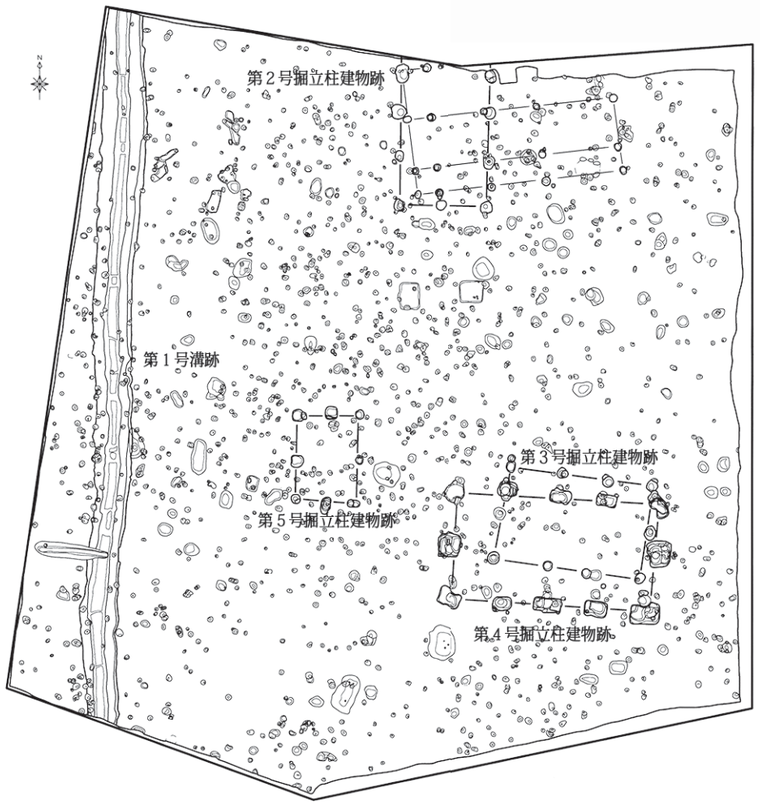

稲荷山・郷戸遺跡第 10 地点全体図（1/300）

稲荷山・郷戸遺跡第 11 地点全体図（1/300）

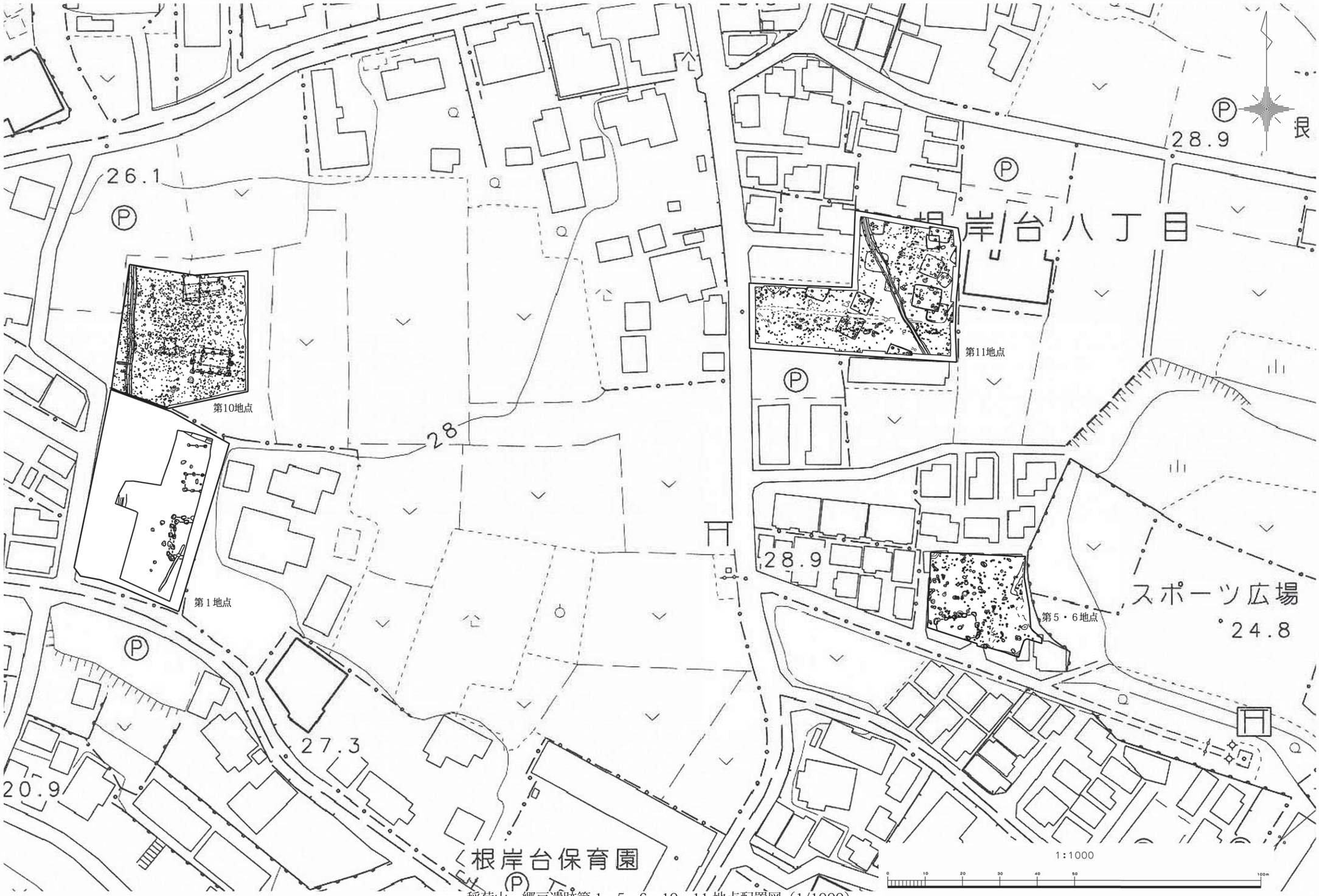

稲荷山・郷戸遺跡第1・5・6・10・11地点配置図（1/1000）

人部・峡遺跡第 4 地点第 1 号住居跡出土土器

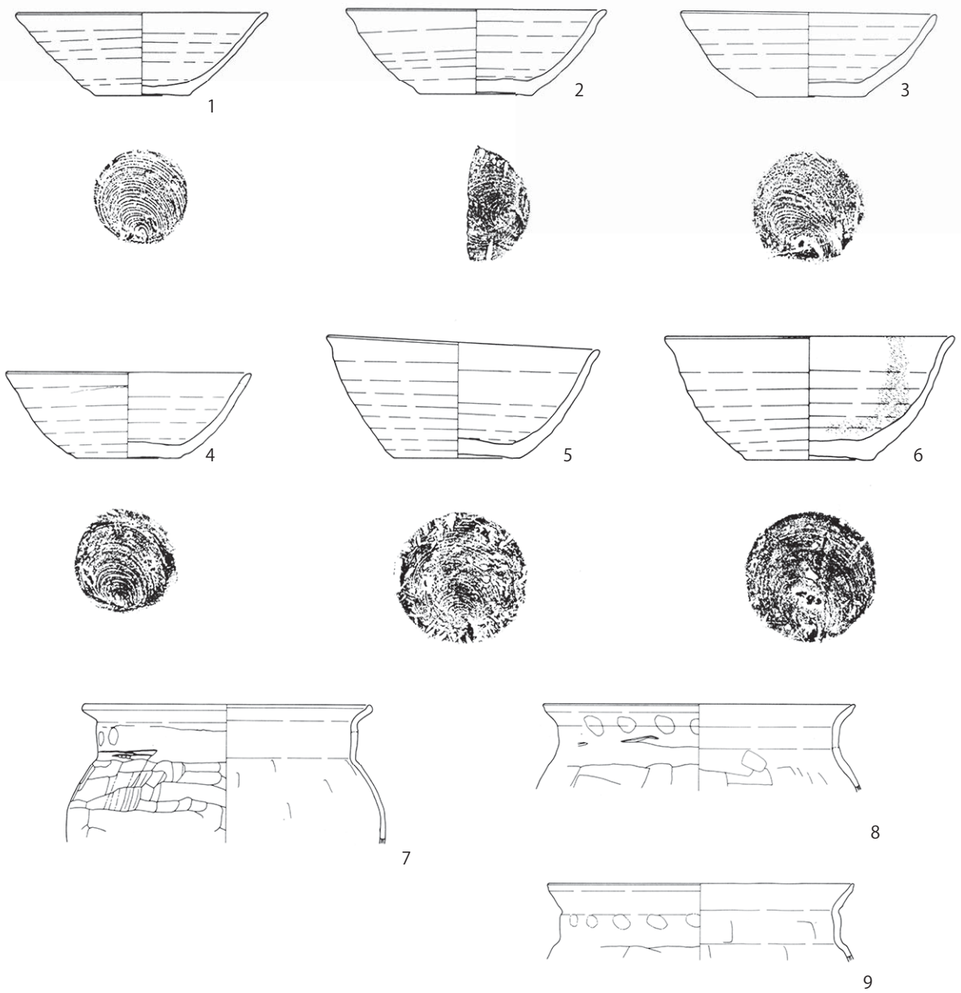

中道・中道下遺跡第 2 地点第 1 号住居跡出土土器

中道・中道下遺跡第 3 地点第 2 号住居跡出土土器

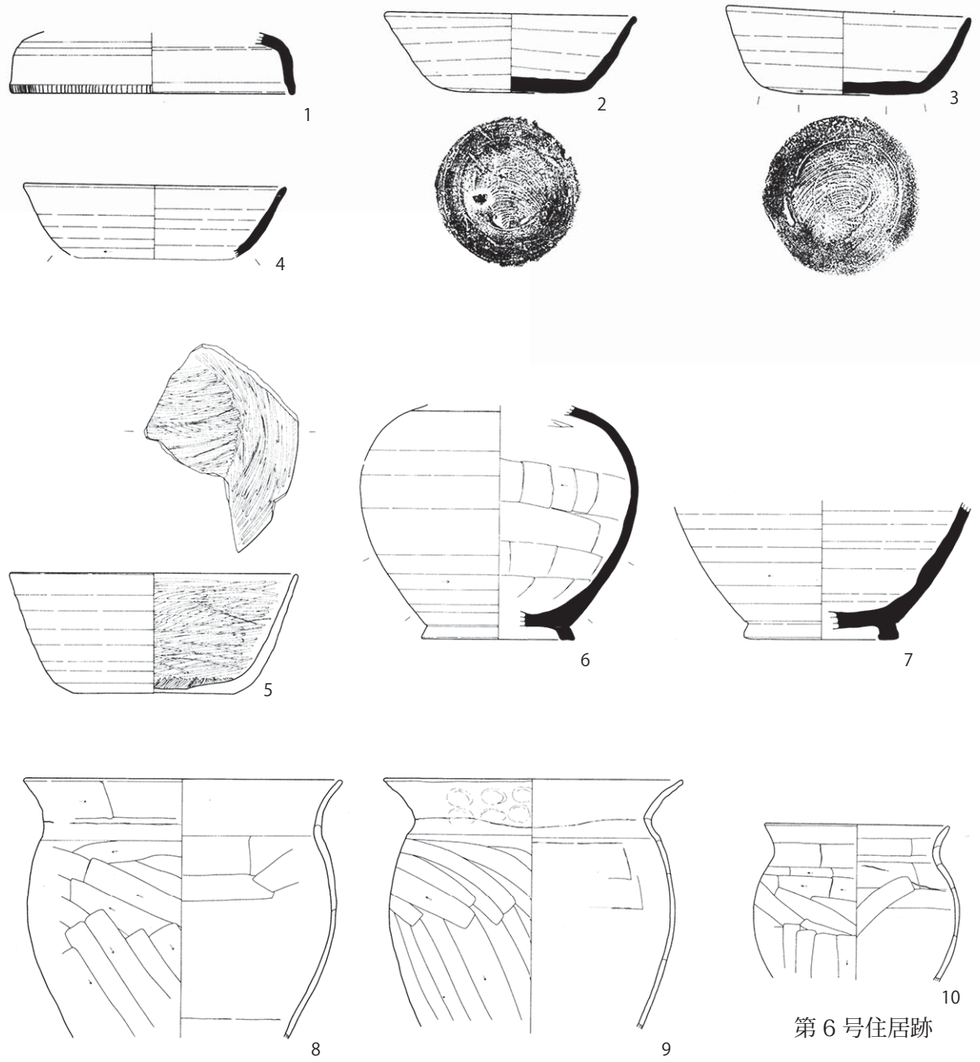

第 6 号住居跡

中道・中道下遺跡第 7 次（第 7 地点）第 3・6 号住居跡出土土器

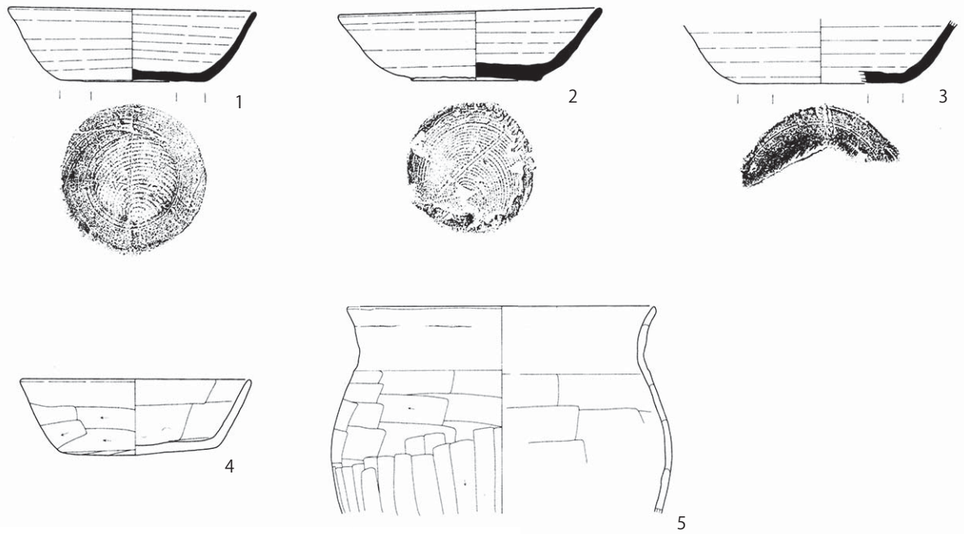

中道・中道下遺跡第 7 次（第 7 地点）第 14 号住居跡出土土器

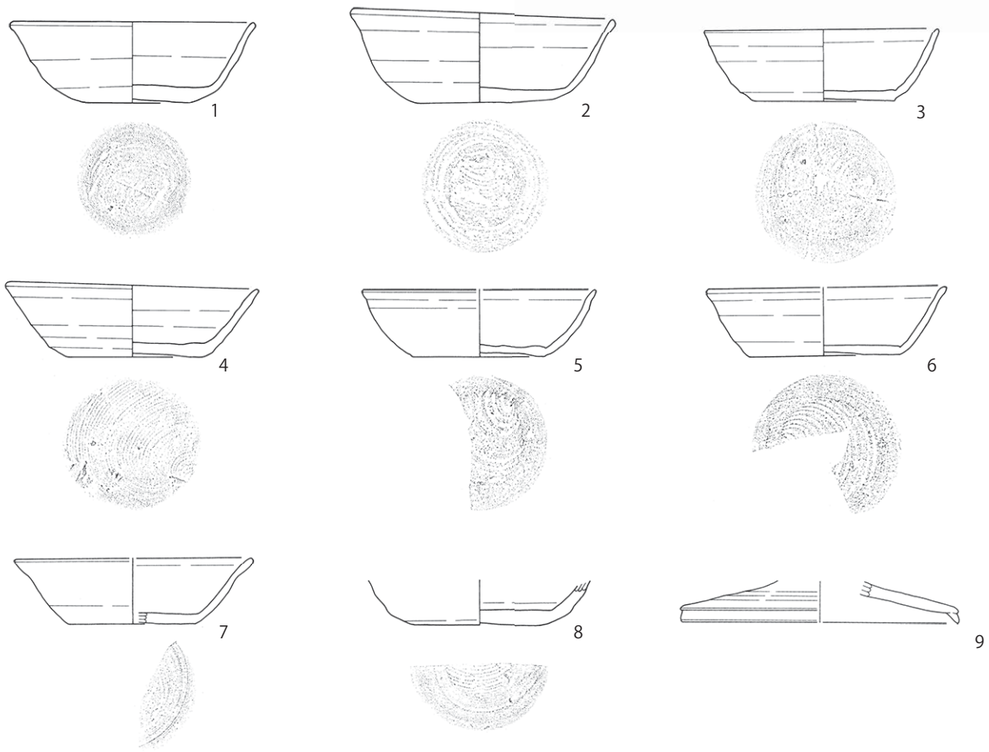

西久保・宮山遺跡第 7 地点第 4 号住居跡出土土器（1）

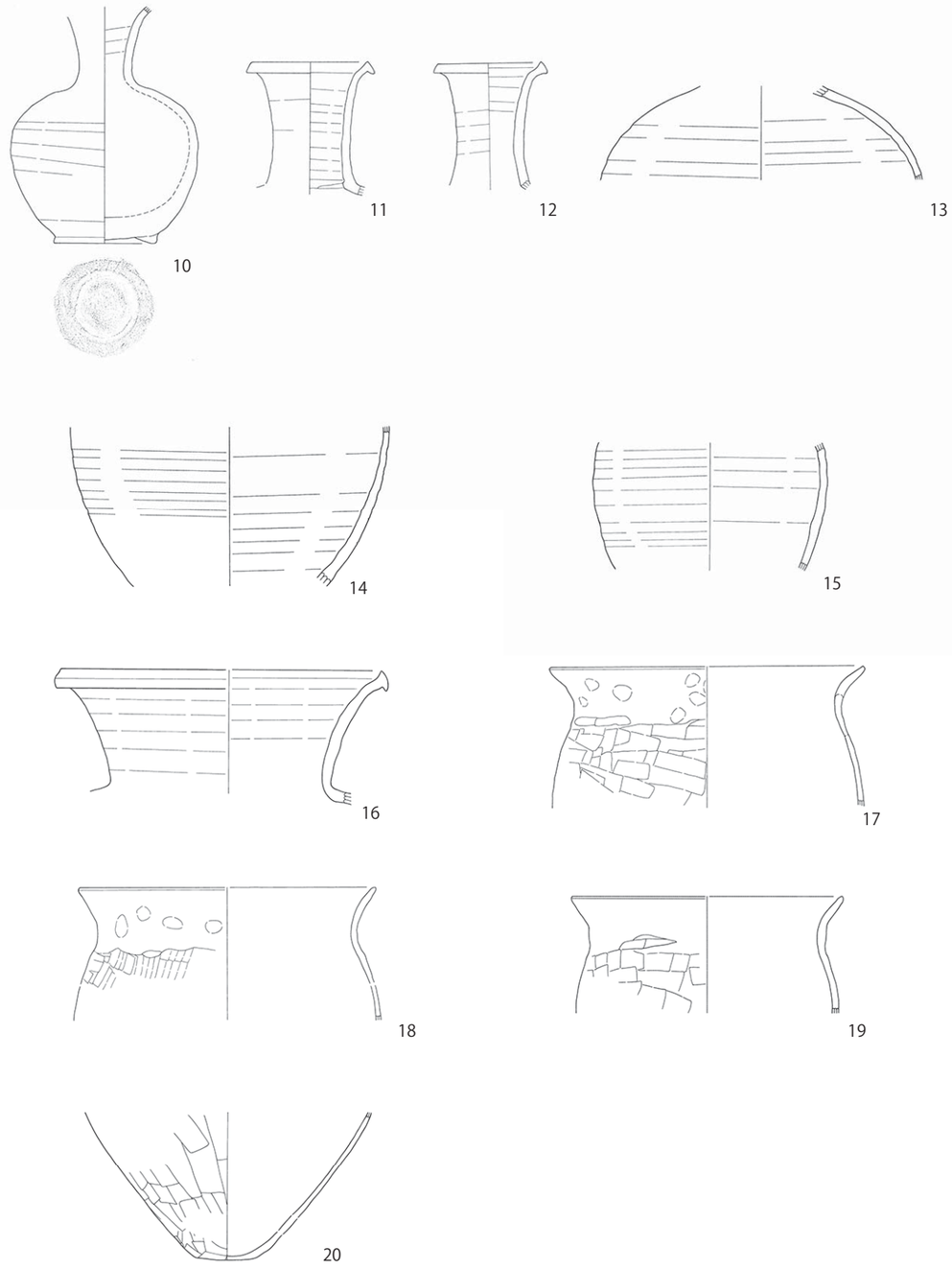

西久保・宮山遺跡第 7 地点第 4 号住居跡出土土器（2）

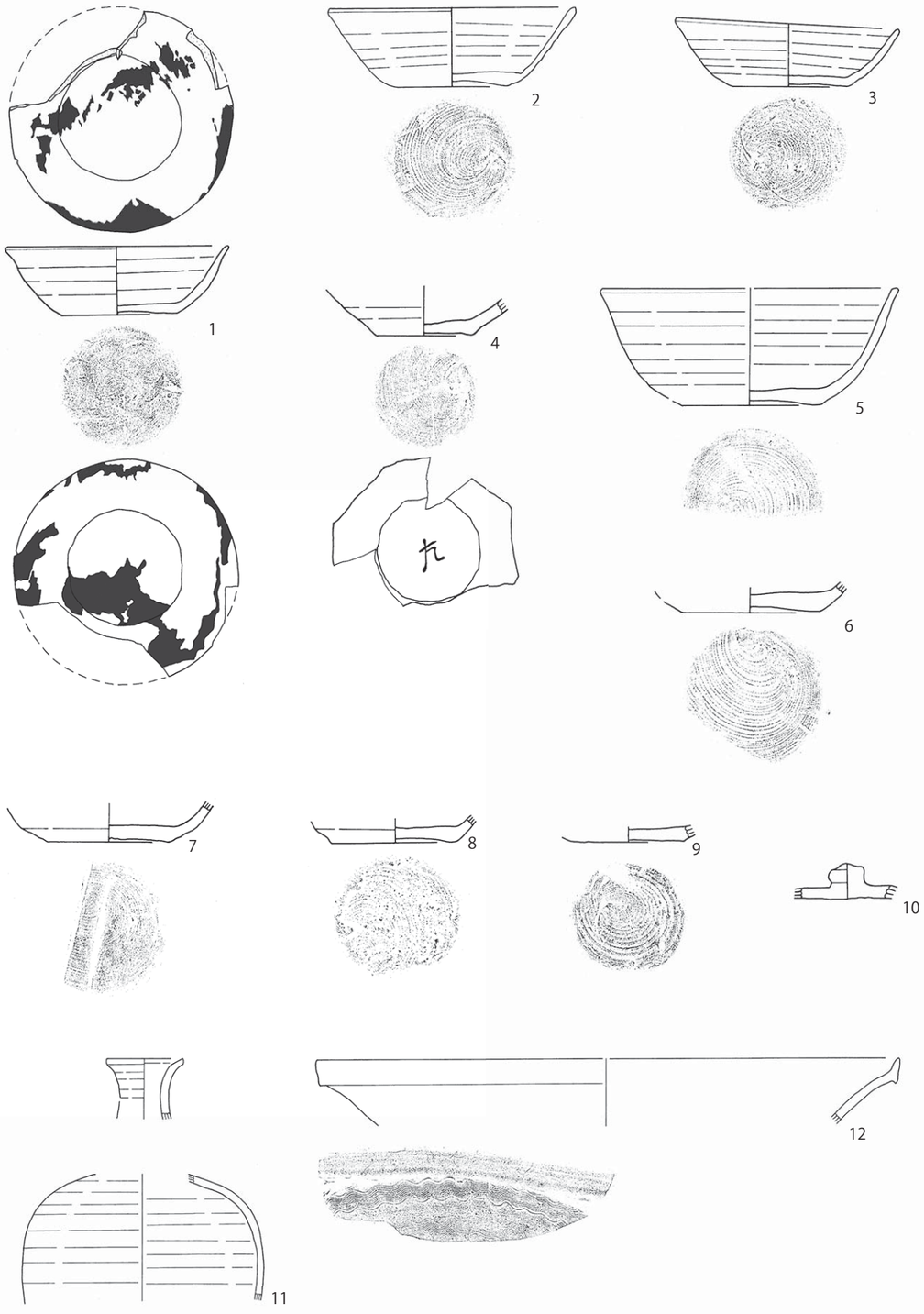

北割・西原遺跡第 10 地点第 1 号住居跡出土土器（1）

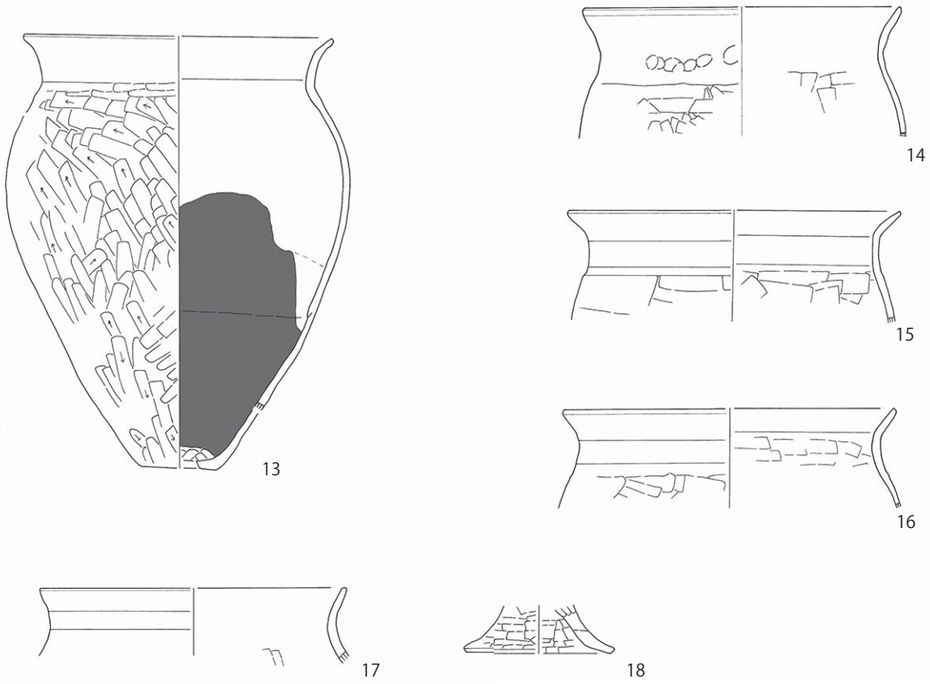

北割・西原遺跡第 10 地点第 1 号住居跡出土土器（2）

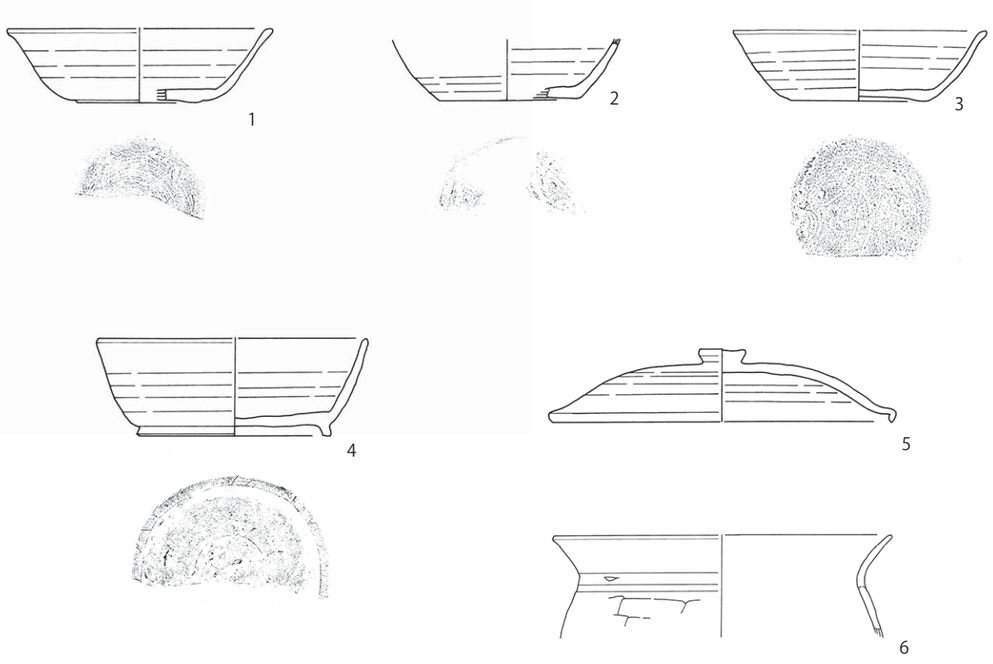

北割・西原遺跡第 10 地点第 2 号住居跡出土土器

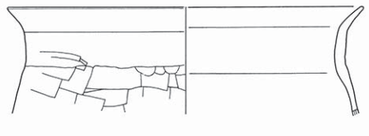

北割・西原遺跡第 11 地点第 1 号住居跡出土土器

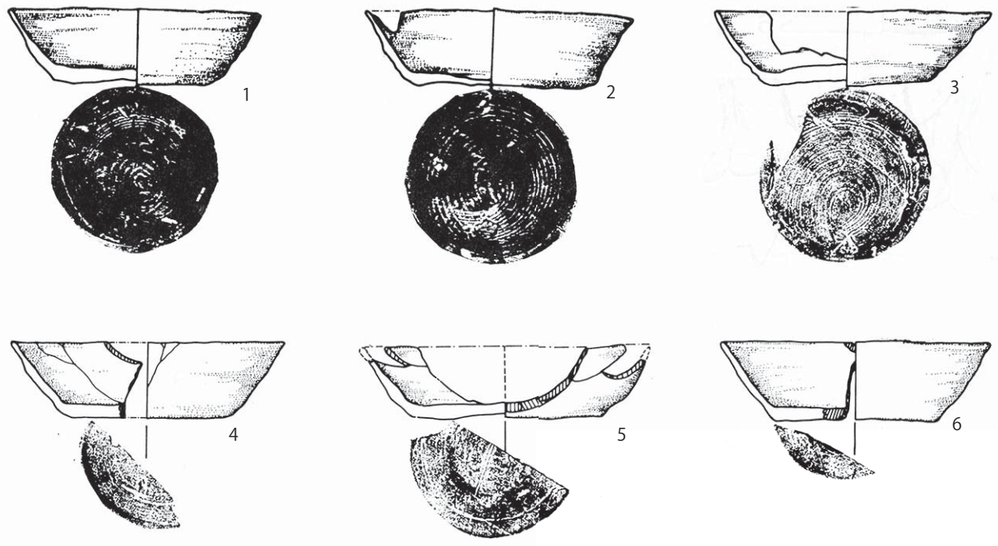

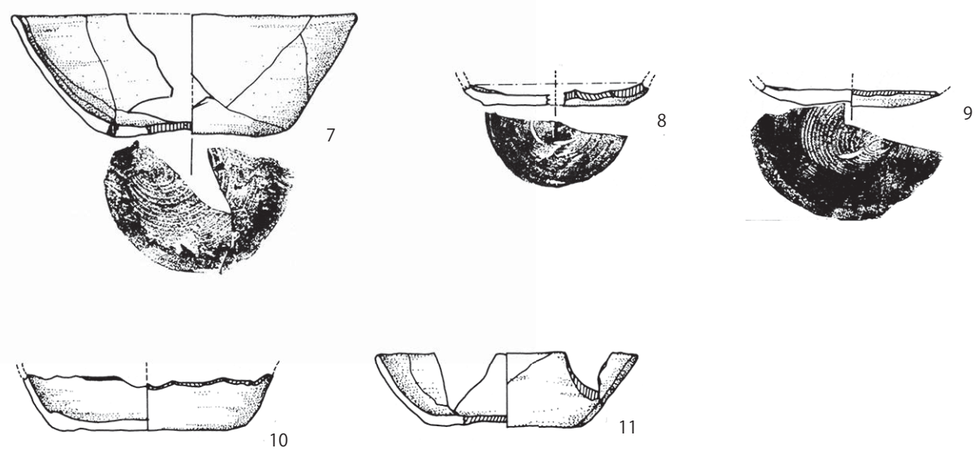

南割・西久保遺跡第 1 地点（旧第二西久保遺跡）第 1 号住居跡出土土器（1）

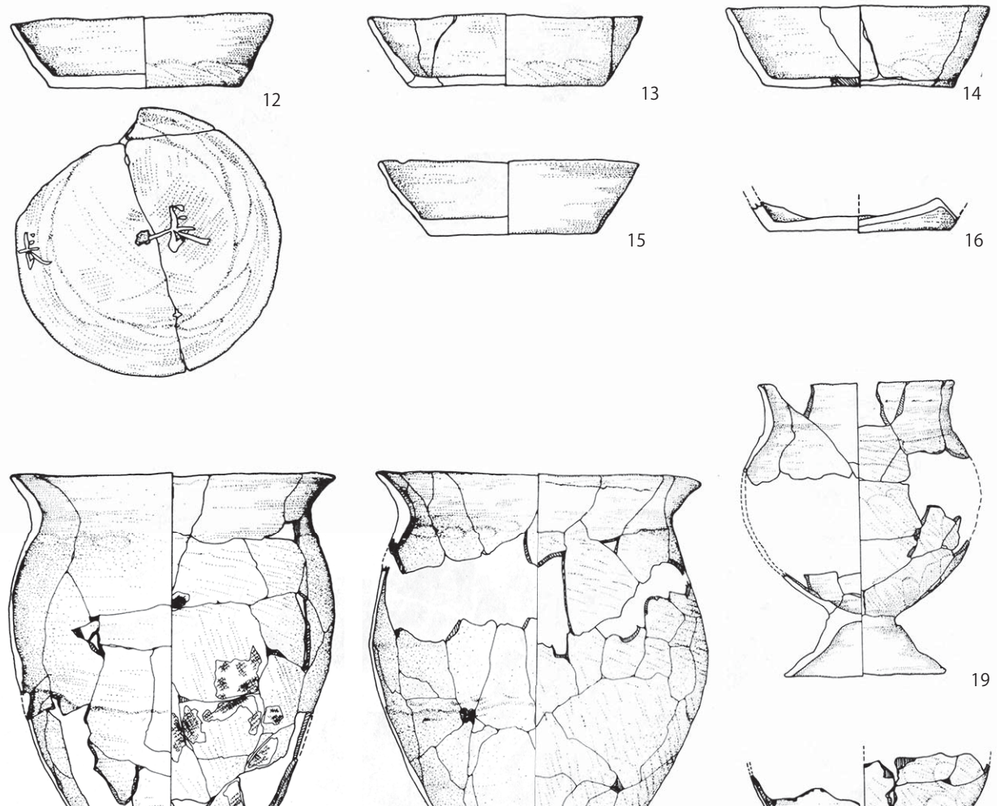

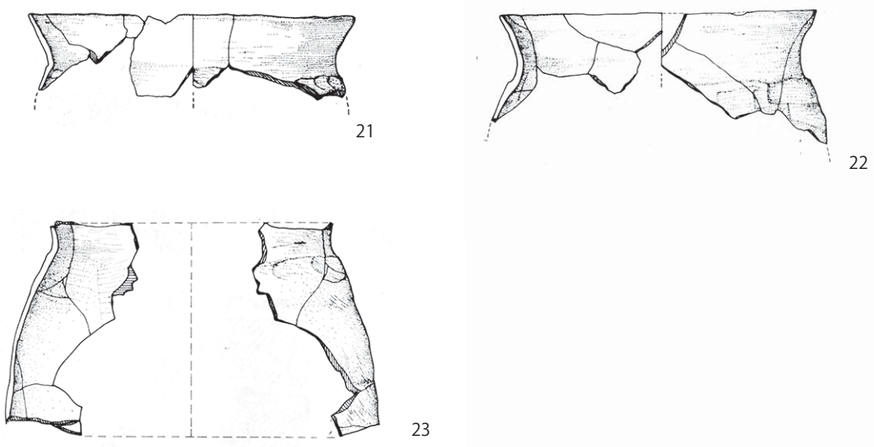

南割・西久保遺跡第 1 地点（旧第二西久保遺跡）第 1 号住居跡出土土器（2）

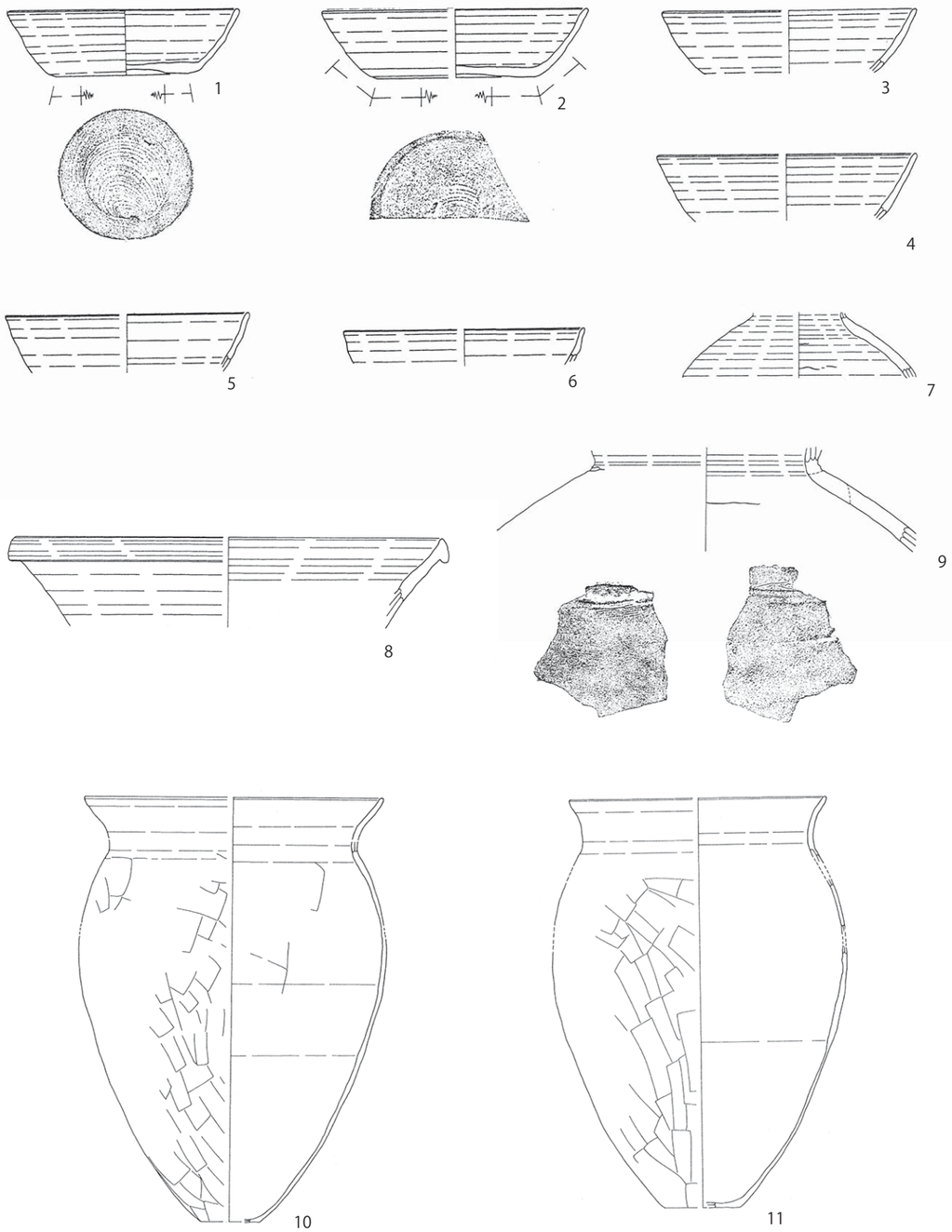

泉水山・富士谷遺跡第 16 地点第 1 号住居跡出土土器（1）

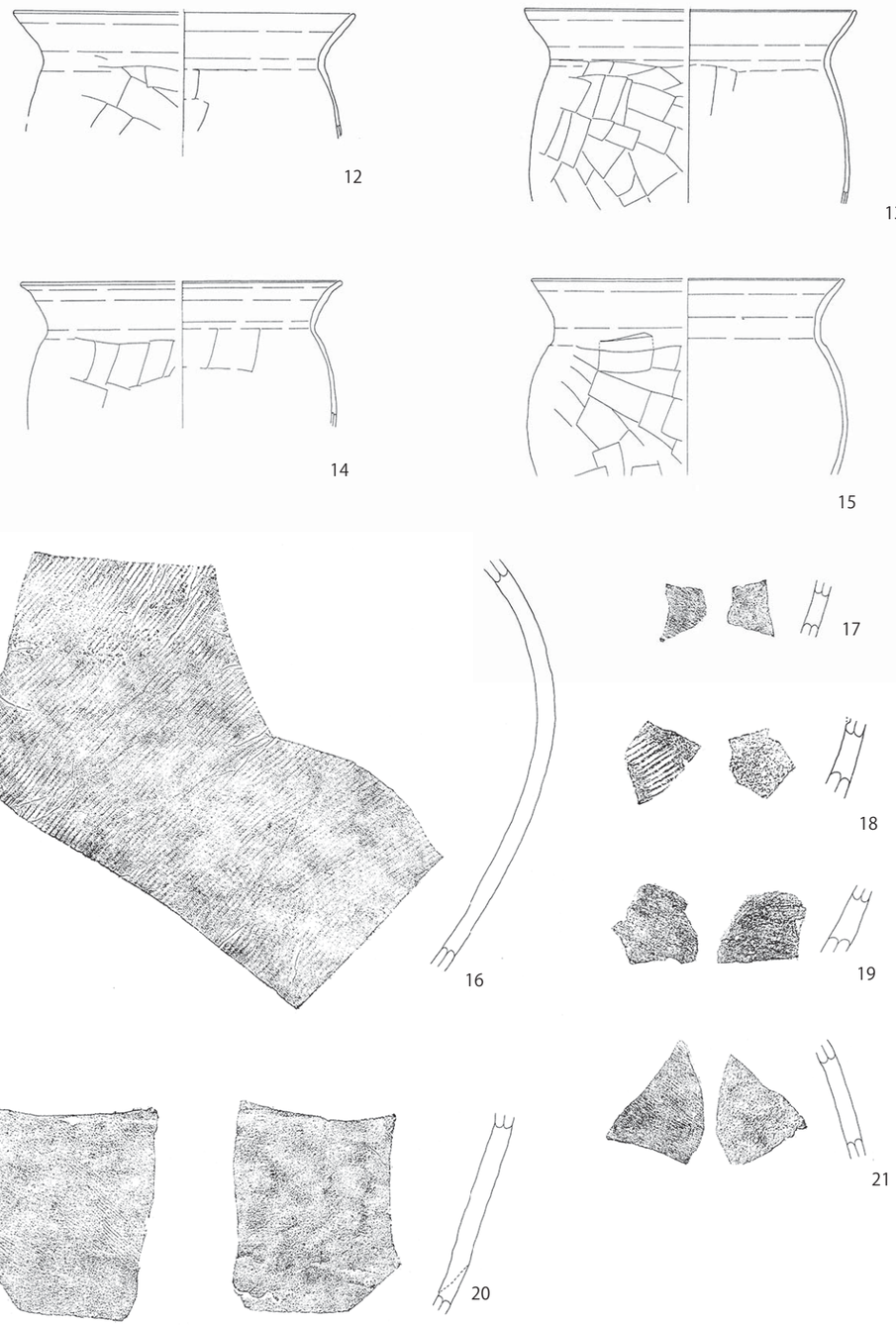

泉水山・富士谷遺跡第 16 地点第 1 号住居跡出土土器（2）

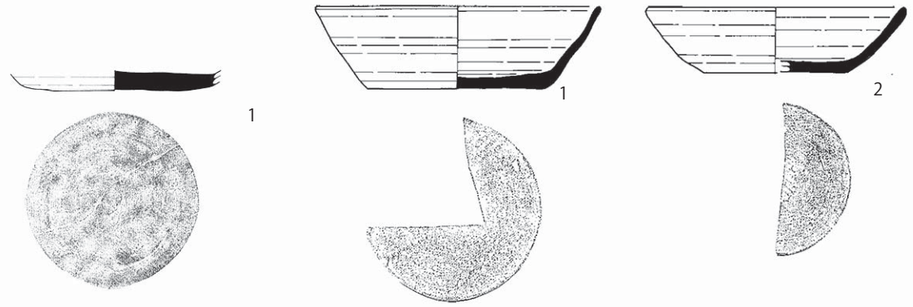

泉水山・富士谷遺跡第 79 地点
第 1 号住居跡出土土器

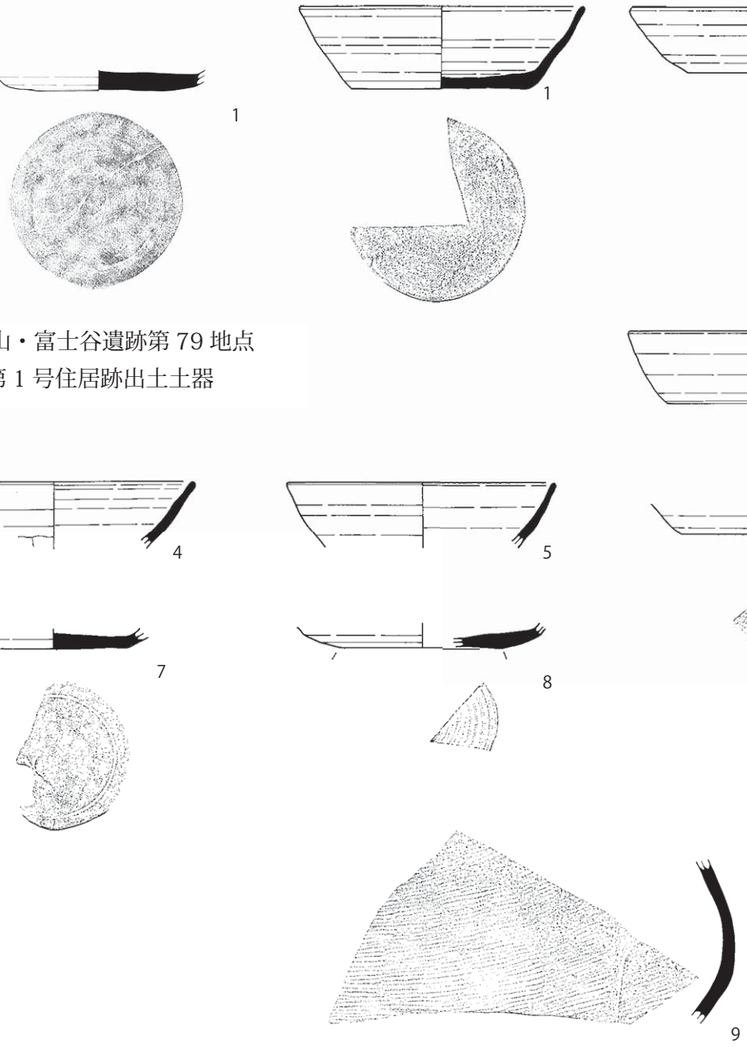

泉水山・富士谷遺跡第 81 地点第 1 号住居跡出土土器

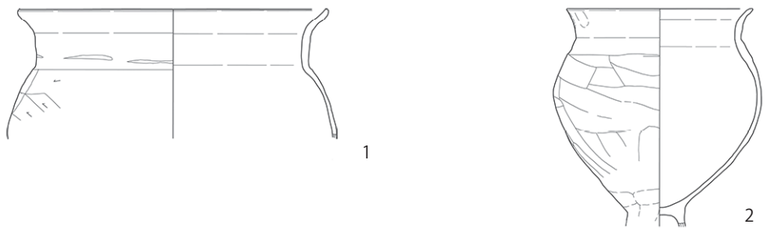

行人塚・金子塚下遺跡第 2 地点第 1 号住居跡出土土器

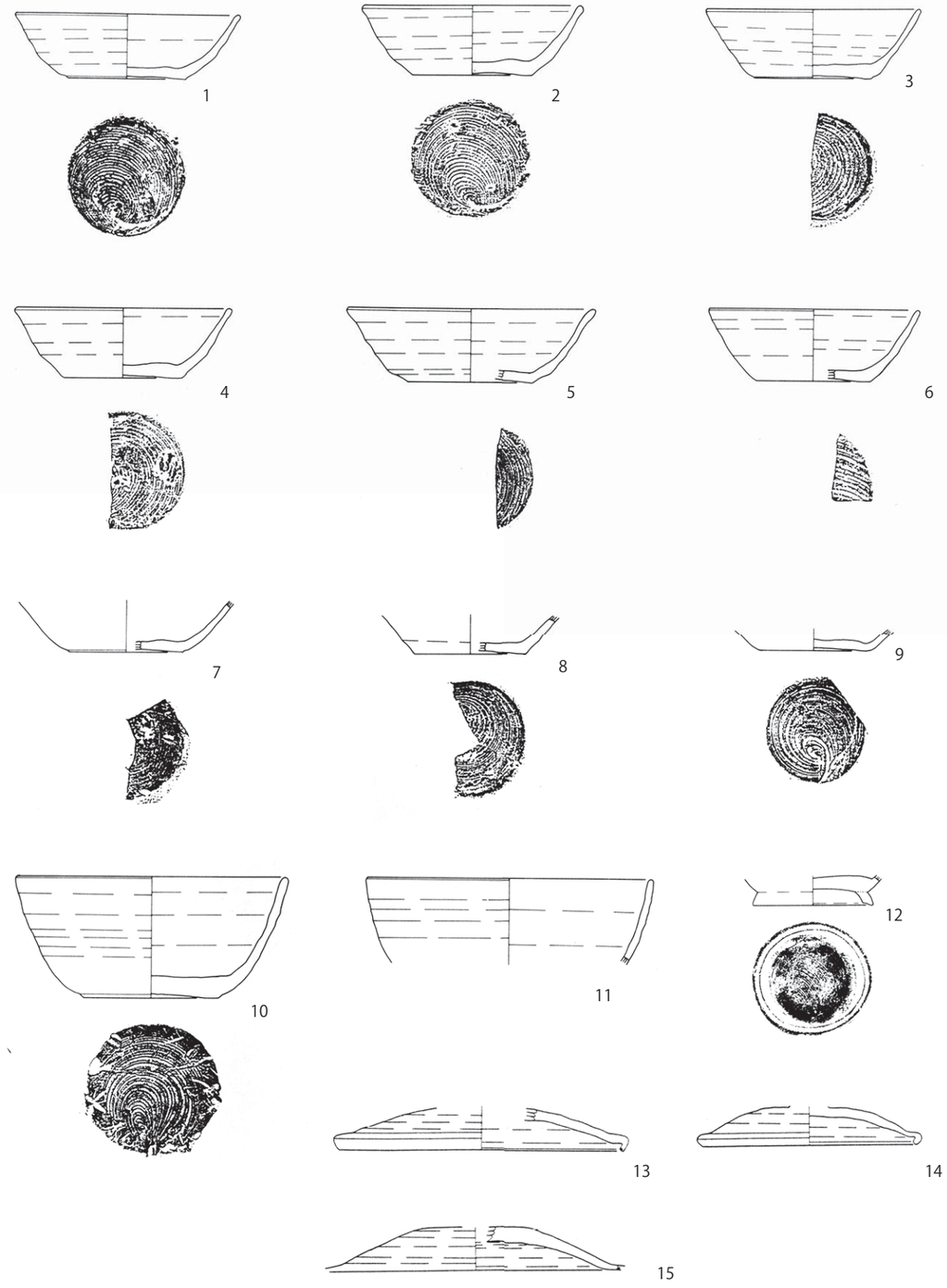

諏訪原・中道遺跡第 1 地点第 1 号住居跡出土土器（1）

16

17

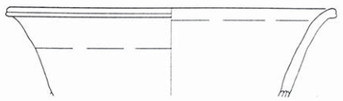
18

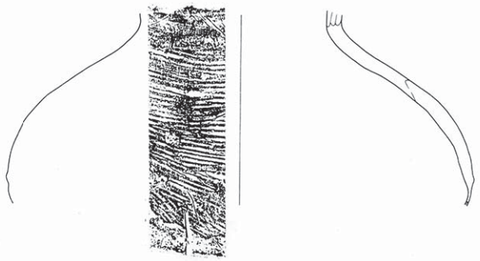
19

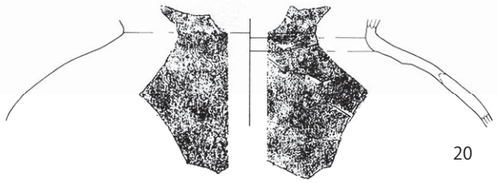
20

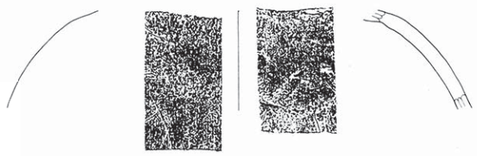
21

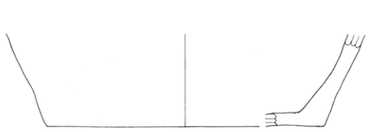
22

23

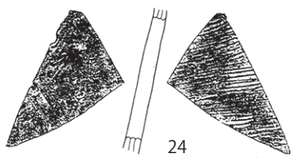
24

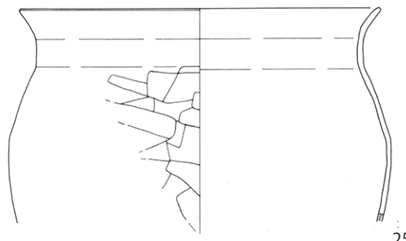
25

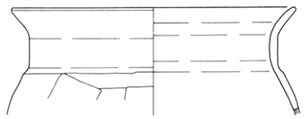
26

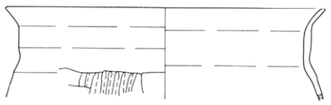
27

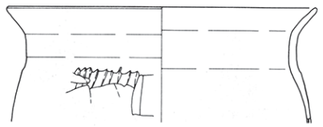
28

諏訪原・中道遺跡第 1 地点第 1 号住居跡出土土器（2）

29

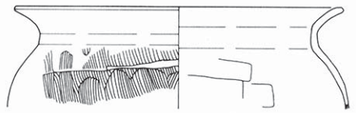
30

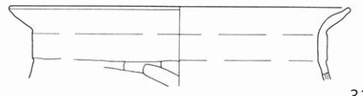
31

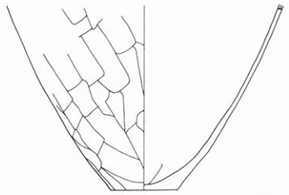
32

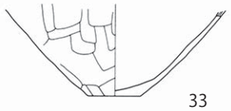
33

諏訪原・中道遺跡第 1 地点第 1 号住居跡出土土器（3）

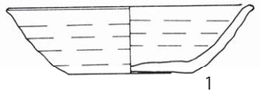
1

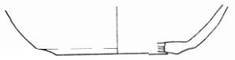
2

3

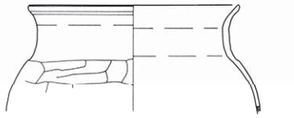
4

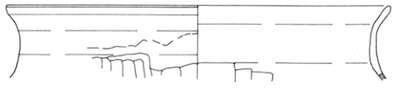
5

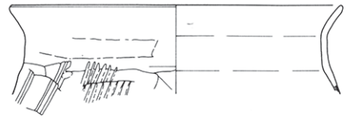
6

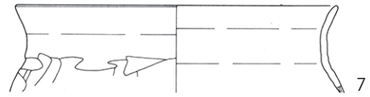
7

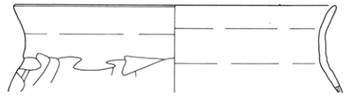
8

諏訪原・中道遺跡第 1 地点第 2 号住居跡出土土器

1

2

3

諏訪原・中道遺跡第 1 地点第 3 号住居跡出土土器

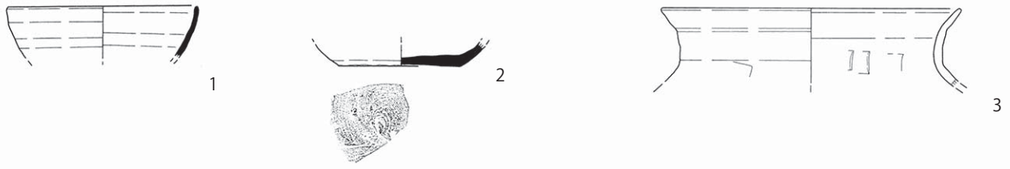

中道・岡台遺跡第 5 地点第 1 号住居跡出土土器

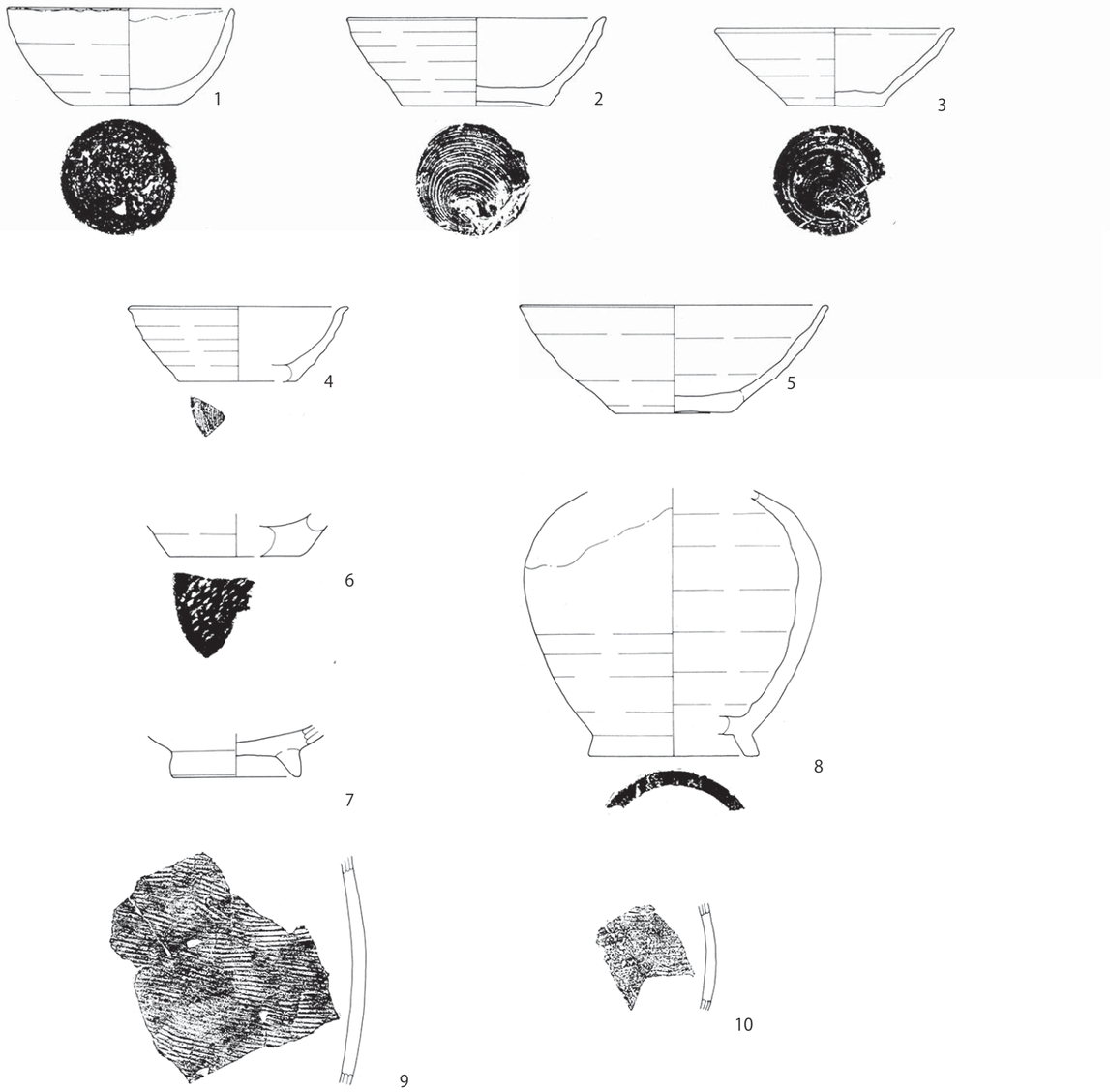

向山遺跡第 2 地点第 1 号住居跡出土土器

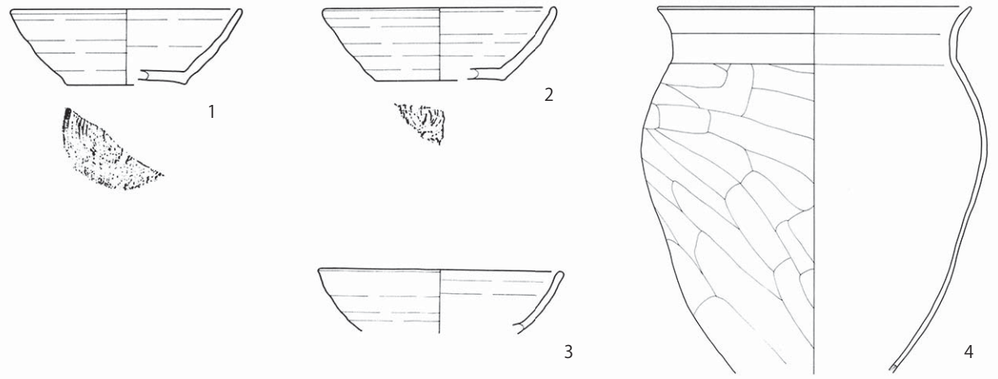

榎戸・諏訪原遺跡第 1 地点第 1 号住居跡出土土器

宮原・塚越遺跡第 1 地点第 2 号住居跡出土土器

宮原・塚越遺跡第 1 地点第 1 号掘立柱建物跡出土土器（1）

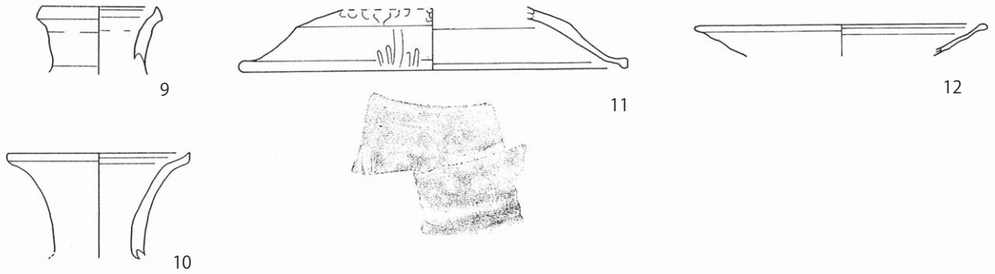

宮原・塚越遺跡第 1 地点第 1 号掘立柱建物跡出土土器（2）

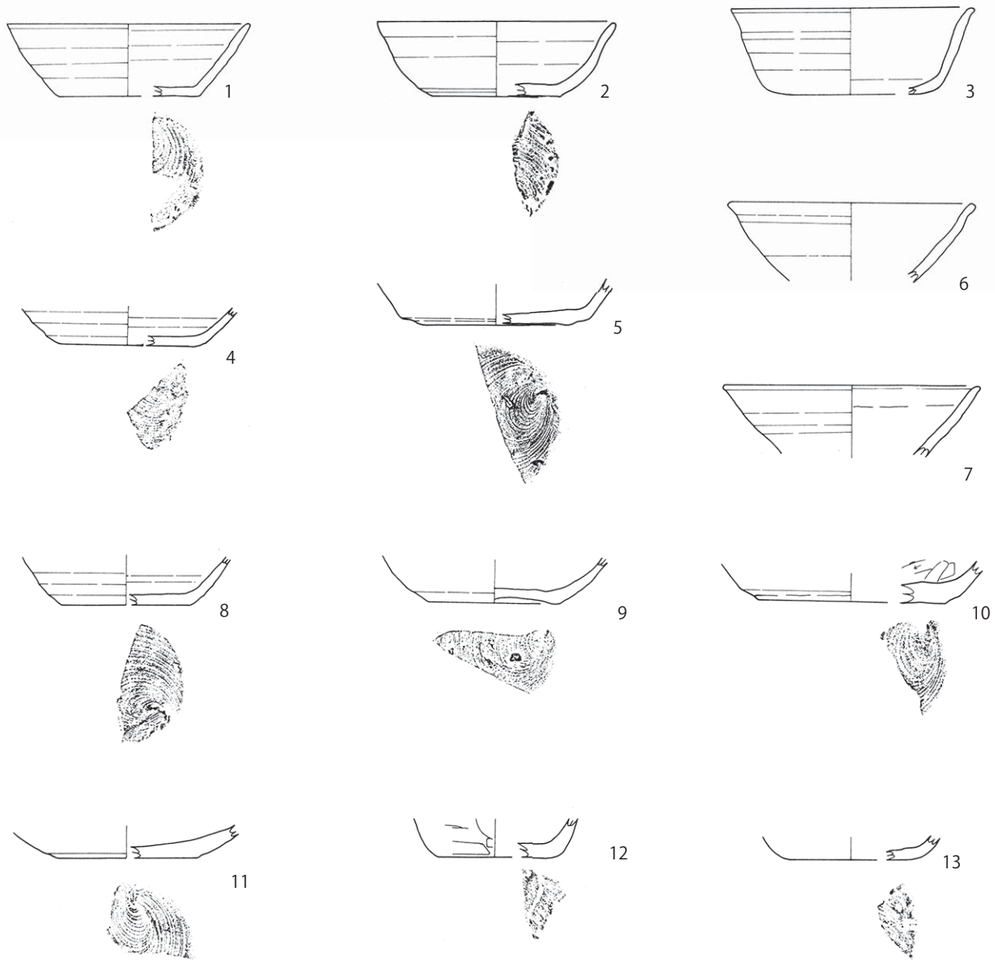

宮台・宮原遺跡第 1 地点第 1 号住居跡出土土器（1）

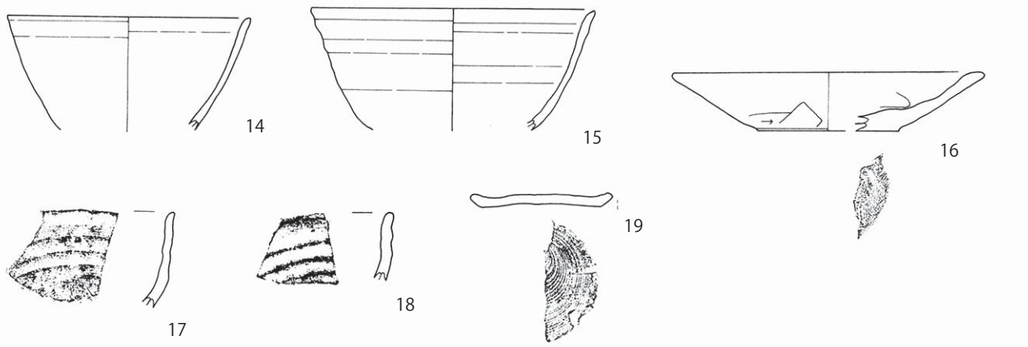

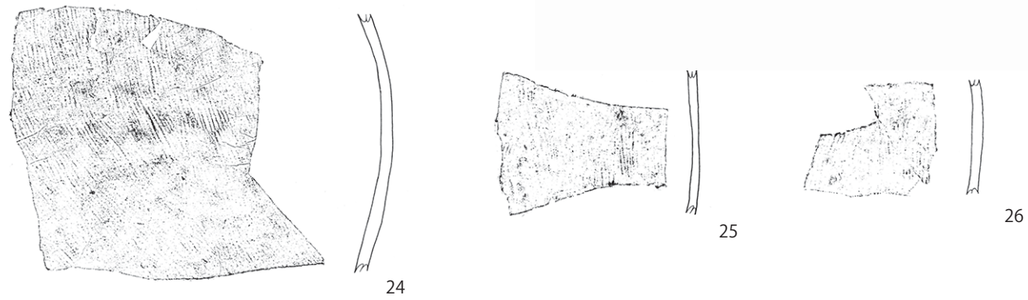

宮台・宮原遺跡第 1 地点第 1 号住居跡出土土器（2）

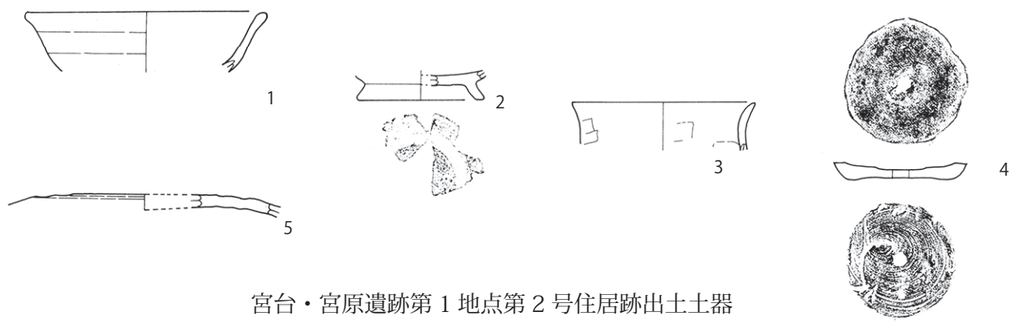

宮台・宮原遺跡第 1 地点第 2 号住居跡出土土器

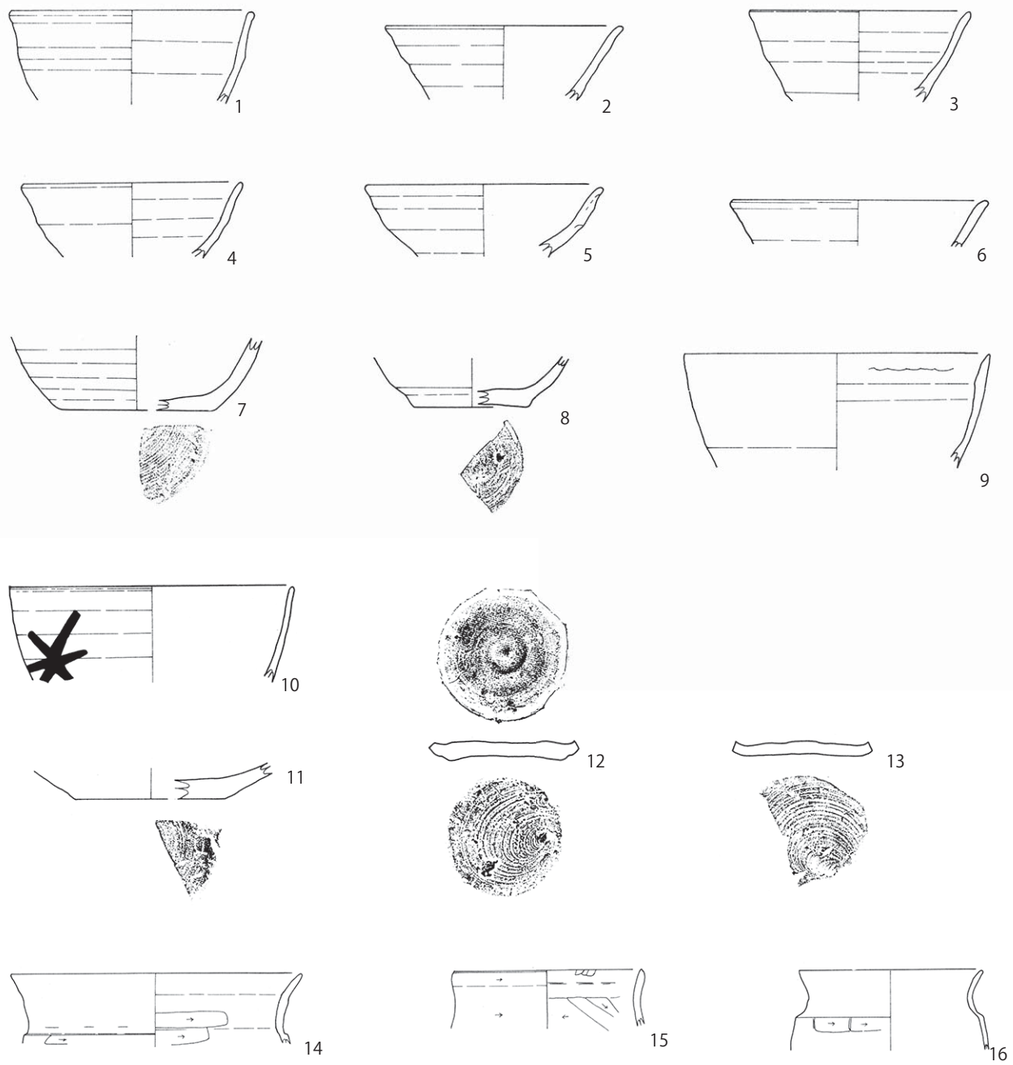

宮台・宮原遺跡第 1 地点第 3 号住居跡出土土器

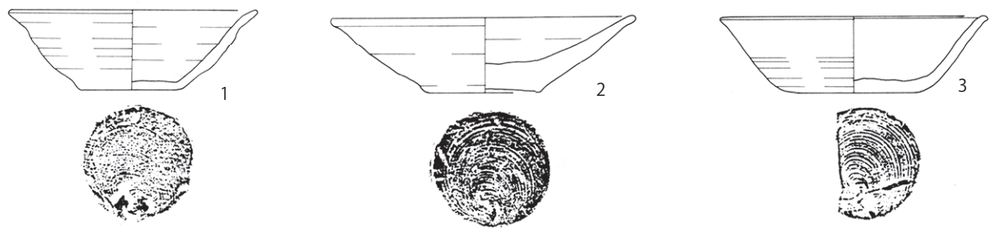

宮台・宮原遺跡第 2 地点第 1 号住居跡出土土器（1）

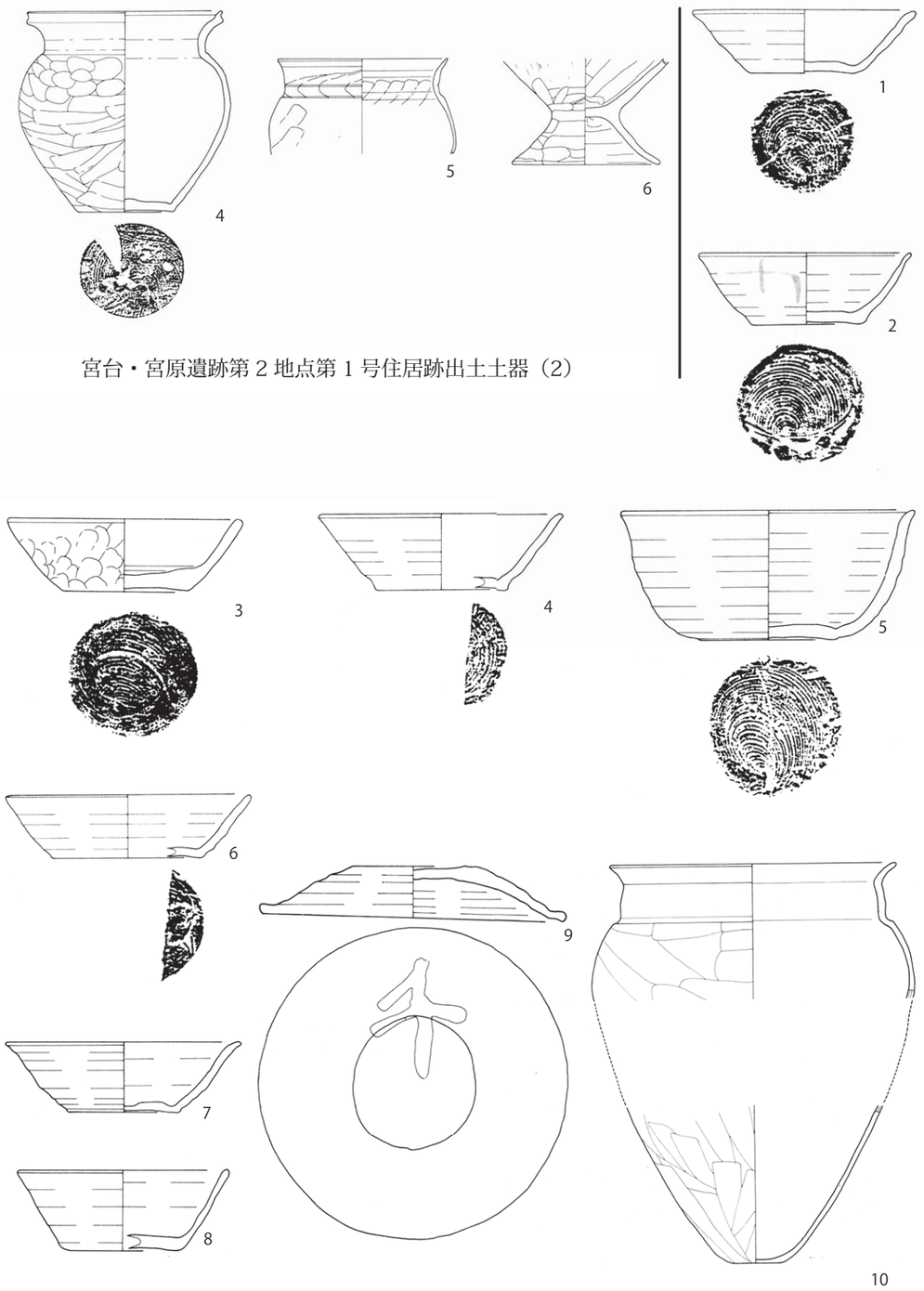

宮台・宮原遺跡第 2 地点第 7 号住居跡出土土器

宮台・宮原遺跡第 2 地点第 1 号住居跡出土土器（2）

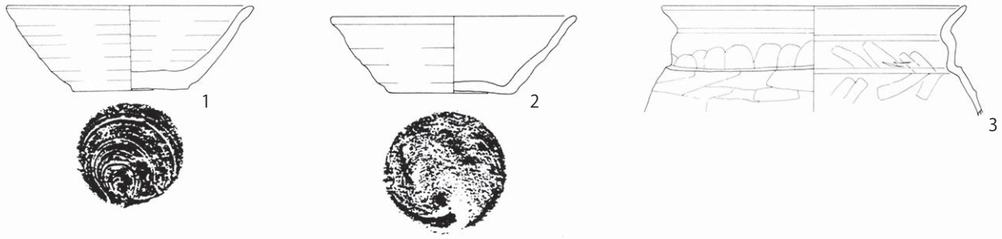

宮台・宮原遺跡第 2 地点第 8B 号住居跡出土土器

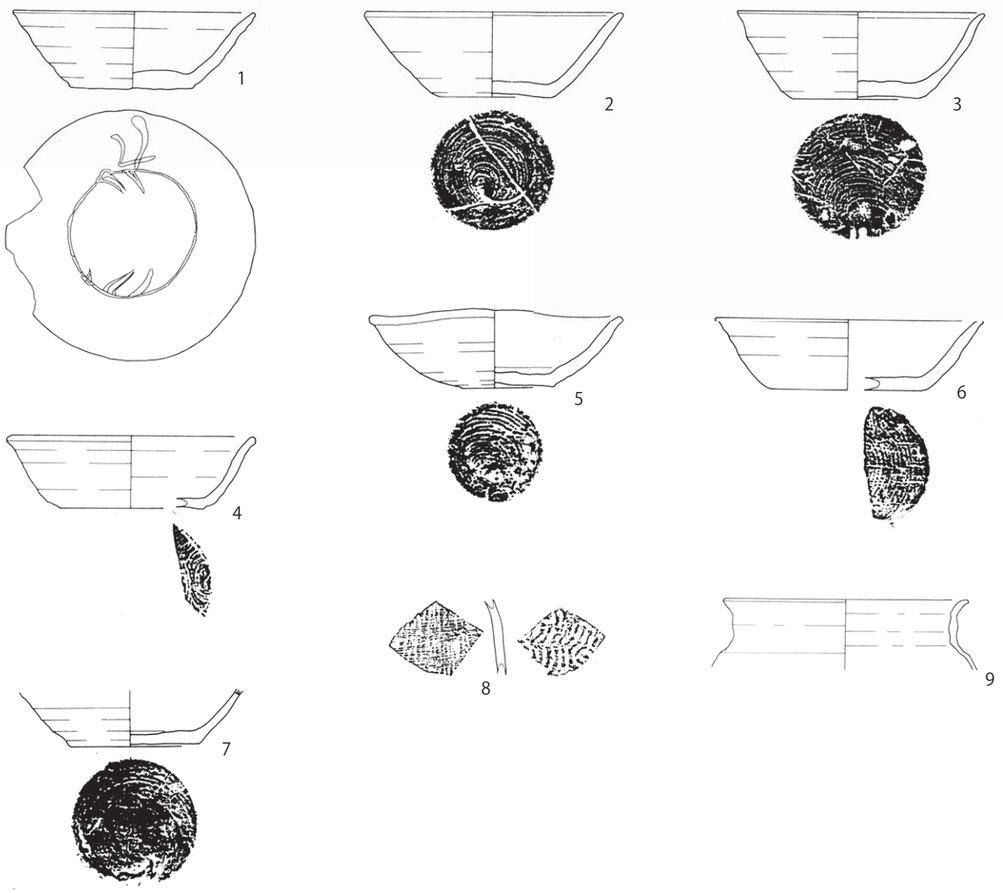

宮台・宮原遺跡第 2 地点第 11 号住居跡出土土器

宮台・宮原遺跡第 5 地点第 1 号住居跡出土土器

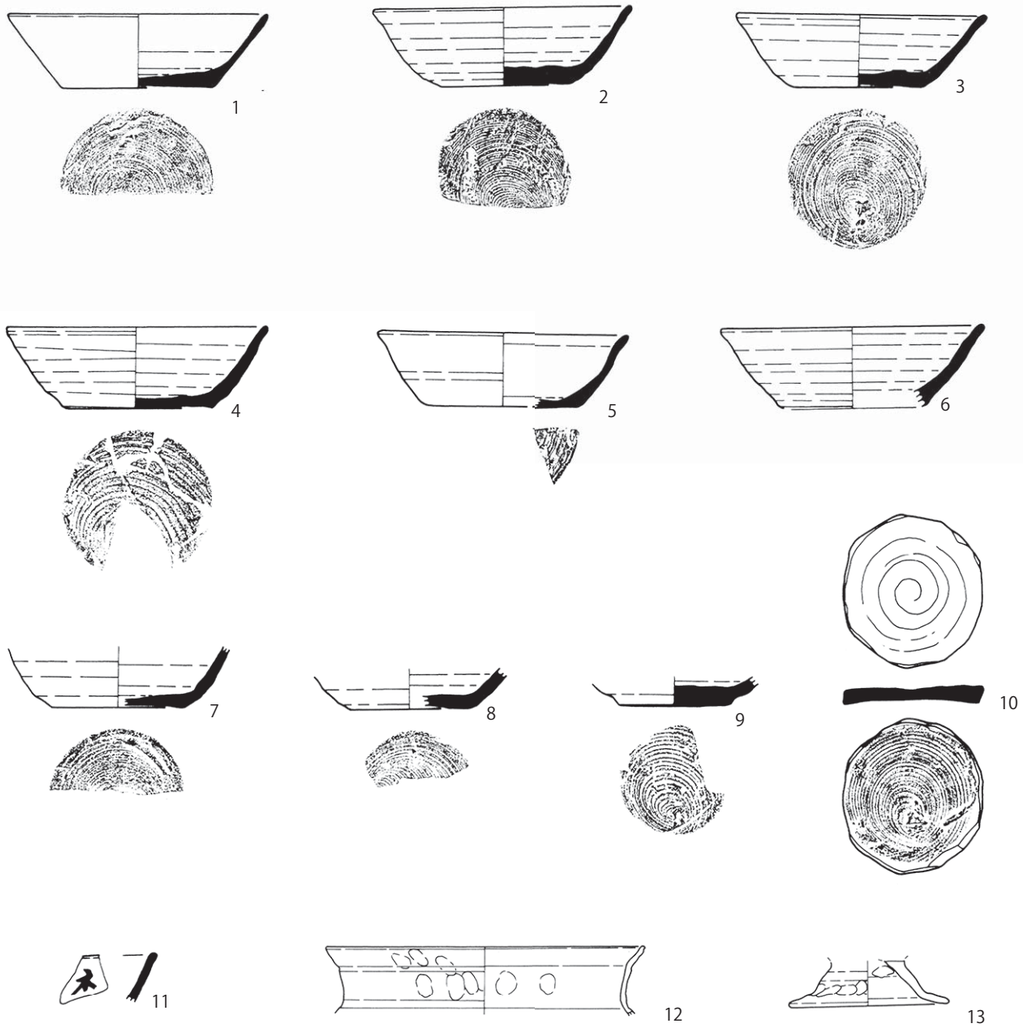

宮台・宮原遺跡第 7 地点第 1 号住居跡出土土器

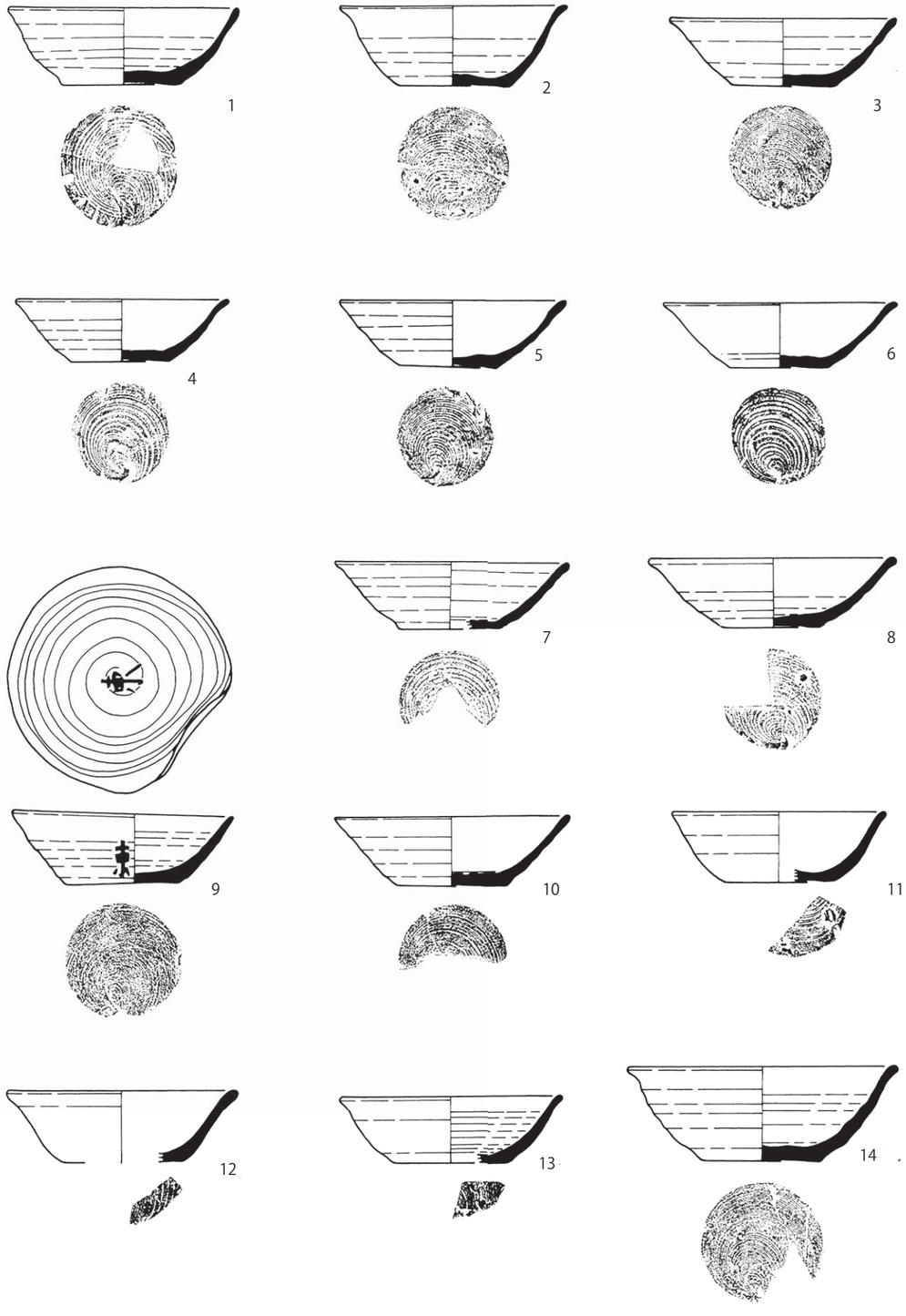

宮台・宮原遺跡第 7 地点第 2 号住居跡出土土器（1）

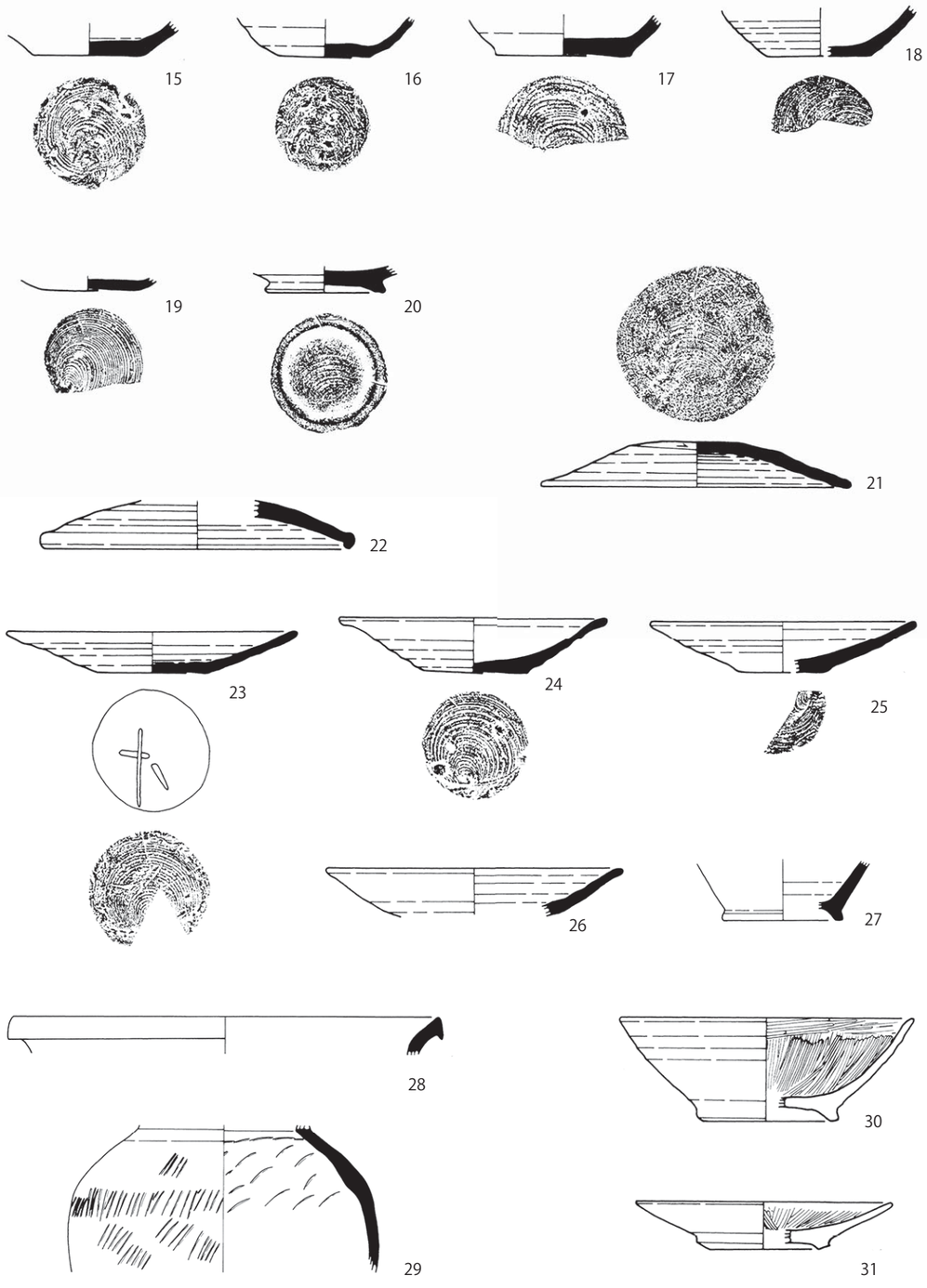

宮台・宮原遺跡第 7 地点第 2 号住居跡出土土器（2）

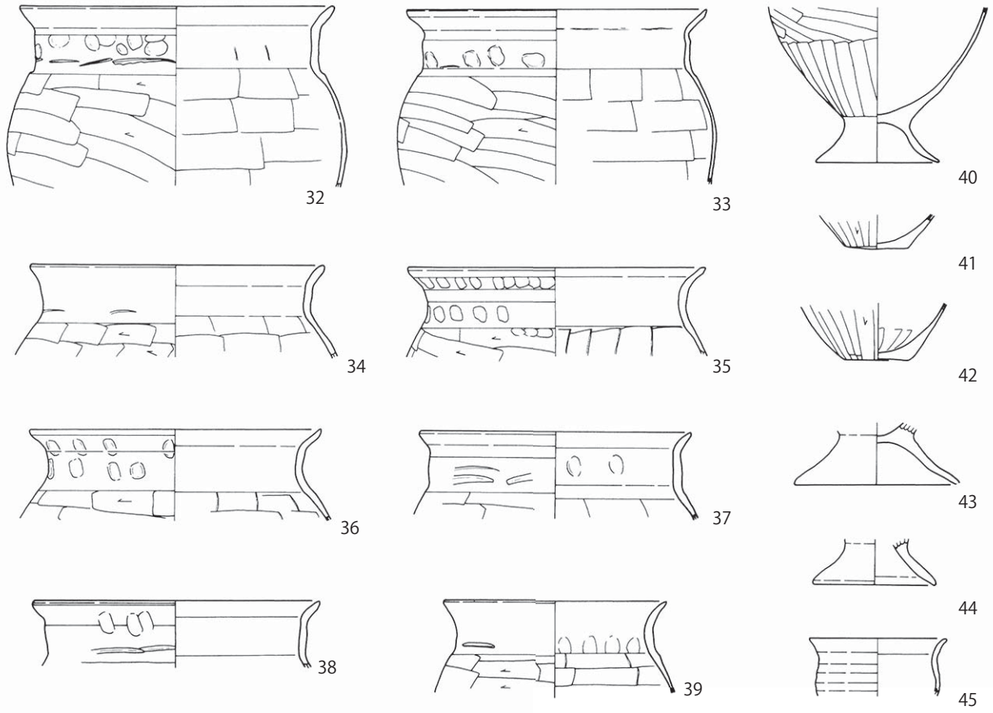

宮台・宮原遺跡第 7 地点第 2 号住居跡出土土器（3）

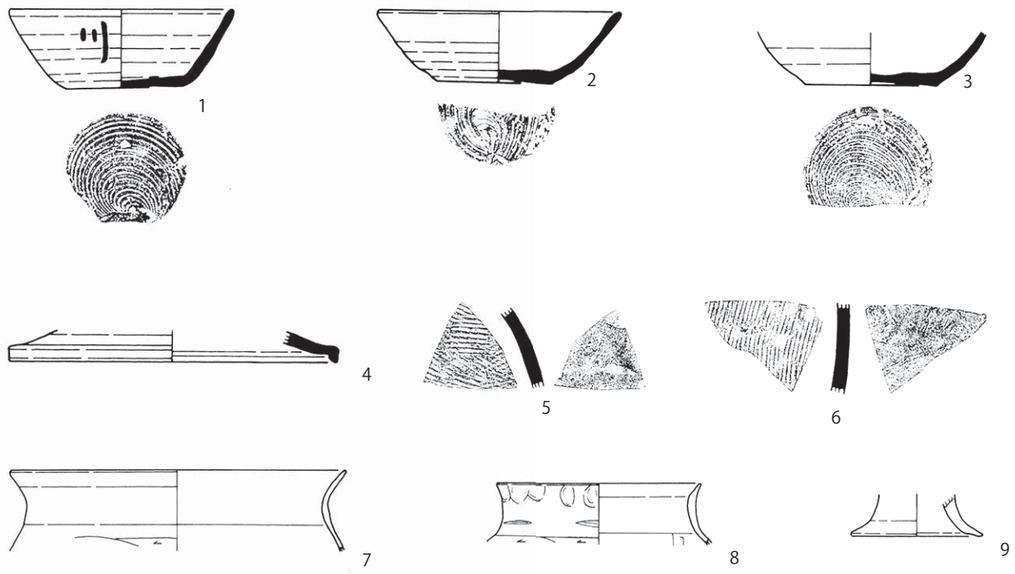

宮台・宮原遺跡第 7 地点第 3 号住居跡出土土器

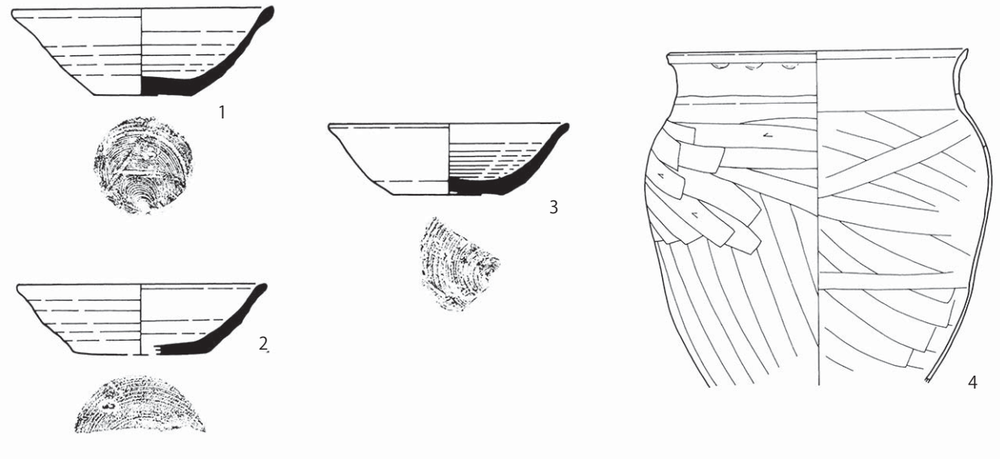

宮台・宮原遺跡第 7 地点第 4 号住居跡出土土器

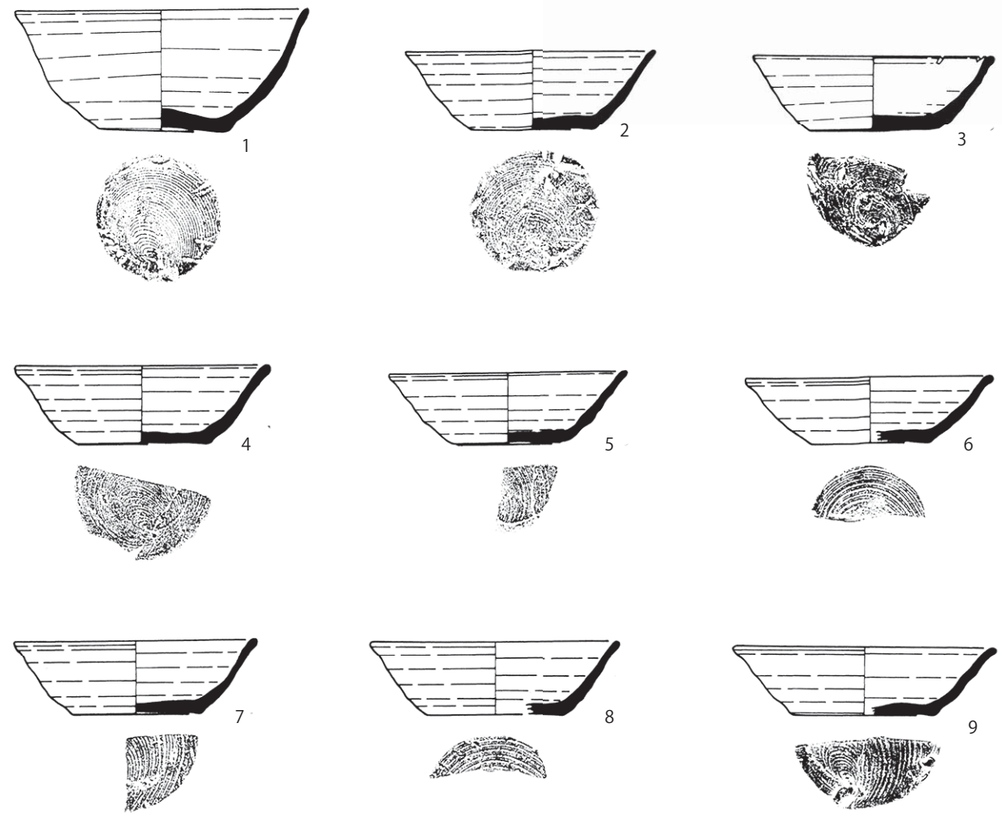

宮台・宮原遺跡第 7 地点第 5 号住居跡出土土器（1）

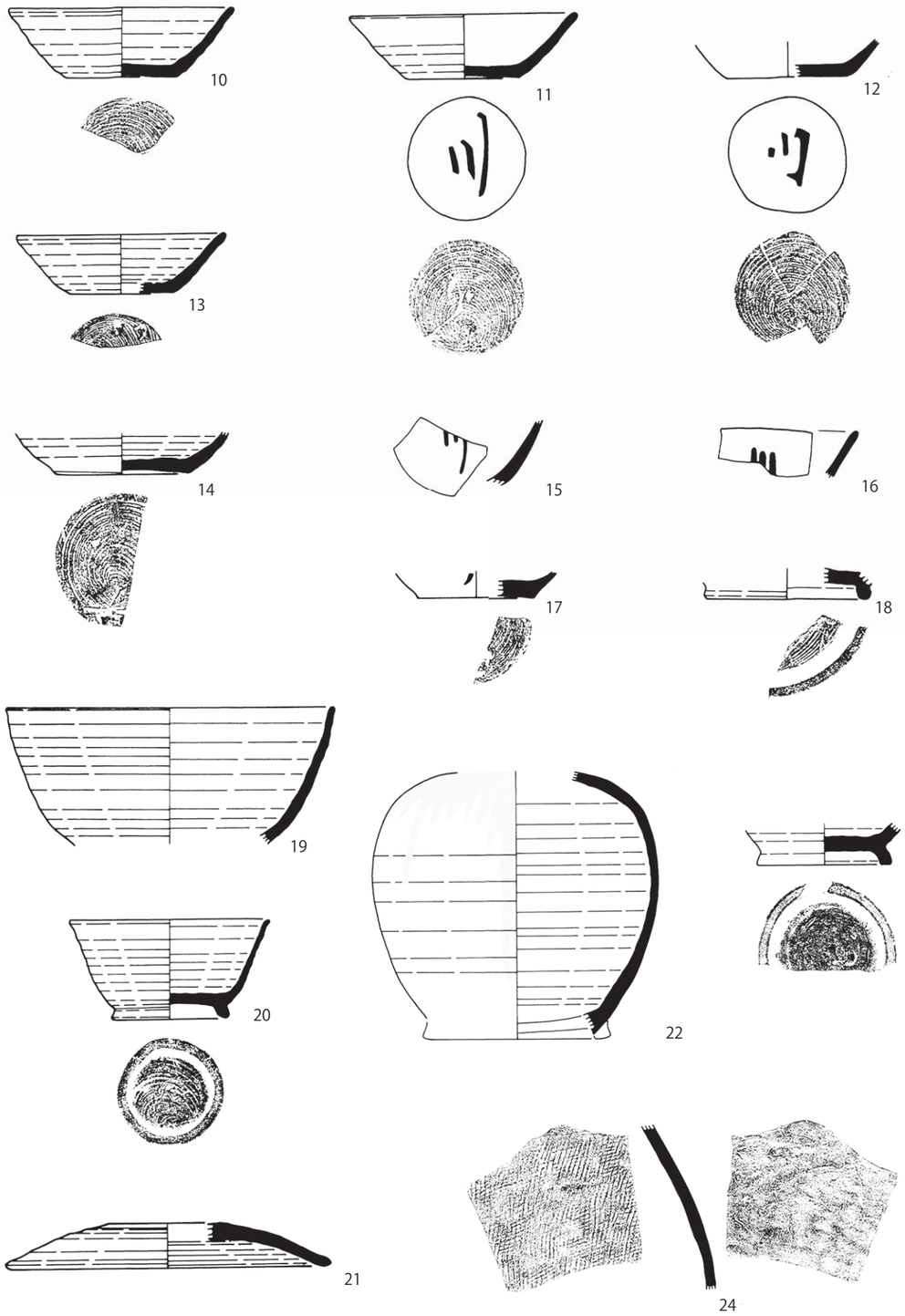

宮台・宮原遺跡第 7 地点第 5 号住居跡出土土器（2）

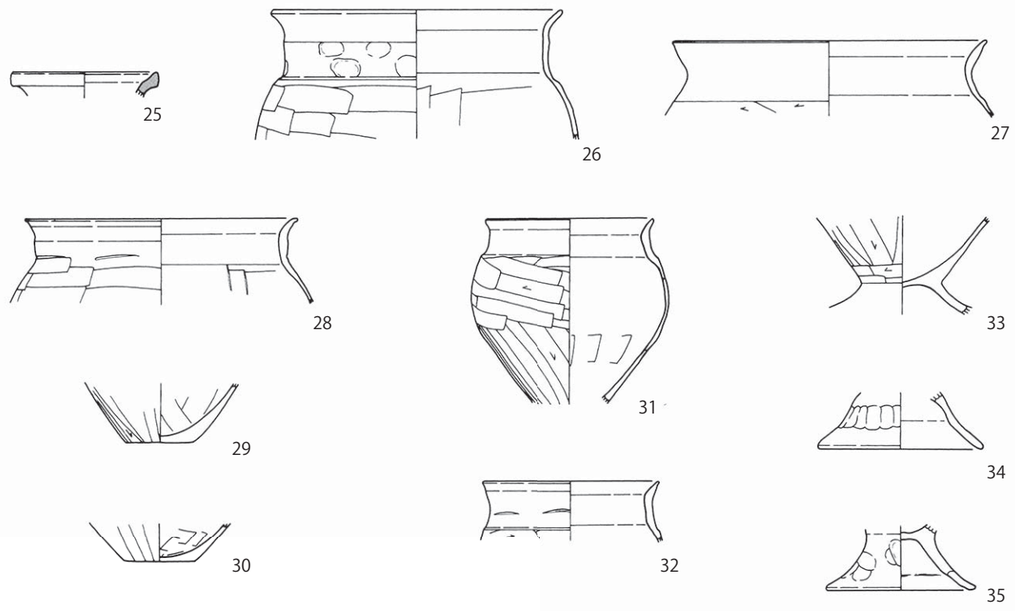

宮台・宮原遺跡第 7 地点第 5 号住居跡出土土器（3）

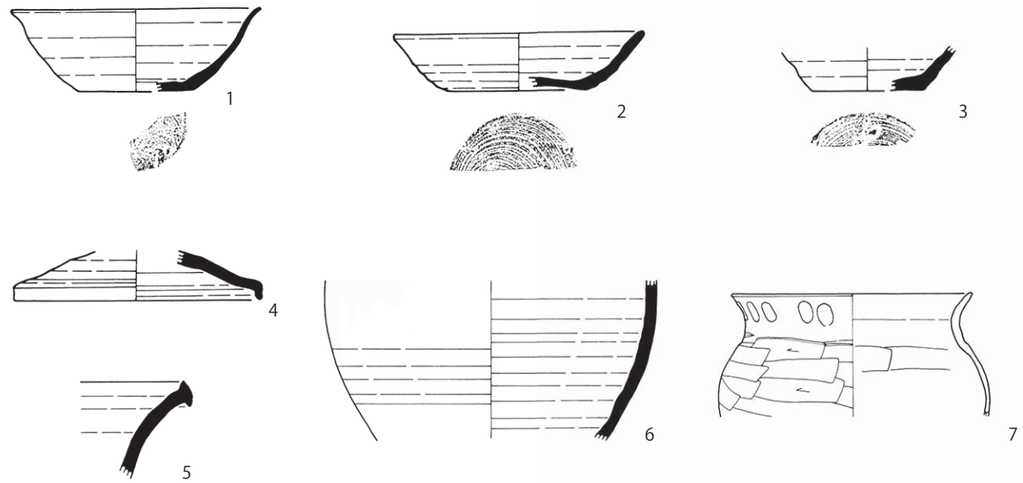

宮台・宮原遺跡第 7 地点第 6 号住居跡出土土器

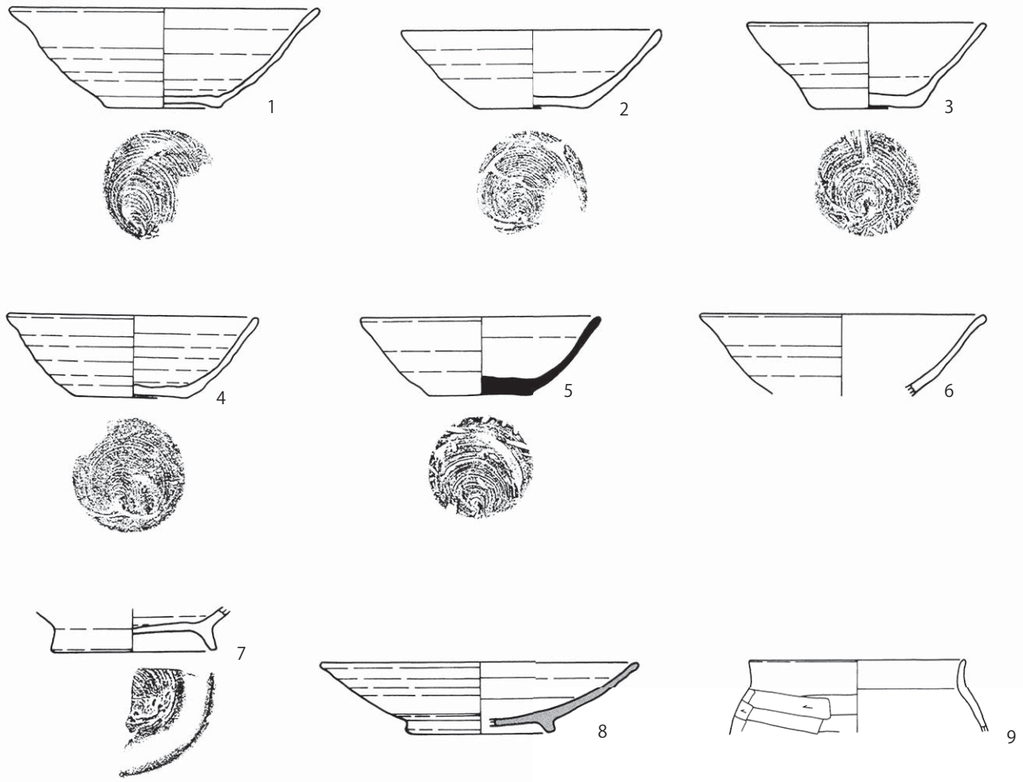

宮台・宮原遺跡第 7 地点第 7 号住居跡出土土器

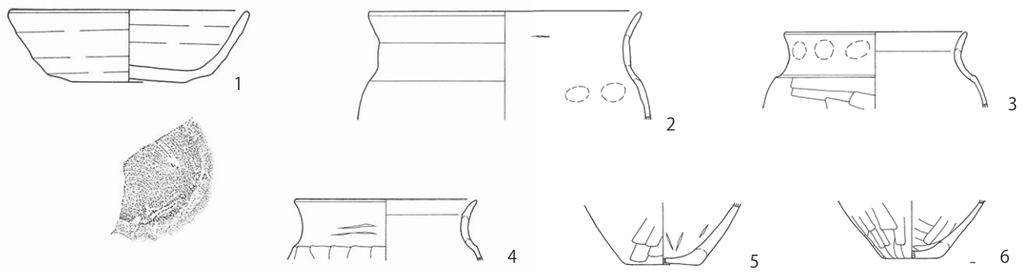

宮台・宮原遺跡第 8 地点第 1 号住居跡出土土器

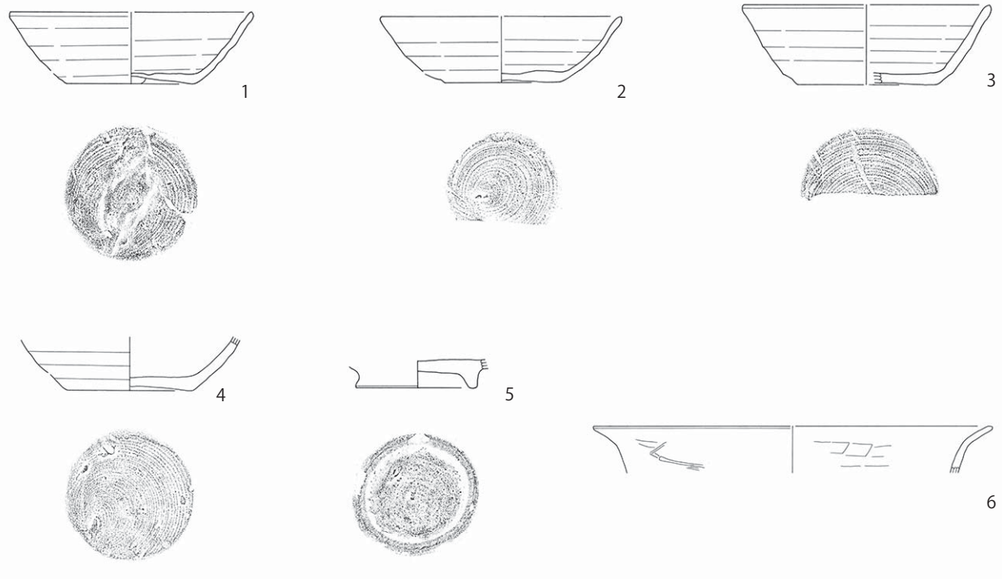

宮台・宮原遺跡第 13 地点第 1 号住居跡出土土器

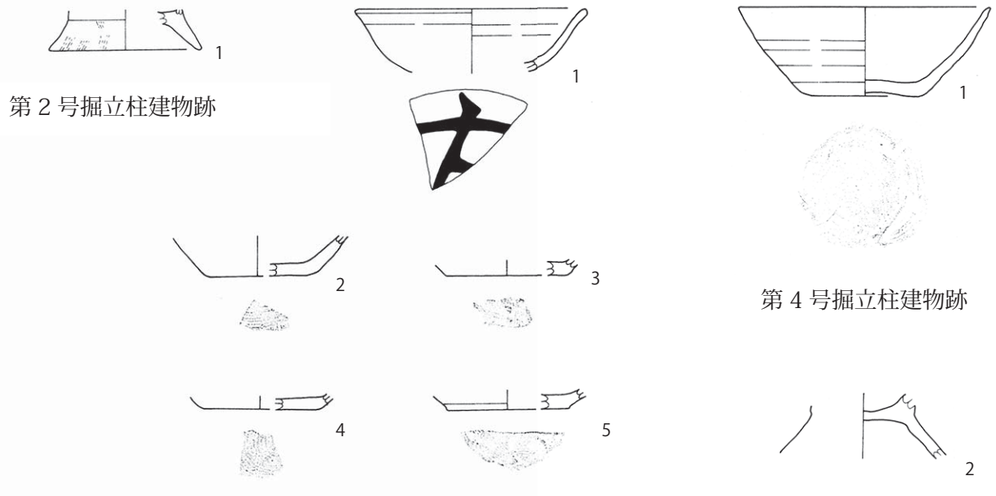

稲荷山・郷戸遺跡第 1 地点出土土器

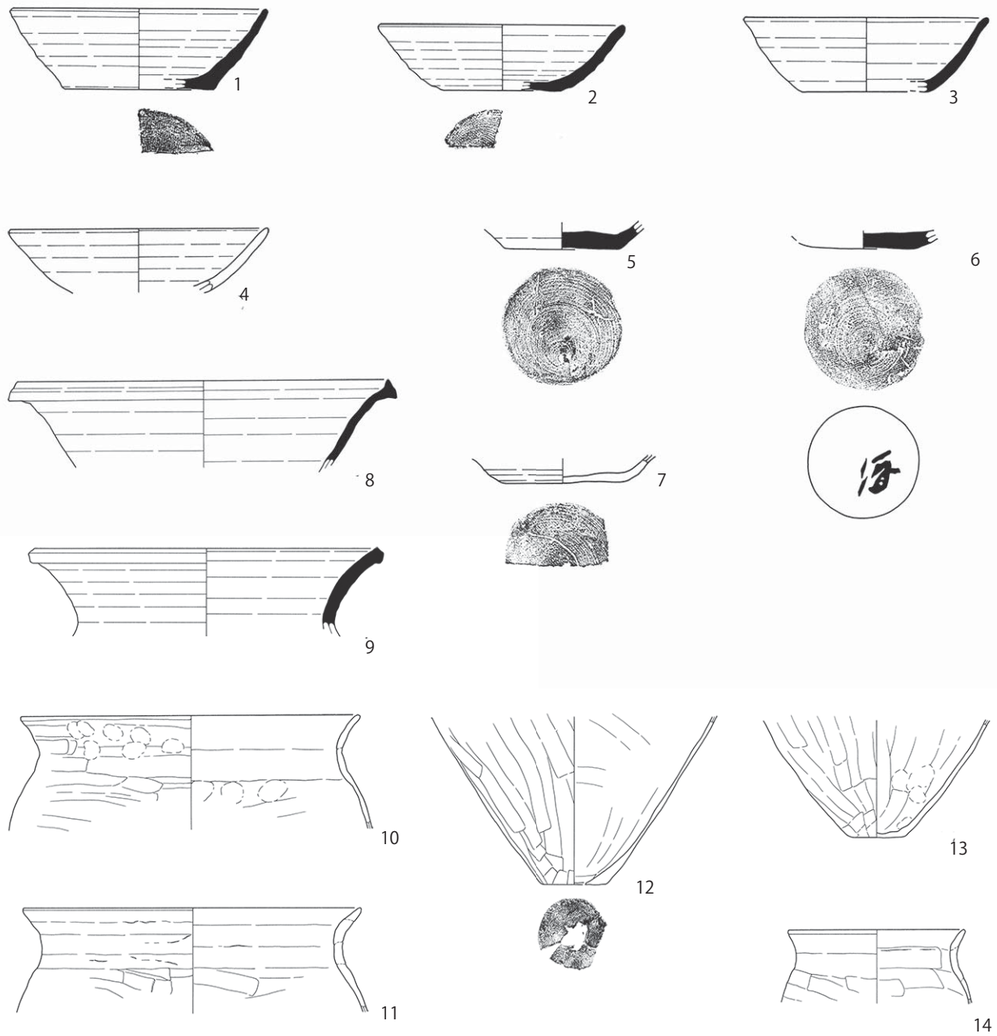

馬堀遺跡第 23 地点第 1 号住居跡出土土器

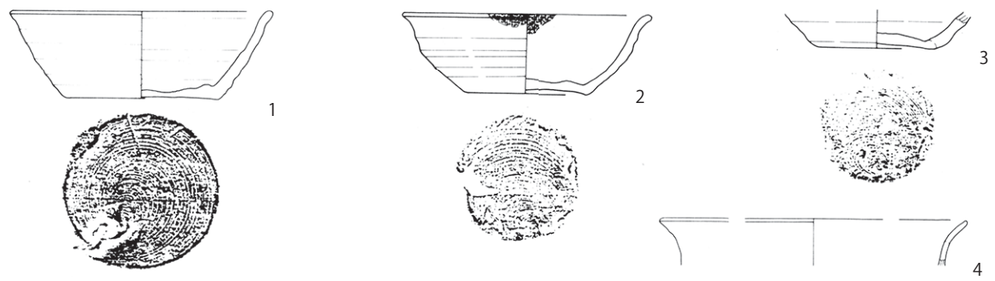

向原・中笹原遺跡第 1 地点第 1 号住居跡出土土器

向山遺跡第 4 地点 E-3 区第 17 号住居跡（奈良時代）

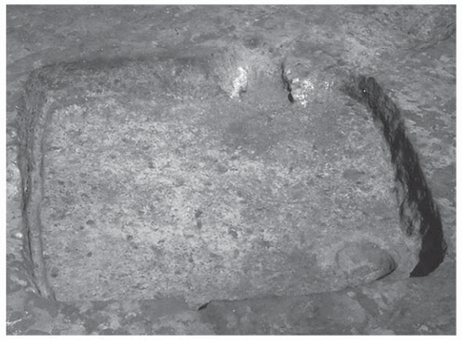

第 2 号住居跡

第 1 号掘立柱建物跡

馬堀遺跡第 4 地点検出遺構（平安時代）

第 7 号住居跡丸鞆出土状況

第 12 号住居跡巡方出土状況

馬堀遺跡第 4 地点帯飾り金具出土状況

向山遺跡第 4 地点掘立柱建物群

調査区全景

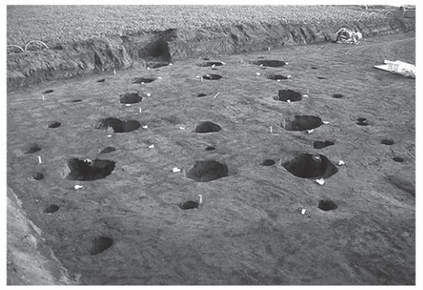

第 1 号掘立柱建物跡

宮原・塚越遺跡第 1 地点

第 1・2 号掘立柱建物跡

第 3・4 号掘立柱建物跡

稲荷山・郷戸遺跡第 1 地点

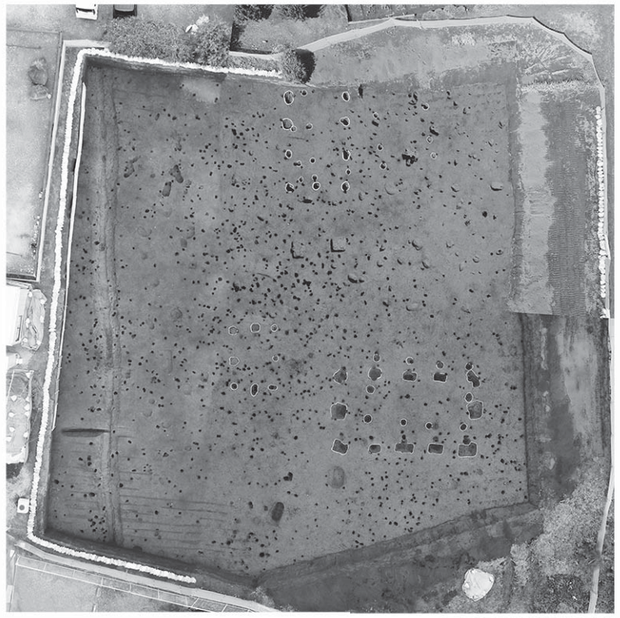

調査区全景

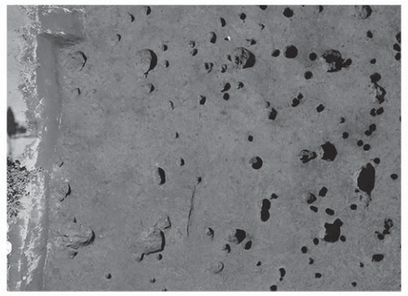

第 2 号掘立柱建物跡

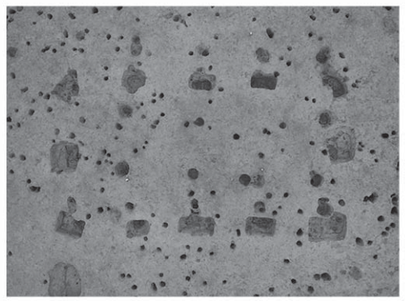

第 3・4 号掘立柱建物跡

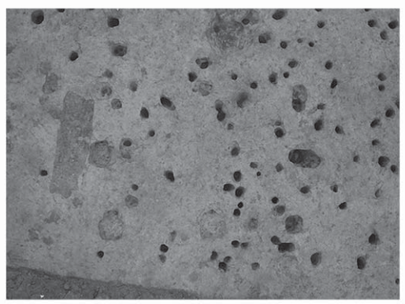

第 5 号掘立柱建物跡

第 1 号溝跡

稲荷山・郷戸遺跡第 10 地点

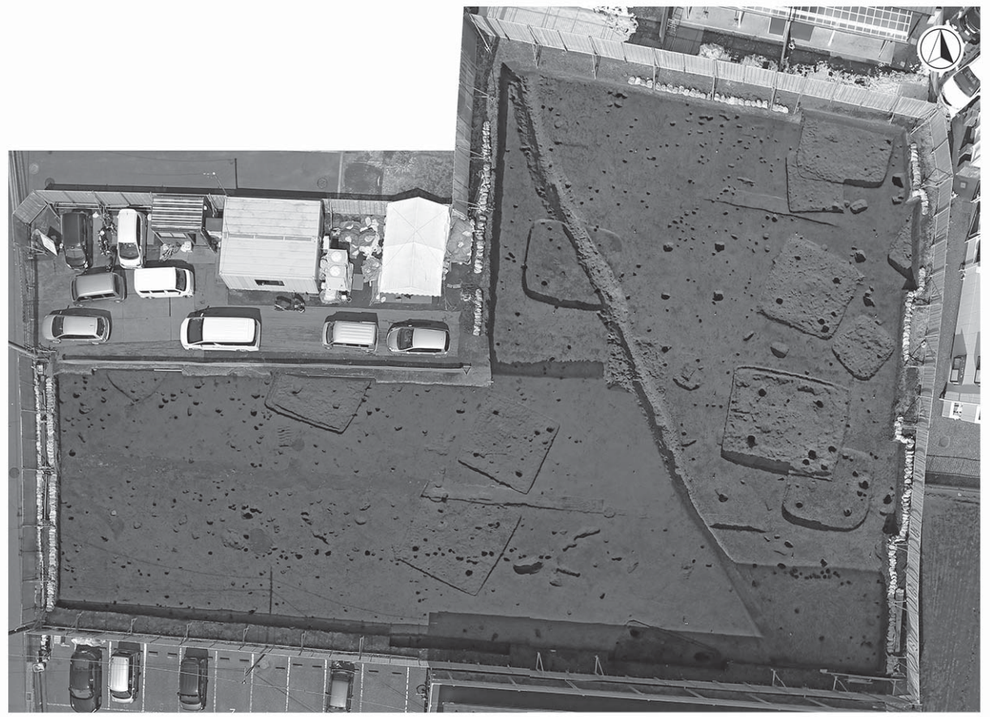

調査区全景

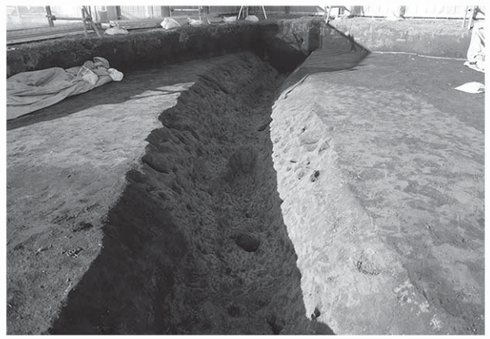

第 1 号溝跡北側

第 1 号溝跡須恵器出土状況

稲荷山・郷戸遺跡第 11 地点

Ⅲ部　　基調報告　新羅郡域の遺跡

「志木市の遺跡」

講師：　大　久　保　　聡
（志木市教育委員会）

志木市の遺跡

大久保　聡

１．はじめに

志木市は埼玉県南部に位置し、市内には柳瀬川、新河岸川、荒川の３本の川が流れている（第１図）。『新編武蔵風土記稿』（成立：1830）によると、柳瀬川・新河岸川を境に北側を入間郡・宗岡村、南側を新座郡・舘村に分かれており、奈良・平安時代においても、この境をもとに入間郡・新羅郡が分かれていたと考えられている。志木市の奈良・平安時代の遺跡は両河川の南側の武蔵野台地縁辺部から発見されている。よって、本市の当該遺跡は新羅郡に属し、郡域の北西端に位置し、かつ、入間郡と隣接する地域に存在すると考えられる。

本稿では、志木市の奈良・平安時代の主な遺跡を紹介し、志木市における新羅郡建郡前、建郡時、建郡後における遺跡の様相について把握することを目的とする。

２．志木市の遺跡の様相

時期区分については、鳩山編年（渡辺 1990）、根本氏の編年研究（根本 2003）を参照し、次のように区分した。Ⅰ期：７世紀後葉、Ⅱ期：７世紀末葉～８世紀初頭、Ⅲ期：８世紀前葉、Ⅳ期：８世紀中葉、Ⅴ期：８世紀後葉、Ⅵ期：８世紀末様～９世紀初頭、Ⅶ期：９世紀前葉、Ⅷ期：９世紀中葉、Ⅸ期：９世紀後葉。出土遺物が少なく、時期が特定できない遺構については時期不明とした。発掘調査により報告されている住居跡、一部未報告の住居跡も含め、各遺跡で住居跡の時期ごとの集計を行った。以下、遺跡ごとに集計結果および主な遺構について提示する。

（１）西原大塚遺跡

志木市幸町２～４丁目に広がり、柳瀬川右岸の台地上に立地している（第１図）。標高は約13～18ｍで、北西に広がる低地との比高差は約５ｍである。これまでの調査によって、旧石器時代から近世に至る複合遺跡であることが判明している。

当該期の住居跡を集成した結果、計 10 軒であった（第２図１）。第 154 地点 19 号住居跡では、口径 14.8 ㎝のやや薄味で器高が浅めの須恵器坏（第３図１）が１点出土しており、鳩山編年Ⅱ期に位置づけられており、ここではⅢ期とした。区画整理第 67 地点 19 号住居跡はⅣ期、８・21 号住居跡はⅤ期に該当する。８号住居跡では、須恵器坏、甕、台付甕、鉄製品（刀子）が出土しており（第５図）、良好な器種組成を示す。本遺跡では、８世紀代の住居跡が認められるが、その後の９世紀代の住居跡は確認されていない。

（２）中道遺跡

志木市柏町５丁目を中心に広がり、柳瀬川右岸の台地上に立地している（第１図）。標高は約 13～14ｍで、北西側の低地との比高差は約７ｍである。これまでの調査の結果、旧石器時代、縄文時代、古墳時代、平安時代、中・近世に至る複合遺跡であることが判明している。

当該期の住居跡を集成した結果、計７軒であった（第２図２）。時期が分かるものは、すべてⅧ期以降である。14 号住居跡はⅧ期で、９号住居跡はⅨ期である。９号住居跡からは、「千」の墨書が施された坏（第８図３）や、精巧な作りの長頸瓶（第８図７）が出土している。５

号掘立柱建築遺構は、身舎部分が東西２間×南北２間まで検出されおり、身舎の東西柱の間隔が異なる点が特徴である（第９図）。また、身舎周囲に小規模な柱穴が回廊状に巡っており、四面廂建物の可能性がある。

（３）城山遺跡

志木市柏町３丁目を中心に広がり、柳瀬川右岸の台地上に位置する（第１図）。標高は約12ｍで、北・西側の低地との比高差は約５ｍである。これまでの調査によって、旧石器時代から近世に至る複合遺跡であることが判明している。

当該期の住居跡を集成した結果、計 47 軒であった（第２図３）。住居跡はⅠ期で１軒確認され、Ⅱ・Ⅲ期では検出されていない。Ⅳ・Ⅴ期に出現し、Ⅵ・Ⅶ期に再びなくなる。Ⅷ期に再度現れ、Ⅸ期に非常に多くなる。49 号住居跡では、口径 10 ㎝前後の小型の土師器坏が出土しており（第 10 図）、Ⅰ期と考えられる。112・202・212 号住居跡はⅣ期、205 号住居跡はⅤ期である。202・205 号住居跡で鉄鏃（第 12 図７、第 14 図 10・11）、205・212 号住居跡で鋏と思われる鉄製品（第 13 図７、第 14 図 12）が出土している。198 号住居跡では「造」の墨書土器（第 15 図２）、128 号住居跡からは坏の底面に丸の中に「千」の墨書土器（第 16 図４）が出土している。また、印面に「冨」が鋳出しされた銅印（第 16 図９）が出土している。貞観 10 年（868）６月 28 日付太政官符で私印は一寸五分（約 4.5 ㎝）以下と定められており、この銅印は、印面の直径が 4.2 ㎝であることから、私印として用いられたと考えられる。これらの他に緑釉陶器の小破片１点（第 16 図６）、布目瓦の小破片２点（第 16 図７・８）が出土している。241 号住居跡からは、冨壽神寳２点（第 17 図９・10）、土錘（第 17 図７）、鉄鎌（第 17 図８）が出土している。なお、128 号住居跡出土の銅印、241 号住居跡出土の冨壽神寳、土錘、鉄鎌は市指定文化財に指定されている。第 18 図は４・５号掘立柱建築遺構である。４号掘立柱建築遺構は東西２間×南北４間、５号掘立柱建築遺構は南北に２間のみである。

（４）中野遺跡

志木市柏町１丁目を中心に広がり、柳瀬川右岸の台地上に位置する（第１図）。標高は約９～11ｍで、台地縁辺部では緩やかに傾斜し北側の低地に移行する。これまでの調査によって、旧石器時代から中世に至る複合遺跡であることが判明している。

当該期の住居跡を集成した結果、計 17 軒であった（第２図４）。住居跡はⅣ・Ⅴ期からわずかに確認され、Ⅶ～Ⅸ期にかけてやや多くなる。１号住居跡はⅣ期で、底部全面ヘラ削りの須恵器坏が出土している（第 19 図１・２）。72 住居跡はⅤ期であり、鍛冶炉を持つ住居跡が検出されている（第 20 図）。64・76 号住居跡はⅦ期に位置づけられる。80 号住居跡はⅧ期で、坏外面に「入」（？）と書かれた墨書土器（第 23 図１）が出土している。74 号住居跡はⅨ期である。

（５）田子山遺跡

志木市本町２丁目を中心に広がり、新河岸川右岸の台地上に位置する（第１図）。遺跡北側の台地縁辺部から低地にかけては断崖地形となっている。台地標高は約 15ｍで、低地との比高差は約 10ｍである。これまでの調査によって、旧石器時代、縄文時代、弥生時代後期、古墳時代後期、奈良・平安時代、中世、近代に至る複合遺跡であることが判明している。

当該期の住居跡を集成した結果、計 69 軒をであった（第２図５）。Ⅰ・Ⅱ期に住居跡が認められ、Ⅲ期にはなくなるが、Ⅳ期に認められるようになる。Ⅳ期以降、住居跡が継続的に

認められ、Ⅸ期に飛躍的に軒数が増加する。Ⅸ期に増加することは、城山遺跡の傾向と類似している。53 号住居跡はⅠ期、17 号住居跡はⅡ期とした。16 号住居跡はⅣ期である。また、田子山遺跡第 31 地点 44 号住居跡では、未報告資料であるが、Ⅳ期（８世紀中葉）に該当する須恵器坏と丸鞆が出土している。７号住居跡はⅤ期とした。68 号住居跡はⅥ期で、底面に「十」と刻書された須恵器坏（第 29 図７）、底面に「上」と墨書された須恵器坏（第 29 図８）、底面に「る」のような文字が墨書された須恵器坏（第 29 図９）が出土している。特に第 29 図９は、胎土に白色針状物質を多く含む内黒磨研土器である。73 号住居跡はⅦ期とした。50 号住居跡はⅨ期で、「手」字が墨書された須恵器坏（第 31 図１・２）が出土している。第 32 図の４号掘立柱建築遺構は、桁行２間×梁行２間とするが、北東中央の柱穴が検出されず、さらに、南西に２本の柱穴が付属しており、変則的な構造である。

（６）富士前遺跡

志木市本町３丁目を中心に広がり、東側に開析された谷沿いに面している（第１図）。標高は約１５ｍで、低地との比高差は９ｍである。これまでの調査の結果、縄文時代、弥生時代後期～古墳時代前期、平安時代、近世に至る複合遺跡であることが判明している。

当該期の住居跡を集成した結果、1 軒のみであった（第２図６）。1 号住居跡はⅨ期であり、須恵器坏、須恵器坏底部を再利用した紡錘車が出土している（第 33 図）。

３．まとめ

志木市の７世紀後葉～９世紀後葉の様相を、住居跡を中心に概観してきた。上記の内容から指摘できることをまとめることとする。

①：Ⅰ～Ⅱ期（７世紀末葉～８世紀初頭）にかけては、田子山遺跡、城山遺跡で住居跡が確認されているが、その数は多くはない（第２図７）。Ⅲ期（８世紀前葉）では、西原大塚遺跡第 154 地点 19 号住居跡で 1 軒確認されている以外、住居跡は検出されていない。このことは、志木市域では続日本紀の「・・・武蔵国の閑地に・・・」という建郡以前の記述と遺跡の様相が合致していると考えることができる。

②：Ⅳ期（８世紀中葉）になり、西原大塚遺跡、田子山遺跡、城山遺跡、中野遺跡で住居跡が検出されるようになる。中でも田子山遺跡第 31 地点 44 号住居跡では、丸鞆が出土しており、役人と思われる人物が住んでいたと考えられる。当該期は新羅郡建郡の時期（758 年）に相当する。志木市域は新羅郡の中では入間郡と隣接する北西端に位置するが、建郡時、郡域の端においても集落が形成されていたと考えられよう。

③：Ⅷ期（９世紀中葉）から住居跡が増え始め、Ⅸ期（９世紀後葉）から急激に増加する。ただし、西原大塚遺跡については、９世紀に入り、集落が確認されなくなる。

④：志木市域では、主に集落跡が中心であり、倉庫群や郡家と言えるような大規模な掘立柱建築遺構は検出されていない。

⑤：中道遺跡第 65 地点では、２間×２間で周囲に回廊と思われる柱穴が巡る掘立柱建築遺構が検出されている。台地縁辺部に位置し、大小の柱穴と特異な柱の間隔の建物であり、いかなる性格の建物であったか、検討する必要がある。

参考文献

根本　清　2003「東の上遺跡の基礎研究Ⅴ－土器編年の予察－」『あらかわ』第２号　あらかわ考古学談話会

渡辺　一　1990『鳩山窯跡群Ⅱ』鳩山窯跡群遺跡調査会　鳩山町教育委員会

第1図　志木市における奈良・平安時代の遺跡（トーン部分）　S＝1／20,000

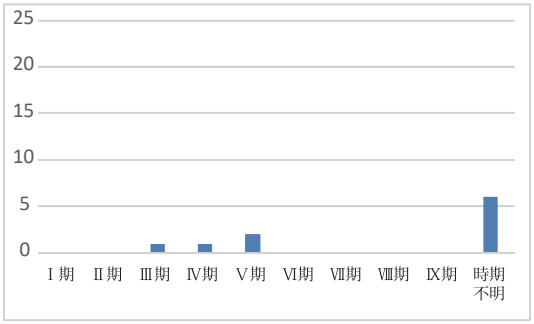

1．西原大塚遺跡（計10軒）

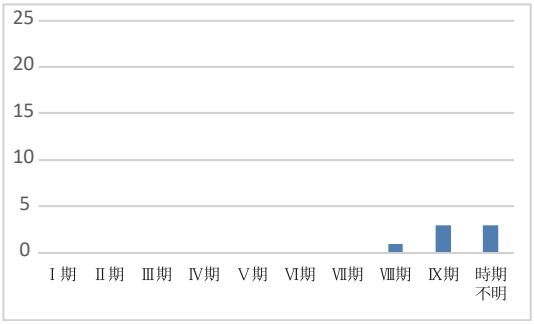

2．中道遺跡（計７軒）

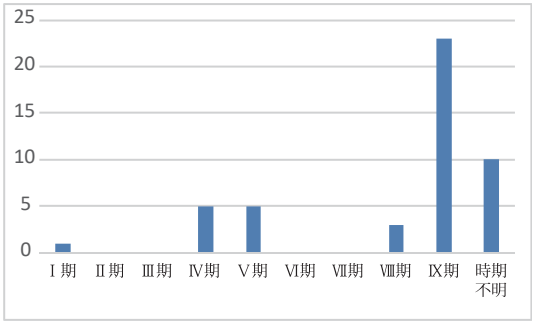

3．城山遺跡（計47軒）

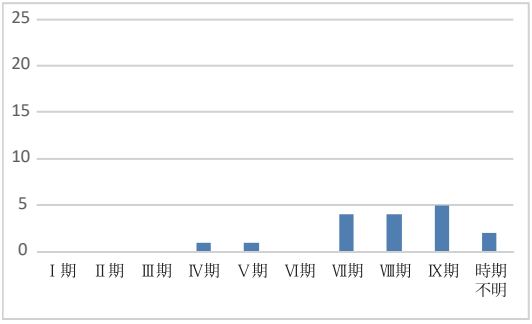

4．中野遺跡（計17軒）

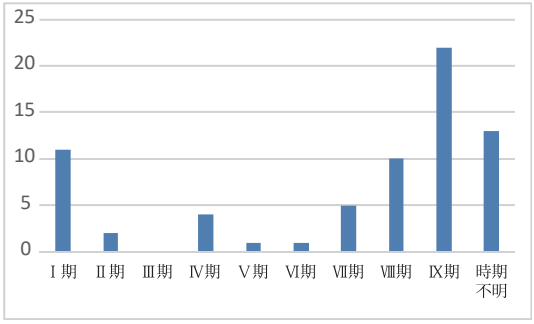

5．田子山遺跡（計69軒）

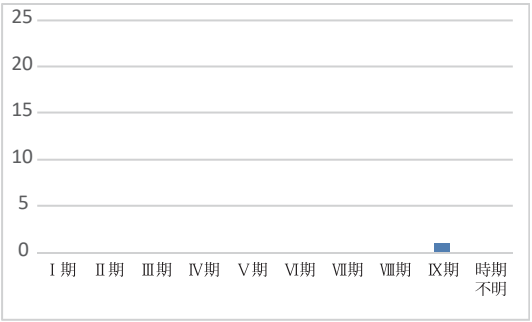

6．富士前遺跡（計１軒）

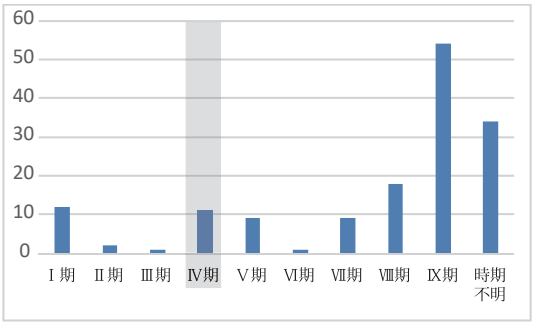

7．住居跡数の全体統計（計151軒）

※時期区分
Ⅰ期：７世紀後葉
Ⅱ期：７世紀末葉～８世紀初頭
Ⅲ期：８世紀前葉
Ⅳ期：８世紀中葉（758年：新羅郡設置）
Ⅴ期：８世紀後葉
Ⅵ期：８世紀末葉～９世紀初頭
Ⅶ期：９世紀前葉
Ⅷ期：９世紀中葉
Ⅸ期：９世紀後葉

第２図　志木市における７世紀後葉～９世紀後葉の住居跡数集計

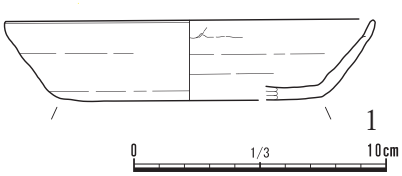

第３図　西原大塚遺跡第154地点
19号住居跡（Ⅲ期：８Ｃ前葉）

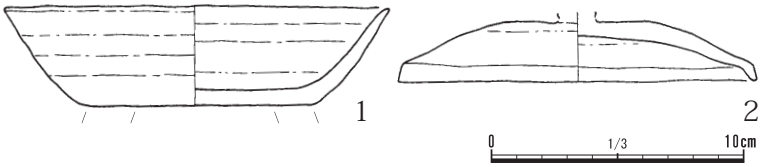

第４図　西原大塚遺跡区画整理第67地点
19号住居跡（Ⅳ期：８Ｃ中葉）

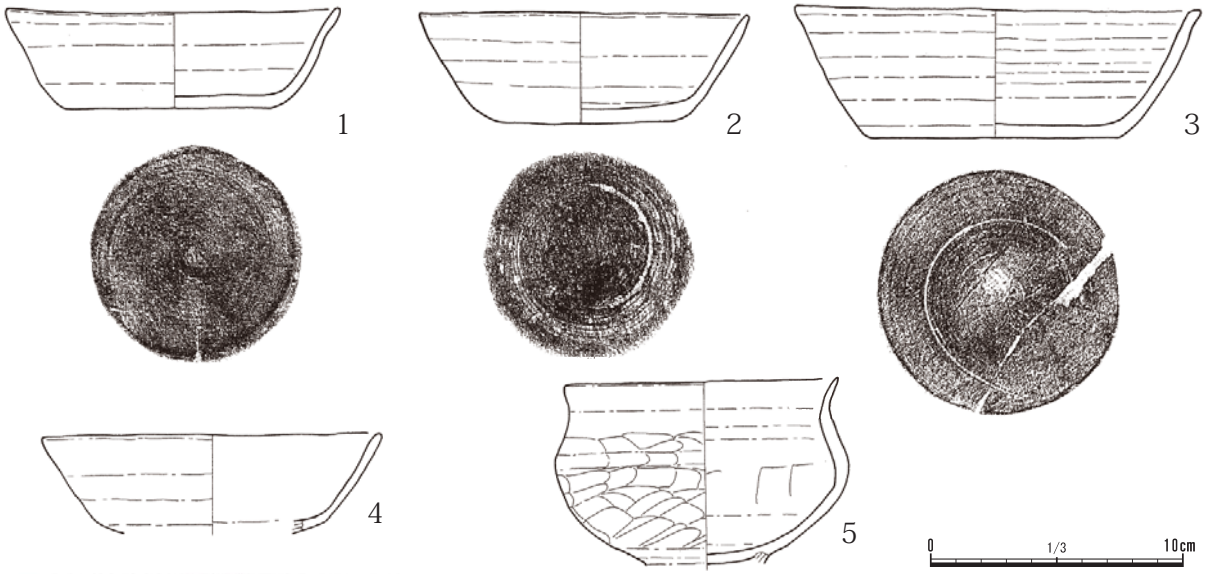

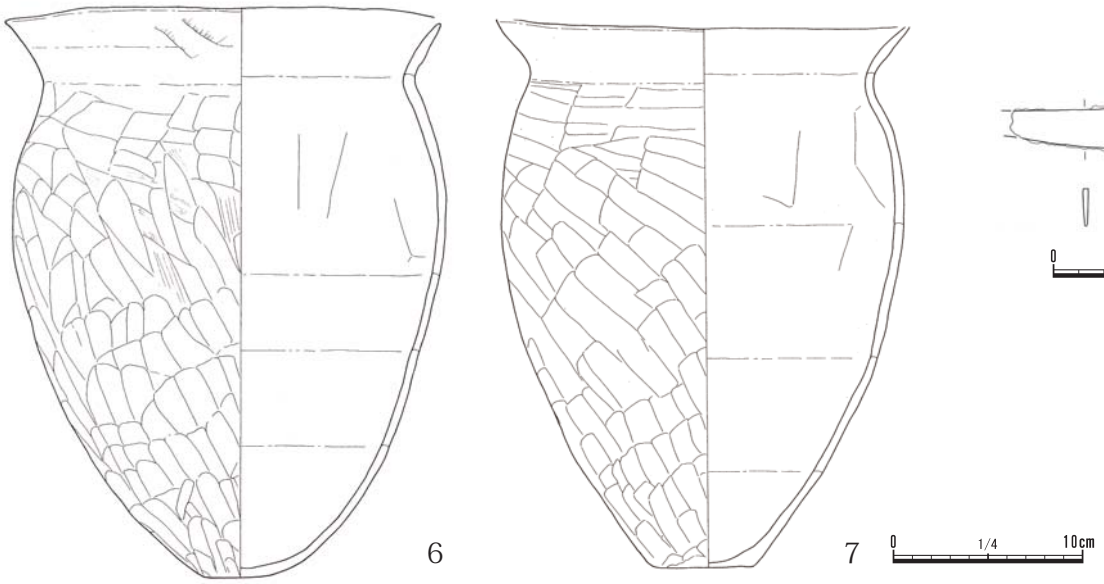

第５図　西原大塚遺跡区画整理第７Ⅴ地点　８号住居跡（Ⅴ期：８Ｃ後葉）

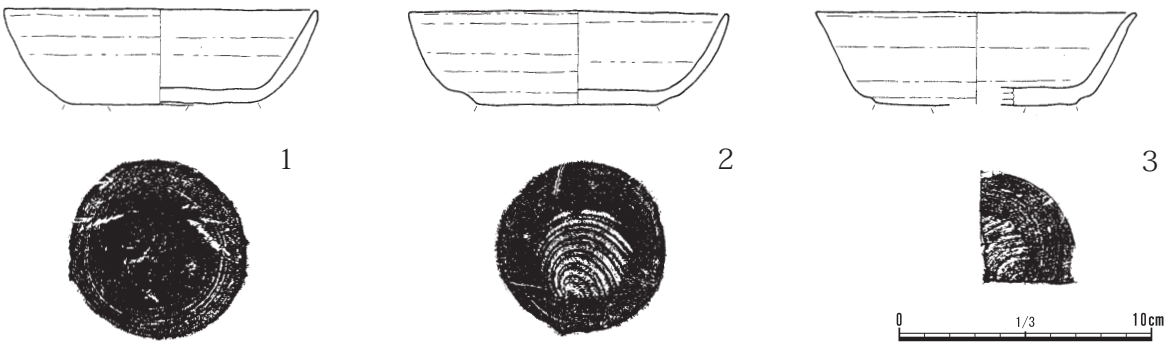

第６図　西原大塚遺跡第130地点　21号住居跡（Ⅴ期：８Ｃ後葉）

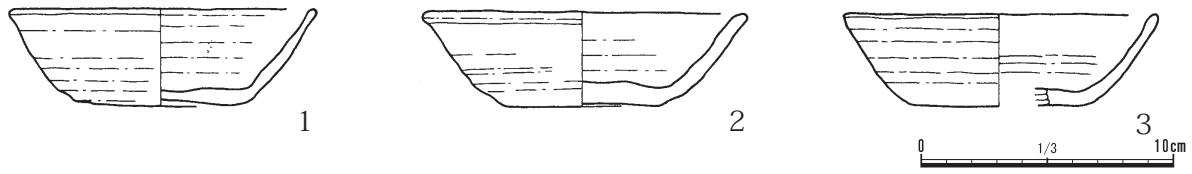

第７図　中道遺跡第21地点　14号住居跡(Ⅷ期：９Ｃ中葉)

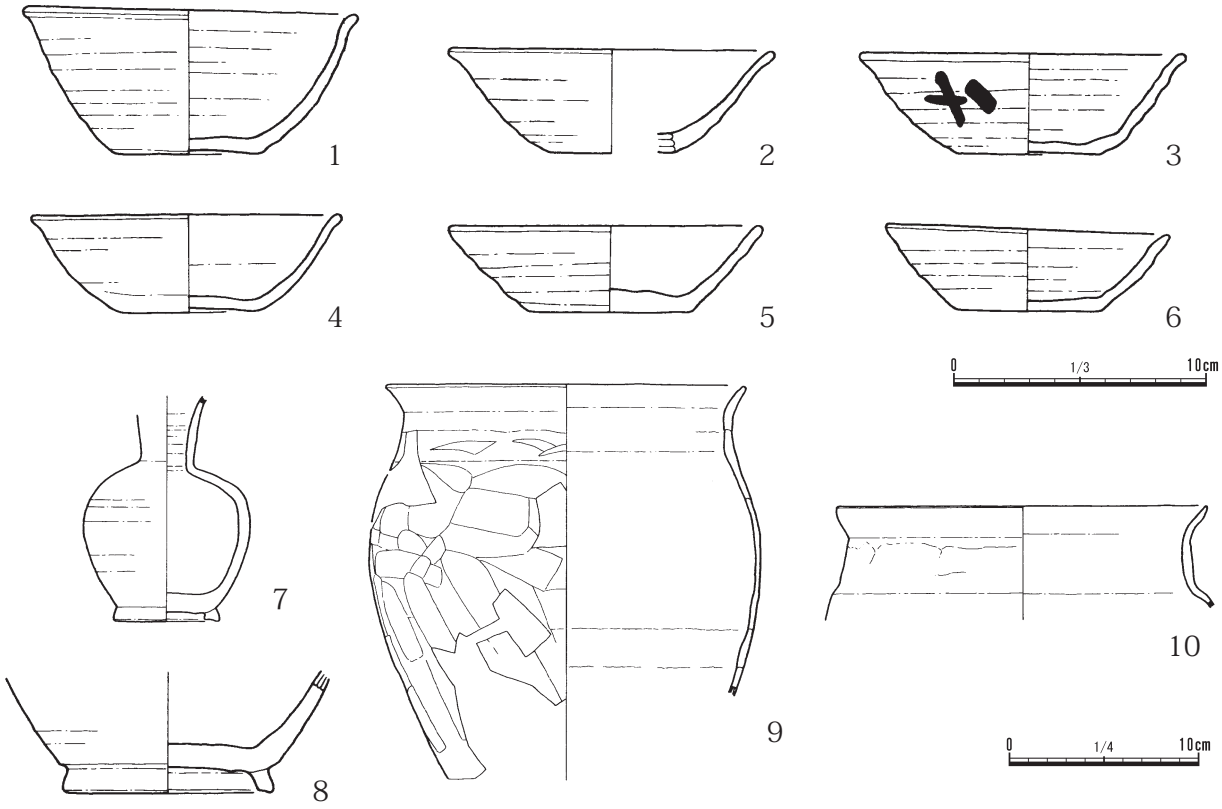

第８図　中道遺跡第12地点　９号住居跡(Ⅸ期：９Ｃ後葉)

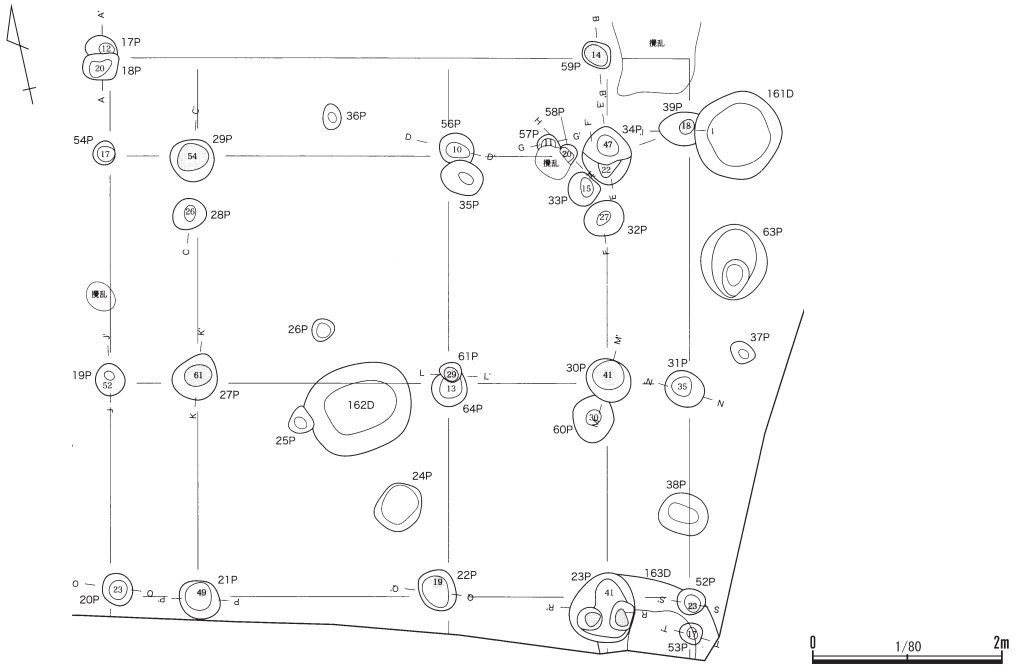

第９図　中道遺跡第65地点　５号掘立柱建築遺構

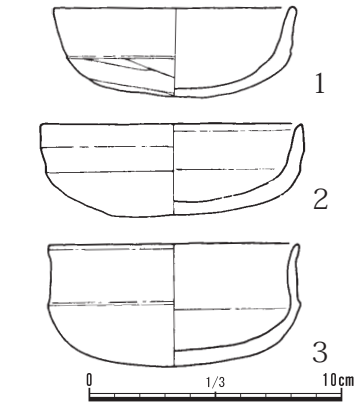

第10図　城山遺跡第１地点
49号住居跡（Ⅰ期：７Ｃ後葉）

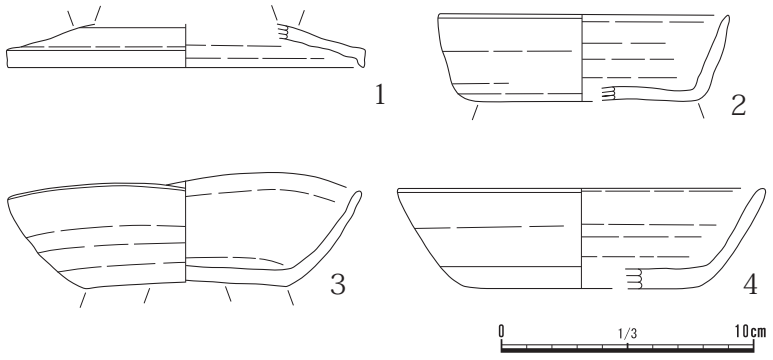

第11図　城山遺跡第26地点　112号住居跡（Ⅳ期：８Ｃ中葉）

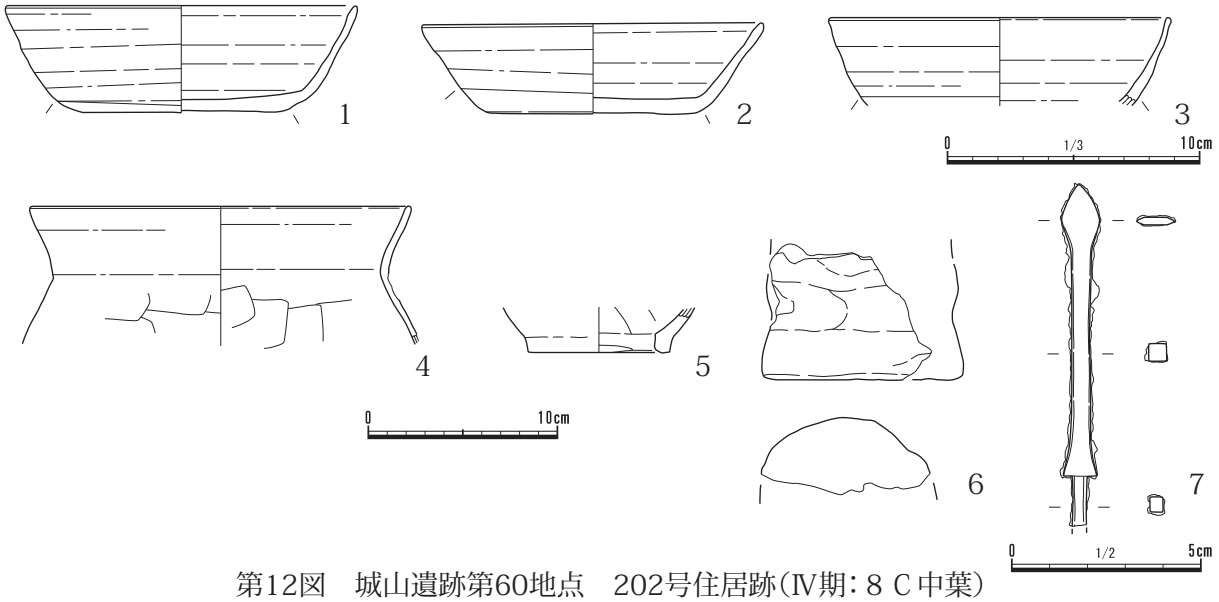

第12図　城山遺跡第60地点　202号住居跡（Ⅳ期：８Ｃ中葉）

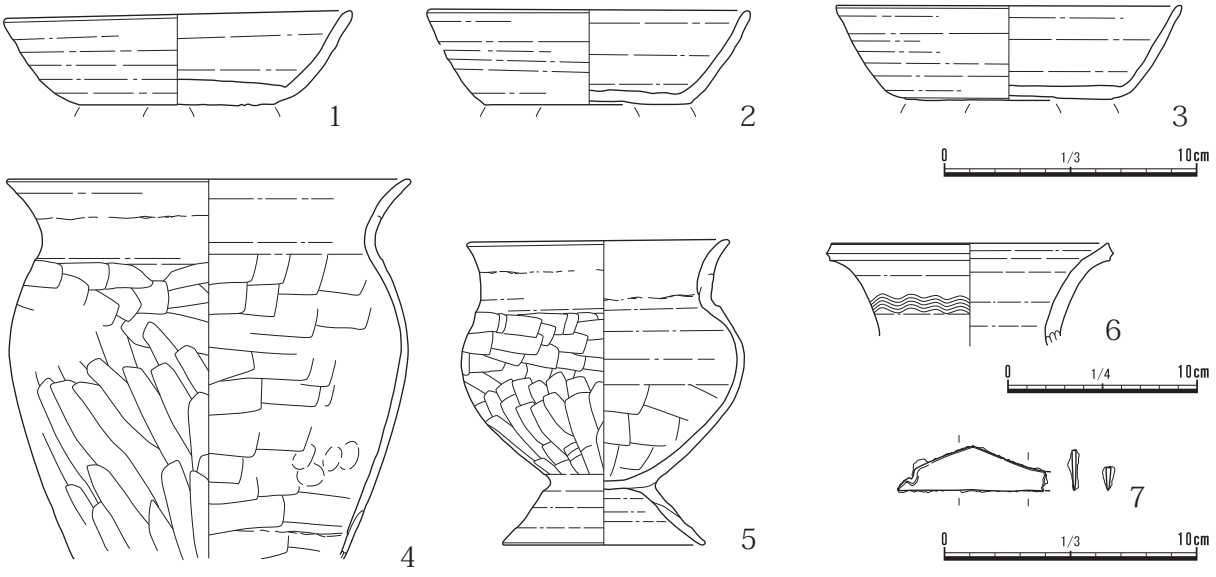

第13図　城山遺跡第60地点　212号住居跡（Ⅳ期：８Ｃ中葉）

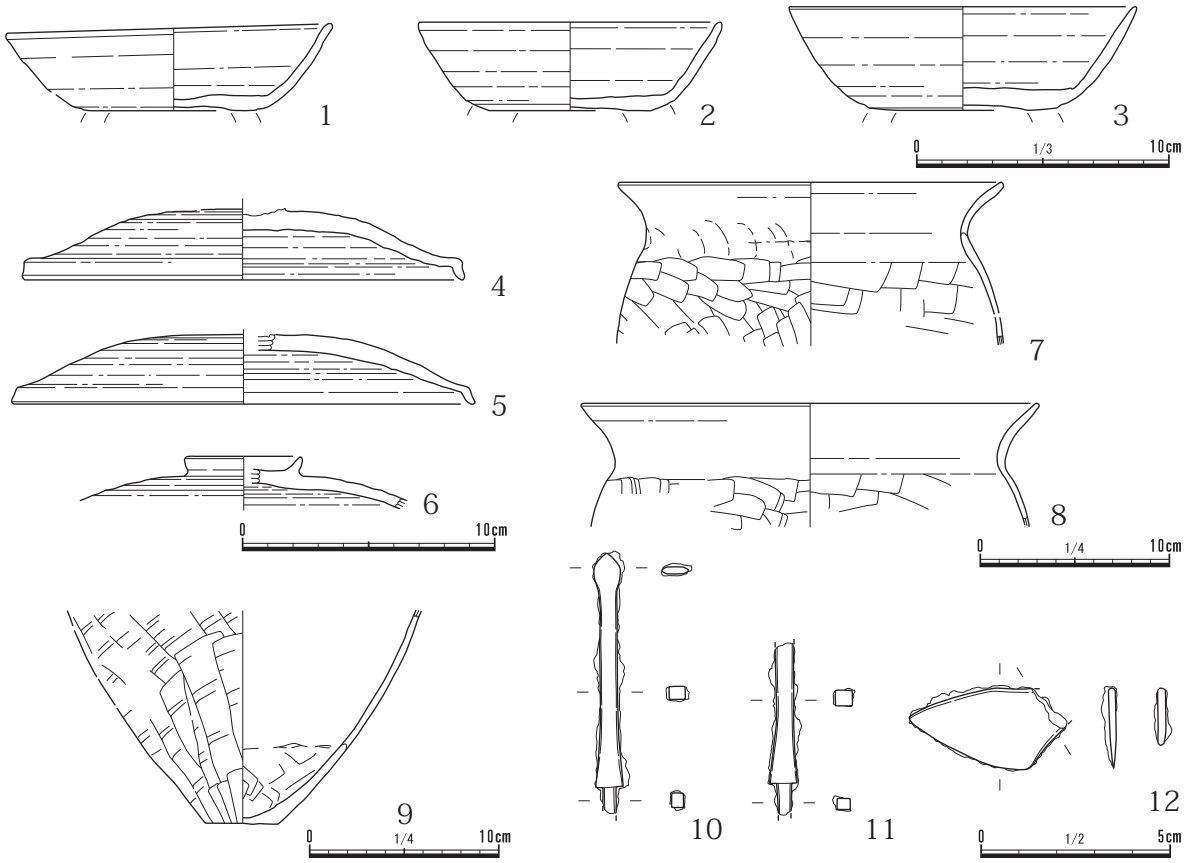

第14図　城山遺跡第60地点　205号住居跡（Ⅴ期：８Ｃ後葉）

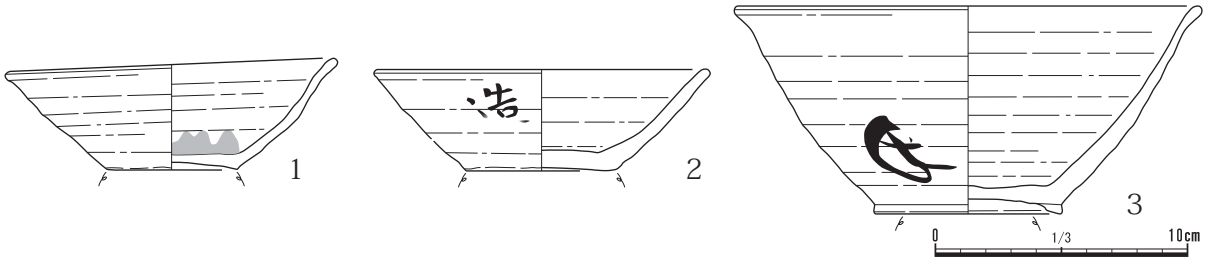

第15図　城山遺跡第60地点　198号住居跡（Ⅸ期：９Ｃ後葉）

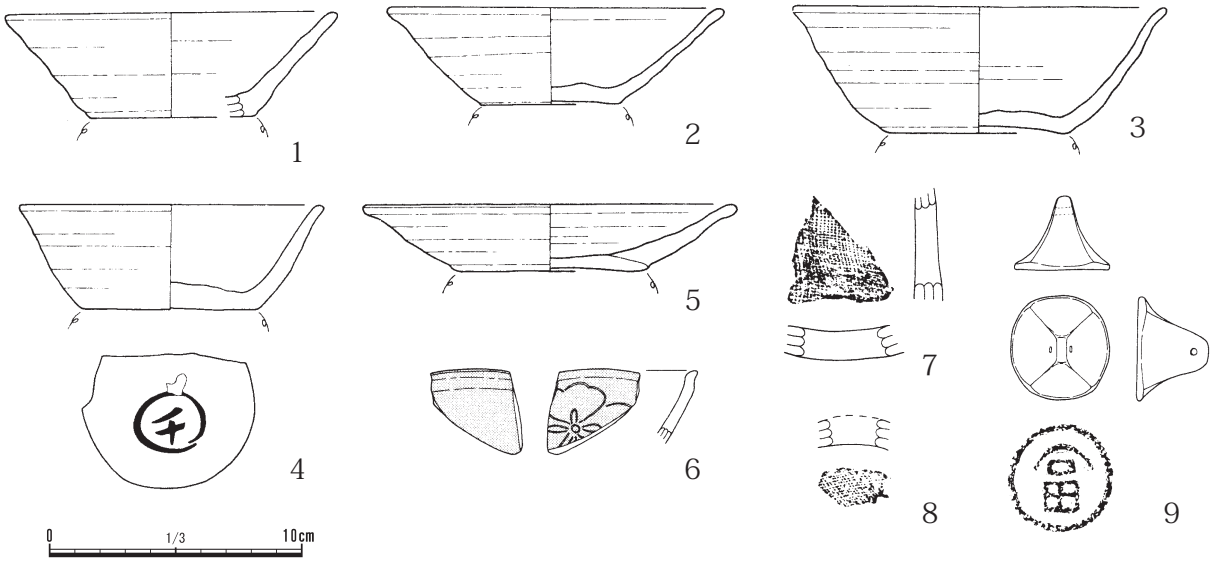

第16図　城山遺跡第35地点　128号住居跡（Ⅸ期：９Ｃ後葉）

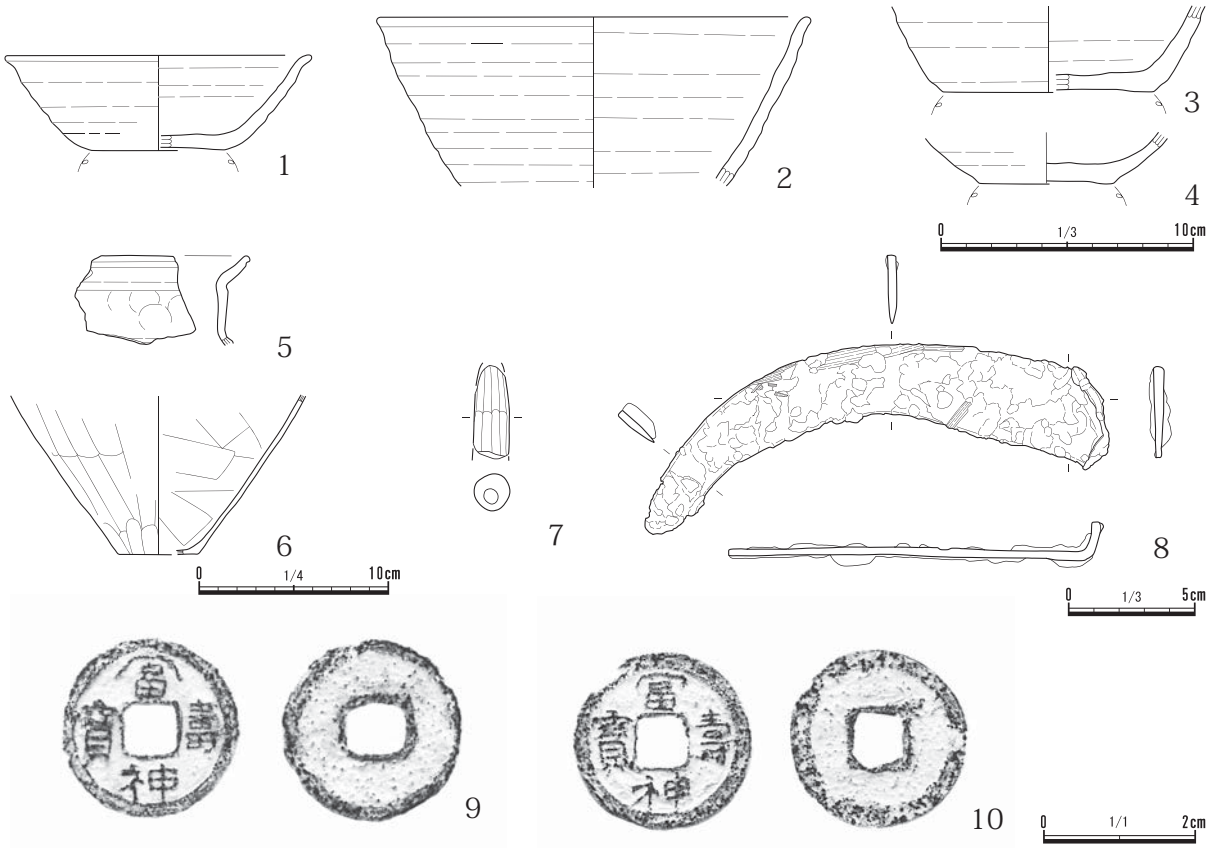

第17図　城山遺跡第62地点　241号住居跡(Ⅸ期：９Ｃ後葉)

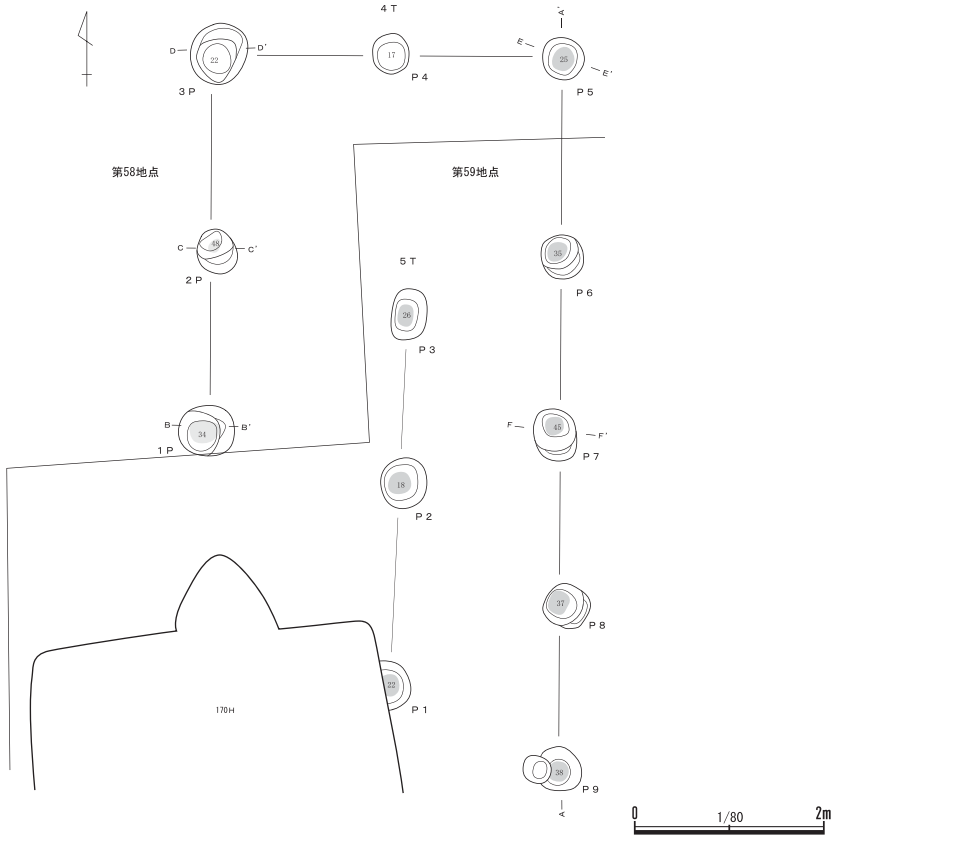

第18図　城山遺跡第58･59地点　４･５号掘立柱建築遺構

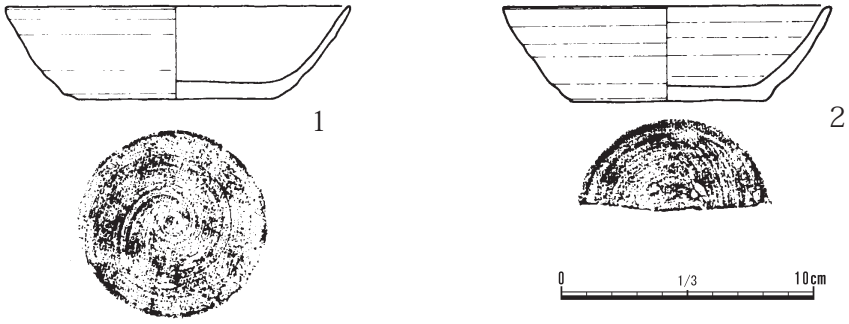

第19図　中野遺跡第２ 地点　 １号住居跡（Ⅳ期：８Ｃ中葉）

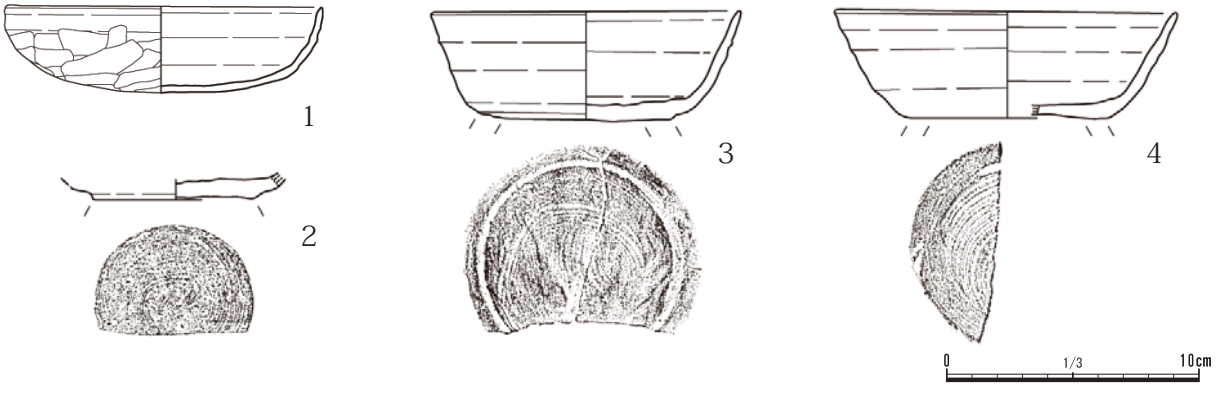

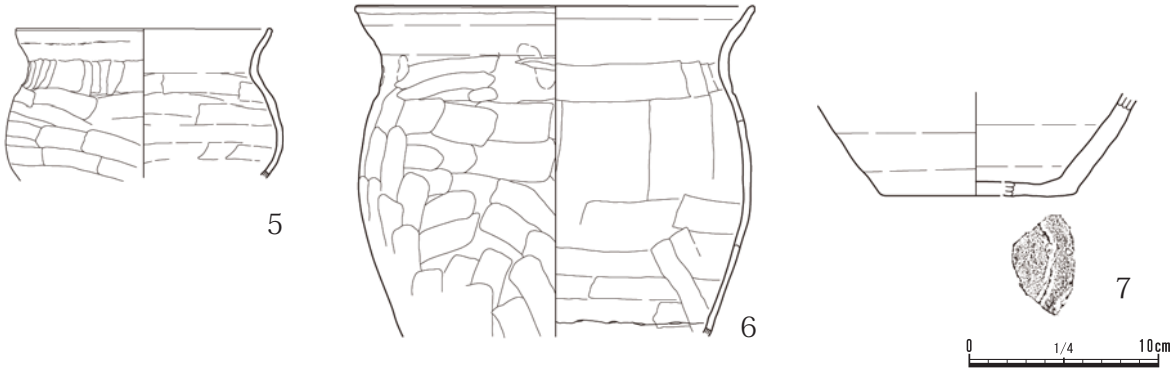

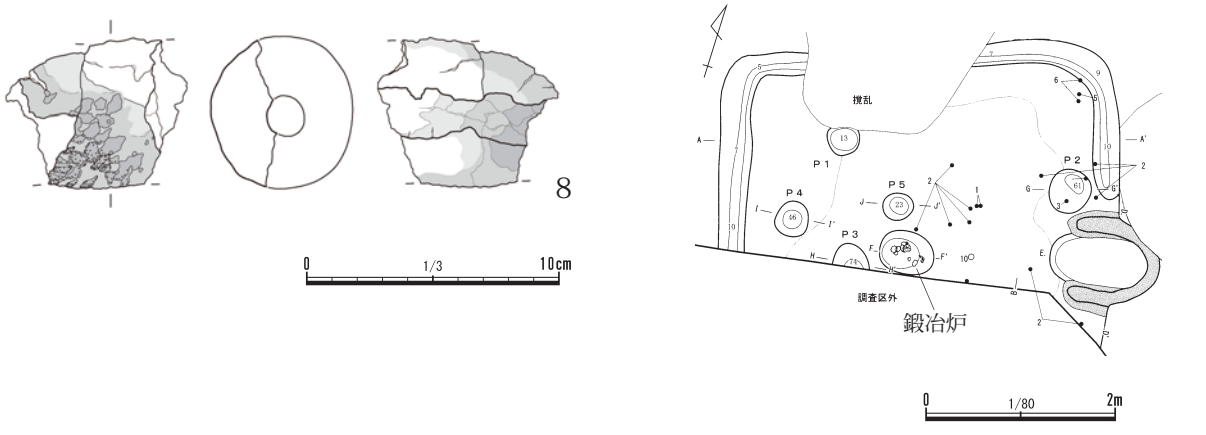

第20図　中野遺跡第91地点　72号住居跡（Ⅴ期：８Ｃ後葉）

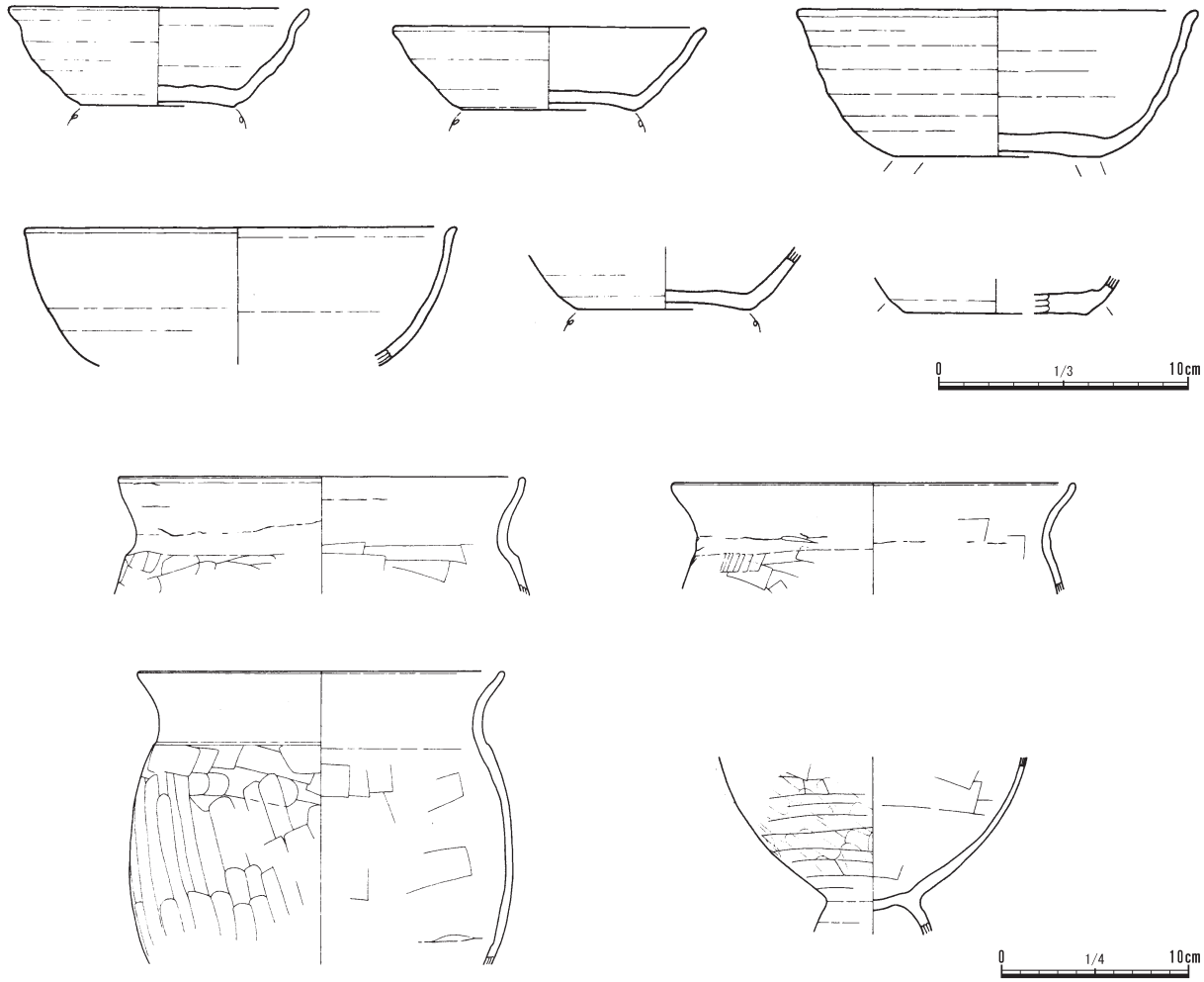

第21図　中野遺跡第43地点　64号住居跡(Ⅶ期：９Ｃ前葉)

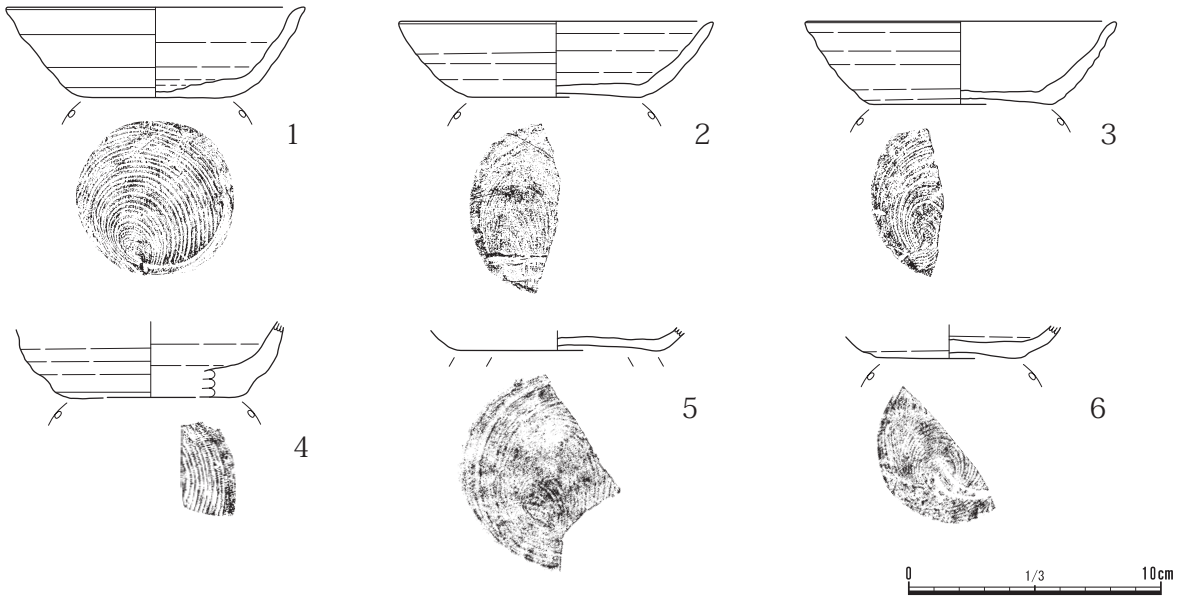

第22図　中野遺跡第91地点　76号住居跡(Ⅶ期：９Ｃ前葉)

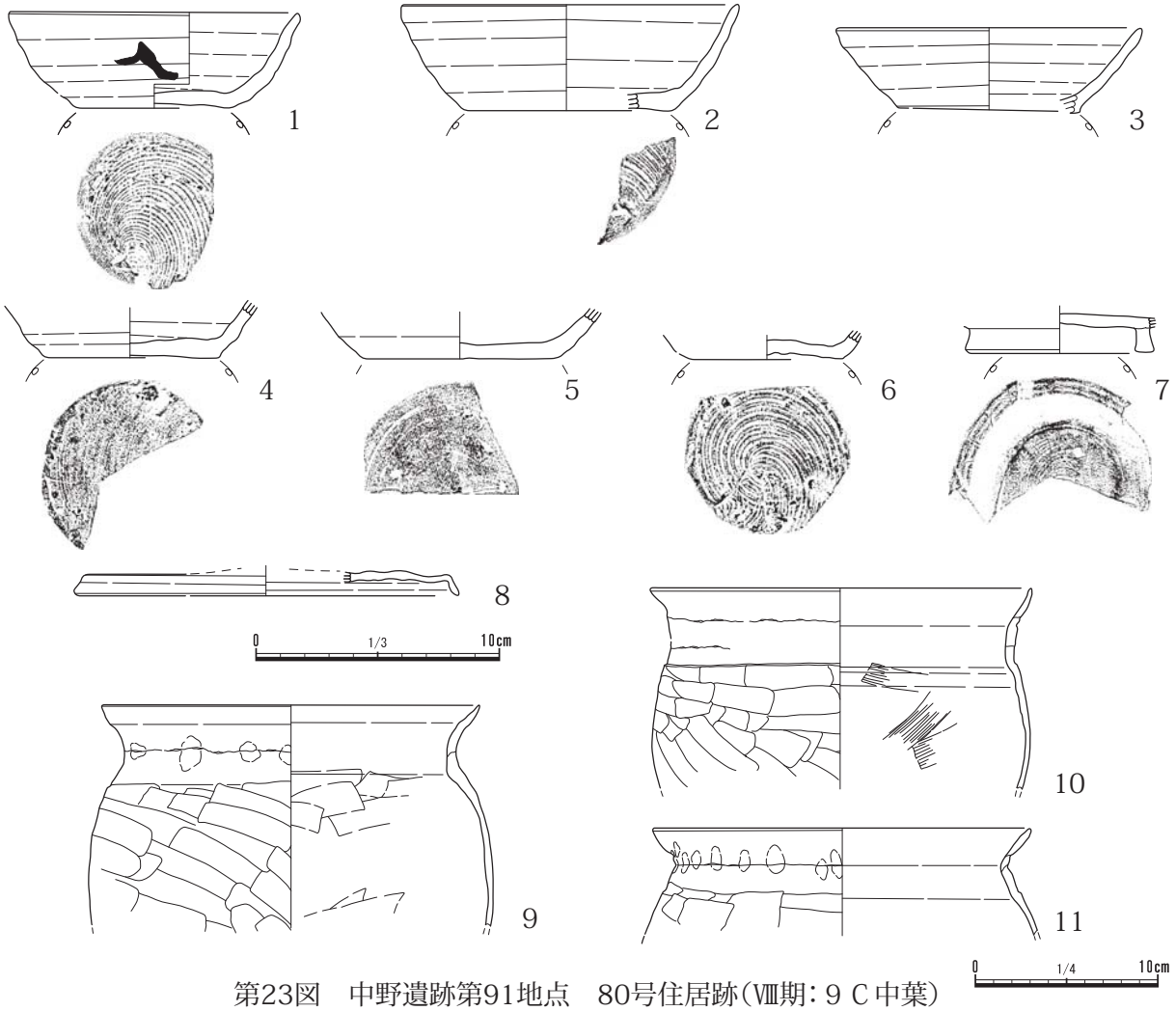

第23図　中野遺跡第91地点　80号住居跡（Ⅷ期：９Ｃ中葉）

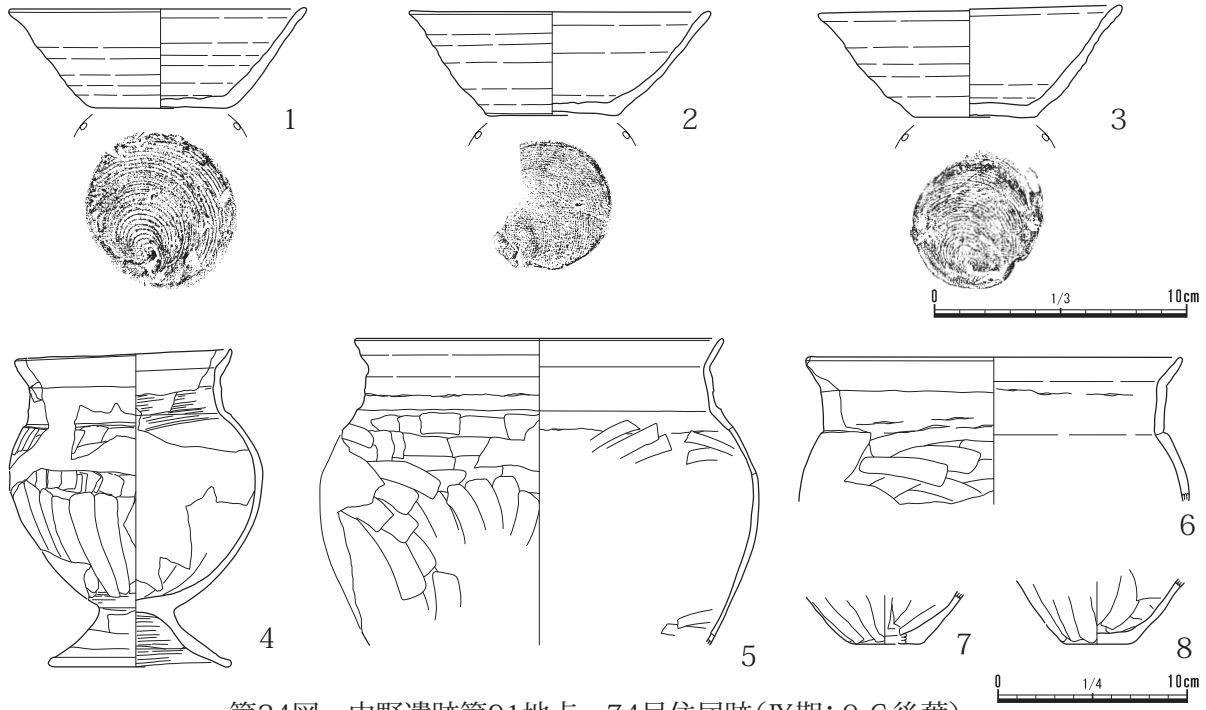

第24図　中野遺跡第91地点　74号住居跡（Ⅸ期：９Ｃ後葉）

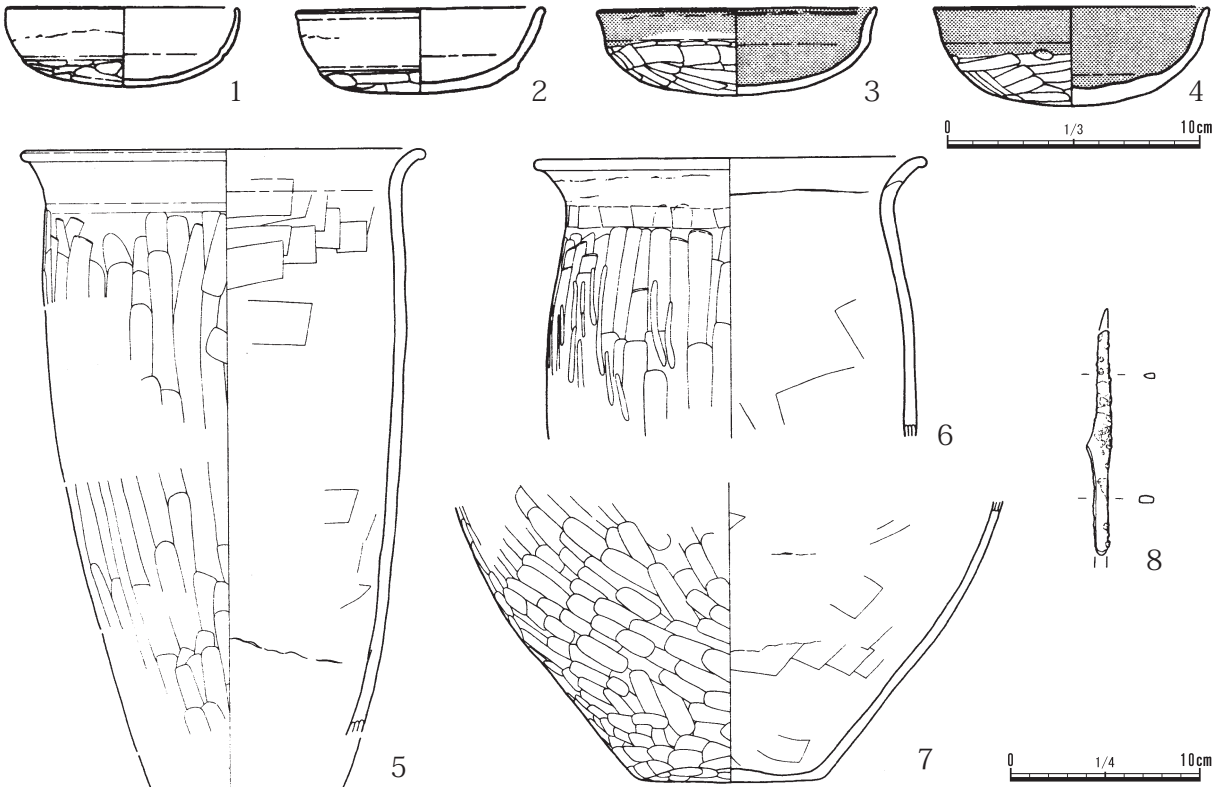

第25図　田子山跡第48地点　53号住居跡（Ⅰ期：７Ｃ後葉）

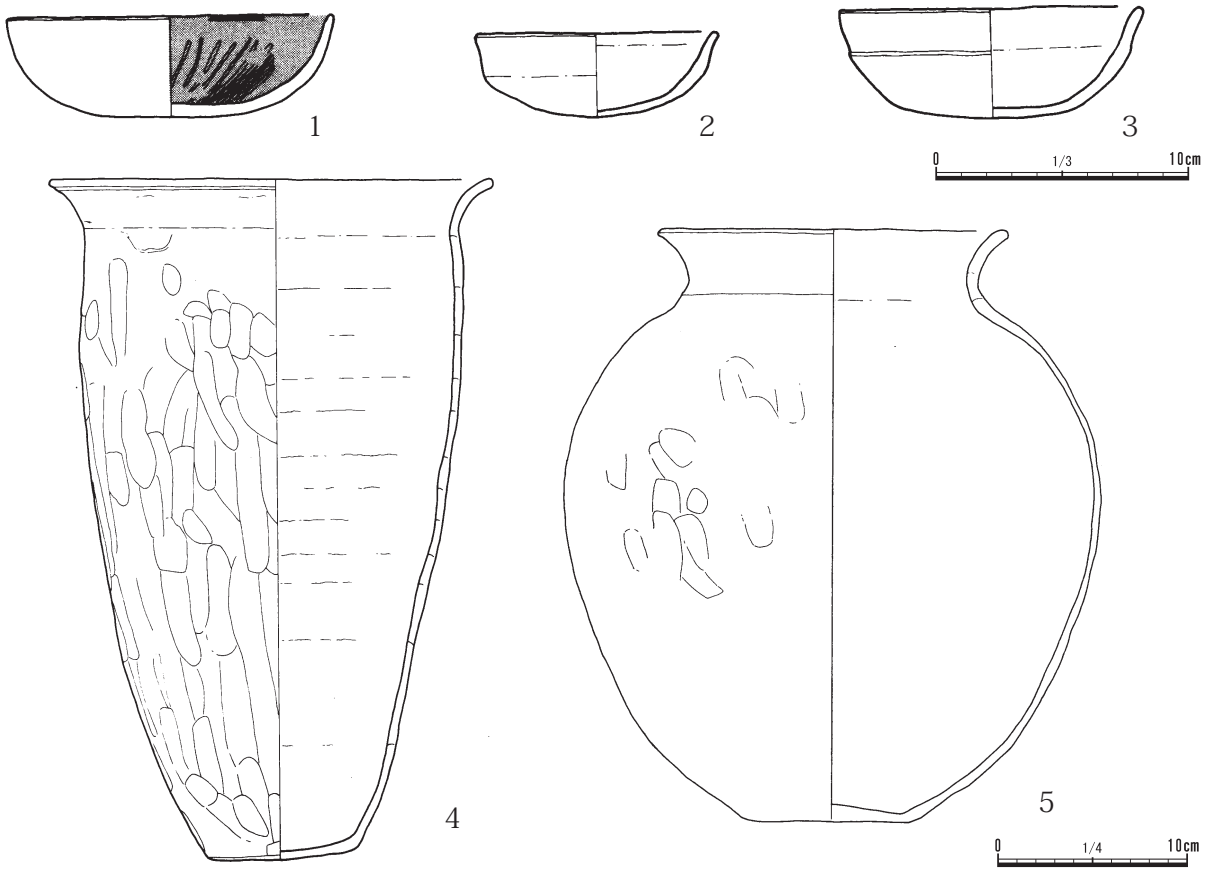

第26図　田子山遺跡第13地点　17号住居跡（Ⅱ期：７Ｃ末葉～８Ｃ初頭）

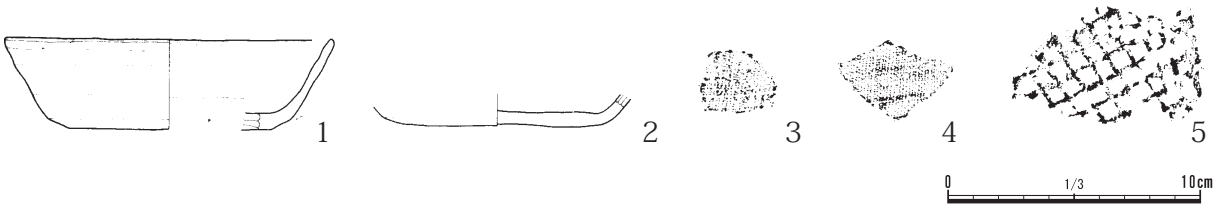

第27図　田子山遺跡第７地点　16号住居跡（Ⅳ期：８Ｃ中葉）

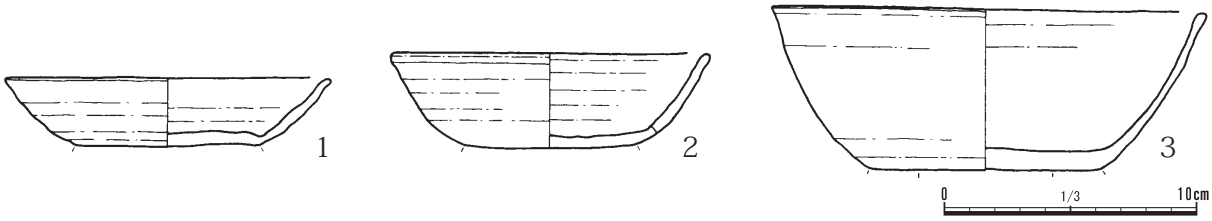

第28図　田子山遺跡第４地点　７号住居跡（Ⅴ期：８Ｃ後葉）

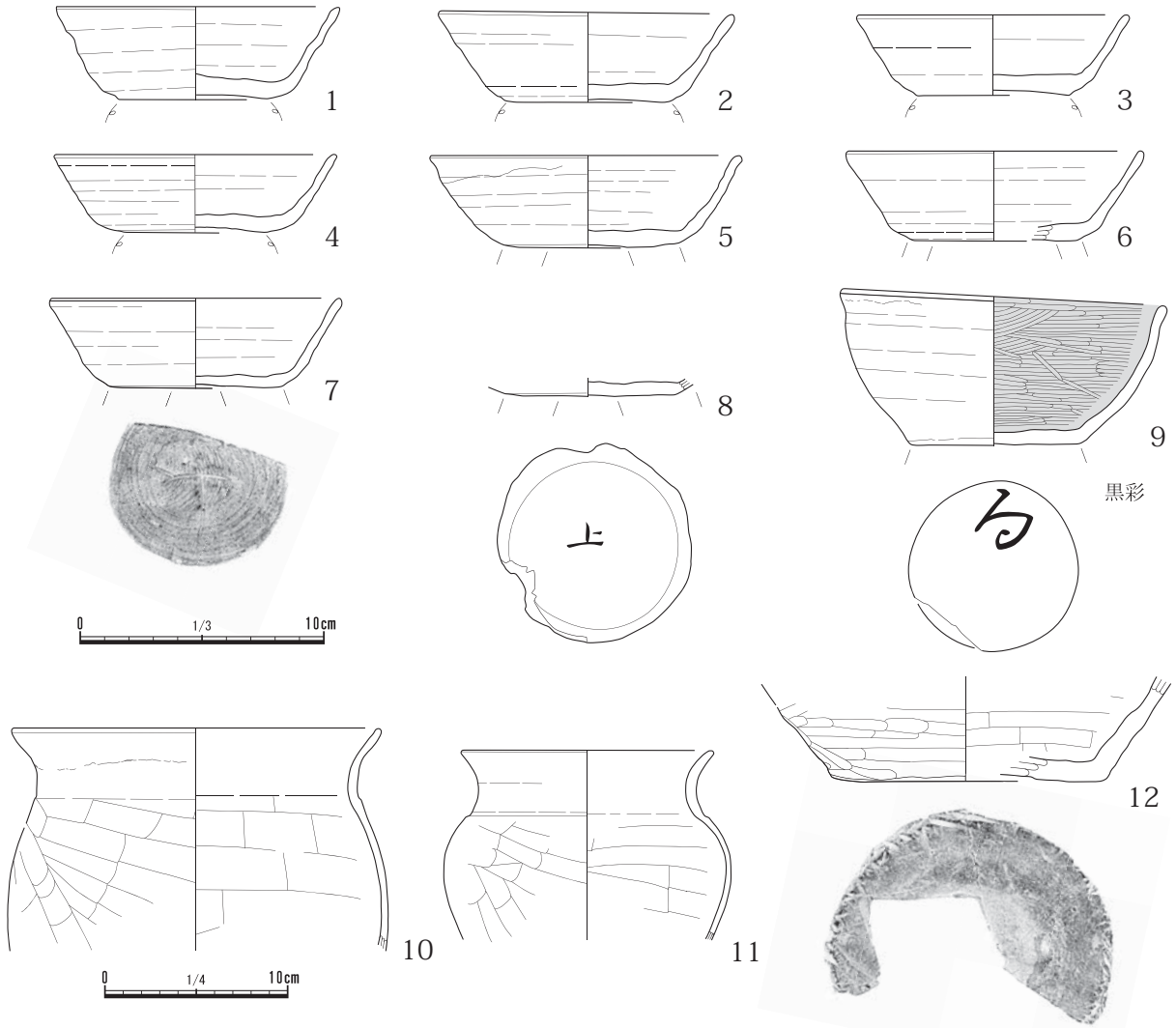

第29図　田子山遺跡第93地点　68号住居跡（Ⅵ期：８Ｃ末葉～９Ｃ初頭）

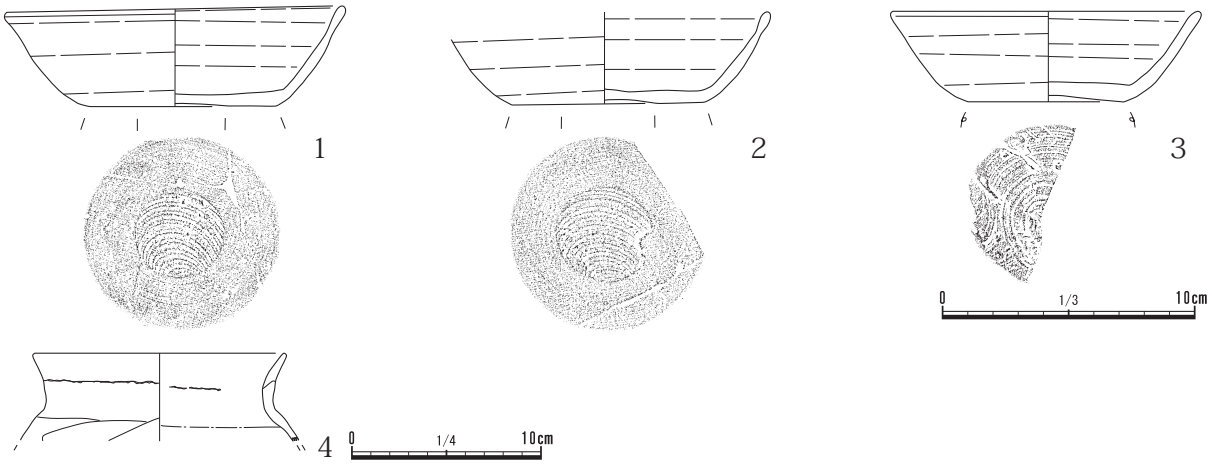

第30図　田子山遺跡第131地点　73号住居跡(Ⅶ期：９Ｃ前葉)

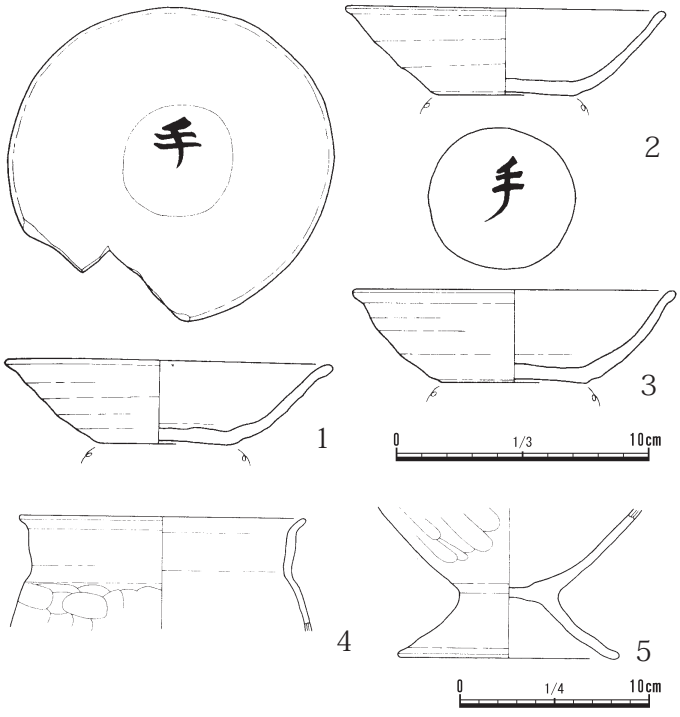

第31図　田子山遺跡第41・42 地点
50号住居跡(Ⅸ期：９Ｃ後葉)

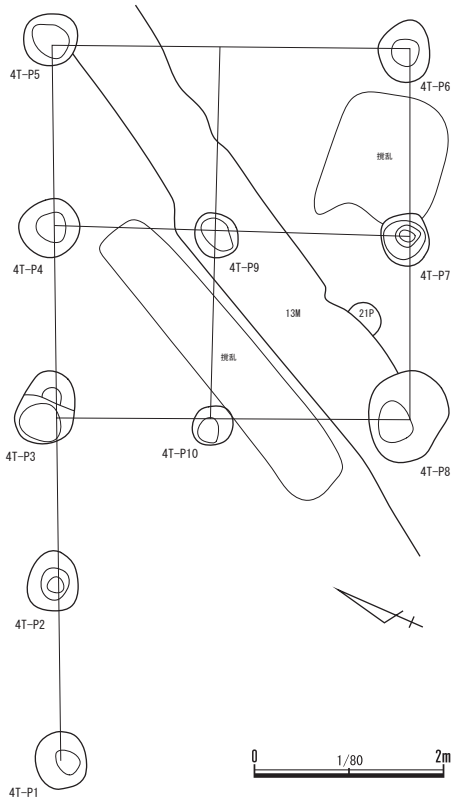

第32図　田子山遺跡第131地点
４号掘立柱建築遺構

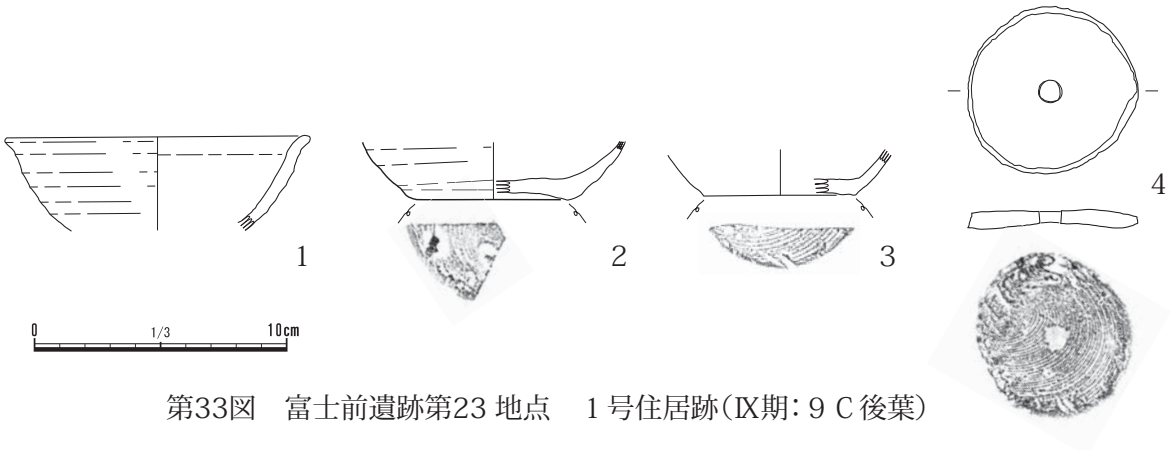

第33図　富士前遺跡第23 地点　１号住居跡(Ⅸ期：９Ｃ後葉)

Ⅲ部　　基調報告　新羅郡域の遺跡

「新座市の遺跡」

講師：　川　畑　　隼　人
（新座市教育委員会）

新座市

１．地形

新座市は埼玉県南西端に位置し、荒川水系の柳瀬川と黒目川が市の南西から北東に向けて流れている。２本の川に挟まれた野火止台地は、武蔵野台地の北東端に「八ツ手」葉状に広がる一支台であり、幅２～３㎞、長さ十数㎞の舌状台地である。柳瀬川より北西部には所沢台地、黒目川より南東部には朝霞台地と呼ばれる台地が広がり、両河川沿いは沖積低地となっている。

市内の遺跡は、両河川の台地縁辺部に分布しており、周知の埋蔵文化財包蔵地として１０８か所が登録されている。黒目川沿いでは旧石器時代の市場坂遺跡、縄文時代の嵯峨山遺跡が、それぞれ埼玉県選定重要遺跡として知られている。柳瀬川沿いでは弥生・古墳時代の新開遺跡が発見され、野火止台地中央部では近世の新田開発と野火止用水の開削に至るまで、生活の痕跡が見られない。

２．奈良・平安時代の新座市

本市の名称の由来ともなっている新羅郡に関連し、奈良・平安時代に関する遺跡への関心は高かったが、次項で詳説する大和田カミ遺跡の発見までは、黒目川左岸の馬場南遺跡（No.10）と駒形遺跡（No.66）において、住居跡１軒ずつと須恵器坏や瓦片等がわずかに発見されるのみであった。また、柳瀬川沿いの普光明寺と大和田郷、黒目川沿いの法台寺と片山郷は、それぞれ鎌倉時代には成立していたことが確実であるが、寺や周辺の町がどこまで溯ることができるのかは、検討資料が限られている状況である。そのため、次項の大和田カミ遺跡郡の発掘調査の成果は、新座市の古代史を塗り替える発見となっている。

３．大和田カミ遺跡群の概況

平成２８年度から、新座市の北西部において大和田二・三丁目地区土地区画整理事業が着手された。大和田二・三丁目地区は、柳瀬川、国道２５４号バイパス、ＪＲ武蔵野線、東京都清瀬市との都県境に囲まれた約５０haの広大な区域である。地区内には、大和田カミ遺跡（No.005）、大和田グラウンド遺跡（No.035）、三本木遺跡（No.047）、新座市遺跡番号048遺跡（No.048）、頭戸遺跡（No.104）の５つの埋蔵文化財包蔵地が所在し、これらを総称して大和田カミ遺跡群と仮称している。

区画整理事業が開始されるまで、当該地で実施された発掘調査は頭戸遺跡における２地点のみであり、いずれも縄文時代の遺構と考えられる。そのため、わずかな試掘調査と畑で表面採集された資料から、奈良・平安時代の遺跡の存在は推測されていたものの、広範囲に遺構が広がる集落であるとは想定されていなかった。

ところが、詳細な試掘調査を実施した結果、特に平安時代の住居跡がまとまって発見されており、３遺跡・１２地点・約５．５万㎡の発掘調査が行われている。現在、整理作業を進めている途中ではあるが、奈良・平安時代の調査成果の概要を紹介する。

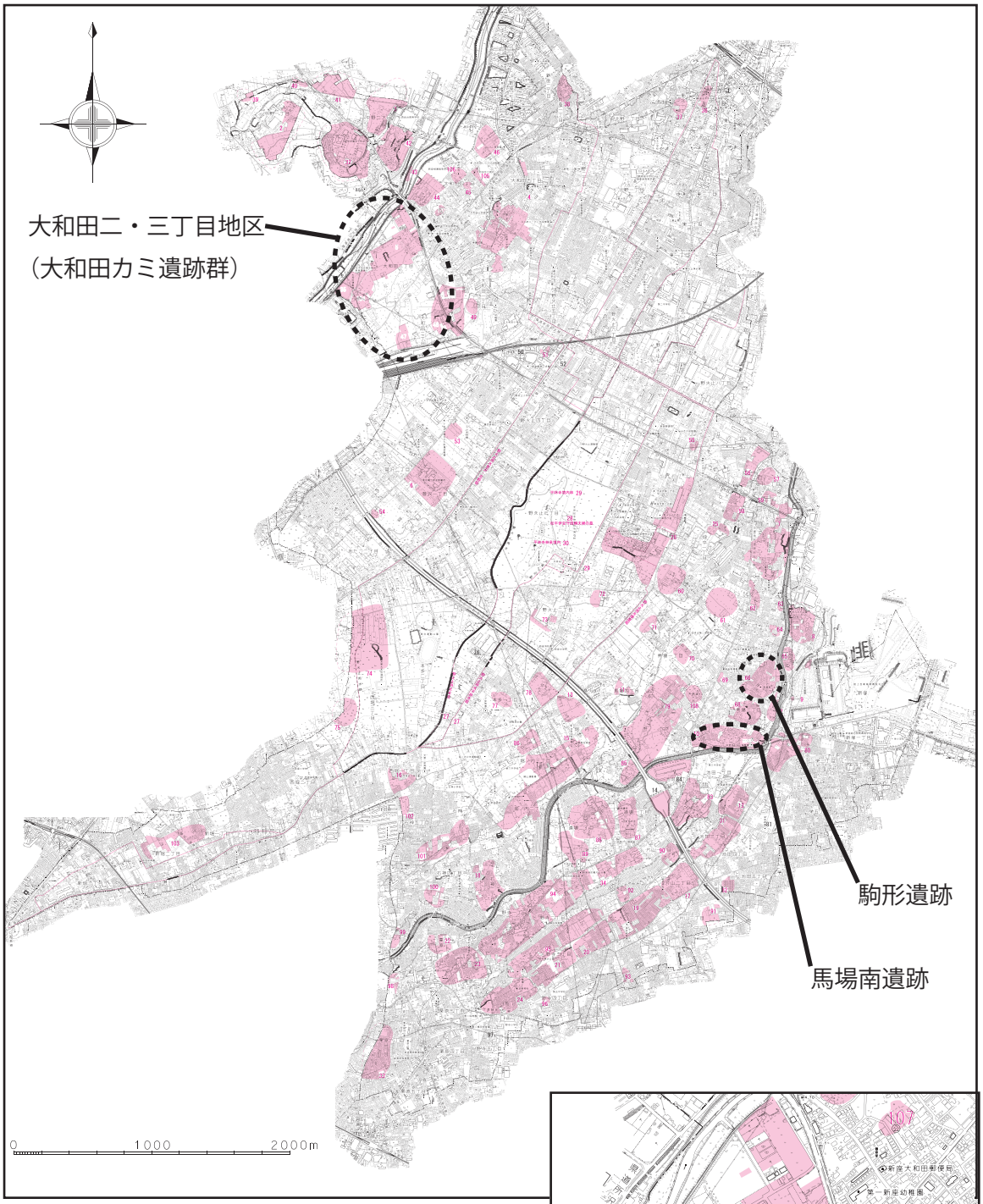

図１：新座市の周知の埋蔵文化財包蔵地と奈良・平安時代の遺跡

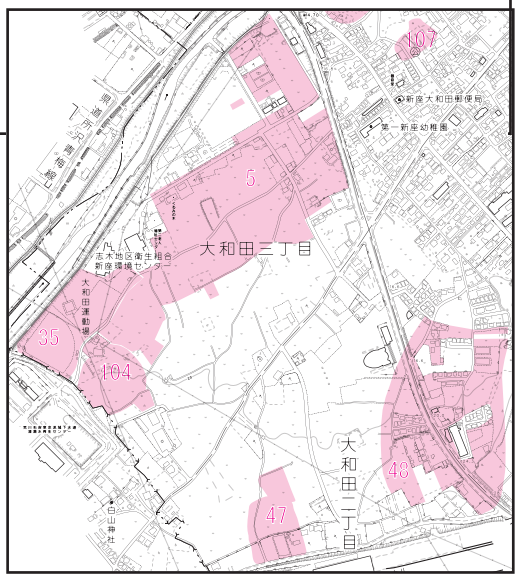

図２：大和田カミ遺跡群拡大図

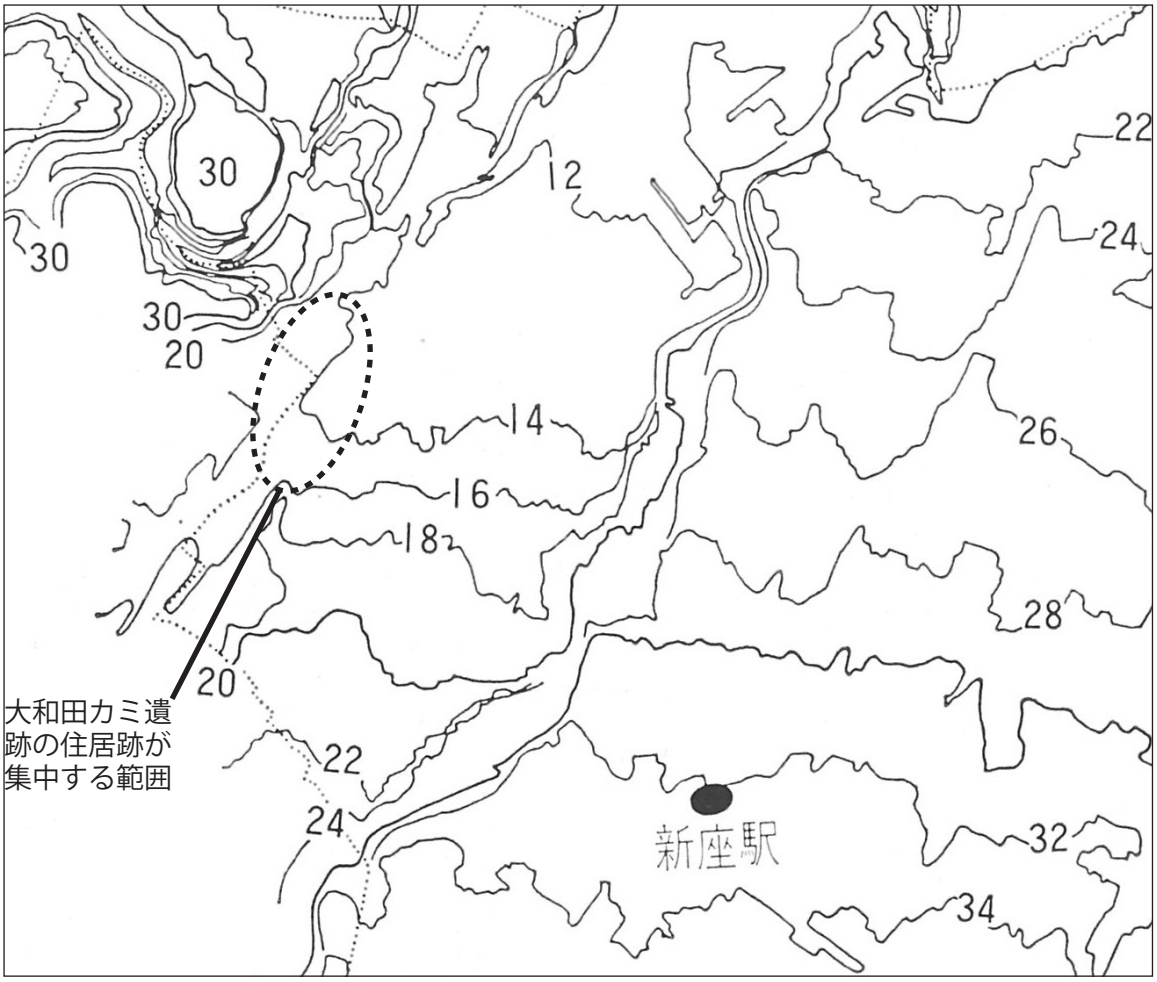

図３：大和田カミ遺跡出周辺の等高線（『新座市史』第１巻から抜粋・加筆）

大和田カミ遺跡は柳瀬川中流右岸に位置しているが、１０m程度の比高差を持つ野火止台地の崖線とは異なり、台地から柳瀬川に向かって緩やかな斜面が形成されている。関東ローム層の堆積は薄く、幾度もの河川増水や流路変更によってもたらされた礫層やシルト層が複雑に入り交じる中、縄文・古墳・奈良・平安・鎌倉時代の各遺跡は斜面下方の川沿いに展開する。同じ柳瀬川沿いでも、弥生・古墳時代の新開遺跡が、台地の縁辺部に展開する状況とは対照的である。

柳瀬川は現在の位置で護岸される以前、氾濫や洪水が頻発しており、川沿いには昭和３０年代まで水田が広がっていた。現地形は大正耕地整理の際に大きく改変されたものであるが、川沿いの窪地等は旧河道の痕跡と考えられる。さらに現在は見られないが、ＪＲ貨物ターミナル付近には湧水点があったと言われ、「強清水 (こわしみず)」という民話も残っている。

また、大和田カミ遺跡の西隣には清瀬市の下宿内山遺跡があり、大規模かつ長期に渡る集落跡が調査されている。両遺跡は数百mしか離れておらず、同時期の住居跡もあることから、連続した集落であると捉えてよいだろう。さらに、柳瀬川の対岸には所沢市の谷戸遺跡、西進すると東山道武蔵路（東の上遺跡）や滝野城跡もあり、古代史や中世史を解明していくためには、これらを併せて検討していく必要がある。

※　文中・図中の遺構名等は整理段階のものであるため、今後、変更される可能性がある。

図４：大和田カミの発掘調査範囲（平成３０年１１月時点）

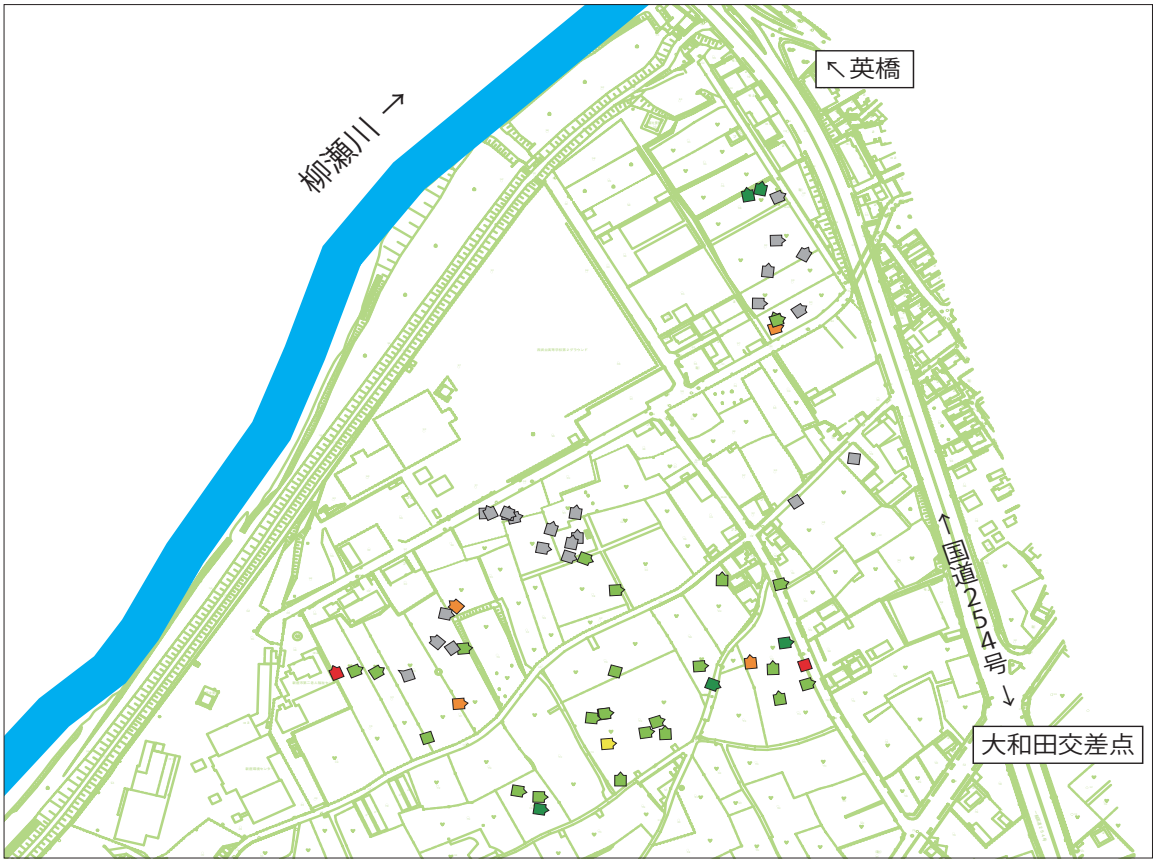

図５：大和田カミ遺跡出土の奈良・平安時代の住居跡の分布

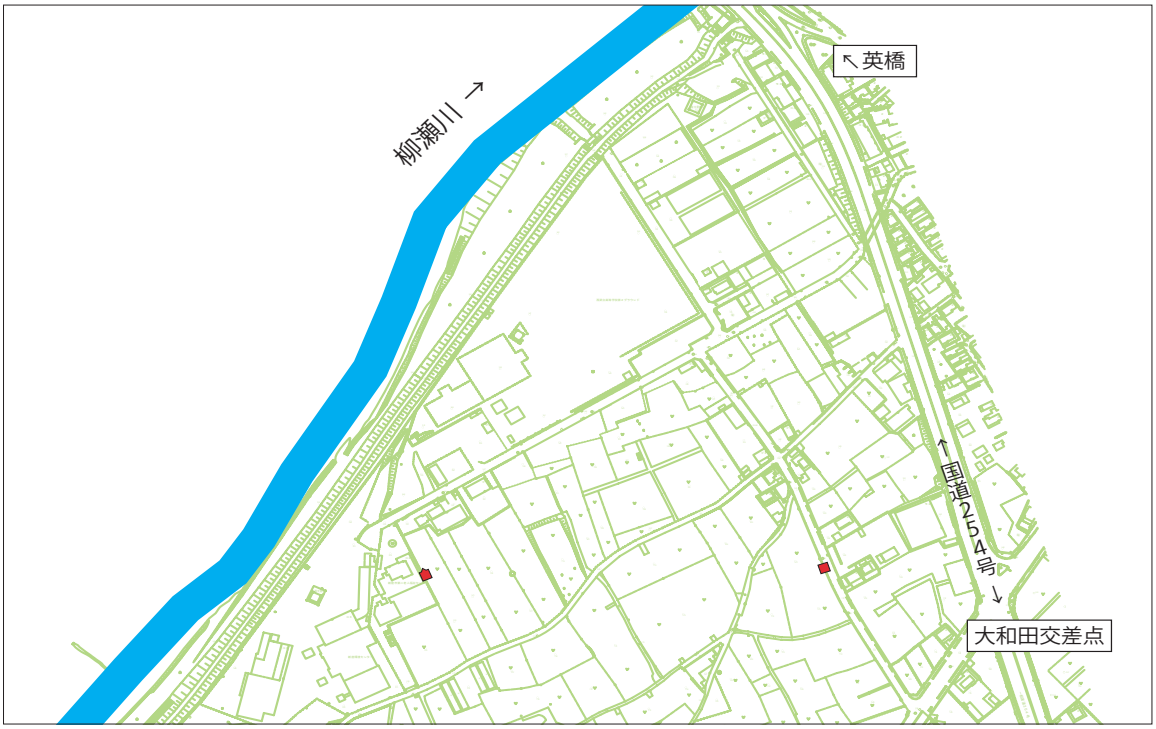

図６－１：８世紀に比定される住居跡の分布

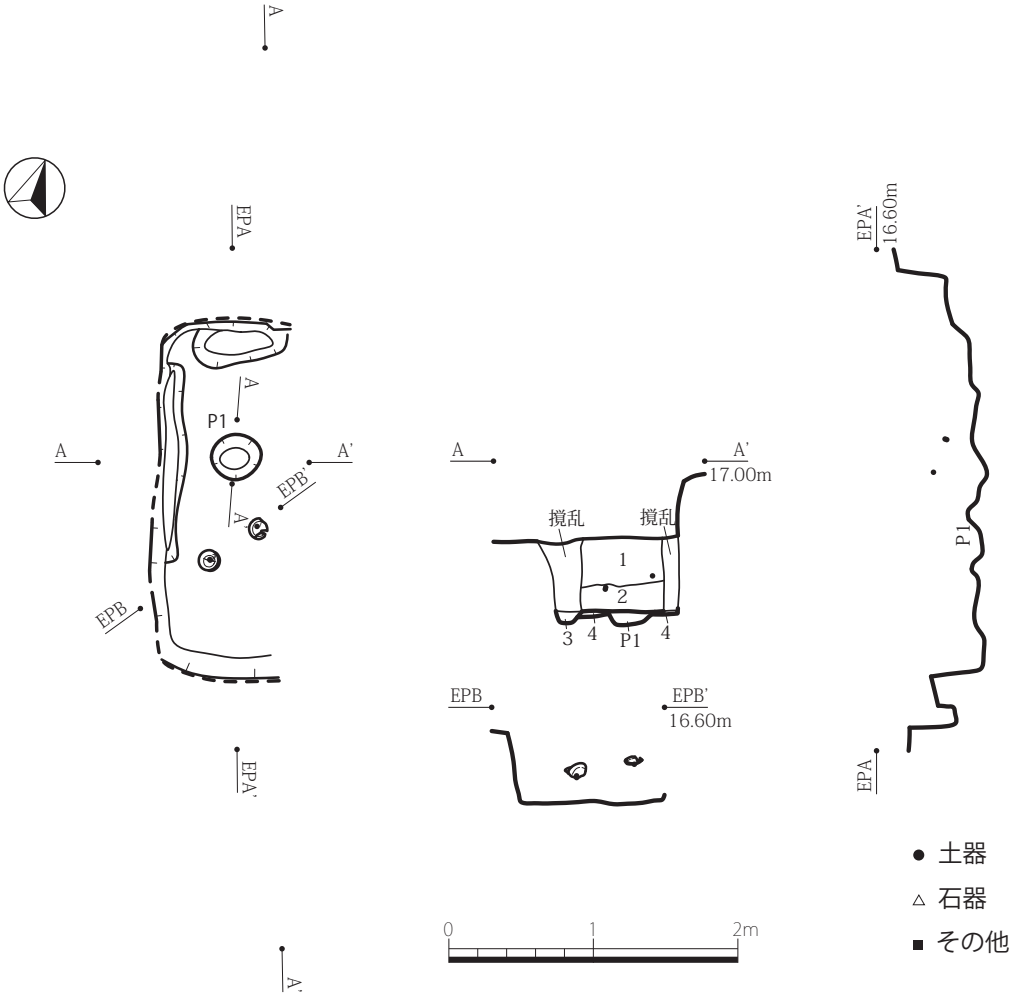

図６－２：８世紀に比定される住居跡（OK_05_SI012）

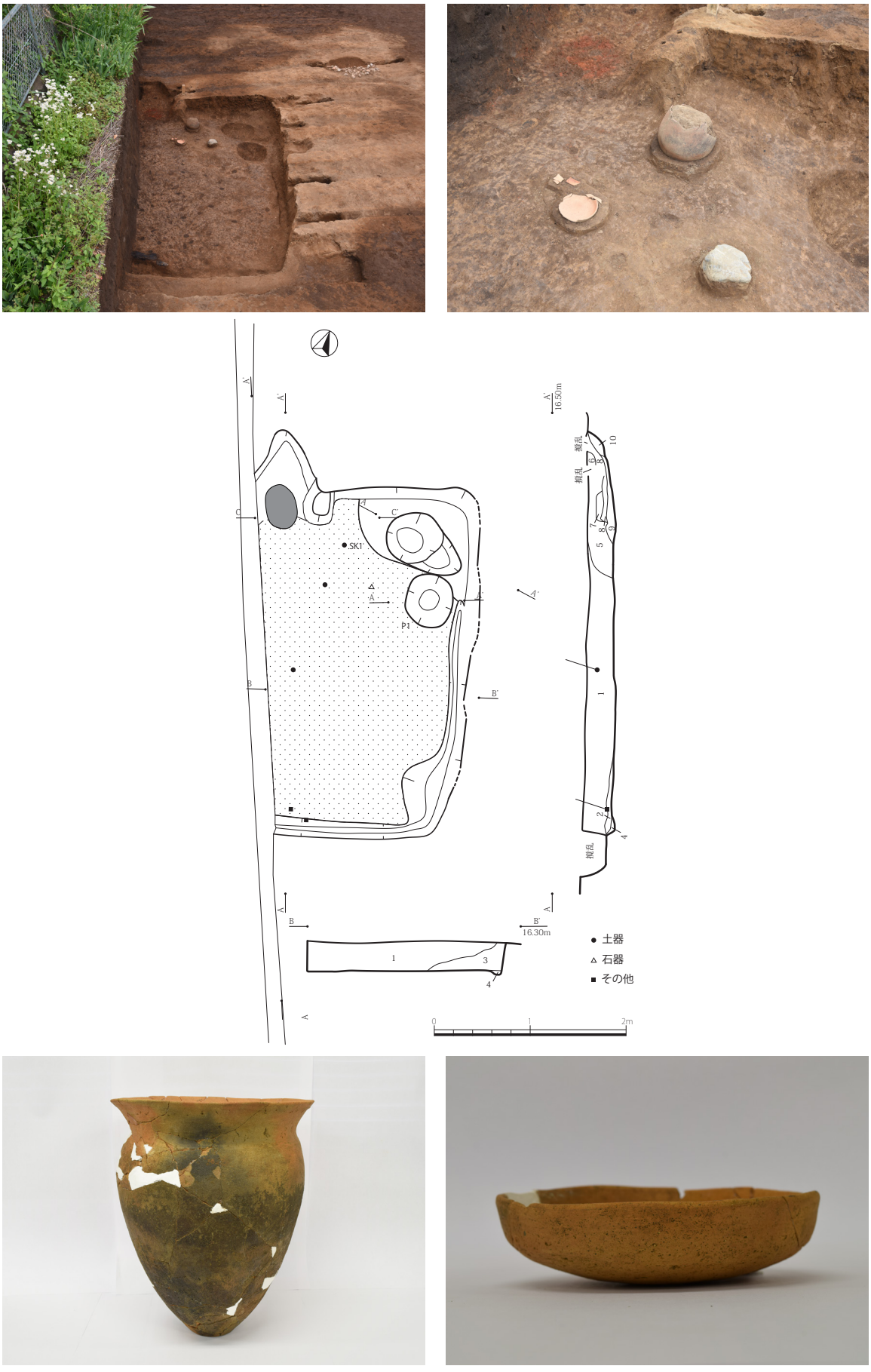

図６－３：８世紀に比定される住居跡と出土品 (OK_03_SI003)

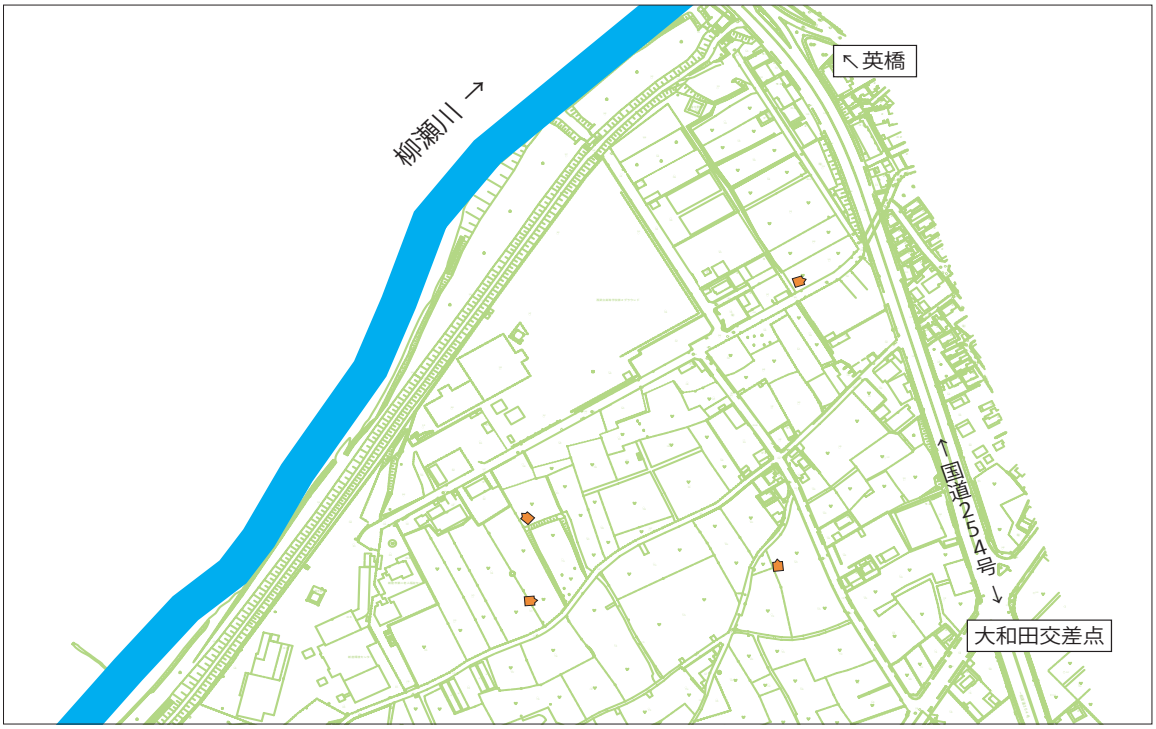

図７－１：９世紀前半に比定される住居跡の分布

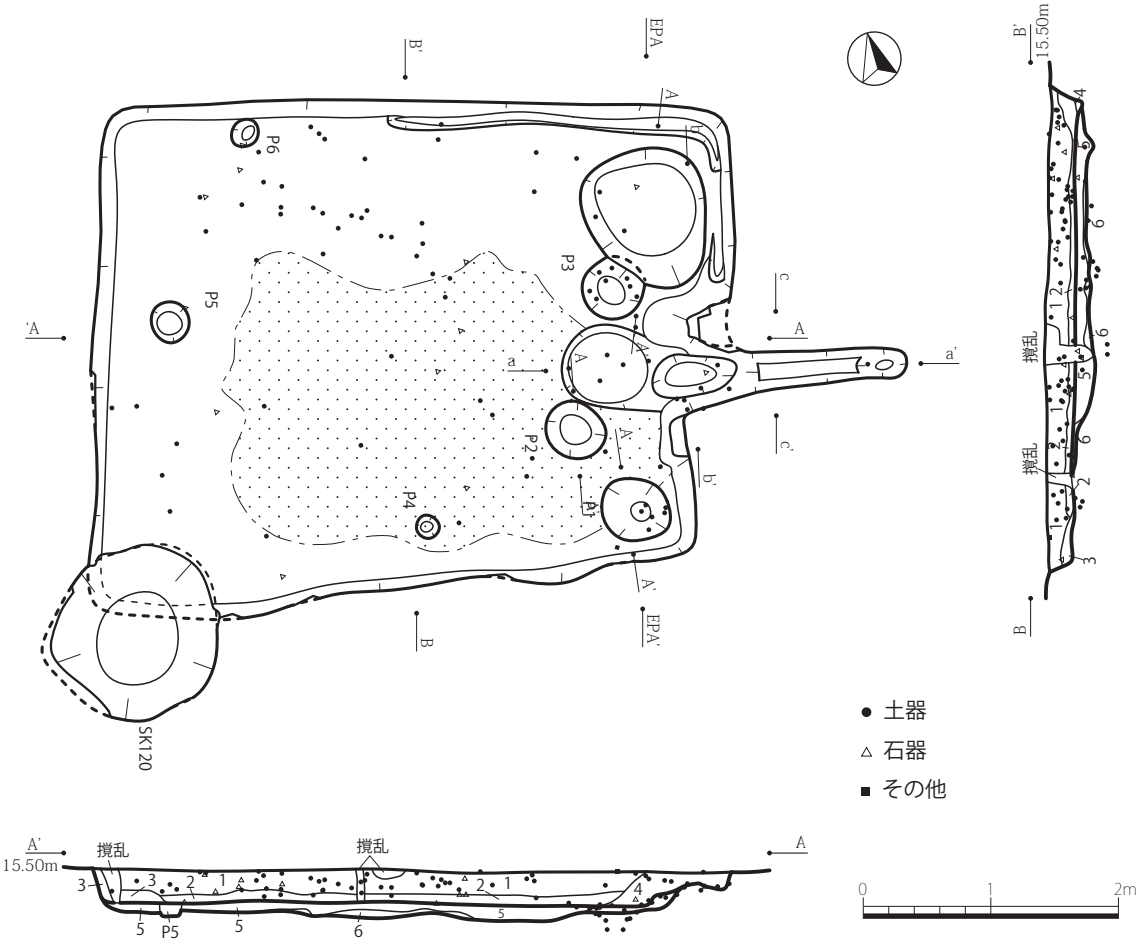

図７－２：９世紀前半に比定される住居跡 (OK_05_SI032)

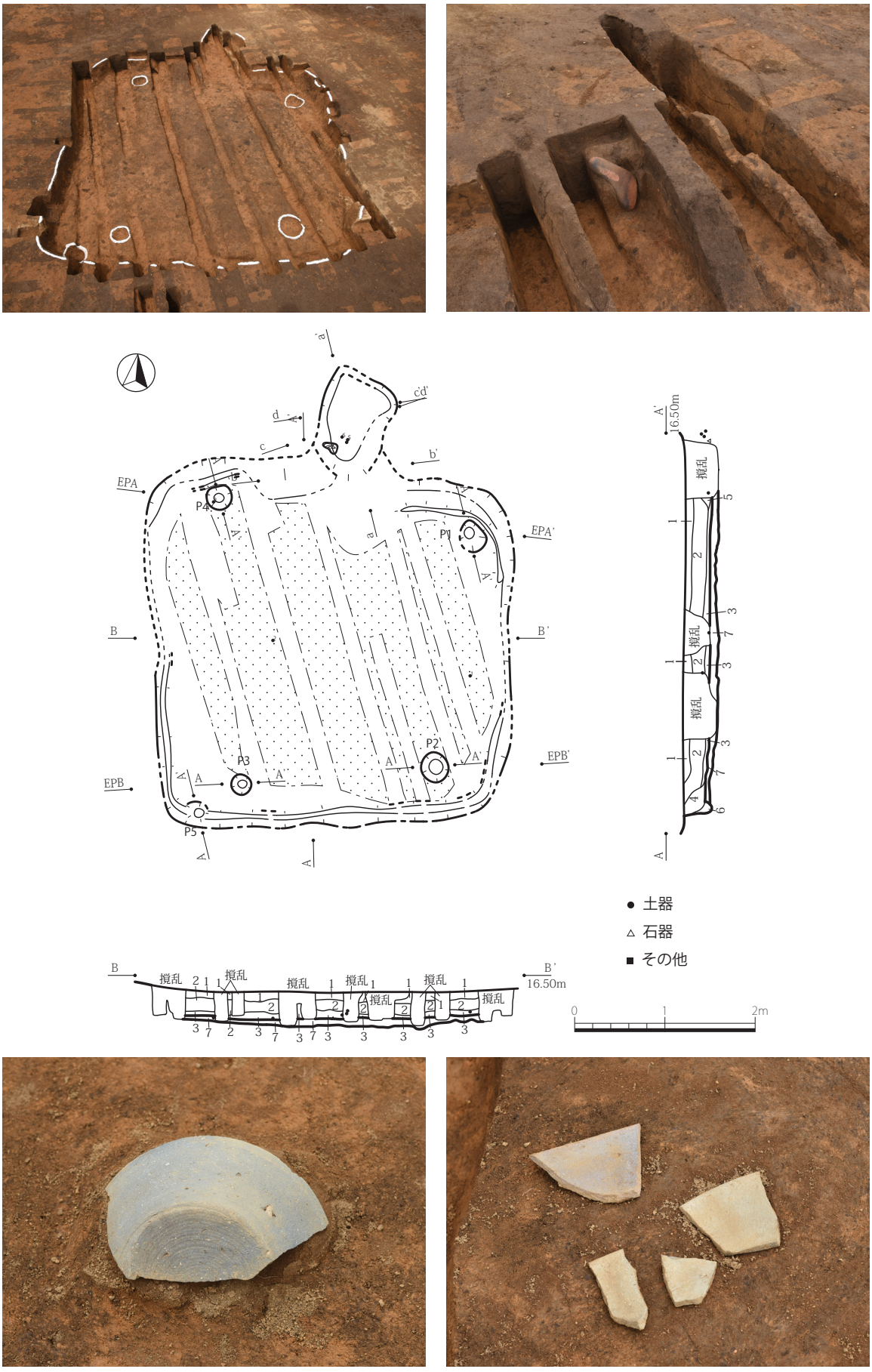

図７－３：９世紀前半に比定される住居跡と出土品 (OK_05_SI015)

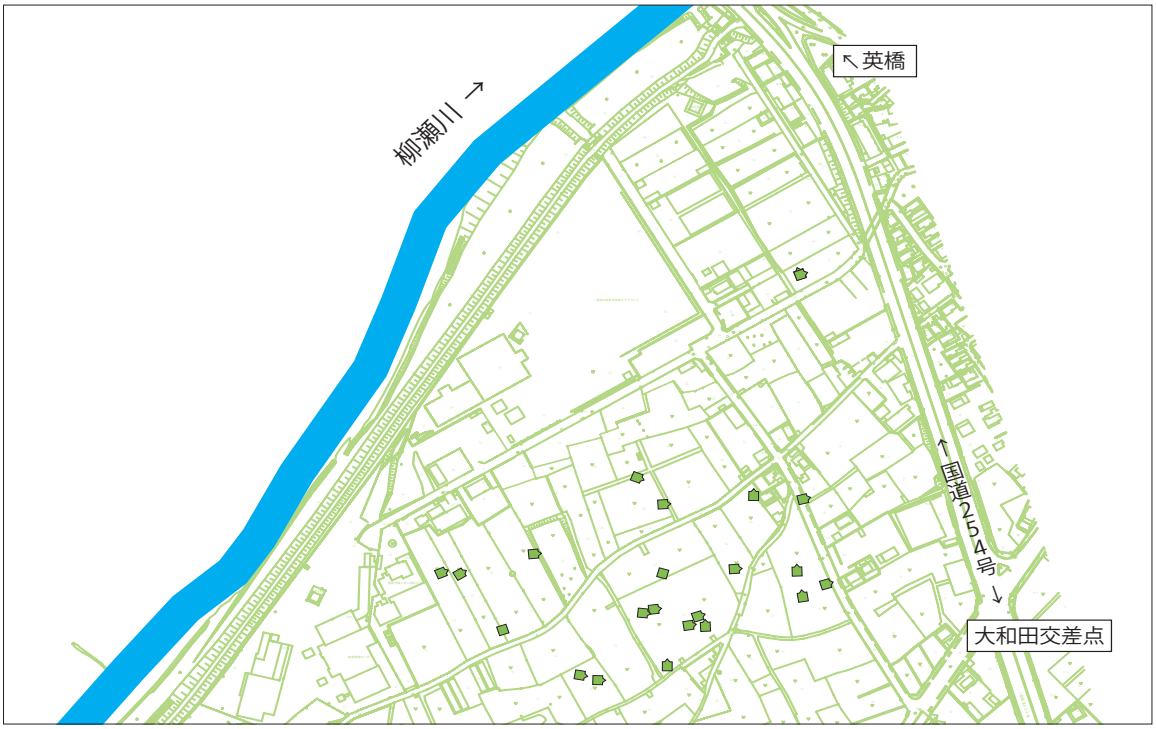

図８－１：９世紀後半に比定される住居跡の分布

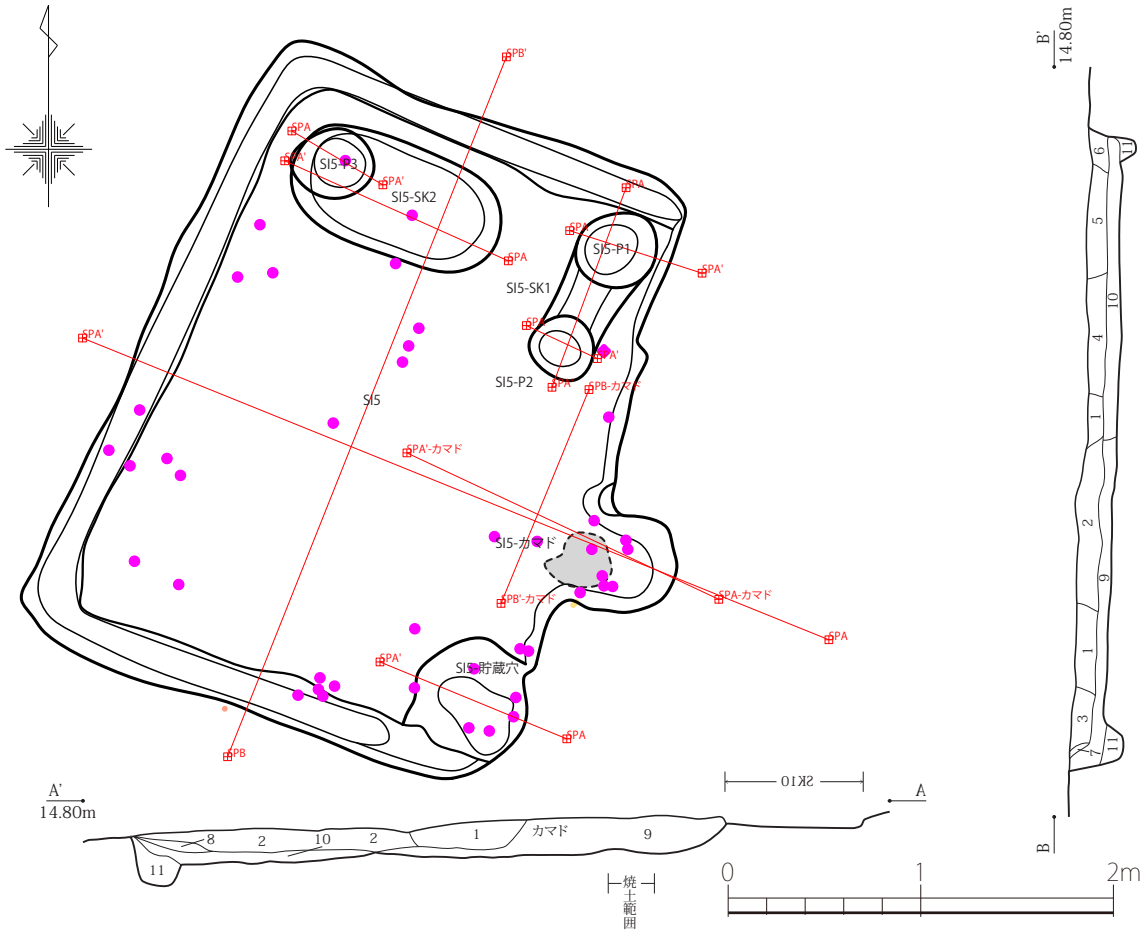

図８－２：９世紀後半に比定される住居跡 (OK_08_SI5)

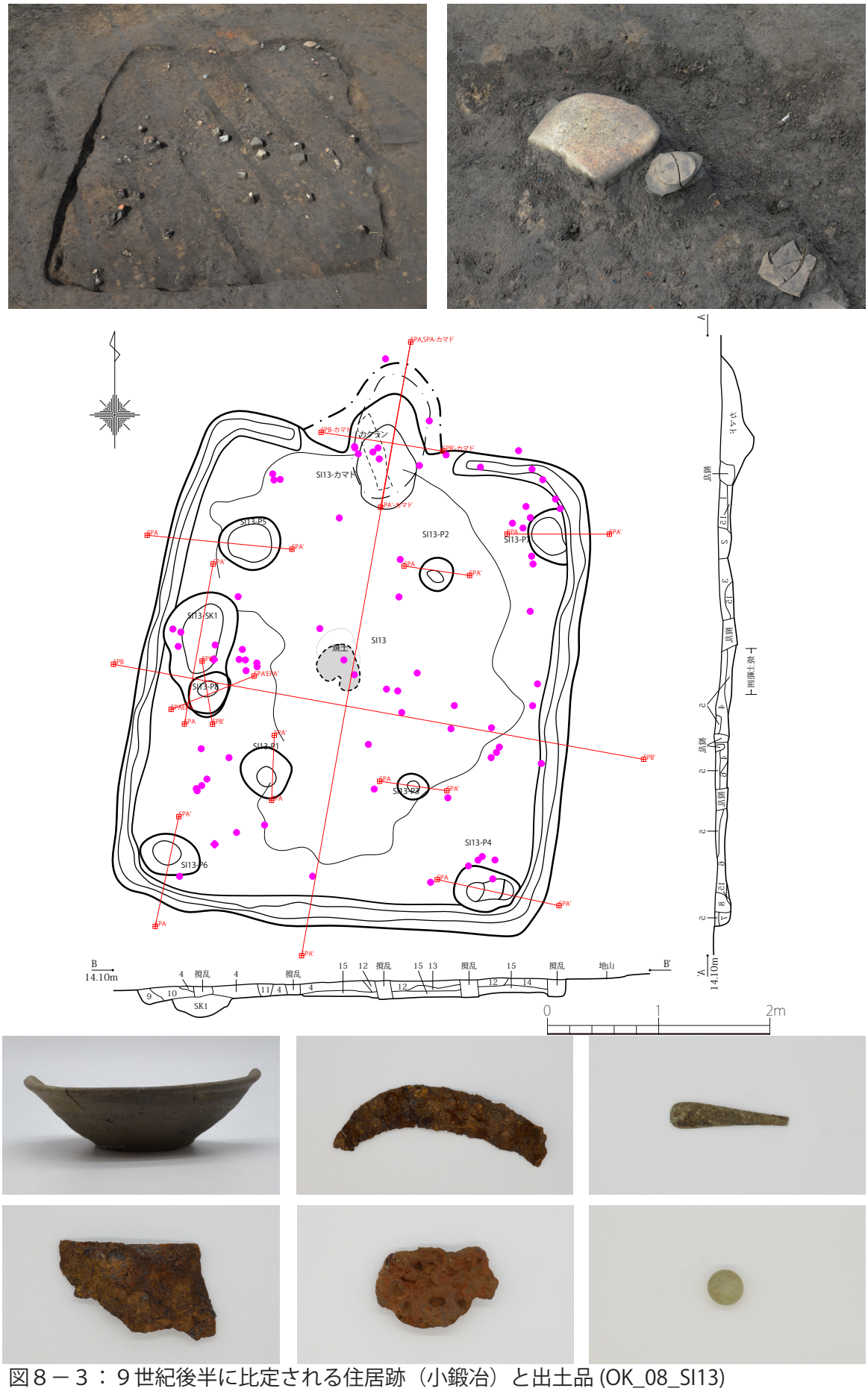

図８－３：９世紀後半に比定される住居跡（小鍛冶）と出土品 (OK_08_SI13)

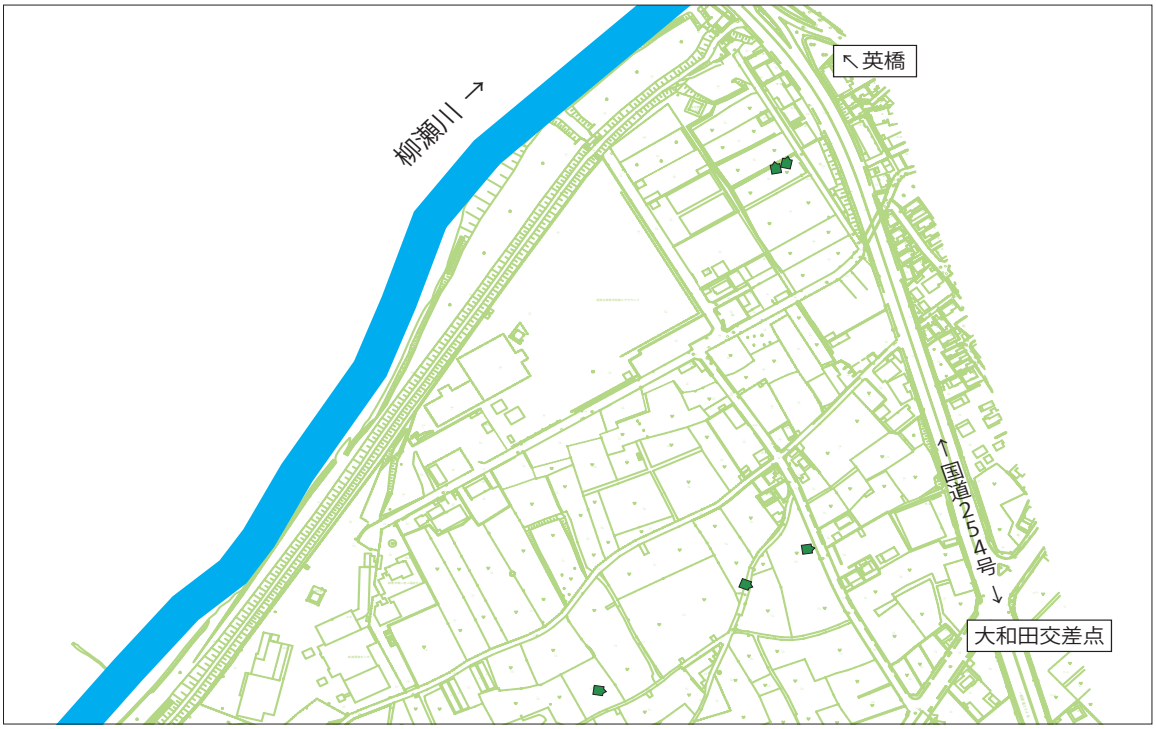

図９－１：１０世紀に比定される住居跡の分布

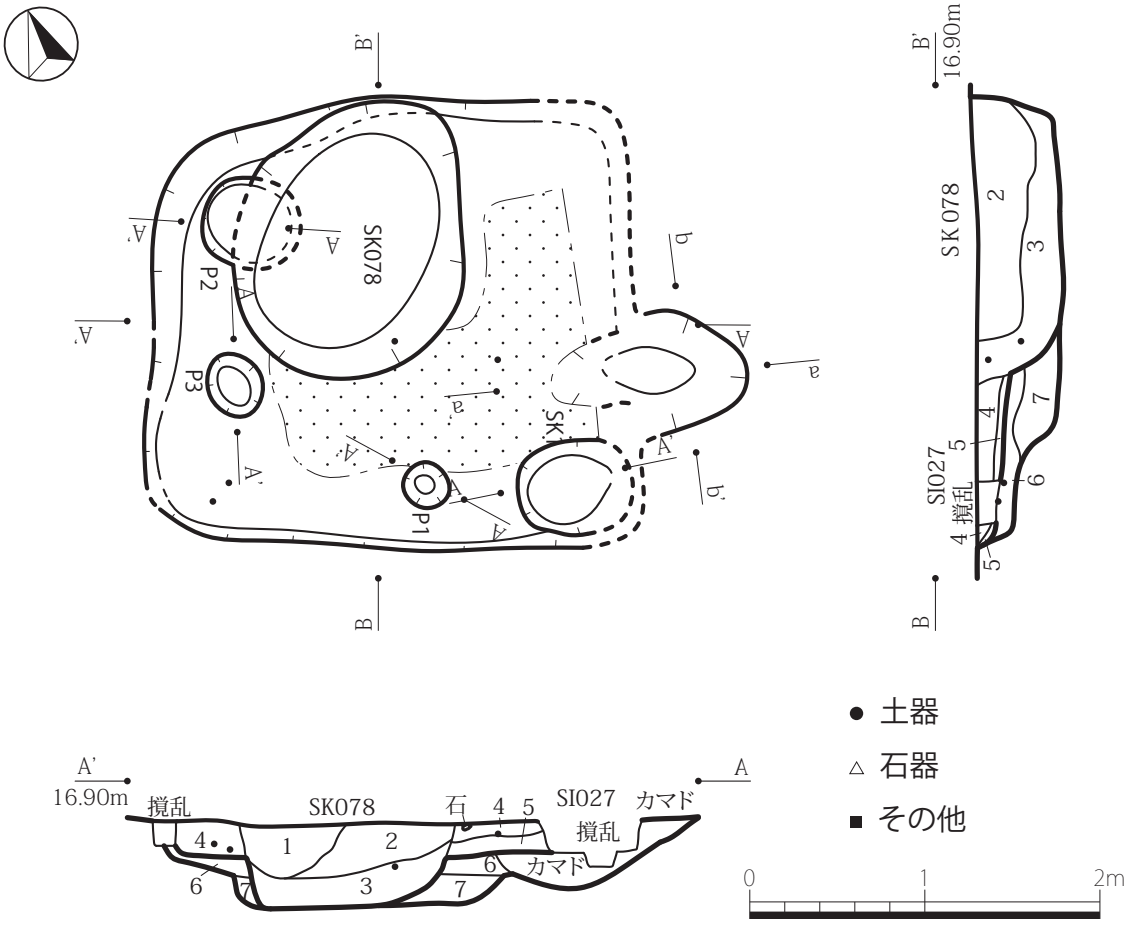

図９－２：１０世紀前半に比定される住居跡 (OK_05_SI027)

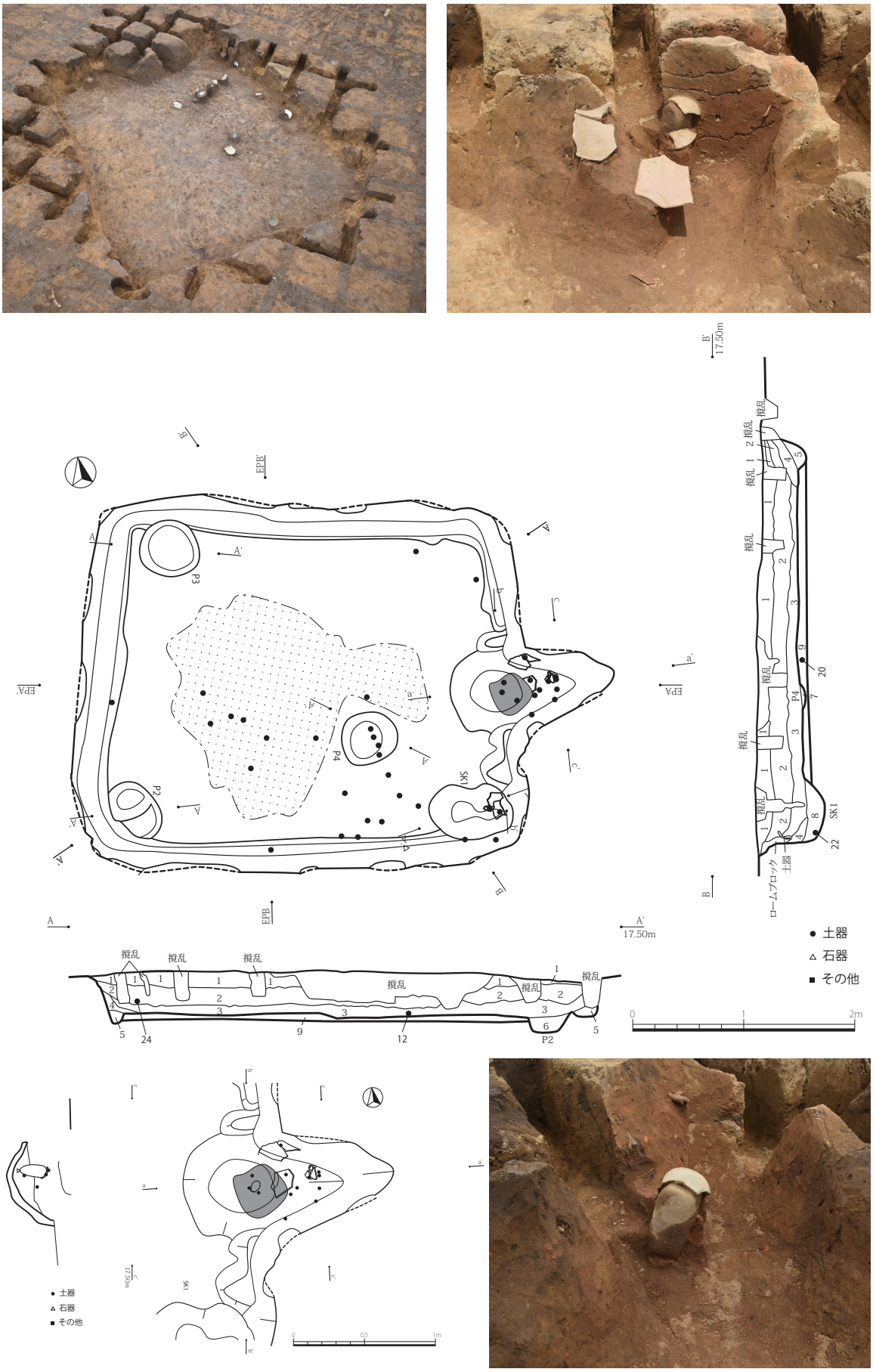

図９－３：１０世紀前半に比定される住居跡と出土品 (OK_03_SI005)

４．事例紹介：平安時代の遺構・遺物

１つ目は、大和田カミ遺跡第１０地点第１号住居跡である。平面形態は 4.00m × 3.40m 長方形で、東壁にカマドを有する。幅 30 ㎝前後の周溝が全周するが、その上 20 ㎝程で須恵器坏がまとまって出土し、南壁際では４点、北壁際では２点の坏と完形の蓋１点が並び、ほぼ正位置で検出されている。住居跡が廃棄された後、竪穴が埋没する過程で、意図的に設置したものと見てよいだろう。いずれも９世紀前半に比定され、東金子窯で生産されたものであると推定される。

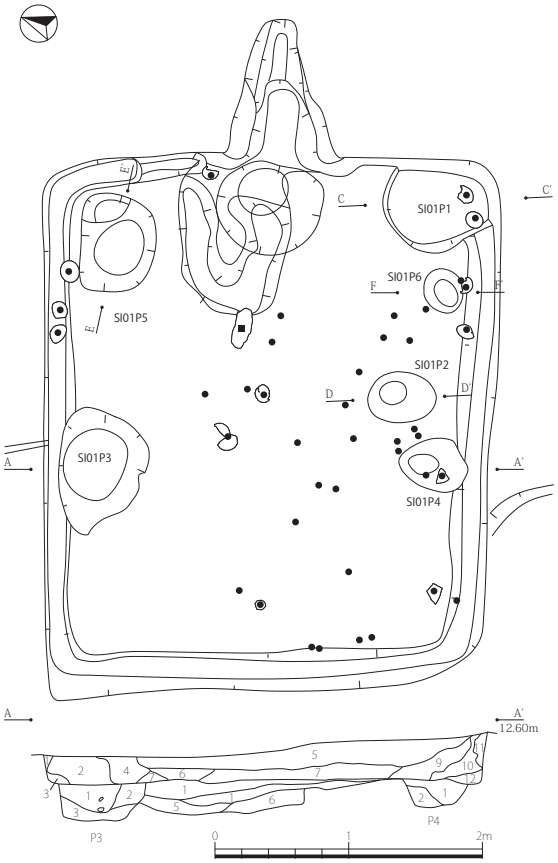

図１０：大和田カミ遺跡第１０地点第１号住居跡及び出土品（OK_10_SI01）

２つ目は、同第１０地点第３号住居跡である。平面形態は 5.38m × 4.38 mの長方形で、他の住居跡より規模がやや大きい。北側にカマドを有し、構築材として瓦片が利用されている。また、P1 では完形の丸瓦が広端を上に直立して検出されている。さらに、同一地点で３回の建替えを行っており、うち１回は覆土に砂利層が堆積していて、洪水被害の後に建て直したようである。瓦の発見自体が稀であること､場所に固執して家を建てていることから、「大和田カミ村の村長」のような人物が住んでいたのではないか、という想像が膨らむ。

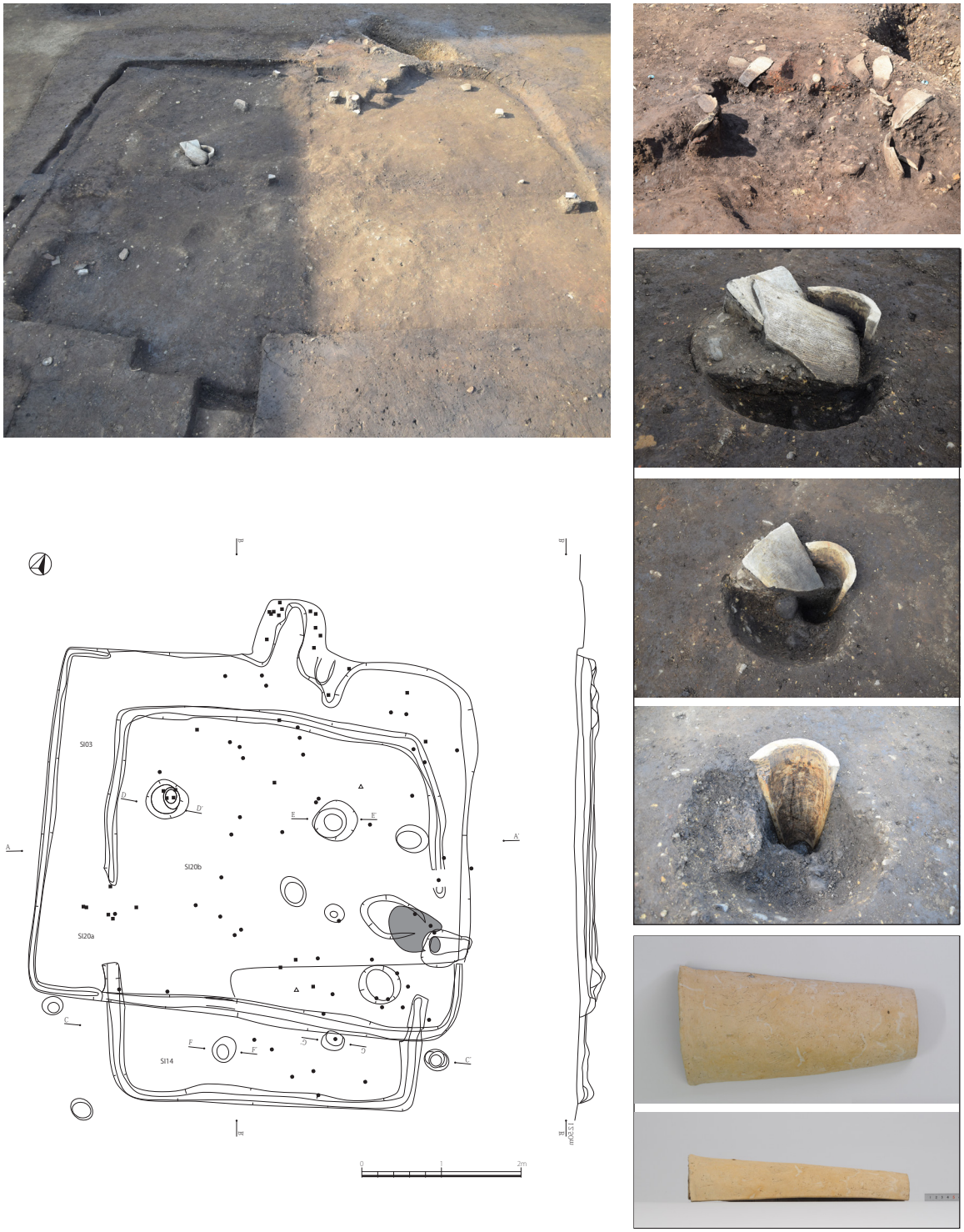

図１１：大和田カミ遺跡第１０地点第３号住居跡及び出土品（OK_10_SI03）

５．墨書土器

大和田カミ遺跡からは、現在までに１３点（１５か所）の墨書土器が発見されている。その中から、文字が判別可能な事例を以下で紹介し、「全国墨書・刻書土器、文字瓦横断検索データベース」（以下、「ＤＢ」と略す）を基に、武蔵国の範囲での出土状況との簡単な比較を行ってみる。

まず、「九」と読める須恵器の坏（図１２－１）が１点見つかっており、外底面に大きく書かれている。ＤＢによれば、「九」の文字は２３例あり、９世紀の資料が多い。他の事例を見ても、大和田カミの例ほど大きく、はっきりしたものはないように見える。

図１２－１：坏の外底面に「九」（OK_05_SI32）

次に、「禾」と読める須恵器の皿（図１２－２）が１点見つかっており、外底面の中央やや上に書かれている。ＤＢによれば、「禾」の文字は５例あり、８～１０世紀の資料がある。白色針状物質を含むため、南比企産であり、須恵器の年代は９世紀後半と推定される。

図１２－２：皿の外底面に「禾」（OK_05_SII0）

続いて、内側面に「山口」あるいは「山田」と読める須恵器の坏（図１２－３）が１点見つかっている。ＤＢによれば、「山口」は神奈川県で２例のみであり、「山田」は国府・国分寺関連遺跡を中心に２８例が見つかっている。『倭名類聚鈔』の「入間郡」の項には「山田」郷も記載されており、この資料も「山田」と読む可能性が高いと言えよう。

特徴的な事例として、外側面「廾」、内面底「又」と読める須恵器の坏（図１２－４）が１点見つかっている。ＤＢによれば、「廾」は２８例あり、下宿内山遺跡の３例も含まれる。「又」は９８例あり、うち９３例が鶴ヶ島市の一天狗遺跡に集中している。「又」は外底面

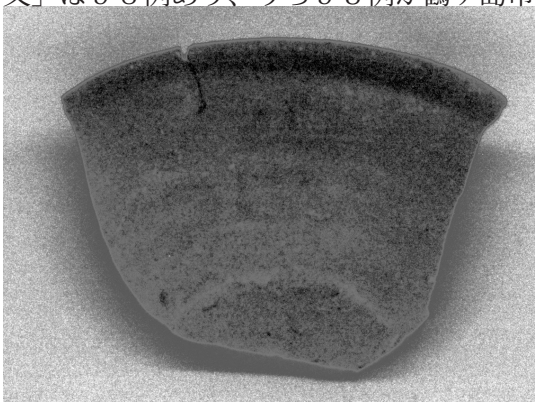

図１２－３：坏の内側面に「山田」か「山口」。右図は墨書を強調するため加筆してある。

図１２－４：坏の外側面に「廾」、内面底「又」」(OK_04_SI01)

に書かれる事例が大半を占めているが、この資料はすでに「廾」と書かれていたため、内底面に書いたのだろうか。なお、内外面に墨書を有する土器はもう１点発見されているが、文字の判別はできない。

６．予察

大和田カミ遺跡群において、奈良・平安時代の住居跡はこれまでに５０軒ほど発見されているが、８世紀に属する住居跡は２～３軒のみであり、他は９世紀前半から１０世紀初頭のものであると推定される。特に、９世紀後半に住居跡が急増していることから、他所から「開拓者」が移住してきたという印象を受ける。出土する土器は、南比企産と東金子産の須恵器であり、東金子窯産のものが優勢である。わずかに土師器や灰釉陶器も出土している。

大和田カミ遺跡群は、柳瀬川の水面との高低差がほとんどない地域に広がっており、川へのアクセスを重視しながら開拓に着手したと考えられる。また、柳瀬川を下れば新河岸川に至り、志木市・朝霞市・和光市の同時期の遺跡へと通じている。各遺跡の間で、舟を用いた河川交通や、川と自然堤防に沿った陸上交通があったと想定してもよいだろう。

遺跡からは掘立柱建物跡や鉄製鎌も少し出土しており、後世の状況も勘案すると、水田耕作が行われていたと考えられる。当時はまだ珍しい瓦を多く有する住居や、鍛冶を行ったと思われる住居もあり、独立した小集落の可能性もあるが、隣接する下宿内山遺跡との関係を明らかにしておく必要がある。

１０世紀になると、大和田カミ遺跡から住居跡はほぼ発見されていないが、鎌倉時代には大和田郷や普光明寺が文献に登場するため、大和田地区の歴史を解明する上では、両者の間を補うような資料の発見が望まれる。

謝辞

須恵器等の年代や産地につきましては、坂戸市の加藤恭朗氏と所沢市の根本靖氏に御教示を賜りました。また、本発表は、大和田カミ遺跡群の発掘調査及び整理作業に参加された方々や、大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に携わる方々の御協力があって実現しました。末筆ながら、記して感謝の意を表します。

Ⅲ部　　基調報告　新羅郡域の遺跡

「和光市の遺跡」

講師：　鈴　木　　一　郎
（和光市教育委員会）

和光市の遺跡

鈴木一郎（和光市教育委員会）

1　和光市域の地理的状況

和光市、朝霞市を含む周辺地域は古代では、新羅郡（註１）と称され、範囲としては、現和光市、朝霞市、志木市、新座市、練馬区周辺の旧橋戸村、旧小榑村の範囲と推定されている。和光市域では、新羅から転訛した新座（爾比久良）(註２）―「新倉」、シラギ―シラク―「白子」などの地名が現在も残ることから、和光市での遺跡の状況を考え、今回のシンポジウムの足掛りとなればと思い資料とした。

現在の和光市域は、県境の白子川を境に東側が東京都板橋区、南側も一部（白子１丁目）を除き白子川右岸が東京都練馬区となっている。近代までは、練馬区まで上白子村であり、江戸時代の白子一帯は、伊賀者の給地として年貢米の米蔵が練馬区大泉町にあったと言われており、大泉氷川神社には現在も伊賀者によって奉納された手水石と鳥居が残っています。

市域は、地理的には荒川低地と武蔵野台地に分かれ、遺跡の多くは荒川低地に面した台地上と台地を開析する小河川の谷の上に分布しています。市内には 43 箇所の遺跡があり、そのうち 13 遺跡で奈良・平安時代の遺構と遺物が検出されています。中でも榎堂遺跡（№11-023）は、荒川低地の自然堤防上の遺跡で、古墳時代前期の方形周溝墓のほか、平安時代の掘立柱建物跡、溝などが検出されています。その他台地上では、荒川に面した台地縁辺部に吹上遺跡（№11-013）、午王山遺跡（№11-005）、花ノ木遺跡（№11-002）などが分布し、白子川左岸の崖上には、市場峡・市場上遺跡（№11-017）、城山遺跡（№11-022）が存在しています。奈良・平安時代の遺跡分布としては、白子川左岸に於いては城山遺跡より上流部では、遺構を伴う遺跡は確認されていません。同じく市内の小支谷の奥まった遺跡でも遺構は確認されず、和光市内では、市域の南半分では、奈良・平安時代の遺跡が展開していないことが見えてきています。

2　和光市の新羅郡の時代

今回のシンポジウムⅢ部基調報告「和光市の遺跡」の資料は、和光市内の奈良・平安時代全ての住居跡の集成ではなく、奈良・平安時代の主な資料であり、大きな時期区分としてとらえられる様に展開しています。

新羅郡建郡以前として、７世紀末から８世紀初頭の遺跡では、仏ノ木遺跡（№11-036）で墓とみられる円形周溝の溝より、湖西産の須恵器壺と土師器坏が出土しています。下里遺跡（№11-0012）でも、同期の住居跡が１件検出され、湖西産の須恵器坏が出土しています。

８世紀代の遺跡では、吹上遺跡第３次調査の第 13 号、第 29 号、第 53 号、第 36 号住居跡（第 6 ～ 10 図）などが建郡直前から建郡（758 年）後にかけての時期とみられ、午王山遺跡Ｈ10 号住居跡（第 12 図）も建郡後の時期とみられ、花ノ木遺跡事業団調査区の第６号住居跡（第 15 図）も建郡後少し時期が下ったころとみられます。

９世紀前半では、吹上遺跡第３次第 15 号住居跡、花ノ木遺跡第 13 次第 38 号住居跡、花ノ木遺跡事業団調査区の第９号住居跡（第 18 図）、漆台遺跡第１号住居跡（第 25 図）などが検出され、漆台遺跡では、須恵器円面硯が出土しています。

９世紀半ばから後半では、花ノ木遺跡事業団調査区第７号住居跡（第 20 ～ 22・31 図）、峯遺

No.	遺跡名	No.	遺跡名
1	上之郷遺跡	23	榎堂遺跡
2	花ノ木遺跡	24	丸山台遺跡
3	峯前遺跡	25	水久保遺跡
4	四ツ木遺跡	26	丸山遺跡
5	午王山遺跡	27	義名山遺跡
6	上谷津遺跡	28	中丸遺跡
7	向原遺跡	29	浅川遺跡
8	松山遺跡	30	庚塚遺跡
9	小井戸遺跡	31	谷戸島遺跡
10	柿ノ木坂西遺跡	32	妙蓮寺遺跡
11	柿ノ木坂遺跡	33	向山遺跡
12	下里遺跡	34	半三池遺跡
13	吹上遺跡	35	峯遺跡
14	妙典寺遺跡	36	仏ノ木遺跡
15	吹上原遺跡	37	峯ノ脇遺跡
16	吹上貝塚遺跡	38	北原新田遺跡
17	市場峡・市場上遺跡	39	越之上遺跡
18	城山南遺跡	40	白子向山遺跡
19	白子宿上遺跡	41	越後山遺跡
20	吹上原横穴墓群	42	西越後山遺跡
21	牛房遺跡	43	漆台遺跡
22	城山遺跡		

第１図　和光市遺跡分布図

奈良・平安時代の遺跡分布図

和光市

No.	遺跡名（県遺跡番号）	所在地	検出遺構	出土遺物
2	花ノ木遺跡（11-002）	新倉2丁目	[平安]住居跡14（8世紀末3・9世紀後半4・10世紀前半7）	須恵器（坏、高台付坏、蓋、埦、皿、高台付皿、壺、長頸瓶、短頸瓶、甕、内黒高台付埦、内黒耳皿）・土師器（甕、台付甕）・灰釉陶器（長頸瓶）・土製品（土錘、土製支脚、紡錘車）・銅製品（銅製火熨斗）・鉄製品（鏃、刀子、鎌、釘、クルリ鍵、紡錘車）・石製品（砥石、量り）
3	峯前遺跡（11-003）	新倉2丁目	[平安]住居跡4（9世紀第3～4四半世期2・10世紀2）、井戸跡（9世紀後半）	須恵器（坏、高台付坏、蓋、皿、甕）・土師器（甕、台付甕）・灰釉陶器（壺、皿）・土製品（土錘、土製支脚）・鉄製品（鏃、鎌、紡錘車）
4	四ツ木遺跡（11-004）	新倉2丁目	[平安]住居跡2（9世紀後半～10世紀前半2）	須恵器（坏、蓋、埦、甕、壺）・土師器（甕、台付甕）・須恵器坏底部転用紡錘車・　須恵器甕転用研磨具・鉄製品（刀子、鎌）
5	午王山遺跡（11-005）	新倉3丁目	[奈良]住居跡2（8世紀前半2）、[平安]住居跡8（8世紀第4四半期～9世紀第1四半期1、9世紀中頃1、9世紀末～10世紀初頭3、不明3	須恵器（坏、蓋、甕）・土師器（甕、台付甕）
13	吹上遺跡（11-013）	白子3丁目	[奈良]住居跡6（8世紀第2～3四半期1・8世紀第3四半期4・8世紀3～4四半期1）、[平安]住居跡4（9世紀後半2・10世紀前半1・不明1）	須恵器（坏、蓋、埦、鉢、短頸壺、長頸瓶、甕）・土師器（坏、甕）・土製品（土製支脚）・鉄製品（刀子、釘、鎌）・青銅品（巡方）
17	市場峡・市場上遺跡（11-017）	白子3丁目	[平安]住居跡15（9世紀後半13・10世紀前半2）	須恵器（坏、高台付坏、蓋、埦、高台坏皿、長頸瓶、甕）・土師器（甕、台付甕）・須恵器坏底部転用研磨具・土製品（紡錘車）・石製品（紡錘車）・鉄製品（刀子）
22	城山遺跡（11-022）	白子3丁目	[平安]住居跡1（9世紀後半）	須恵器（坏、壺）・土師器（甕）・石製品（紡錘車）
23	榎堂遺跡（11-023）	下新倉6丁目	[平安]溝状遺構1、[奈良～平安]掘立柱建物跡1	須恵器（坏、高台付坏）
35	峯遺跡（11-035）	新倉2丁目	[平安]住居跡1（9世紀前半）	須恵器（坏、埦、甕）・土師器（甕、台付甕）・鉄製品
36	仏ノ木遺跡（11-036）	下新倉3丁目	[奈良]墓1（8世紀中頃）、[平安]住居跡4（9世紀後半3・10世紀前半1）	須恵器（坏、長頸壺）・土師器（坏、盤状坏、甕）・骨片
43	漆台遺跡（11-043）	新倉2丁目	[平安]住居跡2（9世紀第2～3四半期1・9世紀末～10世紀初頭1）	須恵器（坏、蓋、埦、円面硯）・土師器（甕）
12	下里遺跡（11-012）	下新倉4丁目	[奈良]住居跡1（8世紀前半）	須恵器（坏）・土師器（甕）・鉄製品（鎌）

第１表　和光市奈良・平安時代遺跡一覧表　（照林2006より抜粋一部改編）

跡第１号住居跡（第 26 図）、花ノ木遺跡第２次第３号住居跡（第 24 図）などあり、事業団調査区の第７号住居跡では、焼失住居ということもあり、須恵器の坏・甕のほか火熨斗、落とし鍵など特殊な遺物が出土しています。これらは、埼玉県指定文化財であり、脆弱なため今回の展示では写真資料の展示のみとなります。

９世紀末期では、花ノ木遺跡第２次第２号住居跡（第 23 図）、市場峡・市場上遺跡第８次第６号住居跡（第 29 図）、市場峡・市場上遺跡第７次第３号住居跡（第 28 図）などである。市場峡・市場上遺跡第７次第３号住居跡は、須恵器坏の底面に「吉井」と書かれた墨書土器が出土しています。

10 世紀に入る住居跡は、峰前遺跡第５号住居跡（第 27 図）があり、同住居跡からは、墨書で「加」の下に「万」が合わさった吉祥文字が書かれている須恵器坏のほか、判別できない墨書土器も出土しています。

そのほかの特殊な遺物としては、吹上遺跡第３次調査区出土の腰帯の飾り金具の巡方（第 30 図）のほか、峰前遺跡では、底面に墨書で「守」の文字が書かれている灰釉陶器皿（第 30 図）が検出されています。「守」とは、いわゆる「長官」の意味があります。前出の漆台遺跡の円面硯や花ノ木遺跡事業団調査区第７号住居跡出土の火熨斗、落とし鍵などは、新羅郡の官衙関係の貴重で重要な資料となります。

新羅郡の時代に関係する遺構は、竪穴式住居跡がほとんどで、掘立柱建物跡の検出例は、今のところ榎堂遺跡、花ノ木遺跡の２遺跡で検出されているのみです。

花ノ木遺跡では、遺構配置図（第 14 図）から見ると、事業団調査区、和光市調査区を含め８世紀代の住居跡は３軒、９世紀代の住居跡は 15 軒検出されています。そのほか、掘立柱建物跡は４棟確認されており、２間 × ３間の側柱建物跡が事業団調査区で１棟、第１２次調査区では重複して２棟、第２次調査区では、柱跡が２本のみのため規模・主軸不明の１棟が検出されています。規模がわかる３棟の主軸は揃っていないため、規則性は見られません。

３　終わりに

和光市域の７世紀末から８世紀前半では、吹上遺跡第３次調査地点（第５図）周辺で集落が見られるようになります。その後の８世に半ば以降からは、集落遺跡内の出土遺物の時期と火熨斗などの特殊遺物の出土例などの状況証拠から、花ノ木遺跡を中心とする新倉２丁目地域の舌状台地上にある峰遺跡、峰前遺跡、漆台遺跡を含む約 200×900ｍの範囲（第 13 図）が、官衙関係遺跡とも考えたこともあるが、この遺跡群の地形は、馬の背状で平坦部が少なく平面的に正倉、政庁などが計画的配置ができない地形であり、現に発掘調査でも長大な掘立柱建物跡は検出されていないことから、官衙関係の中心地には比定しえない場所である。

ただし、幡羅官衙遺跡群において、中心となる実務官衙域や正倉院域の範囲外の南に存在する下郷地区では、竪穴住居跡が多数検出され、官衙遺跡の周辺集落を成しています。新羅郡の正倉院や実務官衙域はいまだ確認されていませんが、花ノ木遺跡一帯は、幡羅官衙遺跡群の下郷地区と同様の遺跡群かもしれません。

註

（註 1）『続日本紀』（延歴 16（797）年発行）巻第二十一、「天平宝字二（758）年八月二十四日

下里遺跡

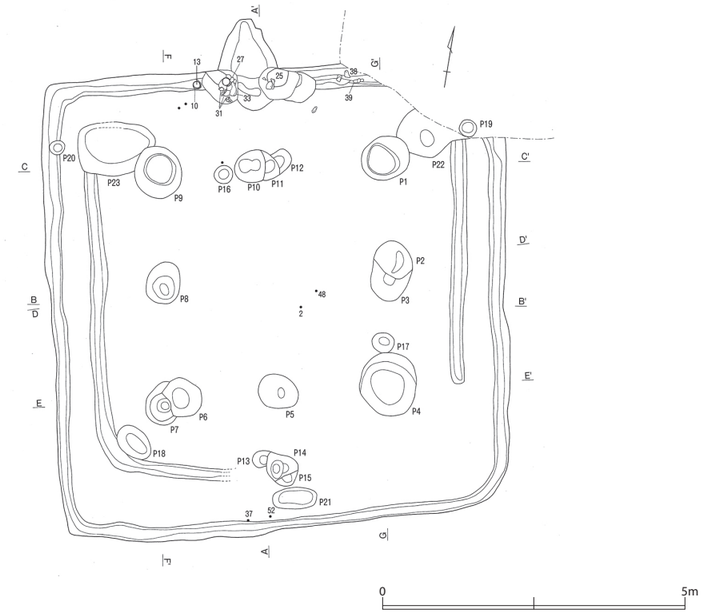

第３図　第１号住居跡平面図

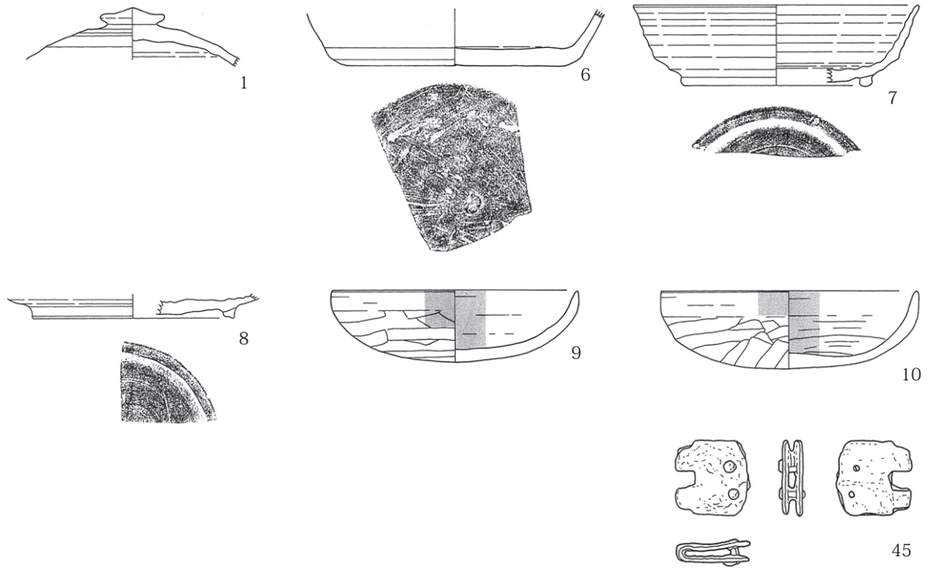

第４図　第１号住居跡出土遺物

帰化の新羅僧三十二人、尼二人、男十九人、女二十一人武蔵国の閑地に移す、これに於いて初めて新羅郡を置く」と記載されている。また、同じく「天平宝字四（760）年四月二十八日帰化の新羅人百三十一人を武蔵国に置く」と記載されている。

（註 2）『続日本紀』に新羅郡の地名が見えてから、呼称が変化し、『延喜式』（927）では「新座」と記され、『和名類聚抄』（931 ～ 937）では「新座郡」は爾 (に) 比 (ひ) 久 (く) 良 (ら) 郡 (ぐん) と読むと記載されている。現在でも新倉の地名が残る、和光市周辺が新羅郡の中心であったことが類推される。

（引用・参考文献）

宮瀧交二　2015 年 「天平寶字 2（758）年の新羅郡建郡をめぐる文献史学における研究状況と考古学的検討への期待」『あらかわ』第 16 号あらかわ考古談話会

鈴木一郎　2015 年 「和光・朝霞市域の奈良・平安時代の集落遺跡について―主に 8 世紀から 9 世紀を中心として―」『あらかわ』第 16 号　あらかわ考古談話会

照林敏郎　2006「旧新座郡内における奈良・平安時代遺跡の様相」『考古学の諸相Ⅱ』坂詰秀一先生古希記念会

根本　靖　2003 「東の上遺跡の基礎研究　Ⅴ－土器編年の予察－」『あらかわ』第 6 号　あらかわ考古談話会

鈴木一郎ほか　2003 『吹上遺跡（第 3 次）』 和光市埋蔵文化財調査報告書第 30 集　和光市遺跡調査会

照林敏郎ほか　2004『第 15 回企画展古のにひくら』朝霞市博物館

照林敏郎　2004「朝霞市における奈良・平安時代の集落について」『あらかわ』第 7 号　あらかわ考古談話会

照林敏郎　2004「朝霞市の奈良・平安時代遺跡について」『朝霞市博物館研究紀要』第 7 号　朝霞市博物館

前田秀則ほか　2010『下里遺跡（第 1 次）・市場峡・市場上遺跡（第 9 次）』和光市埋蔵文化財調査報告書第 41 集　和光市遺跡調査会

西井幸雄ほか 1994 『花ノ木・向原・柿の木坂・水久保・丸山台』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第 134 集

鈴木一郎ほか　1998「漆台遺跡」『市内遺跡発掘調査報告書 1』 和光市埋蔵文化財調査報告書第 20 集　和光市遺教育委員会

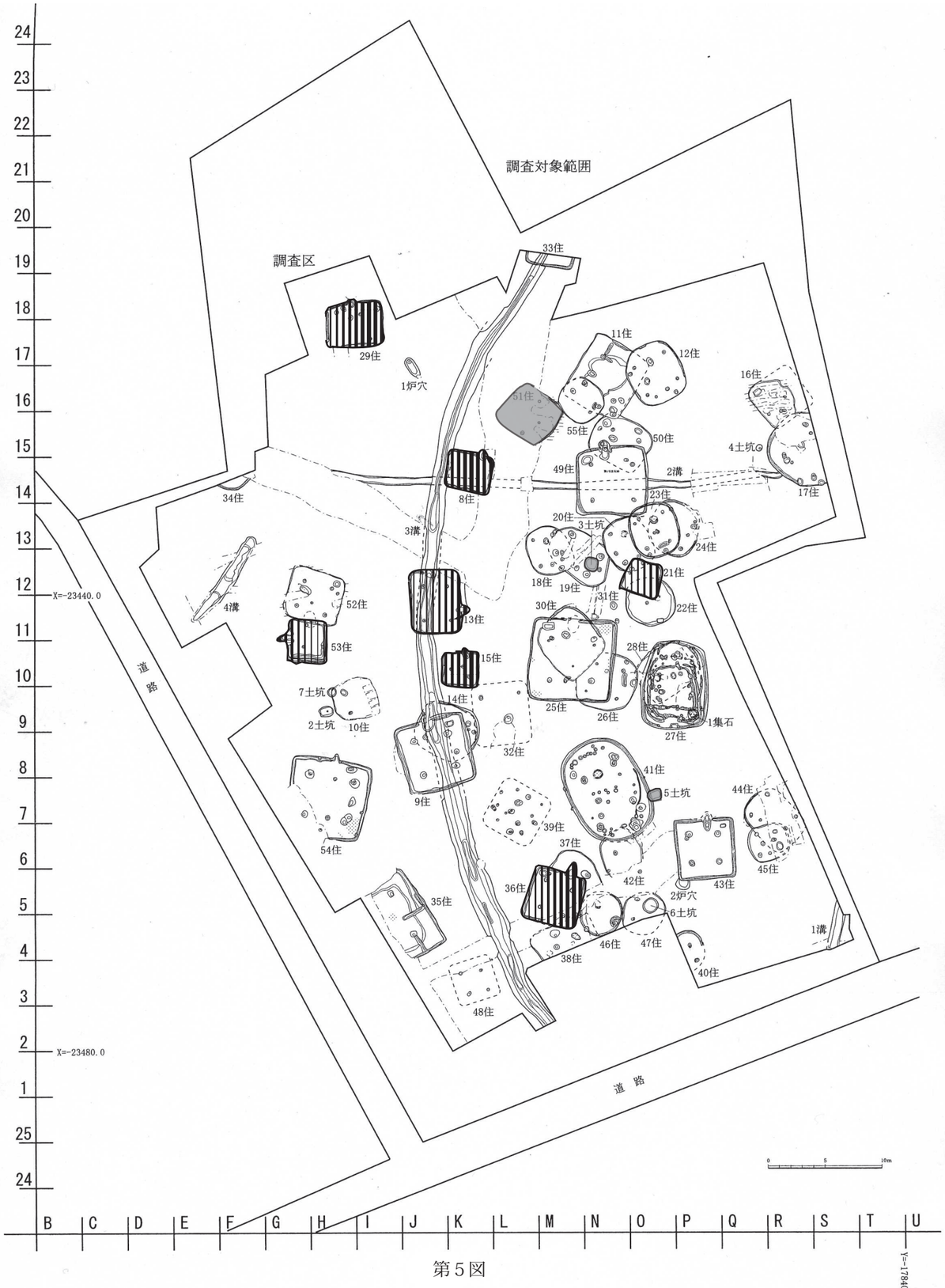

第 5 図

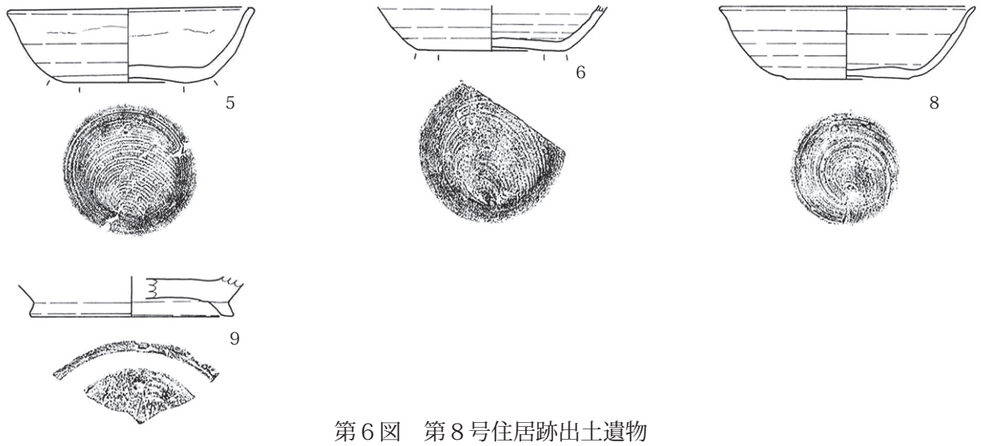

第６図　第８号住居跡出土遺物

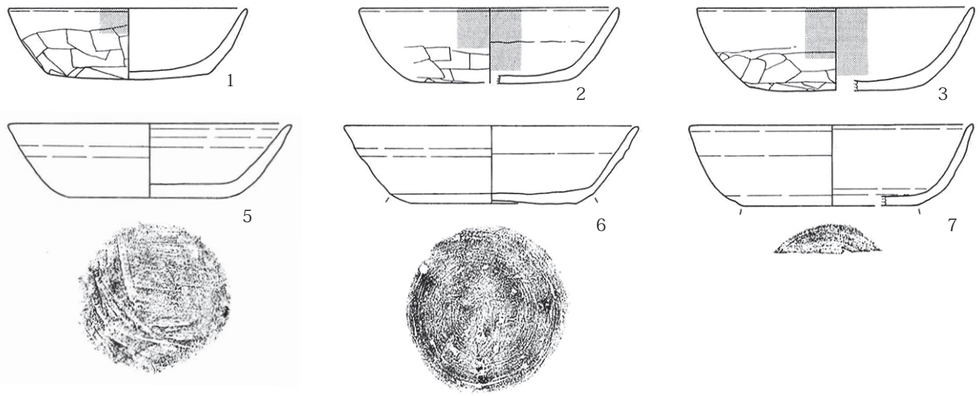

第７図　第 13 号住居跡出土遺物

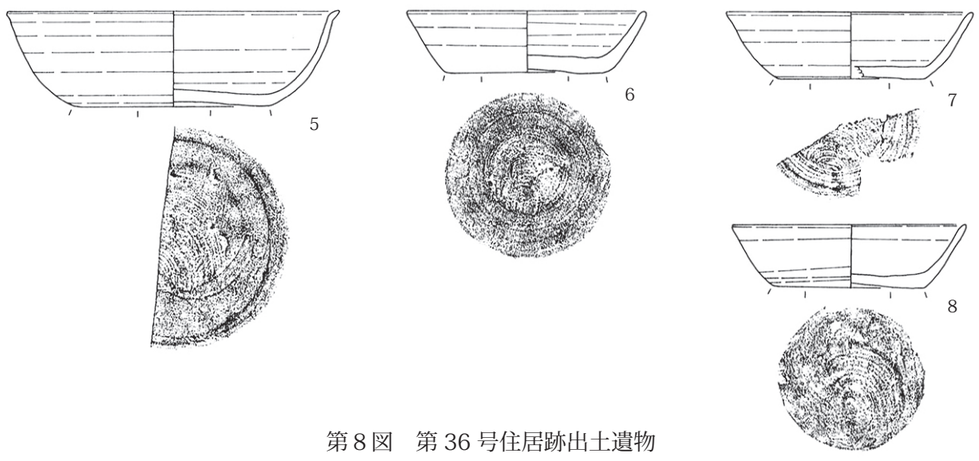

第８図　第 36 号住居跡出土遺物

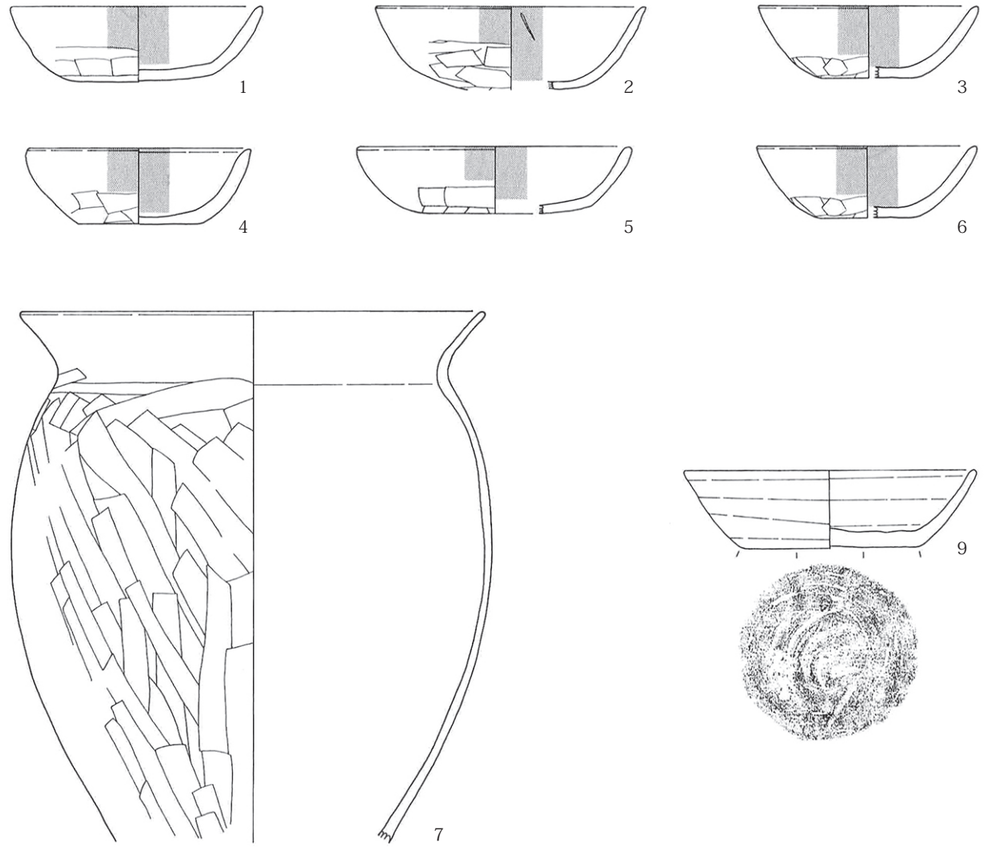

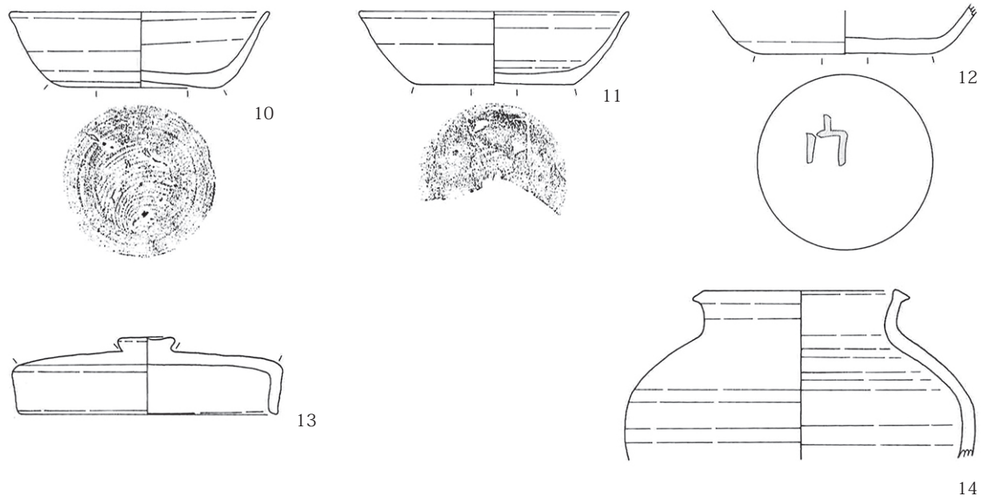

第９図　第 29 号住居跡出土遺物

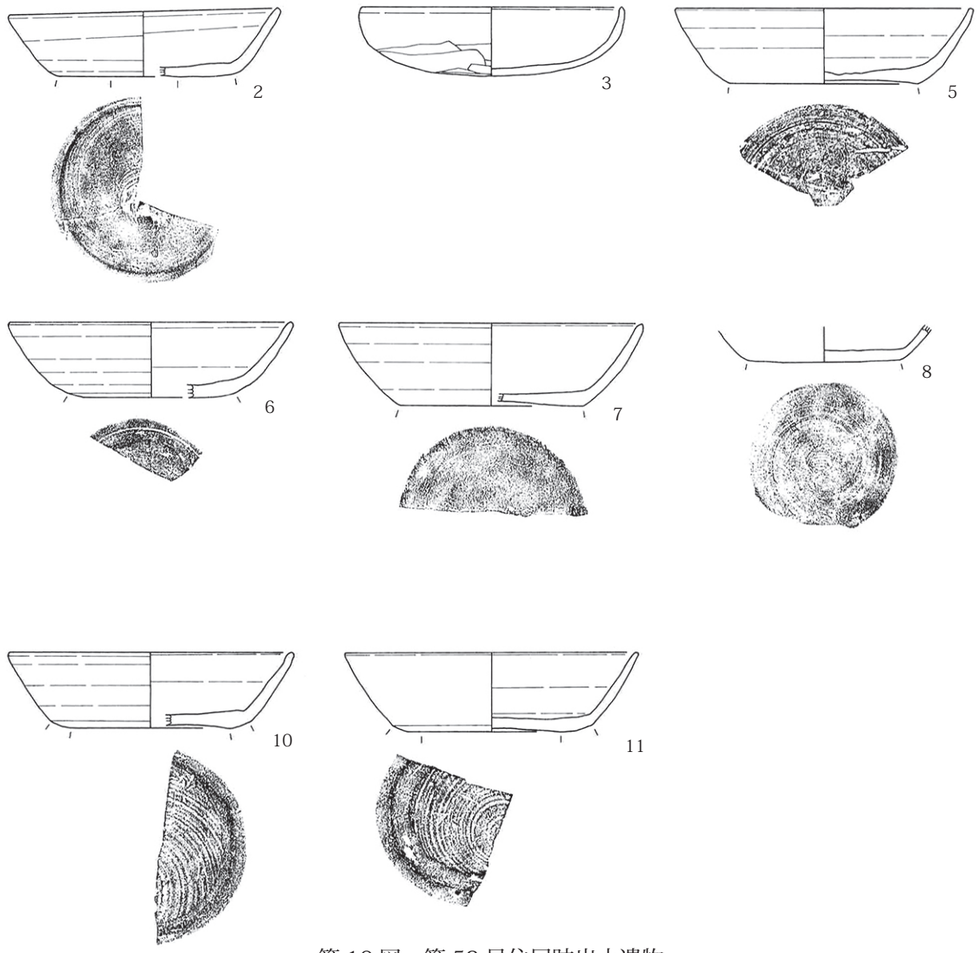

第 10 図　第 53 号住居跡出土遺物

午王山遺跡

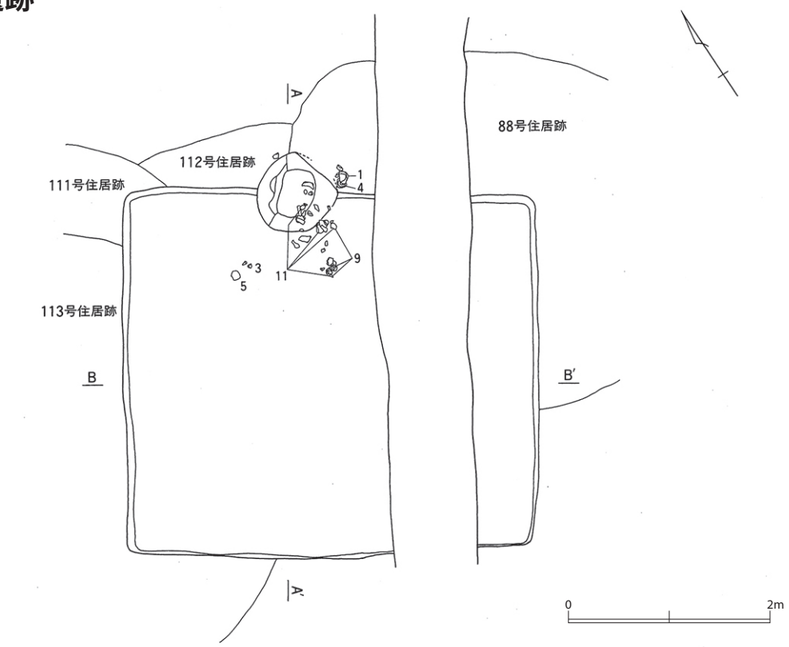

第 11 図　H10 号住居跡平面図

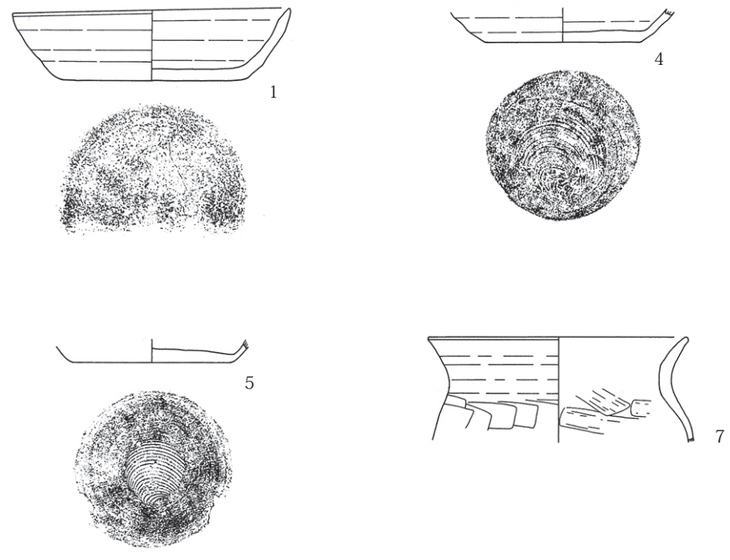

第 12 図　H10 号住居跡出土遺物

第13図

第14図　花ノ木遺跡遺構位置図

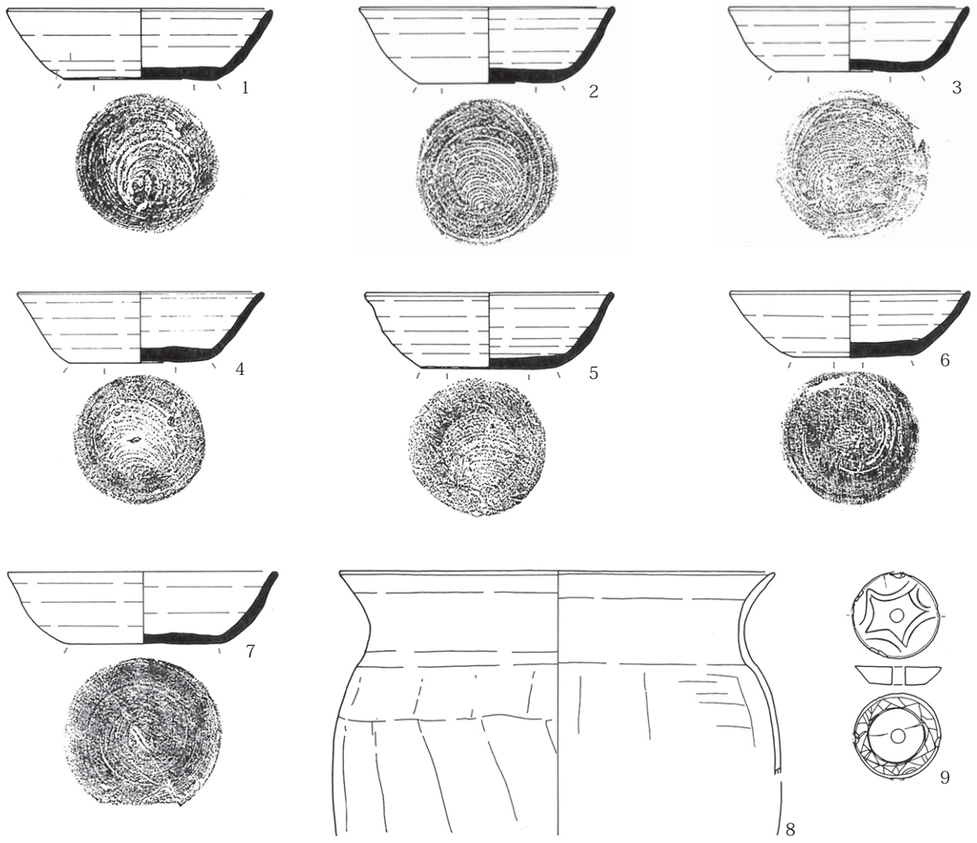

第 15 図　第 6 号住居跡出土遺物

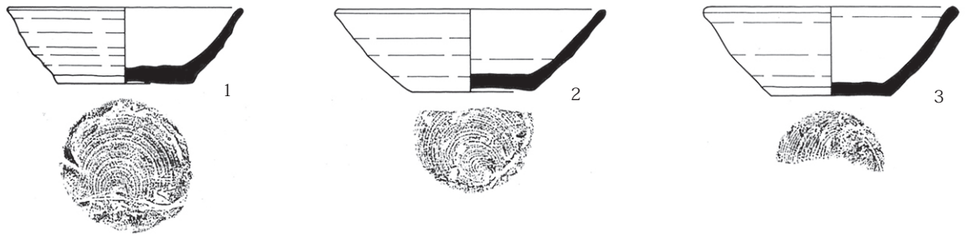

第 16 図　第 8 号住居跡出土遺物（1）

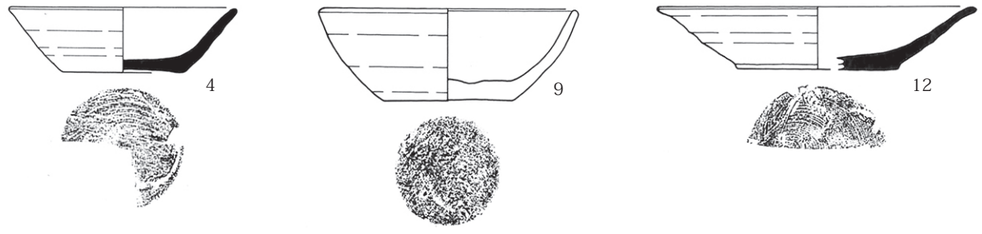

第 17 図　第 8 号住居跡出土遺物（2）

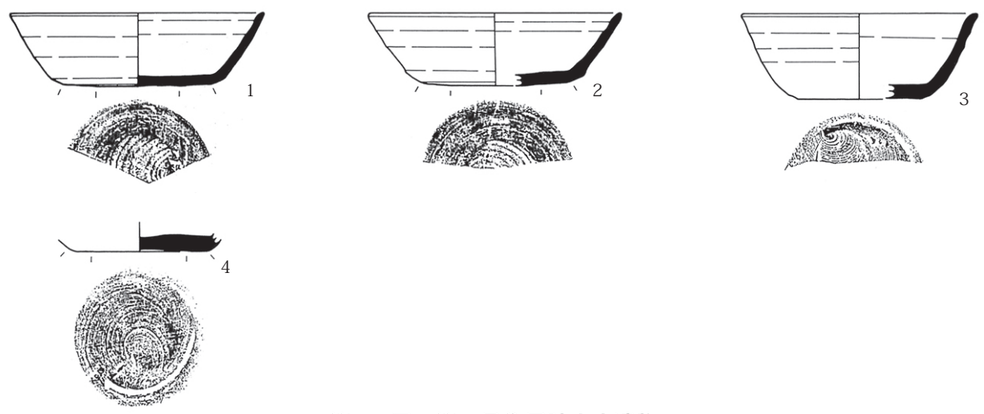

第 18 図　第 9 号住居跡出土遺物

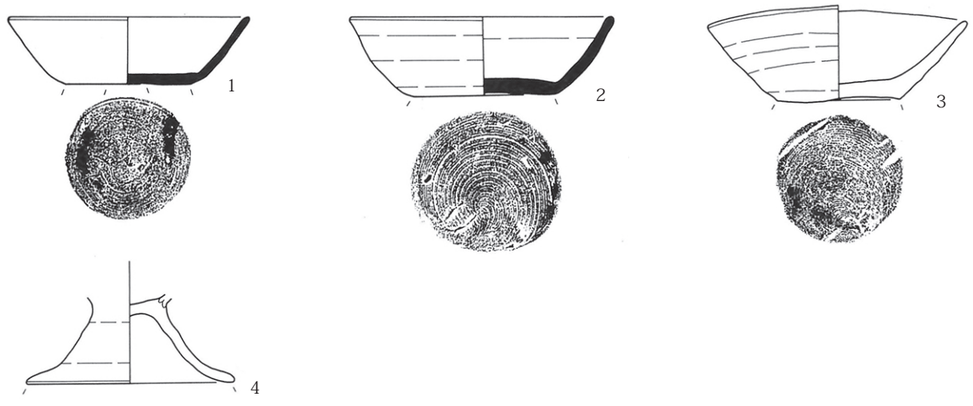

第 19 図　第 10 号住居跡出土遺物

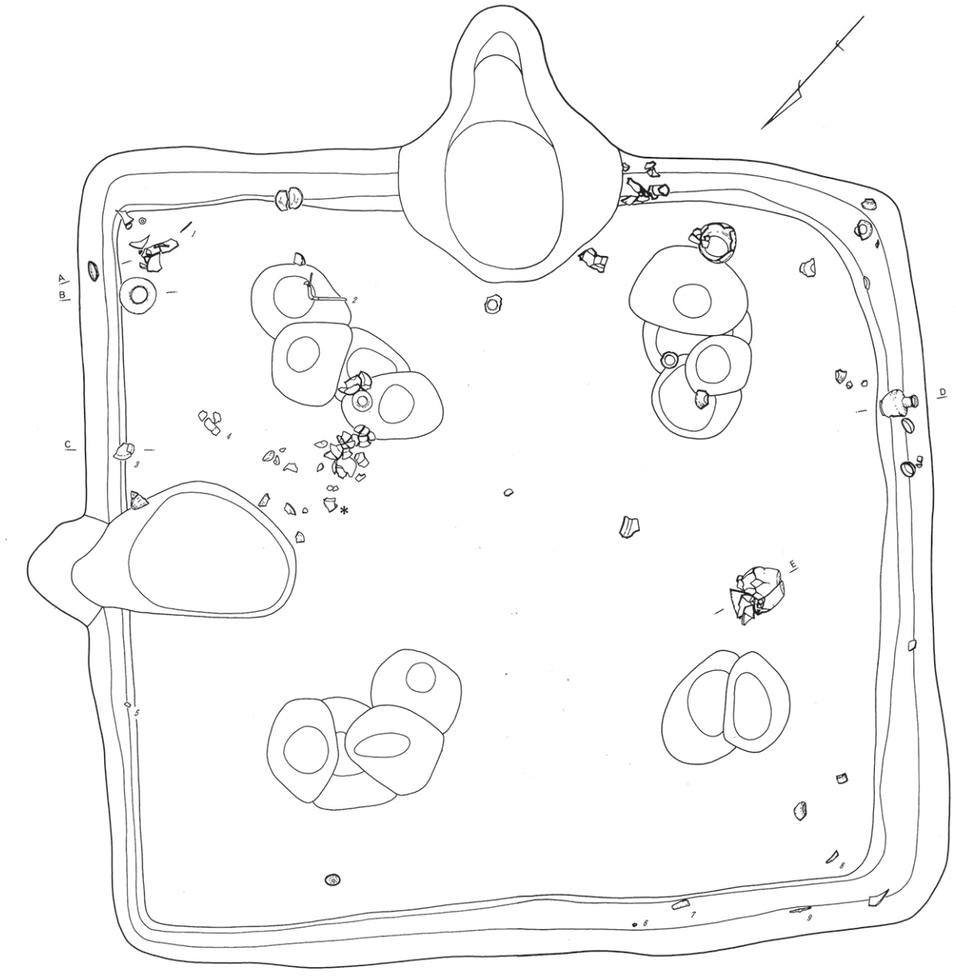

第 20 図　第 7 号住居跡平面図

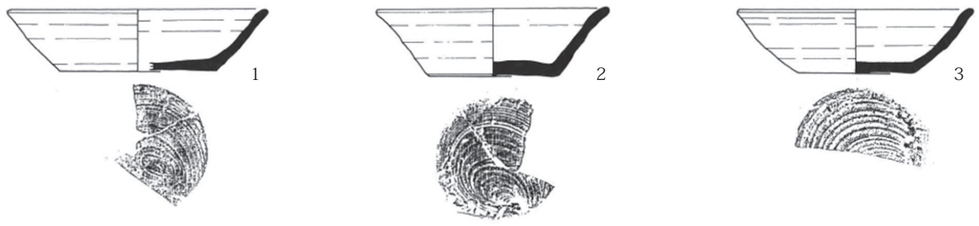

第 21 図　第 7 号住居跡出土遺物（1）

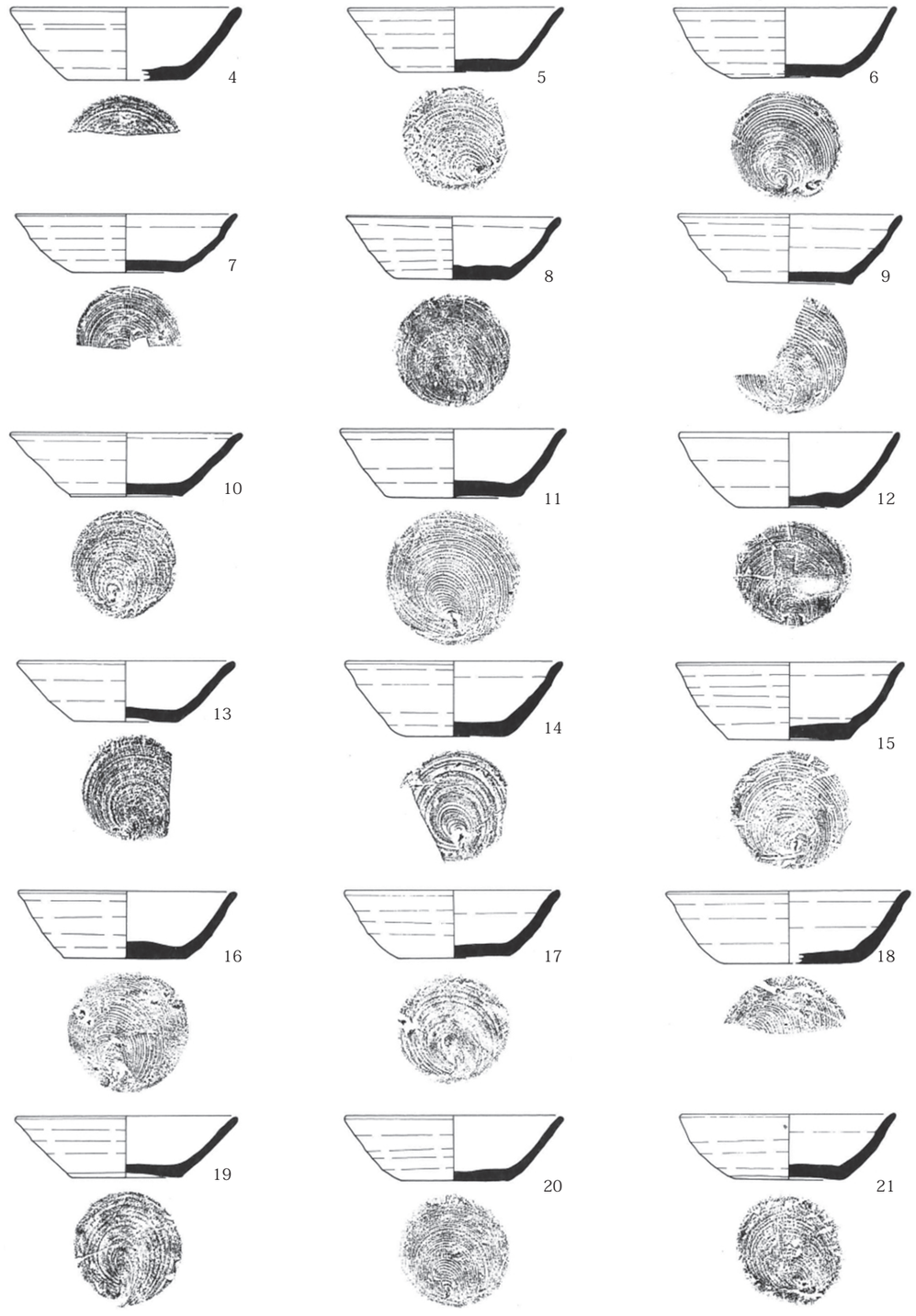

第 22 図　第 7 号住居跡出土遺物（2）

花ノ木遺跡

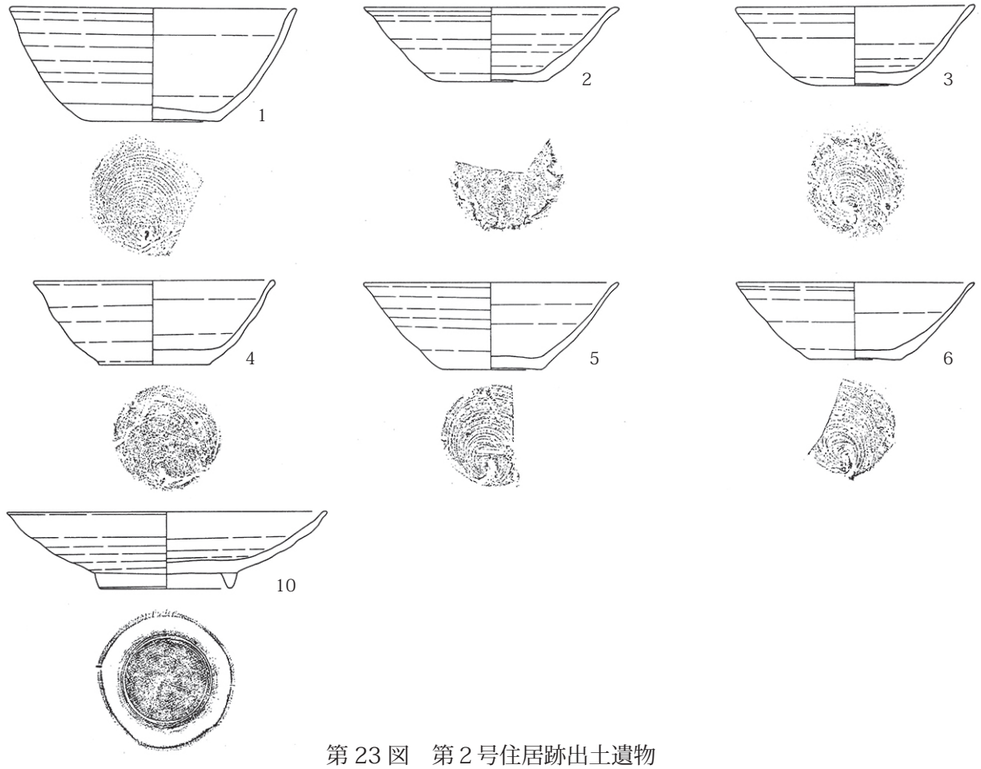

第 23 図　第 2 号住居跡出土遺物

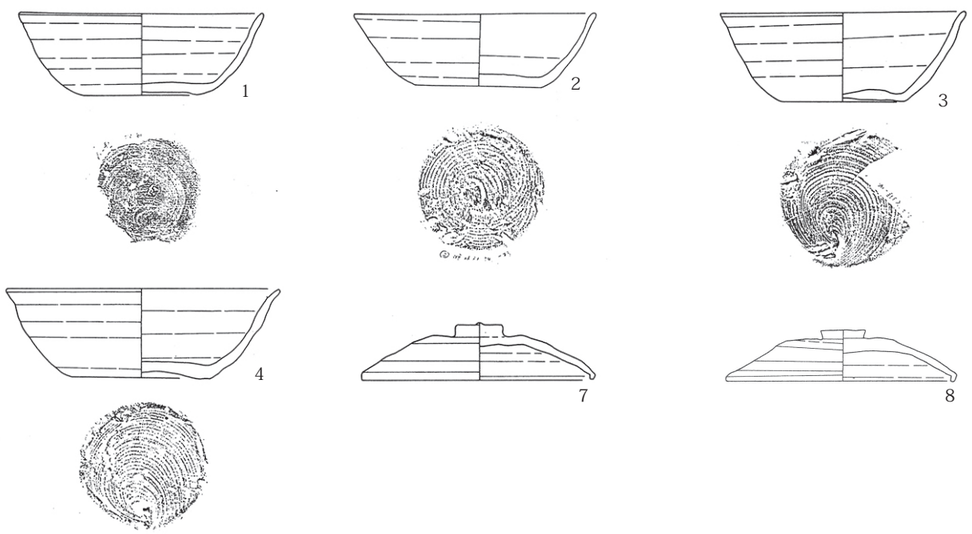

第 24 図　第 3 号住居跡出土遺物

漆台遺跡

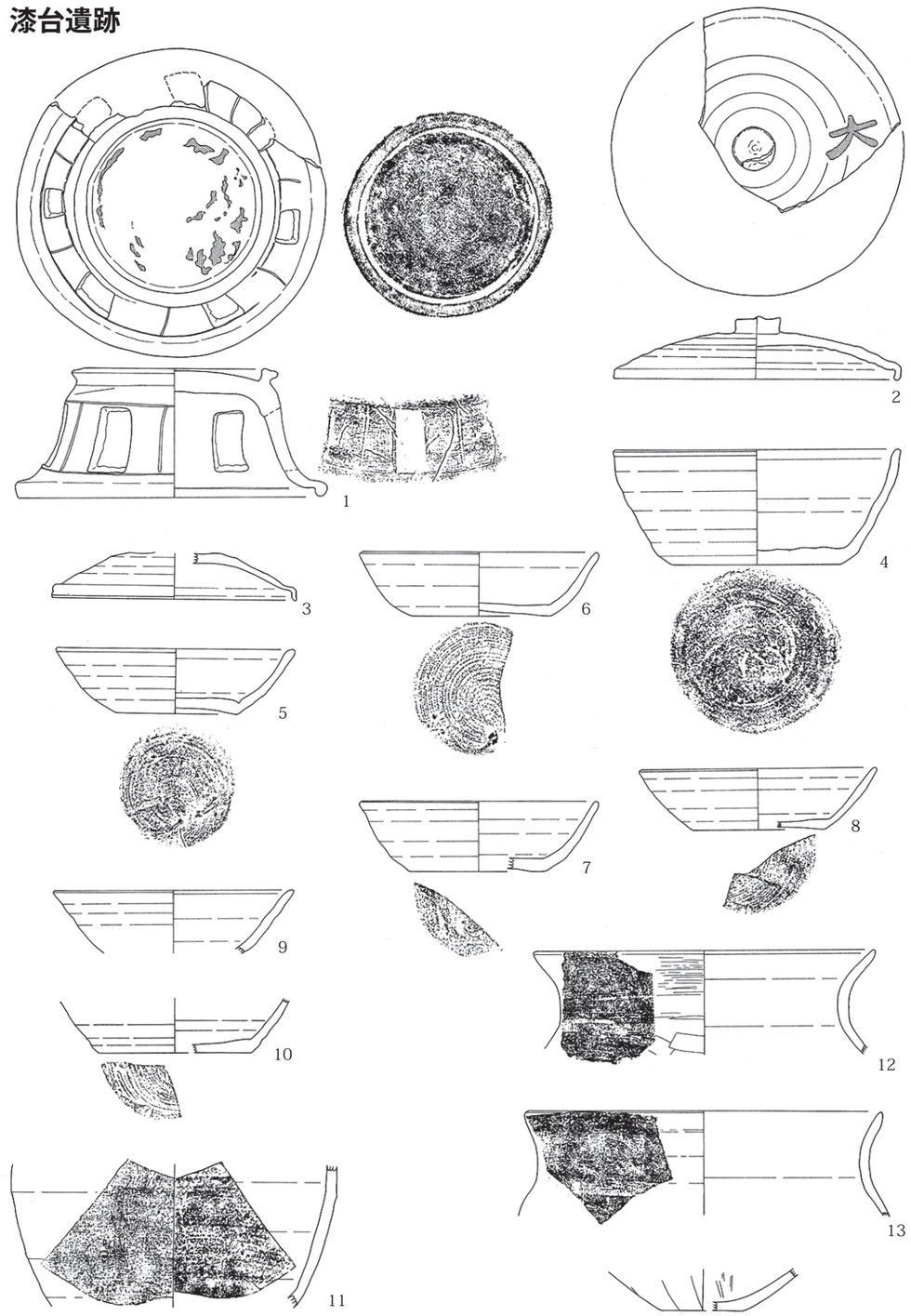

第 25 図　第 1 号住居跡出土遺物

峯遺跡

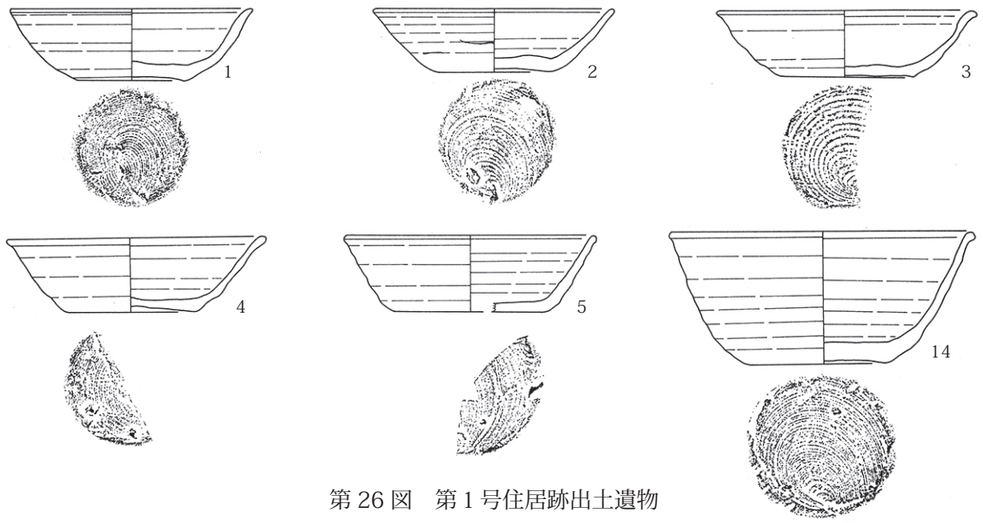

第 26 図　第 1 号住居跡出土遺物

峯前遺跡

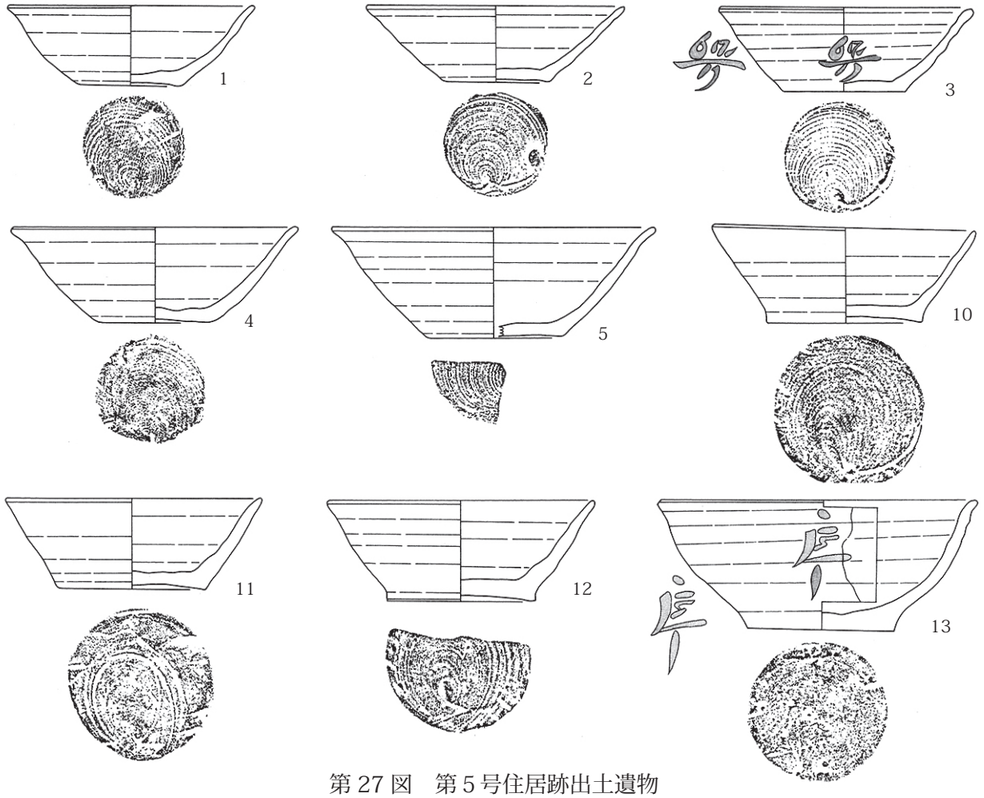

第 27 図　第 5 号住居跡出土遺物

市場峡・市場上遺跡

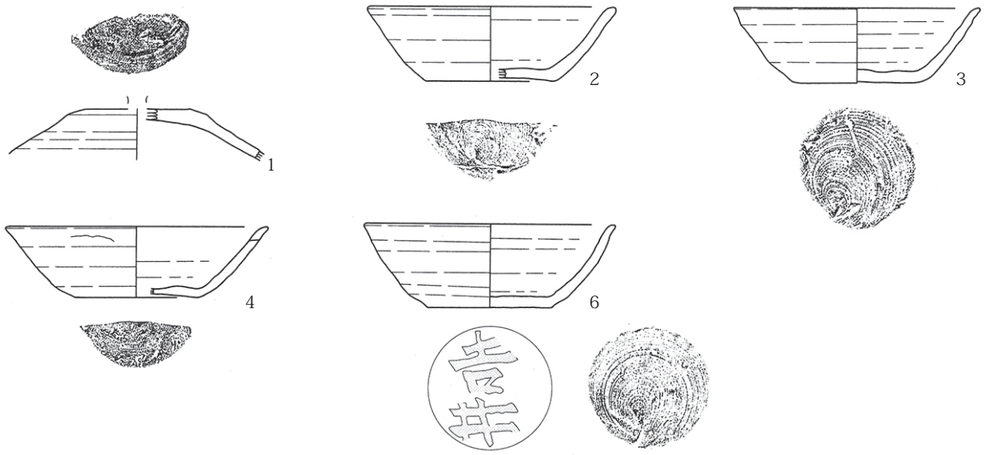

第 28 図　第 3 号住居跡出土遺物

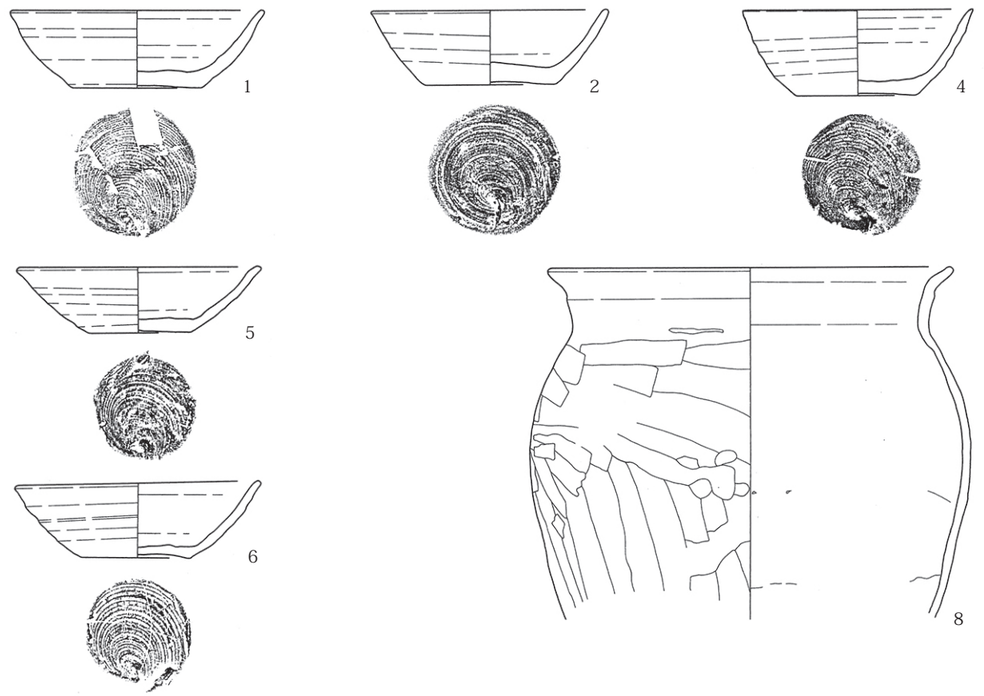

第 29 図　第 6 号住居跡出土遺物

関連遺物

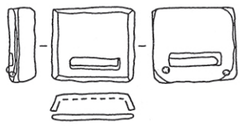

吹上遺跡

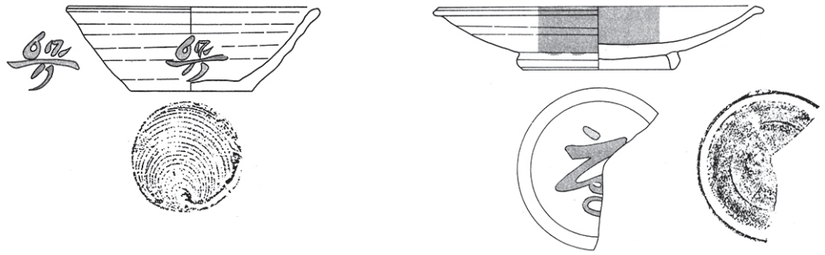

峯前遺跡

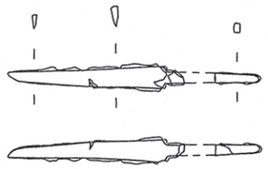

市場峡・市場上遺跡

第 30 図　関連遺物

関連遺物

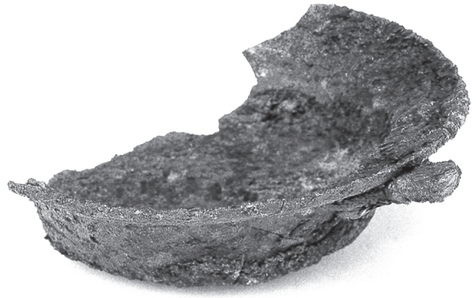

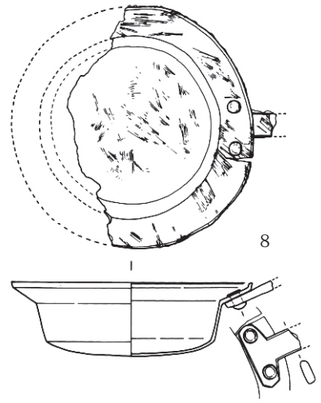

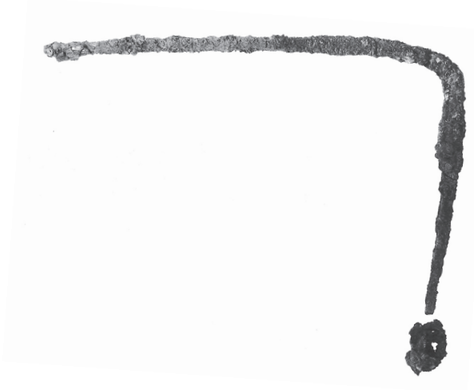

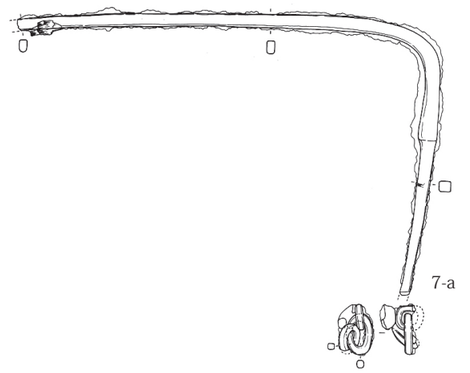

埼玉県埋蔵文化財調査事業団　花ノ木遺跡

第 31 図　関連遺物

Ⅳ部　　基調報告　新羅郡関連の状況

「中武蔵の土器様相」

－　須恵器・土師器からみた新羅郡　－

講師：　根　本　　靖

（所沢市教育委員会）

中武蔵の土器様相－須恵器・土師器から見た新羅郡－

はじめに

中武蔵の呼称は、武蔵国の中央部で、凡そ入間郡の範囲と考えている。古代入間郡は武蔵国のほぼ中央に位置し、南には国府所在郡である多摩郡、北には、比企郡、南東を豊島郡、東は現荒川（旧入間川）を挟んで足立郡、西は秩父郡に接している。当初のおおよその範囲は、北は越辺川の流域、東は現荒川（旧入間川）、南は柳瀬川を含む狭山丘陵周辺から東の白子川流域と思われ、西は関東山地を境界としていたと考えられる。後に、入間郡を分けて霊亀二年（716）には高麗郡が建郡され、天平宝字二年（758）には新羅郡が建郡されている。

地形的には、西には関東山地の裾野に丘陵が伸びている。丘陵は北から毛呂山・高麗・加治丘陵が、最南端には独立丘陵の狭山丘陵が存在する。丘陵部から東は台地となり、山地や丘陵から派生する河川が台地を縫うように東流し、荒川水系へと合流する。郡域内の台地は入間川を境として大きく南北に分けられ、北側が入間台地（毛呂台地・坂戸台地）、南側が武蔵野台地北半にあたる。

本発表で、報告者に与えられた問題は、須恵器や土師器といった当時の土器から、新羅郡を語ることができないかという問いである。志木市・朝霞市・和光市・新座市（以下「新羅郡域」という）においての遺跡から出土した土器において検証してみたい。

なお、須恵器の年代は、南比企窯の鳩山窯跡群の編年を援用して構築された「古代の入間を考える会」の編年を使用するので、期の頭にＨと付くのは鳩山窯の意味である（註１）。

１．須恵器の様相

中武蔵における８・９世紀における須恵器の様相は、武蔵国中南部から相模国に至るまで広範囲に流通する南比企窯跡群（以下「南比企窯」という）と東金子窯跡群（以下「東金子窯」という）により、須恵器卓越地域と呼ばれるほどで、8 世紀中葉以降は、食膳具の 90％以上を須恵器という状況を作り出した。7 世紀後半から操業を始めた南比企窯は、８世紀前半に本格操業を迎える。東金子窯においても、８世紀前半には操業を開始していたことがわかっている。８世紀から９世紀にかけて両窯跡群は操業を継続する。

さて、新羅郡域においても、南比企窯・東金子窯の製品が主体をなすことは、入間郡内のほかの地域とほぼ変わらないであろう。時期を追って概観してみたい。

８世紀初頭では、南比企窯と東金子窯が本格的な操業前ということもあり、和光市下里遺跡第１号住居跡では、静岡県湖西窯跡の製品と、北武蔵の末野窯跡群の製品が出土している。

第１図の１、２は湖西窯の高台坏、器形は底部がやや高台より出る出っ尻気味の器形である。３、４は蓋、擬宝珠とやや扁平のつまみがつく。５は末野窯産の坏。ただ、食膳具の大半は土師器であり、須恵器は客体的だが、広域流通窯の湖西産と末野産のセット関係は、入間郡家の霞ヶ関遺跡や東山道武蔵路の駅家とされる東の上遺跡でもみられる。ただ、この時期の住居跡がこの１軒のみなのか、集落として成り立たないことが疑問である。

ＨⅠ期は霊亀二年（716）には高麗郡の建郡が含まれるが、新羅郡域には住居跡からの出土はない。

ＨⅡ期では、柳瀬川の右岸台地上に位置する志木市西原大塚遺跡で、南比企窯と東金子窯

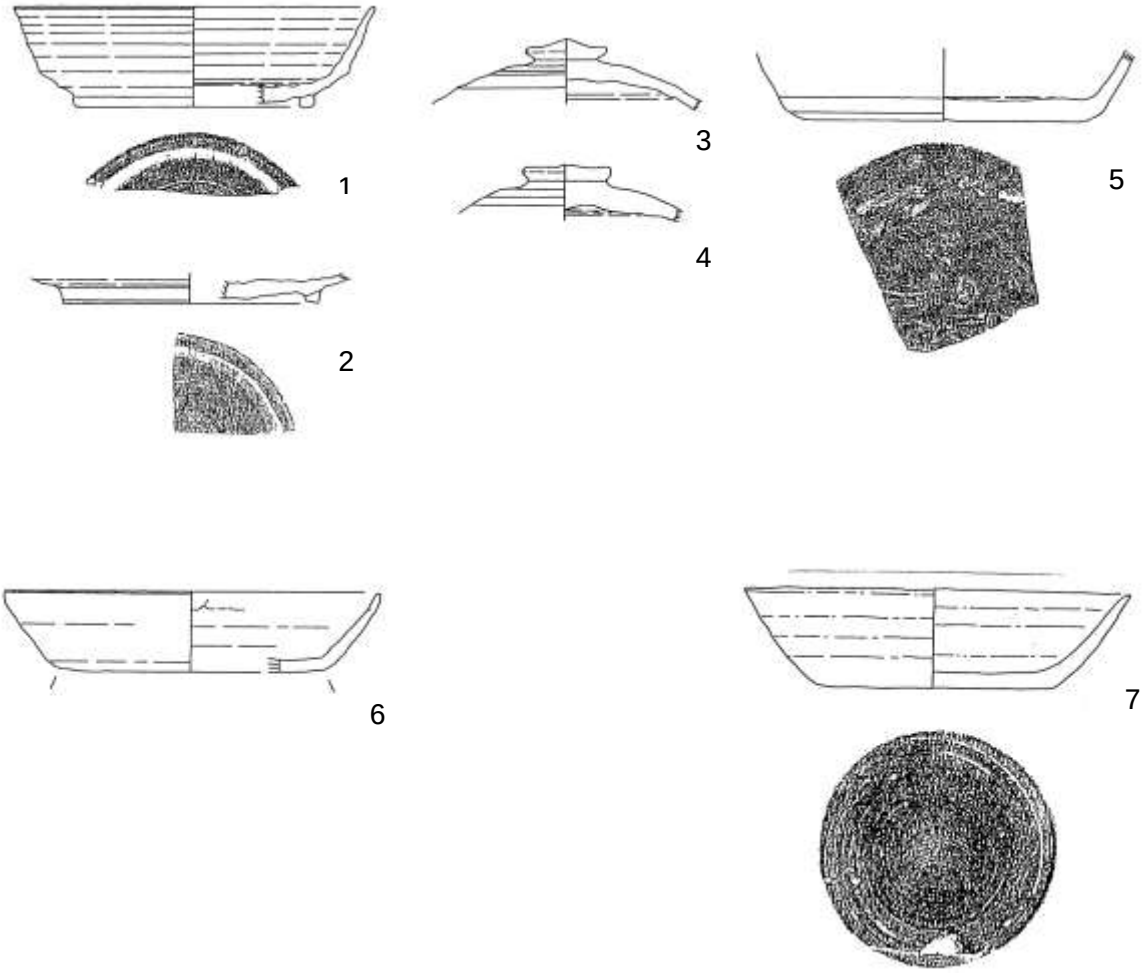

第 1 図　新羅郡域の須恵器

の製品が 1 点ずつ出土している。第 1 図の 6 は、154 次 19 号住居跡出土で南比企窯。7 は、67 次 19 号住居跡出土の東金子窯である。

HⅢ期は、新羅郡の建郡（758 年）をふくむ時期で、入間郡内でも入間川の左岸台地や高麗郡域など集落が増加する。新羅郡域でも、志木市で西原大塚遺跡と城山遺跡で、和光市でも吹上遺跡や午王山遺跡で竪穴建物が検出されているが集落を構成する要素は認められない。

HⅣ・Ⅴ期は、8 世紀後半から末葉にかけてで、新羅郡域では、遺跡数が増加する。志木市では中野、田子山遺跡、朝霞市では泉水山・富士谷、南割・西久保、宮台・宮原、中道・中道下遺跡、和光市では吹上、花ノ木遺跡がある。

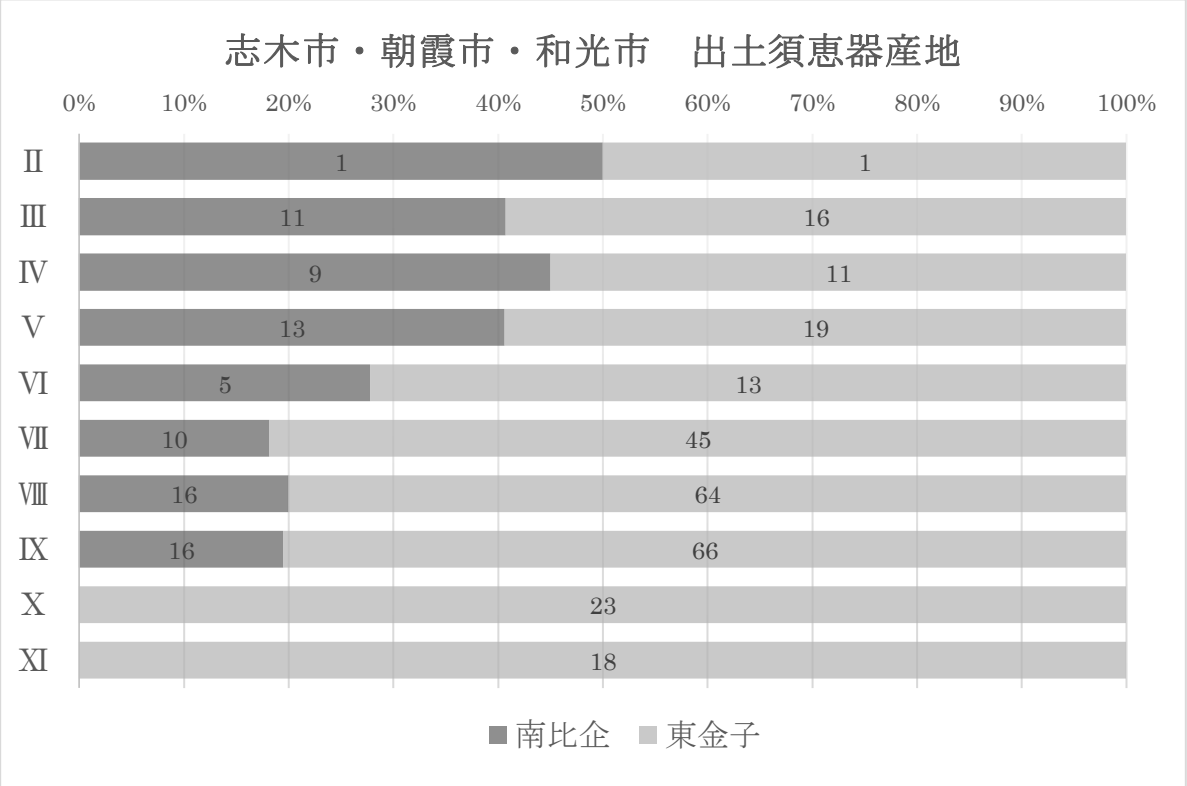

9 世紀に入ると、当初はやや遺跡数が減少するが、中葉から後半、HⅦ期以降は、複数の遺跡で竪穴建物が複数調査されたり、数軒で集落を構成するなど遺跡数が増加する。中でも和光市の漆台遺跡では、HⅥ期後半の東金子窯産である円面硯、「大」の墨書がある蓋が出土している。産地別にみると、グラフに現れるように、南比企窯が減少し、東金子窯が大半を占める。この現象は、入間郡の南部、東部の状況と同じである。最終的な須恵器の終末は HⅪ期である。

２．土師器の様相

（１）北武蔵型土師器坏形土器（第２図）

入間郡内では８世紀中葉には存在しなくなるが、新羅郡域では８世紀後半まで残るようである。第２図の１～3は、和光市吹上遺跡第３次第53号住居跡出土資料で、1が北武蔵型土師器坏、２は南比企窯のＨⅡ期の坏、３は東金子窯のＨⅢ期初頭の坏で、年代は740年頃である。4～6は、志木市中野遺跡第91地点72号住居跡出土資料で、4が北武蔵型土師器坏、5は南比企窯、６が東金子窯で、ＨⅤ期に相当し、790～810年ごろ。しかし、中心的な食膳具は須恵器となっているようで、北武蔵型土師器坏は客体的である。

（２）在地産土師器坏形土器

第２図７～10は、朝霞市南割・西久保遺跡の土師器坏形土器であるが、これらの土器は周辺では、清瀬市下宿内山遺跡でしか出土が確認できない土師器である。ロクロ整形で、下半部を削るものと削らないものに分けられ､底部は手持ちヘラ削りである｡10が口径12.8㎝、内底径8.4㎝を測る。11～13は東金子窯の製品で、11は口径12.5㎝、内底径8.3㎝、12は、口径11.8㎝、内底径7.4㎝、13は口径12.8㎝、内底径7.9㎝で､「長」の墨書がある。11と13がＨⅣ期、12はＨⅤ期か。10と11や13は、ほぼ同法量となるので、土師器坏の年代はＨⅣ期に比定される。田代雄介は、古墳時代から続く在地土師器坏の系譜に須恵器の技法を用いたものと述べられている（註２）。しかし、あきらかに須恵器を模倣した在地生産の坏であり、分布が広範囲に広がらないことを考えると、特定の集団が自分たちのためだけに製作した土師器坏と考えざるを得ない。どのような集団なのか不明である。

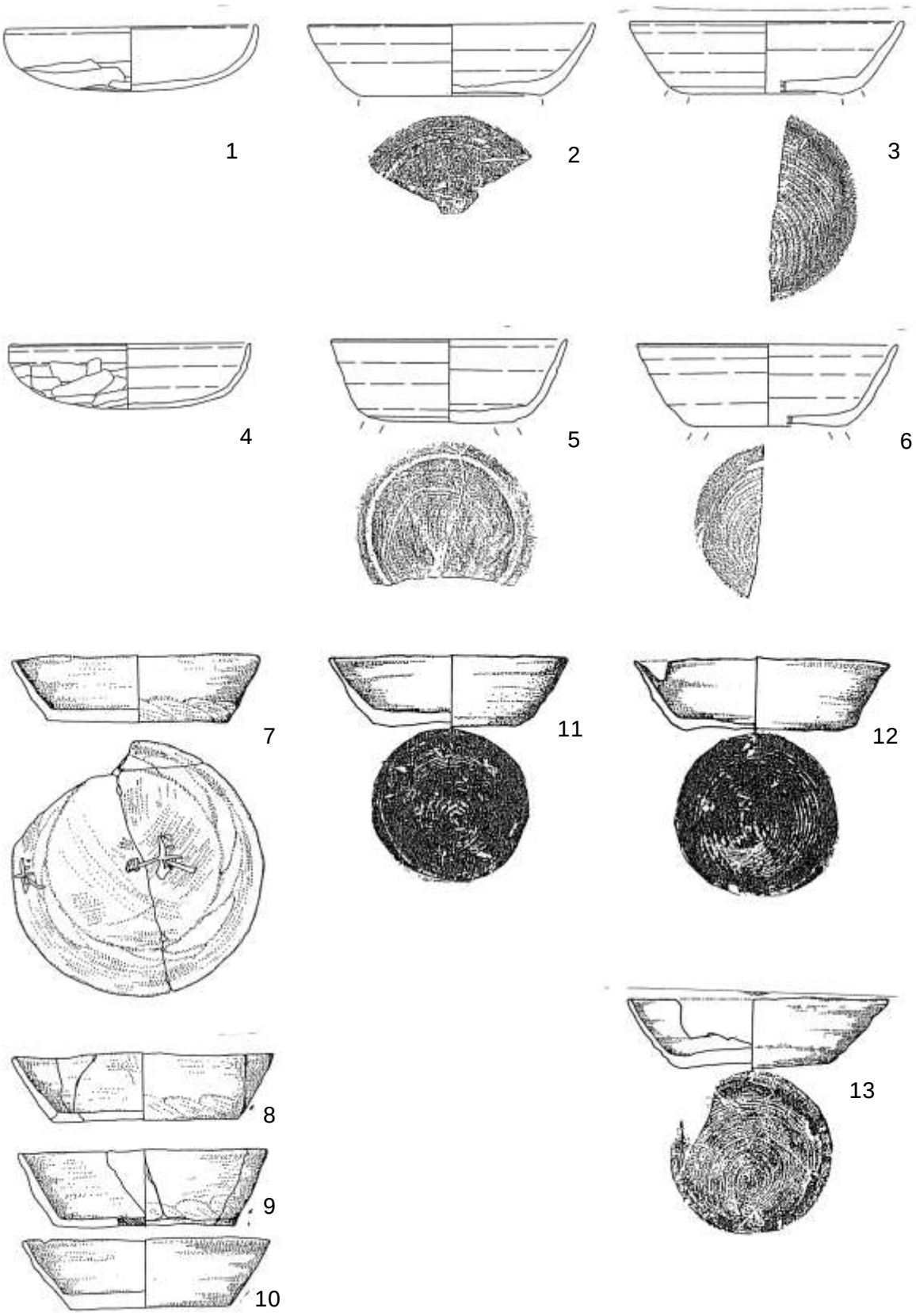

第 2 図　北武蔵型土師器・在地産土師器器坏

（3）落合型土師器坏形土器（第 3 図）

和光市吹上遺跡では、落合型土師器坏形土器が出土している。第 13 号住居跡では 3 点、第 29 号住居跡では 6 点が図化されている。 1 ～5 が第 13 号住居址出土土器、6～14 が第 29 号住居跡出土土器である。須恵器をみると第 13 号住居跡の 2 点とも東金子窯で、 4 が口径 13.8 ㎝、内底径 8.2 ㎝、5 が口径 14.5 ㎝、内底径 9.4 ㎝を測る。底部は全面ヘラ削りで、時期的には HⅢ期に含まれる。落合型土師器坏形土器は、いずれもやや平底気味であるが、内面と外面ナデ部分に赤彩を施し、外面に輪積痕を残す、典型的な落合型である。第 29 号住居跡では、須恵器は 12 が東金子窯、13・14 が南比企窯である。12 が口径 14.1 ㎝、内底径 8.7 ㎝の HⅢ期前半、13 が口径 12.5 ㎝、内底径 8.1 ㎝で HⅣ期前半、14 が口径 13.0 ㎝、内底径 8.8 ㎝の HⅢ期中から後半である。落合型は 6 のようなやや稜のような痕跡をとどめるもの、8、9、11 のような平底、7、10 のやや丸底気味など多様であるが、どれも内面と外面ナデ部分に赤彩、輪積痕ありと落合型の特徴を表している。落合型土師器坏形土器は、新宿区落合遺跡で土器焼成坑が調査されて生産地が確認されている土師器であり、主体的に出土するのは落合遺跡周辺と北区御殿山遺跡周辺である。北区御殿山遺跡は豊島郡家に比定されており、豊島郡の土器と言えなくもない。また、武蔵国府でも出土するほか所沢市東の上遺跡でも出土が確認されている。吹上遺跡では、須恵器と同量の出土があることから、この 2 軒だけにとどまるとは思えないが、付近の集落からの出土がない状況では判断付きかねる。

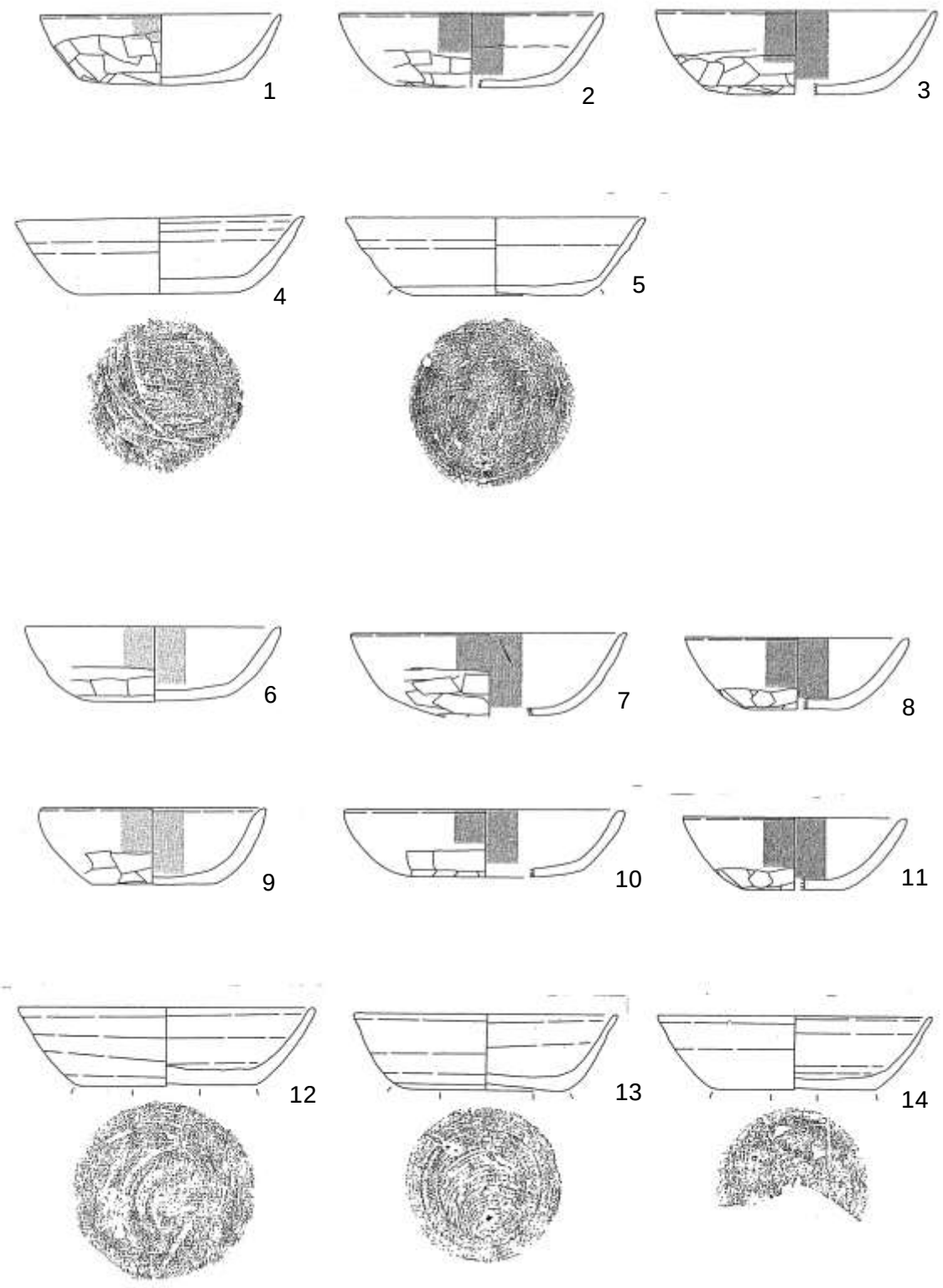

第３図　落合型土師器坏形土器と供伴須恵器

（4）黒彩土器（第 4 図）

志木市田子山遺跡からは、内面を黒色処理し、丁寧に磨いた黒彩土器が出土している。1 は 93 次調査 68 号住居址出土の黒彩土器で、同じ住居跡出土の須恵器は東金子窯である。2 は口径 11.5 ㎝、内底径 7.1 ㎝、3 は口径 12 ㎝、内底径 7.2 ㎝を測る。3 が HⅣ期後半、2 が HⅤ期後半に比定される。4 は 4 次調査 4 号住居跡から出土したもので、須恵器の供伴はない。どちらも胎土に白色針状物質を含むものである。内面の黒色処理など、北関東型のロクロ土師器に収まるものか判断できない。黒彩土器は出土するが、白色針状物質を含有する胎土のものは管見にない。

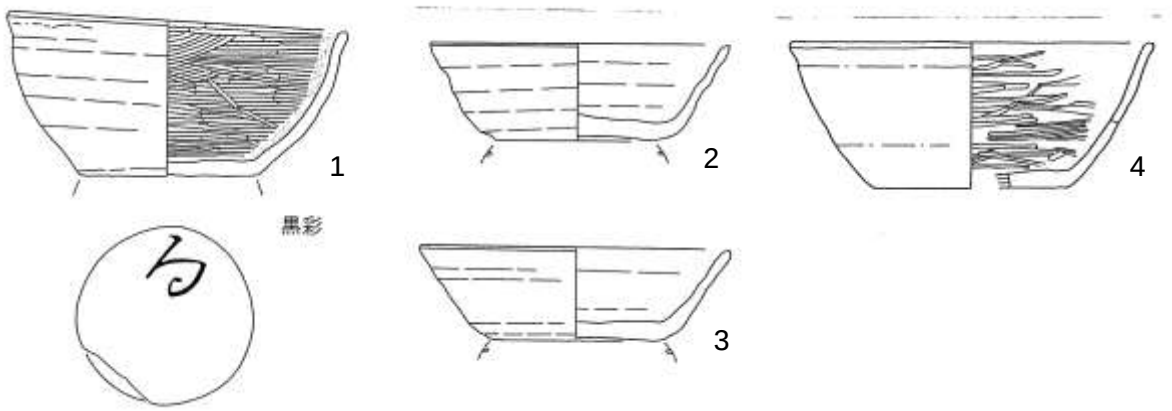

第 4 図　新羅郡域の黒彩土器と供伴須恵器

（5）ロクロ土師器（第 5 図）

和光市市場峡・市場上遺跡や峯前遺跡、花ノ木遺跡などではロクロ土師器が多く出土している。一番古い時期と思われるのが市場峡・市場上遺跡の８次第６号住居跡出土土器で、1 がロクロ土師器、２が南比企窯、３が東金子窯の須恵器である。２は口径 12 ㎝、内底径５.９㎝、３は口径 11.3 ㎝、内底径 6.2 ㎝で、HⅦ期に位置付けられる。４～６は○次 53 号住居跡出土土器で、４がロクロ土師器、５、６は東金子窯の須恵器である。５は口径 12.4 ㎝、

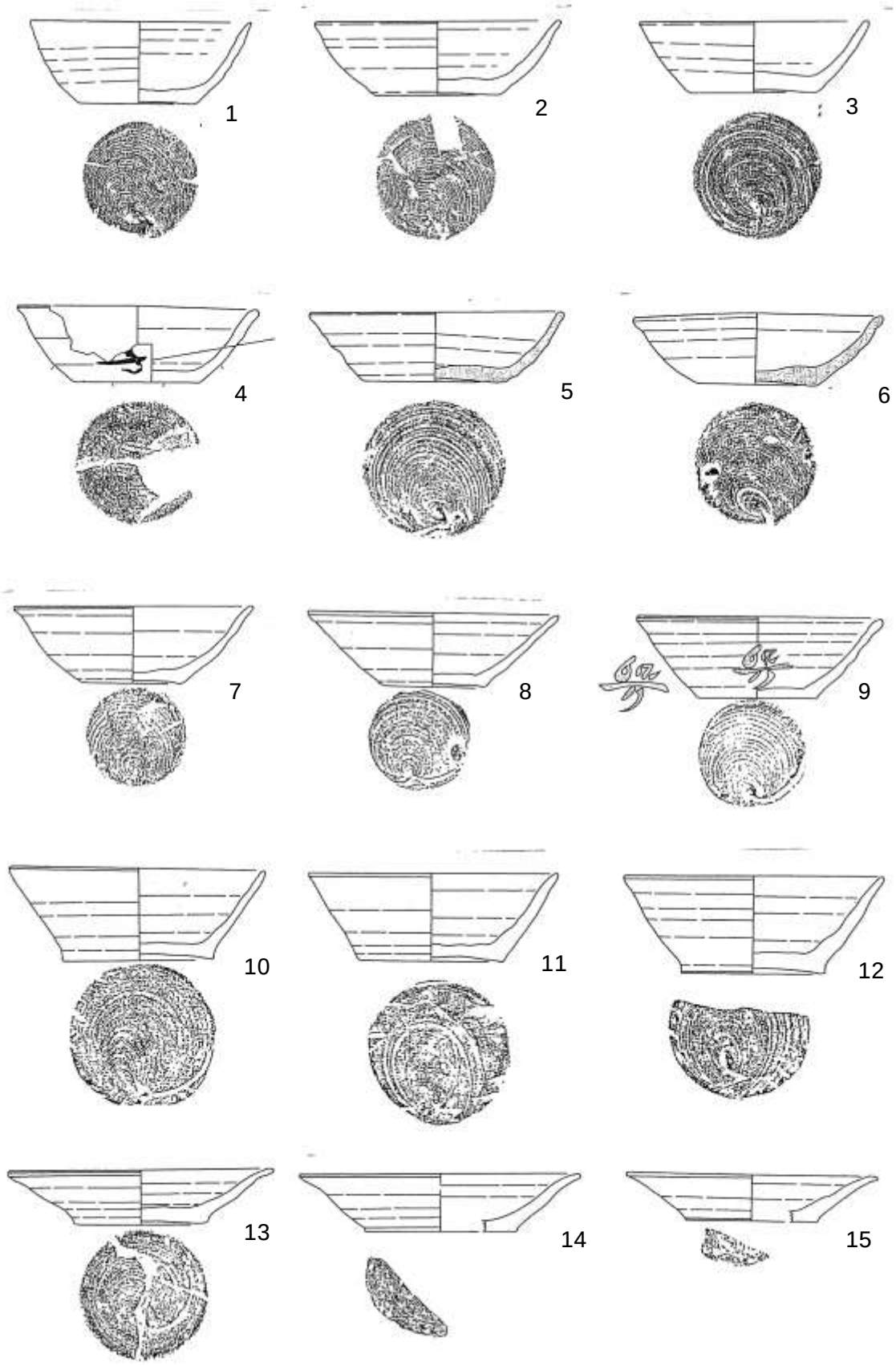

第 5 図　新羅郡域のロクロ土師器と供伴須恵

内底径 6.3 ㎝、６は口径 12.1 ㎝、内底径は 6 ㎝で、HⅦ期である。７～15 は峯前遺跡 5 号住居跡出土土器で、7～９が東金子窯の須恵器、10～15 がロクロ土師器である。７は口径 12.2 ㎝、内底径 4.3 ㎝、８は口径 12.8 ㎝、内定径 4.9 ㎝、９は口径 12.7 ㎝、内底径 4.6 ㎝を測る HX 期の製品である。

ロクロ土師器は、和光市周辺で HⅦ期（9 世紀前半から中頃）から出現し、10 世紀にかけて須恵器と同じように使用されていたようである。

これらのロクロ土師器は、さいたま市の下野田稲荷原遺跡周辺に分布する下野田稲荷原型に類似しているように見える。機種構成も峯前遺跡の坏と皿の組み合わせは、下野田稲荷原遺跡出土の機種構成と同様である。坏の器形も底部が広がるものがあるなど近似している。下野田稲荷原遺跡周辺のロクロ土師器について、山田尚友は、9 世紀中葉になって焼成され、広がり、最後は（中略）9 世紀後半から 10 世紀前葉に終焉すると述べており、和光市の出現時期と終焉が同時期であると言える（註３）。また、昼間孝志は、ロクロ土師器が大宮台地の東部にその生産地と分布があり、下野田稲荷原遺跡周辺での自給自足的で、余剰分が周辺域の外へと流れたとしている（註４）。

３．土器からみた新羅郡

新羅郡域の須恵器・土師器を概観してみたが、新羅郡に関わるような特殊な土器などは見ることができなかった。高麗郡での飯能市堂ノ根遺跡の新治産須恵器などのような、地域色を見いだせるものもなかった。

新羅郡域の須恵器の産地、及びロクロ土師器のなかで、坏、蓋、皿類のうち時期がわかる

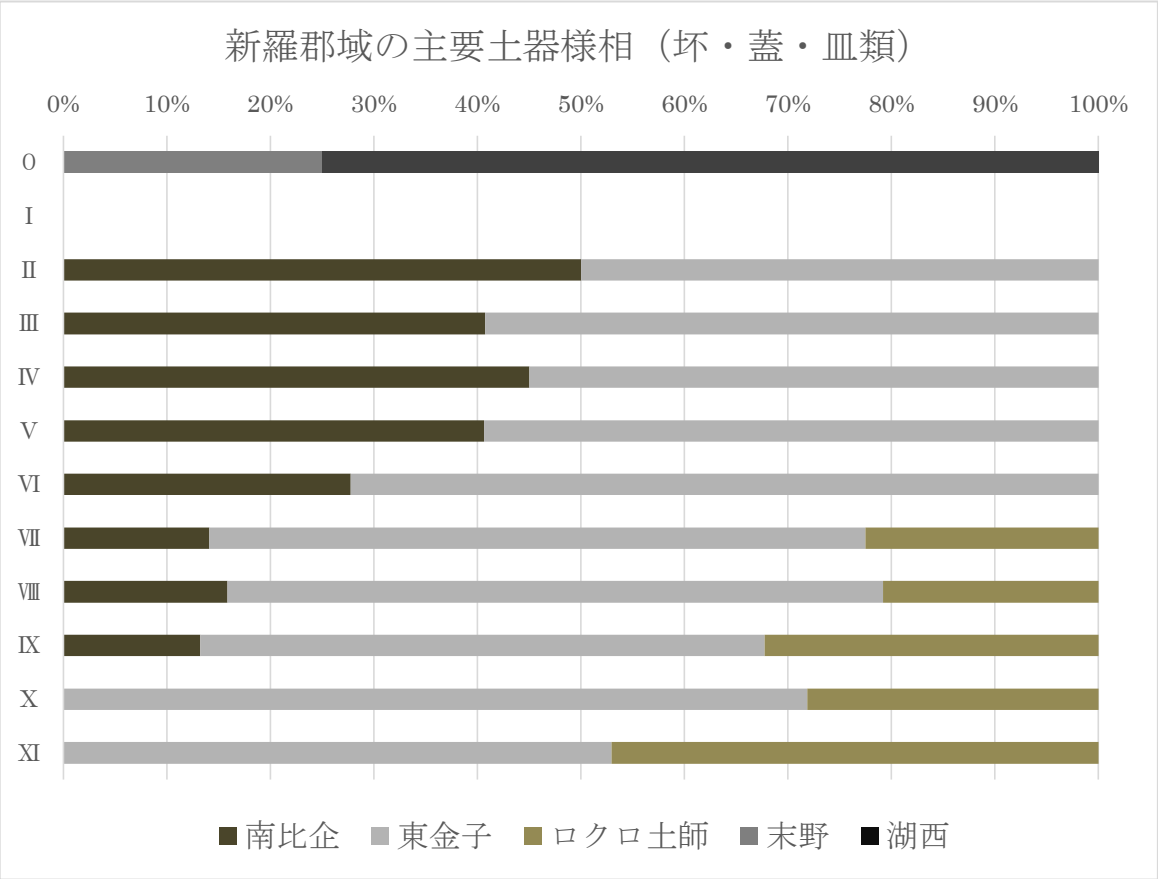

ものを点数化したグラフによれば、南比企窯は少なくなりながらも９世紀末葉まで残り、東金子はＨⅡ期から徐々に出土点数が増加し、10 世紀前半まで出土が確認される。ロクロ土師器はＨⅦ期から出現し、徐々に数を増やしながら 10 世紀前半まで出土する。

ロクロ土師器の出土は志木市ではＨⅨ期からで、しかも単発的であるが、和光市では、ＨⅦ期から継続的に出土が認められ、ＨⅪ期には須恵器よりも数量が多くなる。ロクロ土師器がさいたま市の下野田稲荷原型ならば、周辺地域に浸透しないロクロ土師器が和光市にもたらされたかを解明する必要はある。

土器様相と遺跡分布図を見ると、新羅郡域の東部（和光市）の遺跡群では、落合型土師器坏から豊島郡の影響もあり、ロクロ土師器からは対岸の足立郡の影響も考えられる。逆に西

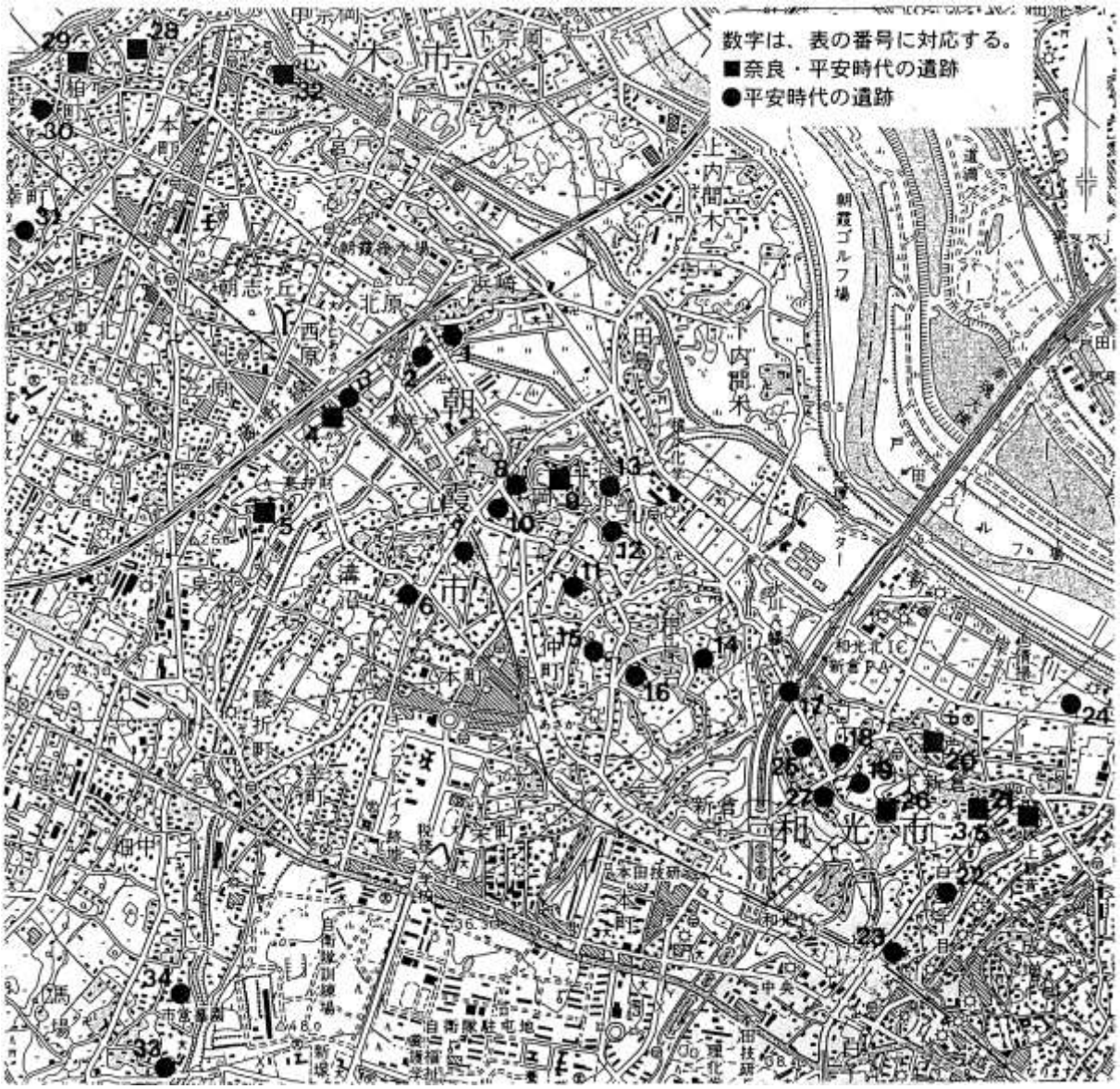

第 6 図　新羅郡域の奈良・平安時代の遺跡分布図
（鈴木 2015 から引用）

第 6 図　新羅郡域の奈良・平安時代の遺跡分布図　遺跡名

1　中道・中道下遺跡　2　西久保・宮山遺跡　3　北割・西原遺跡　4　南割・西久保遺跡
5　泉水山・富士谷遺跡　6　行人塚・金子塚下遺跡　7　諏訪原・中道遺跡　8　中道・岡台遺跡
9　向山遺跡　10　榎戸・諏訪原遺跡　11　宮原・塚越遺跡　12　宮台・宮原遺跡　13　宮台遺跡
14　稲荷山・郷戸遺跡　15　馬堀遺跡　16　向原・中笹原遺跡　17　花ノ木遺跡　18　峯前遺跡
19　四ツ木遺跡　20　午王山遺跡　21　吹上遺跡　22　市場峡・市場上遺跡　23　城山遺跡
24　榎戸遺跡 25　峯遺跡　26　仏ノ木遺跡　27　漆台遺跡　28　中道遺跡　29　城山遺跡
30　中道遺跡　31　西原大塚遺跡　32　田子山遺跡　33　馬場南遺跡　34　駒形遺跡
35　漆台遺跡

部（志木市・朝霞市の黒目川左岸）の遺跡群は南割・西久保遺跡の在地土師器坏があるが、入間郡的な土器様相を堅持しているようにも見える。この東西のまとまりのほぼ中央の遺跡群（朝霞市）が何らか重要な立地が想定できないだろうか。

いずれにしろ、新羅郡の建郡とともに、この地域の変化については、土器からはいうことができなかったという結論を述べて、今後の課題としたい。

註１：古代の入間を考える会での、８～９世紀の鳩山窯跡と東金子窯産須恵器編年を自分なりに解釈し、以下のような時期を想定している（あくまでも報告者の見解であり、今後、変更されることがある）。

HⅠ期　705　～　725 年　　HⅡ期　725　～　745 年　　HⅢ期　745　～　770 年　HⅣ期　770　～　790 年
HⅤ期　790　～　810 年　　HⅥ期　810　～　830 年　　HⅦ期　830　～　850 年　　HⅧ期　850　～　870 年
HⅨ期　870　～　890 年　　HⅩ期　890　～　910 年　　HⅪ期　910　～　930 年

註２：田代雄介 2002「朝霞市南割・西久保遺跡出土の土師器坏形土器について」『あらかわ』第５号あらかわ考古談話会

註３：山田尚友 2013「さいたま市緑区の下野田地域の古代－「ロクロ土師器とその周辺　その１－」『あらかわ』第 15 号　あらかわ考古談話会

山田尚友 2015「さいたま市緑区の下野田地域の古代－「ロクロ土師器とその周辺　その 2－」『あらかわ』第 16 号　あらかわ考古談話会

註４：昼間孝志 2006「ロクロ土師器の流通－ロクロ土師器からみた武蔵国東部の古代社会－」『古代武蔵国の須恵器流通と地域社会』埼玉考古別冊 9　埼玉考古学会

【引用・参考文献：報告書は図版にしたものだけを載せた】

尾形則敏 2017『中野遺跡第 91 地点埋蔵文化財発掘調査報告書』志木市の文化財第 67 集
鈴木一郎 2003『吹上遺跡（第 3 次）』和光市埋蔵文化財調査報告書第 30 集
鈴木一郎 2015「和光・朝霞市域の奈良・平安時代の集落遺跡－主に 8 世紀から 9 世紀を中心として－」『あらかわ』第 16 号　あらかわ考古談話会
渡邊五夫 1973「第二西久保遺跡発掘報告」『朝霞の文化財』第四集
佐々木保俊 1992「田子山遺跡第 4 地点」『志木市の文化財』第 18 集
尾形則敏 2009「田子山遺跡第 93 地点」『志木市遺跡群 18』志木市の文化財第 41 集
鈴木一郎 1994『峯遺跡・峯前遺跡』和光市埋蔵文化財調査報告書第 12 集
鈴木一郎 2010『下里遺跡（第 1 次）　市場峡・市場上遺跡（第９次）』和光市埋蔵文化財調査報告書第 41 集

Ⅳ部　　基調報告　新羅郡関連の状況

「高麗郡建郡の背景」

講師：　中　野　　高　行
（日本高麗浪漫学会理事）

平成３０年１１月２５日（日）
於　和光市民文化センター

高麗郡建郡の背景

報告者　中野高行

１．高麗郡関係史料について（赤木隆幸氏の解説による）

○『続日本紀』霊亀二年（七一六）五月辛卯条

〔本文〕
辛卯、以二駿河・甲斐・相摸・上総・下総・常陸・下野七国高麗人千七百九十九人一、遷二于武蔵国一、始置二高麗郡一焉。

〔書き下し文〕
辛卯、駿河・甲斐・相摸・上総・下総・常陸・下野、七国の高麗人千七百九十九人を以て、武蔵国に遷し、始めて高麗郡を置く。

〔現代語訳〕
霊亀二年（七一六）五月辛卯（十六日）、駿河・甲斐・相摸・上総・下総・常陸・下野、七国の高麗人千七百九十九人を武蔵国に移住させ、始めて高麗郡を置いた。

※霊亀二年当時の武蔵国の守（国司の長官）は、大神朝臣狛麻呂である（『国司補任』）。

【「七国」における高句麗関係地名】**（第１図）**

駿河国
甲斐国→巨麻（こま）郡　　『和名類聚抄』
相模国→大住郡高来郷（※　郷内に高麗山がある）　　『和名類聚抄』
　　→高座（たかくら）郡高座郷　　『和名類聚抄』
上総国
下総国
常陸国→信太（しだ）郡高来（たかく）郷　　『和名類聚抄』『常陸国風土記』
下野国→都賀郡高栗郷（※「コウくり」と読めるので参考までに）　　『和名類聚抄』

２．朝鮮半島からの移住者の移配

▽『日本書紀』持統元年（六八七）三月己卯条
三月乙丑朔己卯、以二投化高麗五十六人一、居二于常陸国一。賦レ田受レ稟、使レ安二生業一。
〔書き下し〕
三月乙丑の朔にして己卯、投化高麗五十六人を以て、常陸国に居（はべ）らしめ、田を賦（あた）え稟（ひん）（扶持米）を受（たま）いて、生業を安からしむ。
〔現代語訳〕
三月十五日に。投化した高麗五十六人を常陸国に住まわせ、田を賦与し穀物を給付して、生業を安泰ならしめた。

▽天平宝字二年（七五八）八月癸亥条
癸亥、帰化新羅僧卅二人、尼二人、男十九人、女廿一人、移二武蔵国閑地一。
於レ是、始置二新羅郡一焉。
〔書き下し〕
癸亥、帰化せる新羅僧三十二人、尼二人、男十九人、女廿一人を武蔵国の閑地に移す。
是において、始めて新羅郡を置く。
〔現代誤訳〕
八月二十四日に、帰化した新羅の僧三十二人、尼二人、男十九人、女廿一人を武蔵国の閑地に移住させた。このとき初めて新羅郡を設置した。

▼『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）四月戊午条
戊午、置二帰化新羅一百卅一人於武蔵国一。
〔現代語訳〕
天平宝字四年四月二十八日、帰化した新羅の百三十一人を武蔵国に置いた。

★武蔵国高麗郡・新羅郡内の郷（『和名類聚抄』）
高麗郡＝高麗郷・上総郷
新羅郡＝志木郷（志樂（しらぎ）郷か？）・余戸（あまるべ）郷

3．建郡前後の高麗郡（富元久美子氏説の紹介）

①古墳時代の高麗郡
高麗郡は、近世高麗郡の郡域、日高市内に存在する高麗神社・聖天院・高麗王若光廟などの位置から、入間郡の中央部分を割いて作られたと考えられている。

高麗郡建郡以前の、現入間郡市における古墳時代の遺跡分布（**第２図**）
⇐
武蔵野台地は多摩川が形成した古い扇状台地で、厚く堆積した砂礫層により台地内の水利に乏しく溜め池・用水路なども効力を発揮しづらい地質環境。
⇐
弥生時代以降、効率的な土地利用は河川下流の台地縁辺に限定される。古墳時代の集落・古墳は、越辺川・入間川・柳瀬川下流および荒川による沖積低地に面した台地縁辺に集中。
⇐
入間郡内奥には広大な空閑地が広がることとなる。
↓
空閑地Ａ（日高市・飯能市を中心とする地域）
＝縄文時代の終焉とともに遺跡数が激減。弥生時代の遺跡は確認されず。
古墳時代中期の短期的な集落は確認されている（日高市明婦遺跡・飯能市加能里遺跡など）が、七世紀代の集落は検出されていない。
↓
空閑地Ｂ（武蔵野台地内奥）＝開発は近世・近代以降

〔建郡直前の七世紀代の空閑地Ａ〕
定住耕作者がほとんど存在しないような状況にあった。
〔建郡時期の八世紀代の空閑地Ａ〕（**第３図**）
遺跡数が劇的に増加する。
⇐
「入間郡内には、七世紀の段階で広い面積の未開発の閑地があった」
「『続日本紀』に記された高麗郡建郡とほぼ同時期に、空閑地Ａが新規に開発された」

②移住の痕跡
〔堂ノ根遺跡・飯能市大字芦苅場〕
第一次調査（一九八九年）＝出土遺物から、堂ノ根遺跡1号住居跡の居住者は、建郡当初、生活道具一式を携えて常陸国から移住してきた人々と判断できる。衣食住の中では優先度が低いと思われる食器を多く携えて来ていること、食器が有蓋有台坏ばかりであることなど、移住者は比較的富裕な層と推定できる。
常陸産土器と共伴した土師器皿（在地生産品）から八世紀前葉と推定できるので、堂ノ根遺跡の居住者は、七一六年に極めて近い時期に移住してきたと考えられる。
⇐
建郡時期、一遺構から一定量の器種がセットで出土した例は今のところ堂ノ根遺跡だけ。ただ、空閑地Ａでは他に相模・甲斐・下総の土器の出土例がある。

日高市常木久保遺跡（常陸国の土器が出土）
同小河原遺跡（相模・下総国の土器が出土）
飯能市新堀遺跡（甲斐国の土器が出土）

4・高麗郡建郡の史的意義

①田中史生氏説
国家構造に諸蕃・夷狄を必要とする日本型中華思想（小中華主義）を認める立場から、国内に高麗王を創成し、高句麗を王権（化内）に取り込んだのが高麗郡の建郡だったとする。
②宮瀧交二氏説
高麗郡建郡の背後に日本型中華思想があると見て、高句麗を従えているという唐向けのアピールとして高麗郡を建郡したとする。
③荒井秀規氏説
若光への高麗王の賜姓は、百済王家の創始と同じく高麗王家（高句麗王家）を日本国内に創始したものとした。文武二年（六九八）に、高句麗の後身である渤海国（震国）が建国されるが、渤海の台頭を前に大宝三年（七〇三）正月～五月に日本に滞在していた新羅国の国使に、日本国内で高句麗を復興させたことをアピールするため、四月に若光へ高麗王姓を下賜したと推測する。

⇐【中野私見】
若光へは「王姓」を賜与したのであり王として冊立したものではない。しかし「王姓」とは親王・諸王に下される「王」号とは異なり、明らかに外国君主の地位を想起させるものである。「（高麗）王」という姓は、百済王冊立と合わせ、「外国君主を冊立する天皇」という立場と関係があると言えよう。三氏の主張は細部において異同があるが、〈日本型中華思想＝小中華主義〉があることは認められるのではないか。

高麗郡建郡の背景ー結論にかえて

高麗郡建郡の史的意義
①日本型中華思想（小中華主義）の根拠としての高麗郡
②武蔵国の空閑地開発のための移住
③先進文化・技術の拠点（製鉄・瓦製造・絹織物など）
南比企窯跡群・東金子窯跡群**（第３図）**
④東山道武蔵道の西側に支援集落を形成
霞ヶ関遺跡＝入間郡家**（第３図）**との関係

残された謎
なぜ、高句麗人だけが集住させられたのか？

〔付記〕新羅郡建郡について
（百済郡・高麗郡→百済も高句麗も七世紀後半に滅亡している
新羅郡→新羅は、新羅郡建郡時に存在している
⇐
新羅郡建郡の背景を、百済郡・高麗郡と同列に論じて良いのか？

参考研究（引用順）
赤木隆幸「資料解説講座（古代）「古代高麗郡関係史料を読む」②」平成二六年六月二八日
富元久美子「渡来人による新郡開発ー武蔵国高麗郡ー」『古代の開発と地域の力』（古代東国の考古学３）高志書院、平成二六年五月
田中史生「『王』姓賜与と日本古代国家」、『日本古代国家の民族支配と渡来人』校倉書房、平成九年八月、四五頁。
宮瀧交二「高麗郡の設置と渡来人」『名栗の歴史』上、飯能市教育委員会、平成二〇年三月。
宮瀧交二「古代武蔵国高麗郡をめぐる研究の現状について」（野田嶺志編『地域の中の古代史』岩田書院）、平成二〇年六月。
荒井秀規「渡来人（帰化人）の東国移配と高麗郡・新羅郡」（専修大学社会知性開発センターI『古代東ユーラシア研究センター年報』一、平成二七年三月）、二七頁。
中野高行『古代国家成立と国際的契機』同成社、平成二九年八月。

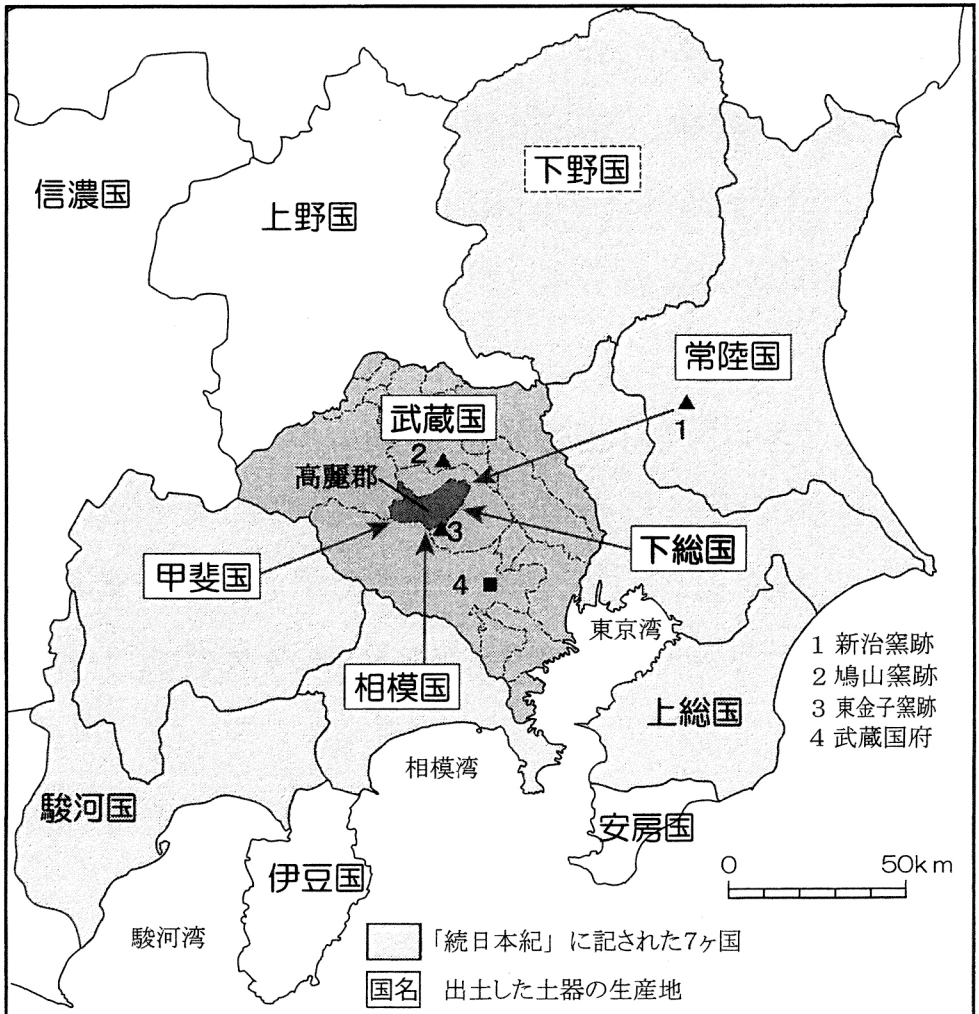

図1　「続日本紀」に記された7か国と
日高・飯能の遺跡から出土した土器の生産地

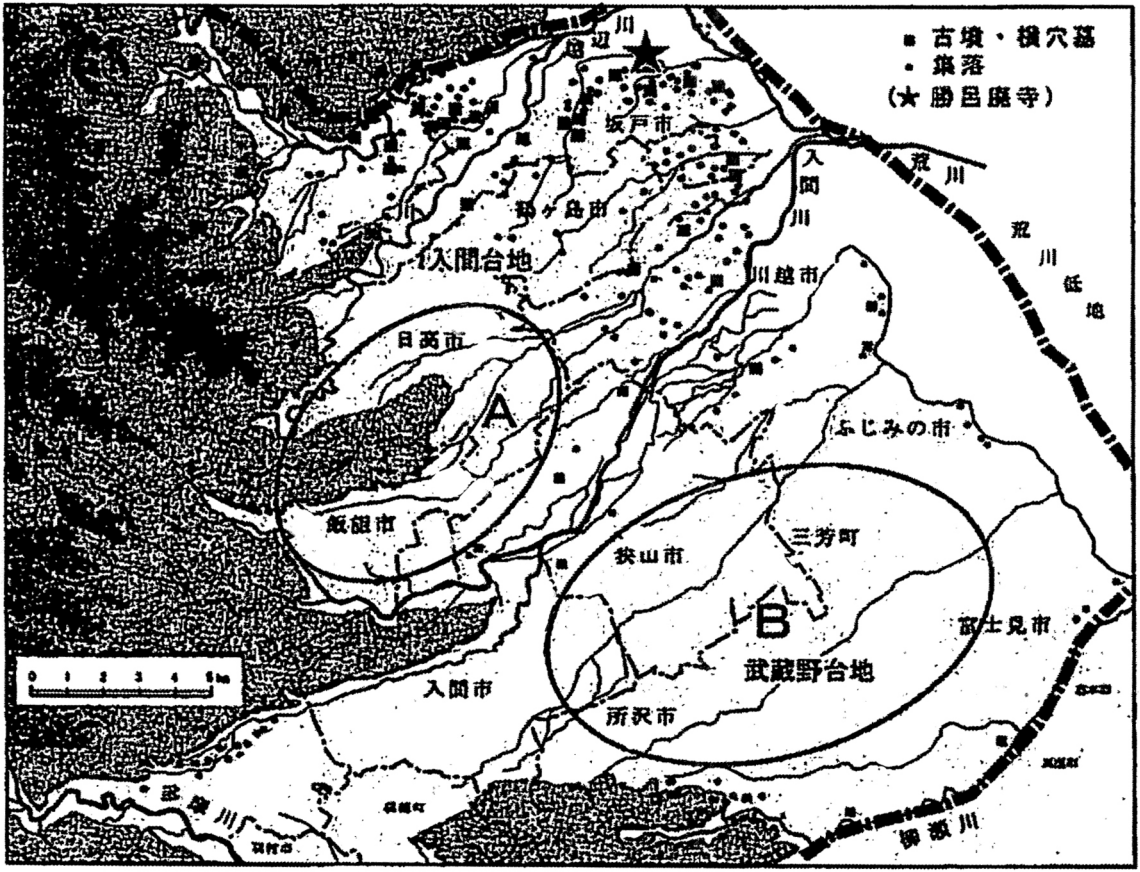

第2図　現入間郡市の古墳時代の遺跡分布(A・Bは空閑地)

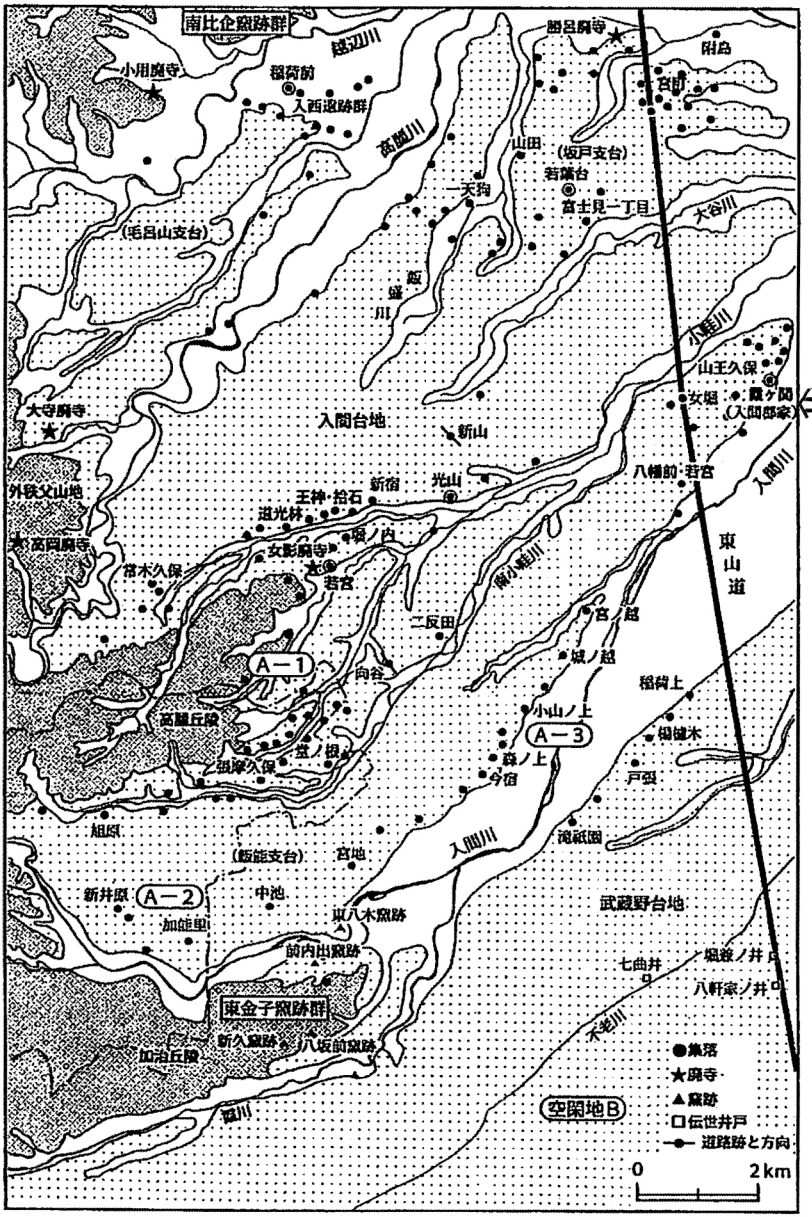

第3図　現入間郡市の地形と八世紀の主な遺跡分布(1/125,000)

Ⅳ部　　基調報告　新羅郡関連の状況

「幡羅郡と郡家跡」

講師：　知　久　　裕　昭
（深谷市教育委員会）

幡羅郡と郡家跡

はじめに

古代幡羅郡は、利根川を挟んで上野国と接する武蔵国北部に位置し、東は埼玉郡・大里郡、南は男衾郡、西は榛沢郡と接する。榛沢郡の正倉跡は平成３年に発見され、埼玉県で初の郡家跡として注目された中宿遺跡で、その南に広がる熊野遺跡などとともに古代榛沢郡の中心を担っていた。そして、中宿遺跡の発見からちょうど 10 年後の平成 13 年、深谷市東方で幡羅郡の正倉跡が発見され、幡羅遺跡（幡羅官衙遺跡）と名付けられた。その後約 10 年に及ぶ調査により、正倉以外の郡家を構成する施設も次々と確認され、幡羅郡家跡の広がりと内容が明らかになってきた。

遺跡北東部の熊谷市西別府には、郡家と一体で機能していたとみられる西別府祭祀遺跡があり、両遺跡の歴史的重要性から、幡羅官衙遺跡群（幡羅官衙遺跡・西別府祭祀遺跡）として、平成 30 年２月に国史跡に指定された。

１．古代の地方行政

大化改新以降、孝徳―斉明―天智―天武―持統―文武朝と続く中で、白村江の戦いや壬申の乱などの大きな出来事を経て、律令による中央集権国家体制が成立していく。大宝元年（701）、文武天皇のときに大宝律令が制定され、「文物の儀、ここに備われり」と続日本紀にあるように、この頃に律令体制がほぼ整ったといえる。

古代社会は、京を中心に五畿七道に分けられ、武蔵国は当初東山道に属し、宝亀２年（771）に東海道に所管替えされる。東山道本線と武蔵国府を結ぶ支道が東山道武蔵路である。武蔵国は、霊亀２年（716）に高麗郡、天平宝字２年（758）に新羅郡が成立し、21 郡を擁する大国となる。なお、幡羅郡は７世紀後半に成立したとみられる。各郡の下には郷が置かれ、平安時代の幡羅郡には、幡羅郷・那珂郷・上秦郷・下秦郷・広沢郷・荏原郷・霜見郷の７郷と１つの余戸があった。深谷市内には、当時の郷名に由来するものとして、「原郷」「江原」という地名が今も残っている。

各郡には役所（郡家）が置かれ、郡の行政の中心として機能した。郡家を構成する施設は、長元３年（1130）頃に作成された上野国司交替の際の引き継ぎ書の下書きである上野国交替実録帳から、正倉・郡庁・館・厨家があったことがわかる。正倉は税として納められた米などを収納した大型の倉庫で、多数の倉が建ち並び、広大な敷地は溝で区画され正倉院を形成していた。郡庁は役所の本庁舎にあたり、大規模な正殿や脇殿などが、コの字形やロの字形といった形に配置され、約半町四方のものが多い。中央には広場があり、政務や儀式などが行われていた。館は郡の宿泊施設、厨家は郡の厨房施設である。この他にも、曹司と呼ばれる実務を行った施設があったと考えられる。また、正倉別院など、郡家の機能を補完する官衙の存在も知られており、郡家と離れた場所に官衙的遺跡が存在する場合もある。

２．幡羅郡家の立地

幡羅郡家跡である幡羅官衙遺跡は、幡羅郡のほぼ中央に位置する。遺跡は櫛挽台地先端部に立地し、比高差３～４ｍの崖線があり北側に妻沼低地が広がる。集落の大部分や水田は低地に存在しており、そこから見上げた場所である。視覚的な効果を意識し、かつ水害を受けにくい高くて安定した地が選ばれたと考えられる。崖線下には湧水があり、そこで祭祀を行った西別府祭祀遺跡がある。また、その付近には水路も想定される。幡羅郡の西隣の榛沢郡家正倉跡である中宿遺跡も同様の立地であり、崖線下には水路が確認されていることから、幡羅官衙遺跡でも似たような景観があった可能性がある。

３．幡羅郡家の構造

（１）正倉院（第２～６図）

郡家の中で最も広大な敷地を有し、正倉院は北と南の２か所が存在する。正倉院（北）は南北約 135m、東西約 80ｍを測り、３×３間、床面積約 58 ㎡の倉庫跡が２棟確認され、同じ位置で掘立柱建物から礎石建物へ建て替えられる。正倉院（南）は南北約 90m、東西約 220ｍを測り、７世紀末頃～10 世紀前半、６時期にわたって存続する。当初は掘立柱建物であるが、９世紀初頭に礎石建物へと建て替えられる。正倉院（北）でも同じ頃に礎石建物になると思われる。倉庫の規模は３×３間、30～60 ㎡のものを主とし、最小でも約 24 ㎡、最大のものは５×３間、約 90 ㎡を測る。礎石建物の基礎地業には壺地業と総地業がみられ、米という重量物が入った建物の不動沈下を防ぐ工夫がされている。一部の倉庫跡周辺からは炭化米が出土し、正倉火災があったことを示す。

（２）館（第７～11 図）

掘立柱塀で東西 60m以上、南北 40m以上の範囲が区画され、区画の内部が掘立柱塀により仕切られる。仕切り塀の西側には、四面に廂をもち格式の高い大型の掘立柱建物が建てられ、これを主殿とする館と考えられる。四面廂建物の前と脇には掘立柱建物が並び、竪穴建物もみられる。塀の外の廃棄土坑には大量の土器と動物遺存体が廃棄されており、饗宴の場としても機能していたと考えられる。

塀の外には廃棄土坑があり、多量の土器と動物遺存体が出土した。貝類ではハマグリとアカニシ、魚類はニシン科、コイ、フナ、アユ、サケ科、アジ科、タイ科、カツオ、サバ属など、哺乳類ではシカ、イノシシ、ウシ、ウマ、鳥類ではスズメ目、キジ科、カモ亜科がみられる。その内容から選択された食材を用いて饗宴が行われたことが想定できる。また、区画塀外の北西からはカマド屋とみられる大型竪穴建物跡も確認され、カマド神を表現した支脚とみられる人面線刻土製品が出土した。

（３）曹司（第 12 図）

道路の南東部、館の北側からは、７世紀末頃～９世紀前半にかけての建物ブロックや溝で区画された施設が７か所確認された。Ａ～Ｄブロックは東西に並び、その北に窪地を挟んでＧブロックがある。Ｇブロックは、この遺跡で確認されている建物跡の中で桁行が 13 間(31.1ｍ）と最も長い建物と、桁行７間の長舎がＬ字状に並ぶ。道路の延長沿いで台地の縁辺にあることから、物流に関係する施設の可能性が考えられる。Ｆブロックは一辺約 60ｍの区画溝

で囲まれた中に鍛冶工房があり、生産を行う曹司とみられる。いずれの建物ブロックも建て替えが行われているが、D・Gブロックは建て替えのたびに建物の規模が縮小していることから、施設の機能が変化しているものと考えられる。また、Eブロックは館との位置関係から厨家であった可能性もある。

（4）道路（第2図）

遺跡の中央部を斜めに直線道路が走る。両側を幅50㎝程度の側溝によって区画し、路面幅は8ｍを測るが、台地の縁辺に向かって幅6ｍ程度と路面幅は狭くなっていく。北東の延長上には西別府祭祀遺跡があり、ここに降りる切り通し状の道がある。崖下には水路が想定できることから、西別府祭祀遺跡付近に川津が存在した可能性も考えうる。道路に伴う遺物はほとんどないが、奉の異体字でもある「本」の刻字土錘が道路跡付近で出土しており、祭祀行為が行われたことを示唆している。

4．幡羅郡家周辺の出土遺物

幡羅郡家が整備されて以降、郡家内から出土する遺物はそれ程多くはなく、むしろ周辺に広がる集落域から多く出土する傾向がある。それは、郡家内が掃き清められているからであるが、館に接する廃棄土坑のように、ごみが集積された遺構からは多量の遺物が出土する。一方、正倉院は基本的に活動の場ではないから、正倉院があった時期の土器などはほとんど出土しない。

郡家内外から出土する遺物には、帯金具、円面硯、転用硯、刀子といった役人が使用するもの、多量の土師器、須恵器、平安時代では灰釉陶器や舶載陶器である白磁、鉄製品では鉄鏃、釘、閂金具、鋏、紡錘車、鉄斧、鎌、鋤先、石製品では砥石、紡錘車、編物石などがあり、一般集落で出土するものもあるが、官衙的な遺物が特徴的に認められる（第13図）。また、墨書・刻書土器が多く、地名を指す「坡」「婆羅」や「国・羽多」「南」「門」、その他「馬・十」「寿」「小川」「大井」「上」「企」などがある。

5．幡羅郡家を取り巻く遺跡と交通路

幡羅官衙遺跡の北東部にある西別府祭祀遺跡では、湧水点で祭祀が行われていた。祭祀の開始は7世紀後半で、当初は滑石製模造品による祭祀、7世紀末頃以降は土器を用いた祭祀に転換する（第14図）。現在のところ木製祭祀具は確認されていない。墨書土器には呪術的記号や願文などが記されたものがある。また、祭祀的な遺物の他に習書木簡が1点出土した。祭祀の開始と終焉は幡羅官衙遺跡とほぼ同時期であり、精神的な統治機能を補完していたとみられる。

幡羅官衙遺跡から南東約1.8㎞の籠原駅北側には籠原裏古墳群があり、小規模な円墳群が7世紀後半～8世紀初頭にかけて造営され、10基が確認されている。刀装具などが出土し、幡羅官衙遺跡との位置関係及び成立時期がほぼ重なることから、被葬者は初期の役人やその一族だった可能性がある。8世紀初頭に造営が終了するが、これと軌を一にするように、幡羅官衙遺跡の東に西別府廃寺が造営される。伽藍配置は明らかではないが、基壇建物跡や区画溝が確認され、寺域は南北約150m、東西約110mだったと推定される。多量の瓦や瓦塔、

鉄鉢形土器、「寺」の墨書土器など、寺院関連遺物が出土している。基本的な性格は郡司氏族の氏寺と考えられ、祖霊祭祀や一族結集の場が、古墳から寺院へと移り変わっていく状況を示しているとみられる。

幡羅官衙遺跡の周囲には下郷遺跡があり、郡家から約 1.5㎞にわたって古代の集落が広がる。９世紀をピークに集落域が広がっていき、10 世紀になると幡羅官衙遺跡周辺に収斂していく。官衙的な遺物も多く、郡家に深く関係する集落と思われる。

幡羅官衙遺跡から南東約 1.3㎞にある在家遺跡からは、桁行５間以上のものを含む掘立柱建物や竪穴建物、Ｌ字状の区画溝が確認され、硯や墨書土器「播」「林主」、朱墨により「荒」と記された墨書などが出土している。遺構・遺物とも官衙的で、郡家の出先機関や有力者の居宅が考えられる。

また、幡羅官衙遺跡の北方にある清水上遺跡が、この頃以降水田化していく。その東方には別府条里があり、幡羅官衙遺跡周辺の低地が、評家の成立と同じ頃に水田として開発されていったことが想定される。

交通路では、幡羅官衙遺跡内に斜行する道路跡があるが、その他にも南から郡家へ向かう路面幅約６ｍの道路跡が確認されている（第 15 図）。旧中山道の前身が埼玉・幡羅・榛沢郡を連絡する道路だった可能性があるので、そこから分岐して幡羅郡家へ向かう道が２本はあったことがわかる。更に郡家北側の崖下には水路が想定されるため、幡羅郡家は交通の要衝だったといえる。

６．幡羅郡と渡来人の関係

幡羅郡は郡に充てられている漢字や、上・下秦郷の存在等から、渡来人特に秦氏との関係が指摘されてきた（森田 1988 など）。しかし、高麗・新羅郡と異なり、渡来人と幡羅郡を直接結び付ける記事は、日本書紀や続日本紀に認められない。このことから、仮に渡来人との関わりが強いとしても、幡羅郡（評）（註１）成立の経緯が、高麗・新羅郡とは異なることが推測される。幡羅官衙遺跡群から出土した遺物には、若干の影響が認められるものもあるが渡来系の遺物そのものはなく、遺構についても同様である。ただし、初期の役人やその一族が被葬者だった可能性がある籠原裏古墳群の一つは八角形墳の可能性がある。地方でみられる小規模で正八角形をなさない八角形墳は、畿内の大王墓とは同列に扱えず、渡来系の濃密な群馬県西部地域でもみられることから、渡来系氏族との関係も注目される（熊谷市 2015）。

幡羅郡では、直接的に渡来人との関係を示さないものの、それを示唆する材料もみられる状況である。では、それよりも前の古墳時代ではどうだろうか。深谷市の城北遺跡では、５世紀後半～６世紀前半の集落でウマやウシが飼育されていたことが確認されている。ウマやウシの飼育は当時としては先端技術であり、渡来人の存在と結び付けられる要素である。また、幡羅郡域に含まれない可能性もあるが、近代に秦村が編成された地域に近い行田市の酒巻古墳群では高句麗系の服装を身に着けた埴輪が出土している。

秦氏については、「出自・来歴を異にする渡来系集団の集合体として成立した組織」（加藤 1998）であり、全国各地に分散して生産活動に従事して朝廷に貢納した緩やかな氏族連合であり（水谷 2009）、５世紀前半～中頃という比較的早い段階に渡来した人々とみるのが妥当

と思われる。『日本書紀』雄略 16 年（472）には、「桑の栽培に適した国・県を選んで桑を植えさせ、秦の民を移住させて、そこから庸調を献じさせた」とあり、〈秦の民〉が地方の殖産興業のために移配された記事とみられる。雄略天皇は埼玉古墳群の稲荷山古墳から出土した金錯銘鉄剣にあるワカタケル大王のことである。先述した渡来人の痕跡が認められる城北遺跡では、ヤマグワの立ち株も出土しており、雄略天皇との関係が深かった埼玉古墳群の勢力の影響が及んだであろう幡羅郡域にも、〈秦の民〉が移配された可能性を考えることもできる興味深い記事である。

このように、幡羅郡が渡来人の関わりが深いことは確実と思われる。ただし、それを裏付ける資料は主に古墳時代のものである。幡羅官衙遺跡が成立する段階では、郡内に渡来系の人々は多かったが、既に数世代を経て在地化した人々だったと思われる。郡名である「幡羅（ハラ）」は和銅６年（713）の勅令によって地名はよい漢字で表記されることになった時に充てられた２文字だが、郡司層の中に渡来系出身者がいて、自分たちの出自の由来を郡名に残した可能性を考えたい。

おわりに

郡家は必ずしも全体が区画されて、その中に整然と官衙施設が並んでいるとは限らない。幡羅郡家はその一例であるが、広大な敷地の中に大規模かつ規格性をもった施設がまとまっているのが特徴である。更にその周りに多くの遺跡群が集中しており、郡家を中心としたまちの広がりをイメージさせる。幡羅郡家跡には「辻」や「オニガ辻」の地名が残るが、かつて多くの人々が行き交った情景を、遺跡とともに今に伝えている。

【註】

（1）「評」は古代の行政区域の単位で、大宝令制定（701 年）により「郡」に改められる。

【参考文献】

加藤謙吉　1998　『秦氏とその民』白水社

熊谷市教育委員会編　2015　『熊谷市史　資料編１』

田中広明　2018　「復元、館の主殿」『シンポジウム飛鳥時代の役所と地域社会　予稿集』深谷市教育委員会

知久裕昭　2008　『幡羅遺跡Ⅲ』埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第 99 集

知久裕昭　2009　『幡羅遺跡Ⅳ』埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第 104 集

知久裕昭　2012　『幡羅遺跡Ⅷ』埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第 127 集

知久裕昭　2018　「北武蔵における在地産暗文坏」『埼玉考古』第 53 号

知久裕昭　2018　『武蔵国幡羅郡から見た古代史』まつやま書房

鳥羽政之･青木克尚　2002　「榛沢郡家と幡羅郡家」『板東の古代官衙と人々の交流』埼玉考古別冊６

松田　哲　2005　『籠原裏古墳群』平成 16 年度熊谷市埋蔵文化財調査報告書

水谷千秋　2009　『謎の渡来人秦氏』文藝春秋

森田　悌　1988　『古代の武蔵』吉川弘文館

第１図　周辺の主な遺跡

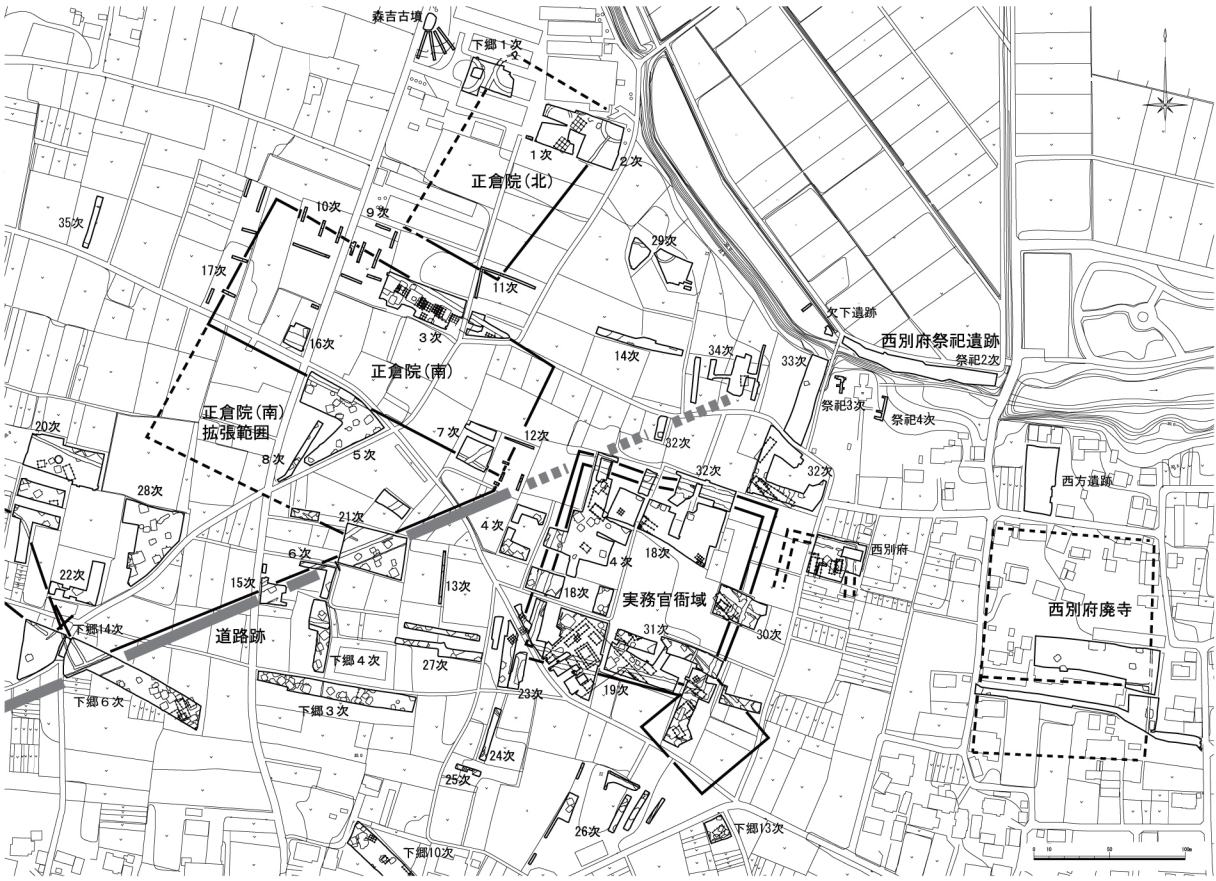

第２図　幡羅官衙遺跡全体測量図

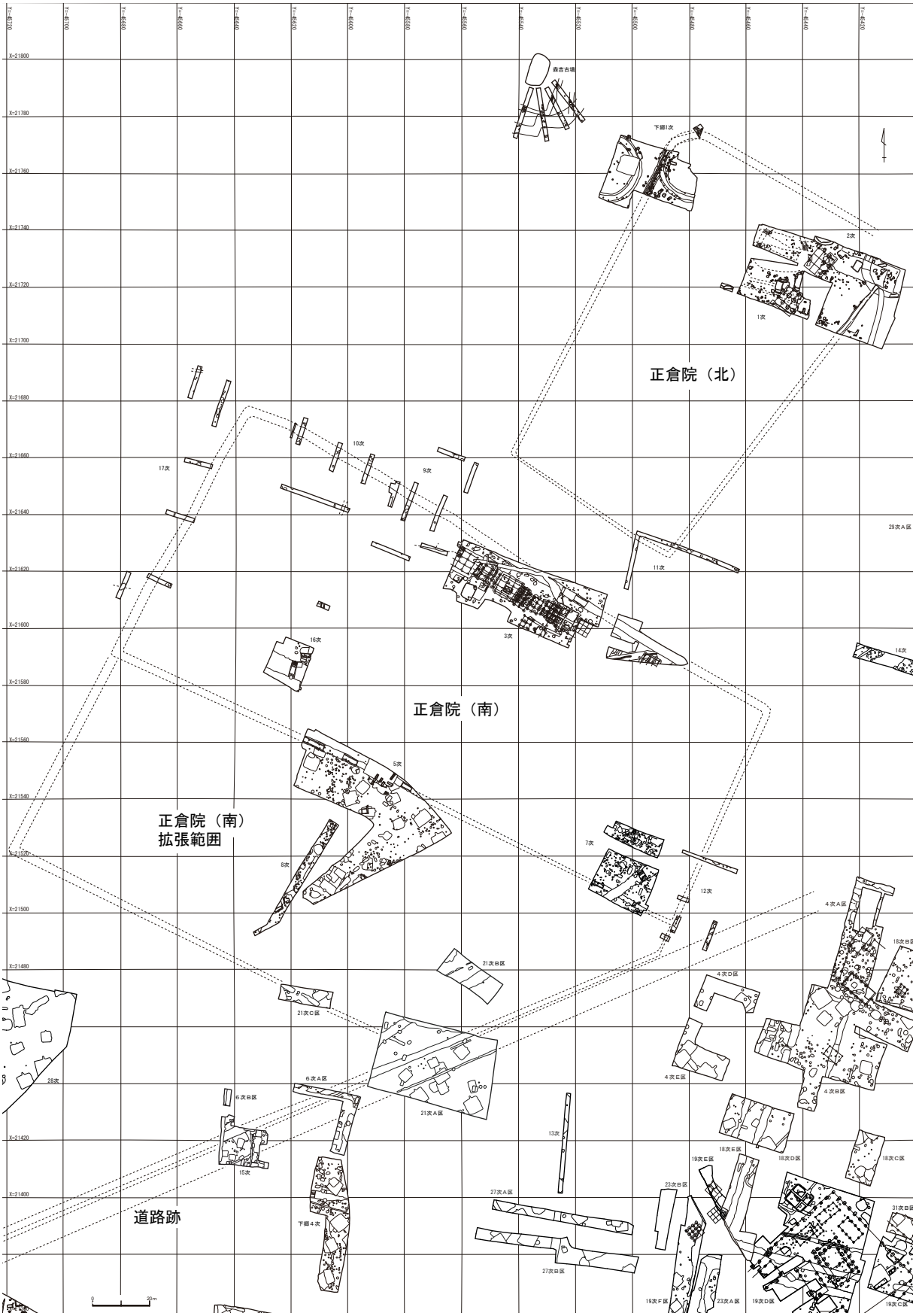

第３図　正倉院全体図

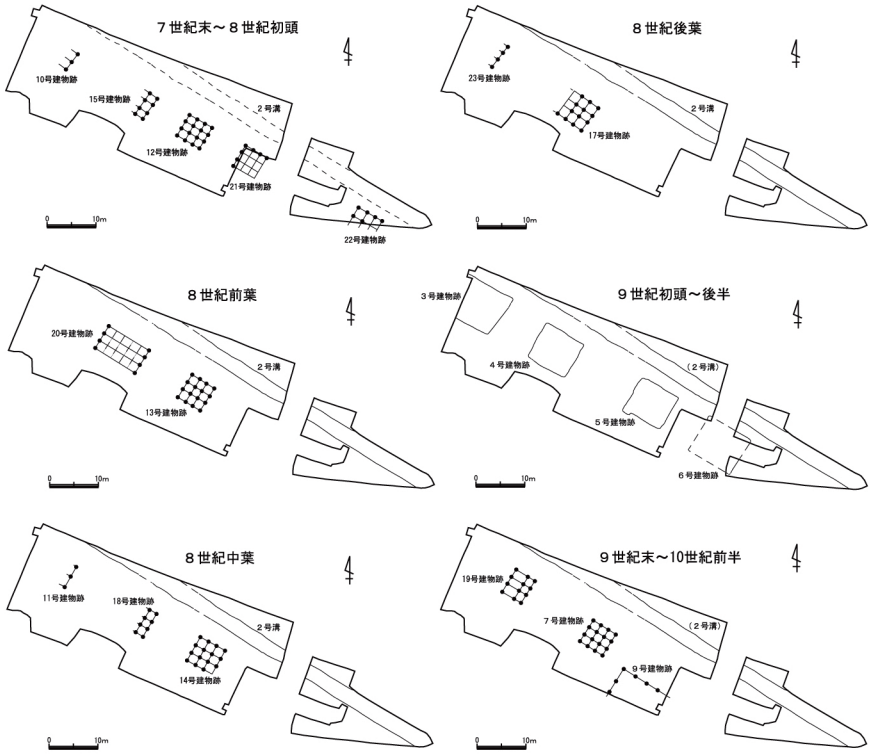

第４図　第３次調査区：正倉院（南）の変遷

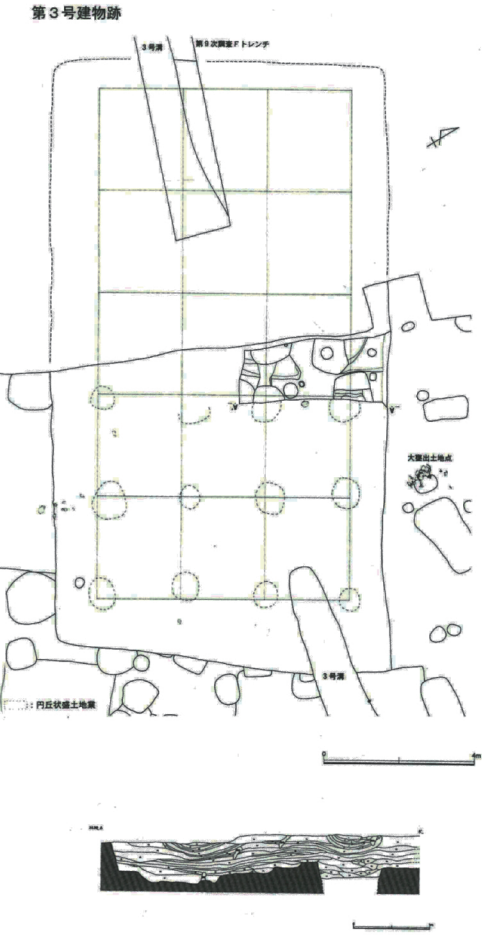

第５図　礎石建物跡（第３号建物跡）

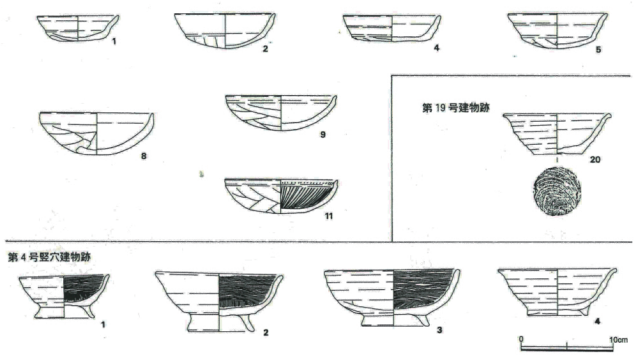

第６図　正倉院の時期を示す遺物

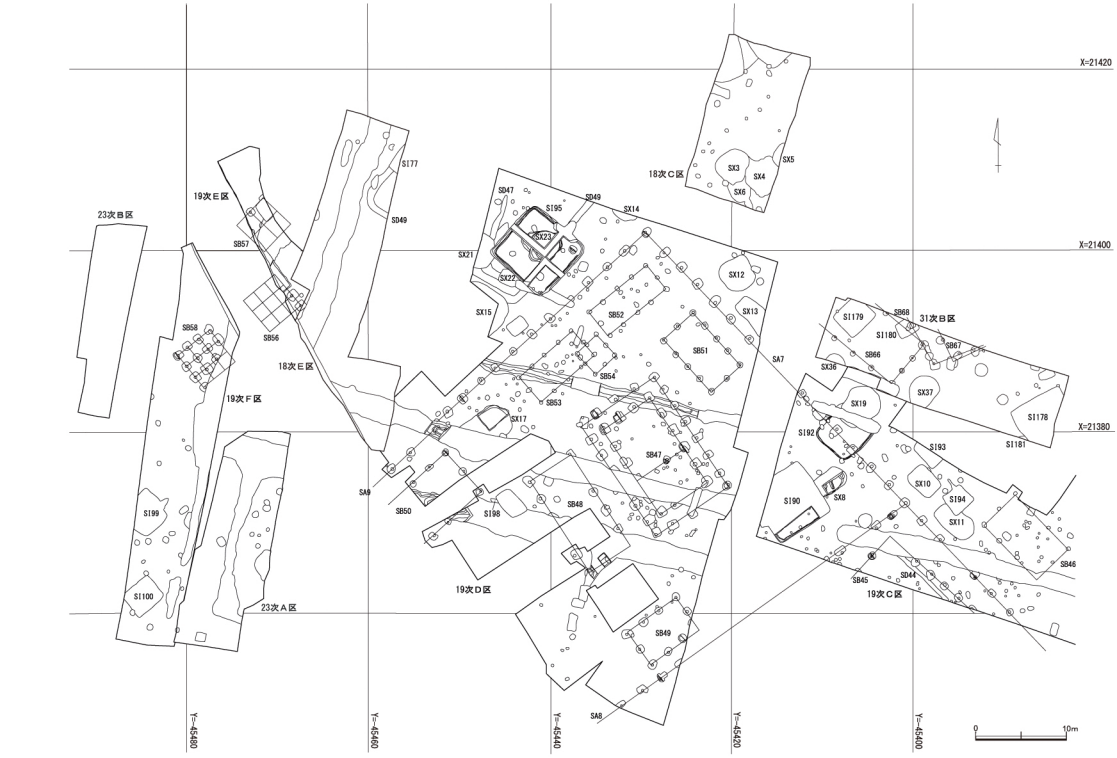

第７図　館とその周辺

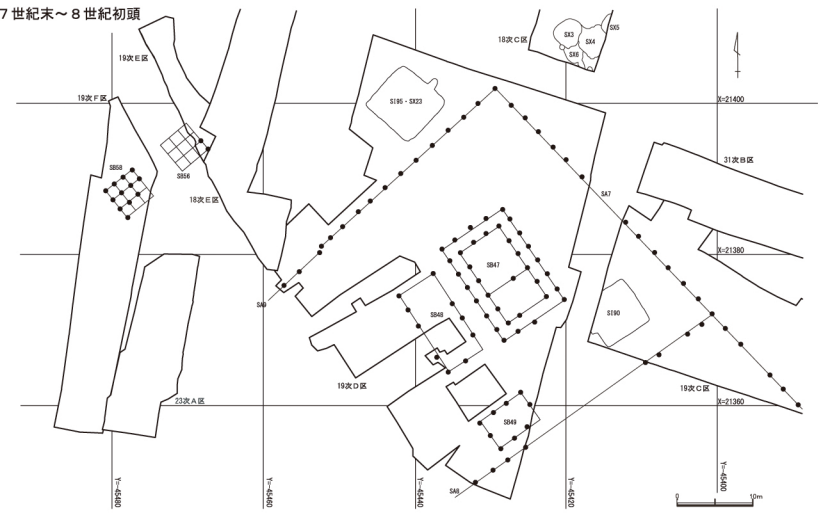

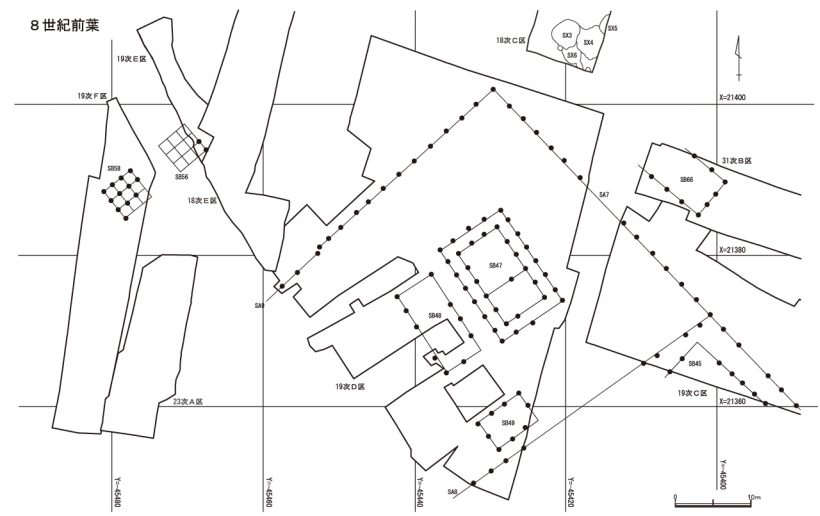

第８図　館の変遷

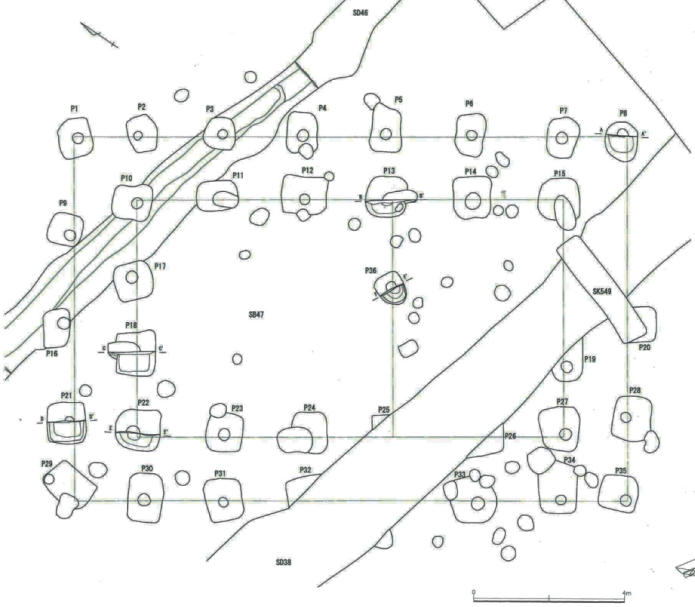

第９図　四面廂建物跡（第47号建物跡）

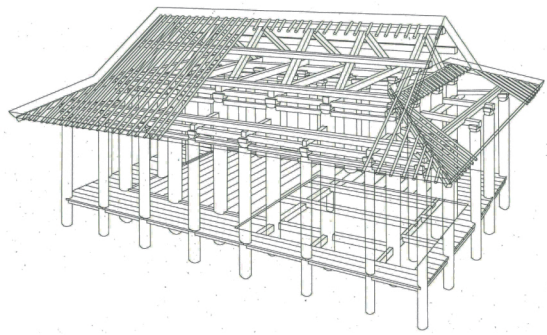

第10図　四面廂建物跡の復元図
（田中2018より引用）

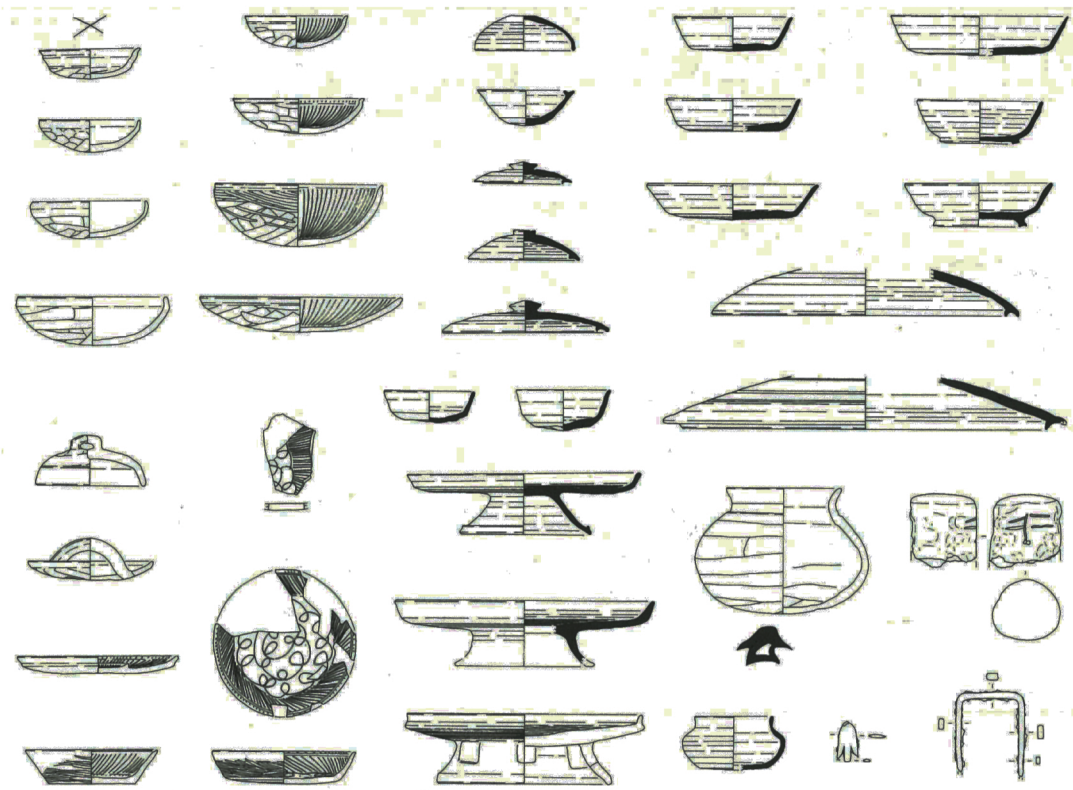

第11図　館周辺出土遺物

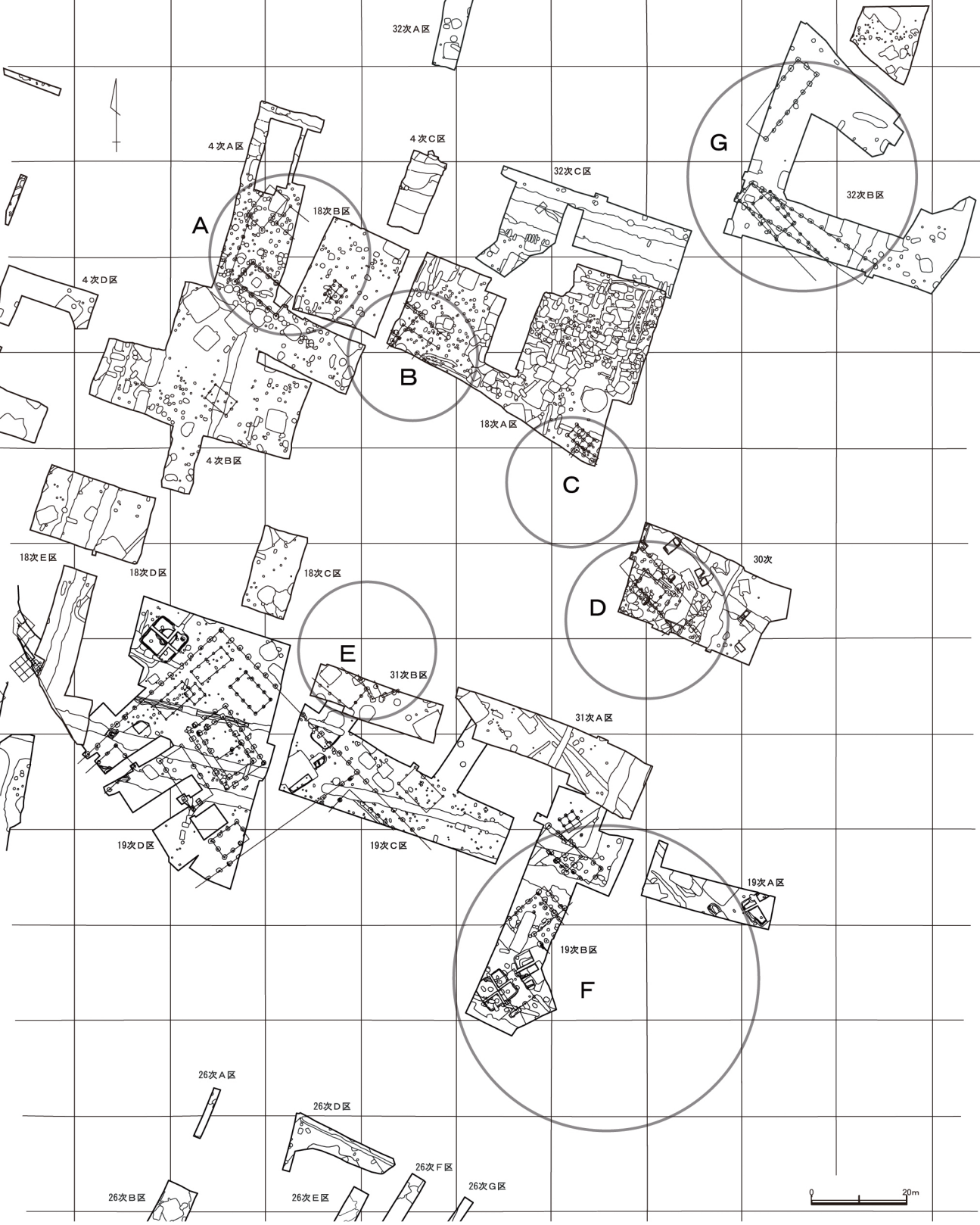
32次A区
4次A区
4次C区
32次C区
G
32次B区
A
18次B区
4次D区
B
18次A区
4次B区
C
18次E区
18次D区
18次C区
30次
D
E
31次B区
31次A区
19次D区
19次C区
19次A区
19次B区
F
26次A区
26次D区
26次F区
26次G区
26次B区
26次E区
0
20m

第12図　曹司群

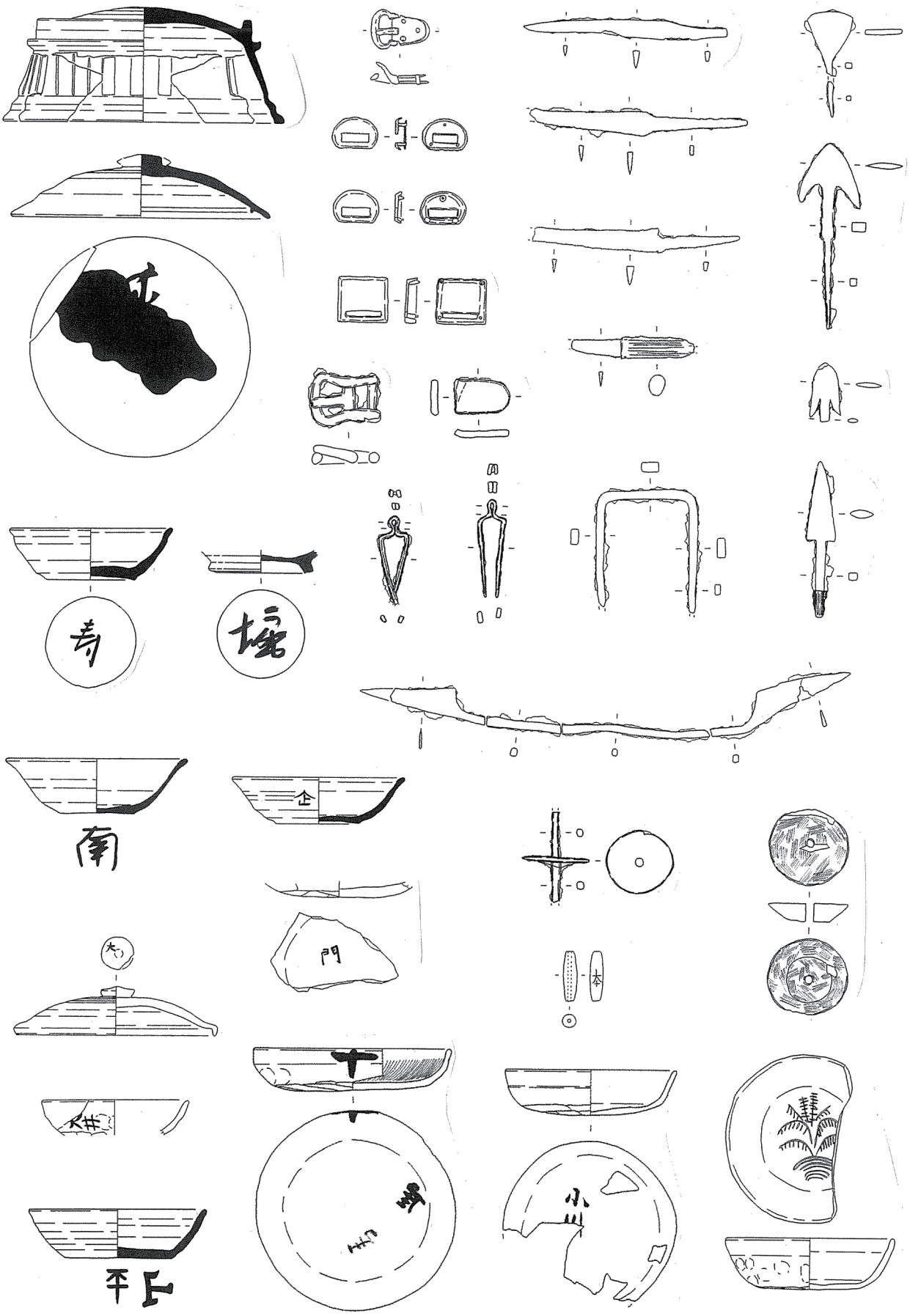

第13図　幡羅官衙遺跡・下郷遺跡出土遺物

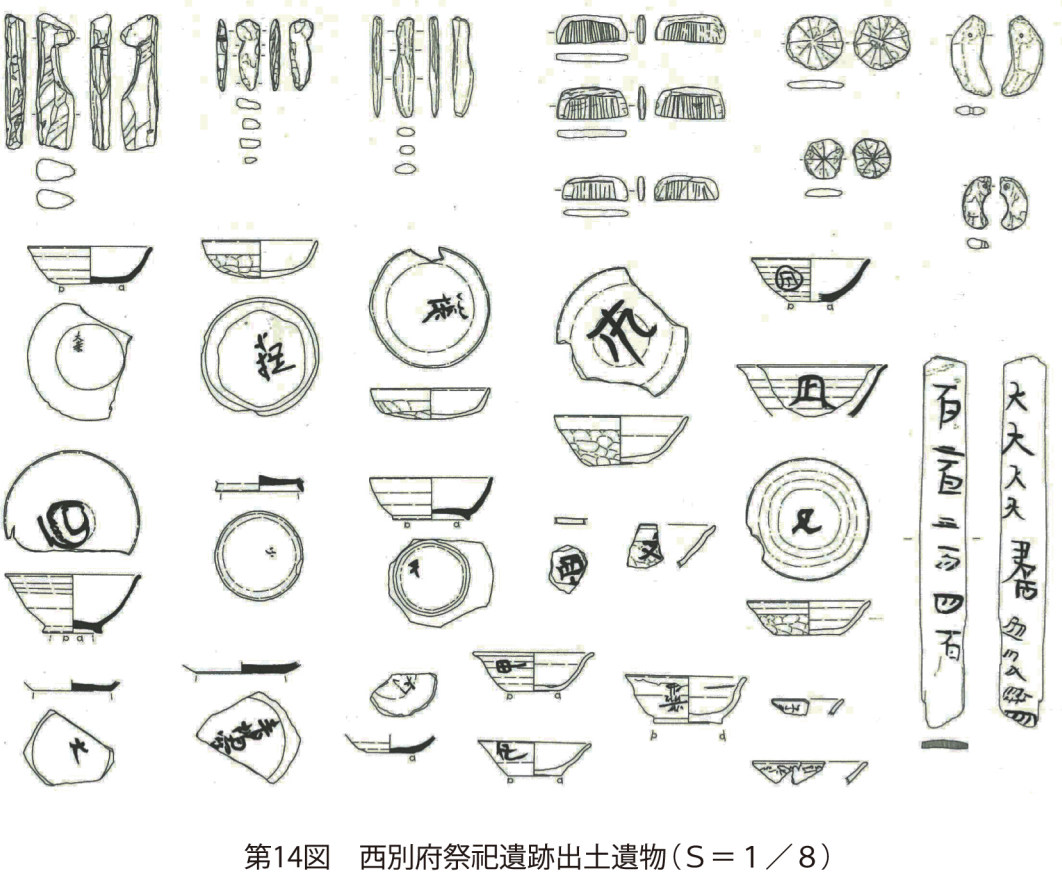

第14図　西別府祭祀遺跡出土遺物（S＝1／8）

第15図　幡羅郡家周辺の交通路

特別展記念シンポジウム

新羅の時代を探る

平成 30 年 11 月 24・25 日

発行　和光市教育委員会